

平成27年矢巾町議会定例会3月会議目次

議案目次	1
第1号(2月24日)	
○議事日程	5
○本日の会議に付した事件	7
○出席議員	7
○欠席議員	7
○地方自治法第121条により出席した説明員	7
○職務のために出席した職員	8
○開議	9
○議事日程の報告	9
○諸般の報告	9
○会議録署名議員の指名	9
○会議期間の決定	9
○施政方針演述並びに教育行政方針演述	10
○請願・陳情	34
27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願	
○報告第1号 矢巾町立煙山保育園改築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について	35
○諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	36
○諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	37
○諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて	38
○議案第1号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて	39
○議案第2号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について	40
○議案第3号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基	

	準を定める条例の制定について	4 2
○議案第 4 号	教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する 条例について	4 4
○議案第 5 号	教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について	4 5
○議案第 6 号	特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の 一部を改正する条例について	4 6
○議案第 7 号	特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条 例について	4 8
○議案第 8 号	一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について	4 9
○議案第 9 号	矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部 を改正する条例について	5 1
○議案第 1 0 号	矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について	5 4
○議案第 1 1 号	矢巾町行政手続条例及び矢巾町税条例の一部を改正する条例につ いて	5 6
○議案第 1 2 号	矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について	5 8
○議案第 1 3 号	矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について	5 9
○議案第 1 4 号	矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について	6 5
○議案第 1 5 号	矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関 する基準を定める条例の一部を改正する条例について	6 6
○議案第 1 6 号	矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び 運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のた めの効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正 する条例について	6 9
○議案第 1 7 号	町道路線の廃止に関し議決を求めることについて	7 1
○議案第 1 8 号	町道路線の認定に関し議決を求めることについて	7 2
○議案第 1 9 号	煙山ダム農業用施設災害復旧（25 災 7 - 1 0 1 号）工事請負契 約の変更について	7 3
○議案第 2 0 号	平成 2 6 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号） について	7 6
○議案第 2 1 号	平成 2 6 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）に	

	ついて	80
○議案第22号	平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号） について	87
○議案第23号	平成27年度矢巾町一般会計予算について	89
○議案第24号	平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	89
○議案第25号	平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	89
○議案第26号	平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	89
○議案第27号	平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算に ついて	89
○議案第28号	平成27年度矢巾町水道事業会計予算について	89
○議案第29号	平成27年度矢巾町下水道事業会計予算について	89
○散会		91

第2号（2月26日）

○議事日程	93
○本日の会議に付した事件	93
○出席議員	93
○欠席議員	93
○地方自治法第121条により出席した説明員	93
○職務のために出席した職員	93
○開議	95
○議事日程の報告	95
○議案第30号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の締結について	95
○散会	97

第3号（3月9日）

○議事日程	99
○本日の会議に付した事件	99
○出席議員	99
○欠席議員	99

○地方自治法第121条により出席した説明員	99
○職務のために出席した職員	100
○開 議	101
○議事日程の報告	101
○請願・陳情	101
27 請願第3号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願	
○一般質問	101
1 谷 上 哲 議員	101
2 齊 藤 正 範 議員	107
3 村 松 信 一 議員	122
4 山 崎 道 夫 議員	134
5 小 川 文 子 議員	149
○散 会	163
 第 4 号 (3月10日)	
○議事日程	165
○本日の会議に付した事件	165
○出席議員	165
○欠席議員	165
○地方自治法第121条により出席した説明員	165
○職務のために出席した職員	166
○開 議	167
○議事日程の報告	167
○一般質問	167
1 川 村 よし子 議員	167
2 昆 秀 一 議員	183
3 藤 原 梅 昭 議員	201
4 藤 原 由 巳 議員	212
○散 会	225

第 5 号 (3月20日)

○議事日程	2 2 7
○本日の会議に付した事件	2 2 8
○出席議員	2 2 8
○欠席議員	2 2 8
○地方自治法第 1 2 1 条により出席した説明員	2 2 8
○職務のために出席した職員	2 2 9
○開 議	2 3 1
○議事日程の報告	2 3 1
○請願・陳情の審査報告	2 3 1
2 7 請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願	
○矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告について	2 3 3
(矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長報告)	
○議会改革特別委員会報告について	2 3 4
(議会改革特別委員長報告)	
○報告第 2 号 普通河川岩崎川河川災害復旧 (2 5 災 5 5 7 号) 工事請負契約の 変更に関する専決処分の報告について	2 3 5
○議案第 2 3 号 平成 2 7 年度矢巾町一般会計予算について	2 3 6
○議案第 2 4 号 平成 2 7 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について	2 3 7
○議案第 2 5 号 平成 2 7 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について	2 3 7
○議案第 2 6 号 平成 2 7 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について	2 3 7
○議案第 2 7 号 平成 2 7 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算に ついて	2 3 7
○議案第 2 8 号 平成 2 7 年度矢巾町水道事業会計予算について	2 3 7
○議案第 2 9 号 平成 2 7 年度矢巾町下水道事業会計予算について	2 3 7
○議案第 3 1 号 第 7 次矢巾町総合計画基本構想の議決を求めることについて	2 4 6
○議案第 3 2 号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について	2 4 8
○議案第 3 3 号 平成 2 6 年度矢巾町一般会計補正予算 (第 6 号) について	2 5 0
○議案第 3 4 号 平成 2 6 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予 算 (第 3 号) について	2 7 1

○議案第35号	平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について	……	274
○議案第36号	平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について	…	279
○発議案第1号	矢巾町議会基本条例の制定について	……………	282
○発議案第2号	矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について	……………	283
○発議案第3号	矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の制定について	……………	284
○発議案第4号	矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の制定について	……………	284
○発議案第5号	矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について	……………	289
○発議案第6号	矢巾町議会予算決算常任委員会規程の制定について	……………	289
○発議案第7号	矢巾町議会広報広聴常任委員会規程の制定について	……………	289
○発議案第8号	「手話言語法」制定を求める意見書の提出について	……………	292
○閉 議	……………	……………	293
○署 名	……………	……………	295

議 案 目 次

平成 27 年矢巾町議会定例会 3 月会議

1. 請願・陳情
 - 27 請願第 2 号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
2. 報告第 1 号 矢巾町立煙山保育園改築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について
3. 諮問第 1 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
4. 諮問第 2 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
5. 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
6. 議案第 1 号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
7. 議案第 2 号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
8. 議案第 3 号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
9. 議案第 4 号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例について
10. 議案第 5 号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
11. 議案第 6 号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
12. 議案第 7 号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
13. 議案第 8 号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
14. 議案第 9 号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
15. 議案第 10 号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
16. 議案第 11 号 矢巾町行政手続条例及び矢巾町税条例の一部を改正する条例について
17. 議案第 12 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

18. 議案第13号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
19. 議案第14号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について
20. 議案第15号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
21. 議案第16号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
22. 議案第17号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
23. 議案第18号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
24. 議案第19号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）工事請負契約の変更について
25. 議案第20号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について
26. 議案第21号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について
27. 議案第22号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
28. 議案第23号 平成27年度矢巾町一般会計予算について
29. 議案第24号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
30. 議案第25号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
31. 議案第26号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
32. 議案第27号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
33. 議案第28号 平成27年度矢巾町水道事業会計予算について
34. 議案第29号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算について
35. 議案第30号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の締結について
36. 請願・陳情
 - 27請願第3号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願
37. 請願・陳情の審査報告
 - 27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
38. 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告について
(矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長報告)

39. 議会改革特別委員会報告について

(議会改革特別委員長報告)

40. 報告第 2 号 普通河川岩崎川河川災害復旧(25災557号)工事請負契約の変更に
関する専決処分の報告について
41. 議案第31号 第7次矢巾町総合計画基本構想の議決を求めることについて
42. 議案第32号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について
43. 議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算(第6号)について
44. 議案第34号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算(第
3号)について
45. 議案第35号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算(第3号)について
46. 議案第36号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算(第3号)について
47. 発議案第1号 矢巾町議会基本条例の制定について
48. 発議案第2号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について
49. 発議案第3号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の制定について
50. 発議案第4号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の制定について
51. 発議案第5号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について
52. 発議案第6号 矢巾町議会予算決算常任委員会規程の制定について
53. 発議案第7号 矢巾町議会広報広聴常任委員会規程の制定について
54. 発議案第8号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

平成27年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第1号）

平成27年2月24日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 施政方針演述並びに教育行政方針演述
- 第 4 請願・陳情
 - 27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願
- 第 5 報告第 1号 矢巾町立煙山保育園改築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告について
- 第 6 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 7 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 8 諮問第 3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 1号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて
- 第10 議案第 2号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について
- 第11 議案第 3号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について
- 第12 議案第 4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例について
- 第13 議案第 5号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について
- 第14 議案第 6号 特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第15 議案第 7号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第16 議案第 8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について

- 第 17 議案第 9 号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 18 議案第 10 号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について
- 第 19 議案第 11 号 矢巾町行政手続条例及び矢巾町税条例の一部を改正する条例について
- 第 20 議案第 12 号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について
- 第 21 議案第 13 号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 第 22 議案第 14 号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について
- 第 23 議案第 15 号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 24 議案第 16 号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 25 議案第 17 号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて
- 第 26 議案第 18 号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて
- 第 27 議案第 19 号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25 災 7-101 号）工事請負契約の変更について
- 第 28 議案第 20 号 平成 26 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）について
- 第 29 議案第 21 号 平成 26 年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第 5 号）について
- 第 30 議案第 22 号 平成 26 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 31 議案第 23 号 平成 27 年度矢巾町一般会計予算について
- 第 32 議案第 24 号 平成 27 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について
- 第 33 議案第 25 号 平成 27 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について
- 第 34 議案第 26 号 平成 27 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 35 議案第 27 号 平成 27 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について
- 第 36 議案第 28 号 平成 27 年度矢巾町水道事業会計予算について

第37 議案第29号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	村松康志	君	農林課長 兼農業委員会 事務局長	高橋和代志	君
道路都市課長	藤原由徳	君	区画整理課長	細川賢一	君
商工観光課長	山本良司	君	上下水道課長	藤原道明	君
教育委員長	松尾光則	君	教育長	越秀敏	君
学務課長	吉田孝	君	社会教育課長	立花常喜	君

代表監査委員 立花純幸君

農業委員会
会長 高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君

係長 吉田徹君

主事 根澤のぞみ君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまから平成27年矢巾町議会定例会を再開します。

ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

これより3月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

諸般の報告

○議長（藤原義一議員） 日程に入るに先立ち、諸般の報告をします。

当職からの報告はお手元に配付した報告書のとおりでありますので、ご覧願います。

次に、町長からの行政報告の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

（町長 行政報告）

○議長（藤原義一議員） 以上をもって行政報告を終わります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（藤原義一議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

3月会議の会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により

12番 村 松 輝 夫 議員

13番 藤 原 梅 昭 議員

14番 川 村 よし子 議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（藤原義一議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の3月会議の会議期間は2月12日開催の議会運営委員会で決定さ

れたとおり、本日から3月20日までの25日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から3月20日までの25日間に決定しました。

なお、会議予定につきましては、お手元に配付した会期日程案のとおりでありますので、ご了承願います。

日程第3 施政方針演述並びに教育行政方針演述

○議長(藤原義一議員) 日程第3、施政方針演述並びに教育行政方針演述に入ります。

初めに、平成27年度施政方針演述を行います。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 本日、ここに平成27年矢巾町議会定例会3月会議において、平成27年度における7会計予算案並びに関係諸議案の審議をお願いするに当たり、行政経営に対する私の所信と新年度の主な施策について概要を申し上げ、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、東日本大震災発災後、間もなくの平成23年4月に4期目の町長に就任以来、「創造、決断、実行」を基本理念とし、町民誰もが安全・安心で幸せを感じることができる町の実現を目指し、対話の中から町民の皆様が何を求めているかを見い出しつつ、ご意見を尊重しながら町勢発展のため最大限の努力を傾注し、誠心誠意取り組んでまいりました。

この間、議員各位をはじめ町民の皆様から多大なご支援ご協力を賜っておりますことに対し、心から感謝を申し上げる次第であります。

平成26年度の日本経済は、「大胆な金融政策」、「機動的な財政政策」、「民間投資を喚起する成長戦略」の「三本の矢」の一体的推進により、緩やかな回復基調が続いているものの、個人消費等に弱さが見られ、年度前半には、実質GDP成長率がマイナスとなりました。このような経済動向の背景には、消費税率引き上げに伴う駆け込み需要の反動減や夏の天候不順の影響に加え、輸入物価の上昇、さらには消費税率引き上げを含めた物価の上昇に家計の所得が追いついていないことなどがあると考えられます。このような状況のもと、経済の好循環を確かなものとし、地方に経済成長の成果が広く行き渡るようにするため、平成26年

12月27日に「地方への好循環拡大に向けた緊急経済対策」が政府により取りまとめられています。雇用・所得環境が改善する中、経済対策や政労使会議を含む各種政策の効果もあって、景気は緩やかに回復していくことが見込まれるとされています。

一方、町内の情勢を見ますと、本町の大規模プロジェクトであります矢幅駅前土地区画整理事業は、平成24年から本格的に工事に着手し、平成27年度の完成を目指して順調に進んでおります。

さらに、岩手医科大学の総合移転事業では、既にドクターヘリ基地ヘリポートやマルチメディア教育研究棟が開設され、さらに昨年におきましては、施設全体の基礎ともなる安定的な電源供給を行う「エネルギーセンター」が着工されており、着実に附属病院や医療関連施設の移転新築に向け事業が展開されております。また、隣接には、県の療育センターや盛岡都南支援学校の移転新築計画もあり、早期の完成が期待されるところであります。

一昨年8月9日の大雨洪水に伴う復旧状況であります。道路及び河川につきましては、被害の状況により順次復旧をいたしているところであります。大きな被害を受けました煙山ダム上流の岩崎川及び山王茶屋前橋につきましては、平成26年度末をもちまして工事が完了することとなっており、町道南昌山線につきましては、2カ年にわたる復旧工事として、現在本年秋ごろの完成に向け工事を実施しているところであります。また、一級河川岩崎川につきましては、昨年4月に県において床上浸水対策特別緊急事業の採択を受け、芋沢川合流点から県道不動盛岡線までの区間2,640メートルを総事業費48億5,000万円で5カ年事業として実施する計画となっております。なお、岩崎川橋につきましては、この事業において平成27年度末までに工事が完成する計画となっております。

スポーツ面では、本年度の中学校総合体育大会において矢巾中学校ハンドボール部女子、卓球団体女子、矢巾北中学校ハンドボール部男子が東北大会出場を果たし、矢巾中学校ハンドボール部女子が準優勝、個人では陸上競技女子800メートルで矢巾北中学校3年宍戸笑理亜選手が県大会で優勝し、8月に香川県で開催された全国大会に出場を果たすという結果をなし遂げました。さらには、7月に福島県で開催されました第36回東北中学生テニス選手権兼第41回全国中学生選手権・東北地区予選男子シングルスで矢巾北中学校3年生菊地裕太選手が優勝、12月に福島県で開催されました第23回JOCジュニア五輪カップハンドボール大会に岩手県選抜の主将として出場しました矢巾中学校3年生中村歩夢選手が女子優秀選手に選出される活躍もありました。

文化面においても、10月に盛岡市において開催された全日本合唱コンクール全国大会で高

校の部32人以下で構成するAグループに不来方高校音楽部が出場し、7年連続金賞を受賞し、上位団体に贈られる特別賞のうち第3位に相当する県教育委員会賞に輝いたほか、吹奏楽コンクールで今年度県大会に初出場を果たしました煙山小学校が銀賞を受賞し、昨年度全日本合唱コンクール全国大会に初出場し、銀賞を受賞いたしました矢巾北中学校特設合唱部は、今年度も東北大会へ出場し、2年連続の全国大会出場はかないませんでした。金賞受賞という成果を上げ、ことしもスポーツ、文化両面にわたって本町の将来を担う若い力が大いに活躍した年となりました。

本町では、スポーツや文化活動で輝かしい成績を収めた小中学生に顕彰メダルを贈っており、今年度は155人の児童・生徒に金メダルを授与し、その栄誉をたたえております。

また、国内外で活躍する岩手県出身のアスリート輩出を目指し、小学校5、6年生を対象に平成19年度から始めました「いわてスーパーキッズ発掘・育成事業」では、矢巾町からはこれまで12人が認定されており、こうした児童・生徒の今後ますますの活躍が期待されるところであります。

ここで、町政運営の指針としております第6次矢巾町総合計画後期基本計画の4年目でありました平成26年度の主要事業について総括させていただきます。

はじめに、重要課題と位置付けてまいりました土地利用計画についてであります。藤沢地区や中村地区につきましては、造成工事が完了し、順次家屋の建築が進められております。また、岩手医科大学附属病院及び関連施設などにつきましては、昨年は大規模なエネルギーセンターの着工など、順調に整備が進められているところであります。

次に、農業基盤整備につきましては、徳田第二地区及び下矢次地区の県営ほ場整備事業が完了したところでありますが、「人・農地プラン」の推進と相まって新たに矢次地区をはじめ基盤整備導入意向の地区が複数あり、既に地域内の合意形成に向けた活動を行っている地区もあることから、各地区における理解の浸透及び意見集約を図るとともに、県及び土地改良区等関係機関、団体と連携の上、必要な支援を行ってまいります。

都市基盤整備の矢幅駅西地区土地区画整理事業につきましては、平成16年から工事を進めてまいりましたが、平成26年度で家屋移転、造成及び道路工事が完了する見込みとなっております。また、矢幅駅前地区につきましては、平成23年10月の工事着手後、地権者各位の御理解をいただきながら、順調に整備が進められているところであります。進捗状況といたしましては、事業費ベースでの進捗率は、約84パーセントとなる見込みとなっております。

広宮沢第二地区土地区画整理事業につきましては、保留地の売却が最重要課題であり、平

成26年12月末現在83.2%の売却率となっております。また、企業誘致にも積極的に取り組み、これまで60社が決定し、雇用機会の創出も図られたところであります。

道路整備につきましては、町道白北線、藤沢9号線の交通安全施設整備事業を進めているところであり、地域に身近な生活道路の整備としましては、町道德丹11号線などの舗装を行っております。地域への資機材支給等を行いながら自治会と事業協定を締結して取り組む「矢巾町協働の道づくり事業」は、白沢地区におきまして地元住民参加のもと簡易舗装工事が実施され、その成果を上げることができました。

農業につきましては、平成26年産水稻の作況指数は「105」と平年を上回り、一等米比率はうるち米が89.2パーセント、もち米で86.1パーセントという状況にありますが、米価は大幅な下落となっております。また、野菜や果樹等は平年並みの収量である一方、菌茸類においては、東日本大震災津波での東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害があることなどから、農家経営そのものにつきましては、依然として厳しい状況が続いております。

商工業の分野におきましては、内閣府の月例経済報告によると、当面、弱さが残るものの、雇用・所得環境の改善傾向が続く中で原油価格下落の影響や各種政策の効果もあって、緩やかに回復していくことが期待されますが、消費者マインドの弱さや海外景気の下振れなど、我が国の景気を下押しするリスクに留意する必要があるとしております。

県内経済の先行きにつきましては、各種政策の効果や復興需要等を背景に、景気回復の動きが確かなものとなることが期待されておりますが、海外景気の下振れリスクに注意が必要であるとされており、総体的に県内経済は、緩やかに回復しつつあるとしております。

このことから、さらなる商工業の活性化のため矢幅駅前地区新商業集積形成実現化事業における賑いの創出及び雇用創出に向け、企業誘致をはじめ、新規創業者支援に努めているところであります。

下水道事業につきましては、公共下水道事業では、事業計画区域の拡大を行った区域を中心として、区画整理事業など他事業と連携しながら着実に整備の促進を図るとともに、施設の持続的維持管理に努めてきたところであります。

農業集落排水事業に関しましては、処理場施設及び管路の機能強化を目的とした機能診断及び機能強化事業を導入するとともに、持続的な維持管理を重視しており、排水設備接続率の向上に努めてきたところであります。これらによりまして、平成26年度末では、公共下水道、農業集落排水及び合併処理浄化槽を合わせた汚水処理人口の普及率は、94.6パーセントとなる見込みであります。

また、平成25年度から公共下水道事業及び農業集落排水事業を水道事業会計と同様に地方公営企業法を適用して下水道事業会計とし、経営成績や財政状態をより詳細に把握する複式簿記による企業会計方式に移行したところであり、財務諸表による財政状況及び経営成績の明確化を図り、経営改善すべき点が明らかとなったことから、汚水原価の縮減策や使用料の見直しも視野に長期的な経営の展望等図ることとしております。

上水道事業につきましては、岩手医科大学附属病院の移転計画及び市街化区域編入による給水量増加を視野に入れながら施設の耐震化や設備の更新に力を入れ、水道事業の基本である安全、安心で安定的な水の供給に計画的に取り組み、利用者の利便性向上に努めてまいりました。

環境保全につきましては、土地開発計画との調整を図りながら自然環境の保全と活用について進めてまいりました。東日本大震災への対応では、放射能汚染による不安解消のため、小学校、中学校、保育園、幼稚園など11施設の空間線量を測定するとともに、食の安全を確保するため、学校給食、農林畜産物の放射性物質濃度を測定し、その内容をホームページ及び広報を通じて公表いたしました。

また、自然環境、経済活動等の地域特性を踏まえ、矢巾町新エネルギービジョン基本方針を基に、行政、地域住民、企業と連携し、地域における新エネルギー・省エネルギーの導入、普及促進を展開し、民間事業者によるメガソーラー施設整備の導入を推進いたしました。

さらに、平成24年度から継続実施しております岩手県公共施設再生可能エネルギー等導入事業につきましては、矢巾町公民館をはじめ町内5施設を対象に太陽光発電システムの導入設置を進めたほか、一般住宅への太陽光発電システム設置補助事業も継続して実施いたしました。

ごみの減量化につきましては、一般廃棄物処理基本計画に基づき、盛岡・紫波地区環境施設組合と連携を図り、ごみの減量と分け方・出し方について青空教室を開催し、各地域において啓発を行いました。

また、分別収集の推進を図るため、資源回収コンクールを継続して実施し、ごみの減量化、資源化、再利用を積極的に実施している各団体に支援を行いました。

矢巾斎苑につきましては、施設利用者の利便性を高めるとともに、近隣住民へ配慮するため、火葬場駐車場用地の取得をいたしました。

少子化対策・児童育成支援につきましては、次世代育成地域行動計画に基づき、乳児家庭全戸訪問や育児サークル活動支援、各小学校区で行っております地域子育て支援拠点事業を

継続実施し、要保護児童等に対しましては、各関係機関と連携し、支援活動を行ってまいりました。

また、煙山保育園の整備を行い、特にも近年、ニーズの高い乳児保育に応えるための環境を充実させ、安心かつ安全な保育環境づくりを推進いたしました。併せて子育て家庭の経済的負担に配慮いたしまして、約35パーセントの保育料の軽減を行ったところであります。

さらに、子ども・子育て支援法施行に伴う、矢巾町子ども・子育て支援事業計画を、矢巾町子ども・子育て会議でご審議いただき、さらにはパブリックコメントを募集し、開かれた体制の中で策定をいたしました。この計画は、今後の本町の多様な子育て支援に関する取り組みや子育て環境をより良いものとするための指針となるものであります。

保健福祉関係につきましては、高齢者の医療の確保に関する法律による生活習慣病の予防、そして障害者総合支援法や介護保険法に基づくサービスの提供を充実させて実施してまいりましたが、将来にわたって高齢者も障がい者も住み慣れた地域で自立して生活できるようなまちづくりが、今後一層求められているところであります。

また、健康づくりにつきましては、国保ヘルスアップ事業と特定健診・特定保健指導を連動させた町独自の事業展開を基本とし、強化地区の指定、若年者健康診査の実施などにより、生活習慣病の発症予防及び重症化予防を目指し、特定健診等の受診率、特定保健指導の実施率の向上に重点を置いた取り組みを行ってまいりました。また、疾病は早期発見が重要なことから、がん検診等の各種検診の受診率を高めるため、受診しやすい環境の整備に努めてまいりました。

教育につきましては、次世代を担う子どもたちの育成に当り教育環境の整備が求められているところであり、町内各小中学校に扇風機を設置し学習環境を確保するとともに、学校連絡網配信メールを導入し、緊急時の連絡を素早く行うことにより、児童生徒の安全確保に努めてきたところであります。

財政関係につきましては、町税の平成25年度決算は、対前年度比1.5パーセント、額にして約5,300万円減の約35億6,200万円となっております。主な内容といたしましては個人住民税、固定資産税がともに1.1%の増となったものの、法人町民税が16.7%の減となったことによるものであります。

さらに、地方交付税は平成24年度から3年連続で大幅な減額となり、今後におきましても地方財政計画から推測すれば減額が見込まれ、厳しい状況が続くと予想され、引き続き健全財政を維持するため、想定される課題については十分な注意を払わなければならないと考え

ているところであります。

平成26年度は、矢幅駅前地区土地区画整理事業のほか、引き続き町民の健康と福祉を守る事業に予算を重点配分し、事業執行に支障が生じないよう必要最小限の予算で創意と工夫により執行してまいりました。

また、財政の健全化への取り組みは、将来の財政負担の軽減のため、補償金免除繰上償還の制度を活用し、一般会計及び上・下水道事業会計における利率の高い町債及び企業債の借り換えを行うなど公債費の削減に努めております。

第6次矢巾町総合計画後期基本計画の最終年度である平成27年度は、総合計画の基本理念の実現の下、魅力ある町、人が集まる町を目指し、町民に夢と希望を与える行政運営経営遂行のため、財政規律を堅持しながら着実に執行してまいり所存であります。

続きまして、平成27年度における各会計の予算規模につきましてご説明申し上げます。

一般会計は、90億4,330万円で前年度と比較し1.2パーセントの減。

国民健康保険事業特別会計は、30億3,480万4,000円で前年度対比20.3パーセントの増。

介護保険事業特別会計は、18億6,508万8,000円で前年度対比6.6パーセントの増。

後期高齢者医療特別会計は、1億7,219万5,000円で前年度対比5.8パーセントの増。

矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計は、7億6,251万1,000円で前年度対比68.4パーセントの減。

水道事業会計は、11億7,108万7,000円で前年度対比5.3パーセントの増。

下水道事業会計は、平成25年度から地方公営企業法を適用して3年目であり、予算額については、24億9,713万5,000円で前年度対比19.8パーセントの増となっております。

全会計の総予算額は、185億4,612万円で前年度対比3.4パーセントの減で、6億4,745万6,000円の減額となっております。

続きまして、平成27年度当初予算の概要について、第6次矢巾町総合計画の施策の大綱であります、まちの将来像の実現に向けた5つの基本施策に沿って、主要な事業に関し具体的な取り組みや直面する課題について、ご説明申し上げます。

まず、「自然・都市と農村が調和するまちづくり」に関してであります。土地利用に当たっては、国土利用計画など総合的土地利用を基本として、自然的土地利用と都市的土地利用との調和が重要な課題であることから、社会環境の変化に対応した土地利用計画の適切な誘導を図り、魅力あるまちづくりを目指して計画的な土地利用を推進してまいります。

一昨年市街化区域に編入されました藤沢地区及び中村地区については、既に造成工事が終

了しており、中村地区においては、既に住宅建築が進んでおります。藤沢地区につきましては、商業ゾーンに店舗等がオープンしております。さらに、役場西側に隣接している既成市街地である南明堂地区を市街化区域に新たに編入し、土地利用の推進を図っていくこととしております。

農業基盤整備事業においては、多様化する農業情勢に適切に対応するため、農用地の活用や低コスト生産を含めた複合経営の確立を目指しております。

これにより水田区画の大規模化及び汎用化やパイプライン化、さらには担い手への農地集積など総合的な整備を図るため、今後は新たな事業実施要望地区の意見集約や調査事務等を通じて担い手への農地集積を図りつつ、農業経営の改善に向けた支援を行ってまいります。

また、経営規模の拡大や戦略作物の生産促進を図るため、引き続き農業基盤整備促進事業により、園芸作物等との複合経営に取り組む地域を中心に暗渠排水設備の更新を図ってまいります。

このほか、国が農業・農村政策として掲げる「農地中間管理事業」や「多面的機能支払交付金制度」等の各種制度の導入を通じて、農地利用の集積・集約化、意欲ある農業者への環境整備を含む支援と併せ、需要ある作目生産の振興等に向けた支援及び規模拡大を図ってまいります。

都市的基盤整備の矢幅駅西地区土地区画整理事業につきましては、平成26年度で整備が完了する予定となっていることから、平成28年度の換地処分に向けた事務を進めてまいります。

矢幅駅前地区につきましては、平成27年度の工事完了に向けて、残っております矢巾町の交流拠点となる複合施設の建設、都市計画道路矢幅駅黒川線及び駅前広場、街区公園等の整備を進めてまいります。

広宮沢第二地区土地区画整理事業は、引き続き組合と一体となり、積極的に企業誘致や保留地の売却を促進し、自主財源の確保と早期の事業完了に向け鋭意取り組んでまいります。

幹線道路網の整備につきましては、土地利用計画に基づく岩手医科大学附属病院の移転計画等との整合を図りながら国の交付金等を活用し、アクセス道路の整備に向けた計画を推進してまいります。

具体的には、岩手医科大学に接する町道中央1号線につきましては、平成27年度より測量調査設計を行い、平成31年5月の岩手医科大学附属病院の開院に合わせ拡幅計画を進めてまいります。また、県事業であります国道4号と国道396号を結ぶ一般県道大ケ生徳田橋線の整備及び徳田橋の架け替えにつきましても、平成23年度に事業化がなされ、平成26年度に一部

用地補償等に着手されておりますことから、早期完成に向け、引き続き要望活動を展開してまいります。

また、高速道路利用者のほか、岩手医科大学附属病院への緊急車両のアクセス性向上や物流の効率化及び企業誘致による地域産業の活性化を目的とした「矢巾スマートインターチェンジ」につきましては、平成26年度から測量設計調査を実施し、平成27年度には用地取得及び工事に着手することとしており、順次周辺道路も含めた整備につきましても関係機関と連携のもと平成30年の供用を目指してまいります。

次に、「地域に根ざした活力ある産業のまちづくり」における農業の振興につきましては、農業を取り巻く現状は依然として厳しいものがありますが、本町農業の持続と特色ある発展を目指し、地域農業の担い手である集落営農組織が計画的な農地利用として取り組んでいる小麦や大豆等の戦略作物を栽培管理する上で不可欠な機械設備等の更新を支援するほか、担い手育成や集落営農組織の法人化等に向けた取り組みを補助する支援員を配置する「やはば集落営農応援事業」、所得向上を目指して野菜栽培に取り組む集落営農組織への助成や組織の経理事務・生産の支援を行う「農業担い手支援事業」などに取り組めます。

また、農地の有効活用による小麦、大豆、加工用米及び飼料用米など戦略作物の生産に取り組みながら、付加価値の高い商品の導入や複合経営の推進を図ることにより、消費者の目線に立った安全で安心な農産物の生産とその情報の発信に努めるとともに、6次産業化の推進に向けた人材育成のための商品開発も含めた専門研修の開催並びに農工商連携による特産メニューの開発、販売促進及び普及に向けた取り組みを引き続き推進してまいります。

そのほか、先に述べましたとおり農業を取り巻く環境が厳しい中で、持続可能な力強い農業を実現するためには、基本となる人と農地の問題を一体的に解決していく必要があることから、各集落において「人・農地プラン」の策定に取り組んでおりますが、町といたしましては、プラン実行に係る支援はもとより、その担い手となる中心経営体の育成や農地集積に向け、国、県及び岩手中央農業協同組合等の関係機関、団体と連携の上、引き続き支援してまいります。

商工業の振興に関しましては、矢幅駅周辺及び岩手医科大学附属病院の開院に向けた振興策を重点施策と位置づけ、町商工会等関係機関と連携を図りつつ、本町の顔となる中心市街地の賑いと約1万人とも言われている附属病院開院による交流人口を考慮しながらヘルスケア産業の創出等、調査研究を進めてまいります。

また、昨年12月に閣議決定された「まち・ひと・しごと創生総合戦略」における施策を注

視しつつ、情報収集に努め、地域経済に新たな付加価値を生み出す核となる企業の育成、新たな雇用創出につながる優良企業の誘致、地域産業の活性化等に取り組み、将来に向けて安定的な雇用の確保及び地域経済の活性化に取り組んでまいります。

商業施策につきましては、町商工会及び商業団体と連携し、地域の魅力を発信するため、既存商店街振興会の賑いを創出するイベントや商工まつりの自発的な取組に対して継続して支援を行ってまいります。

矢幅駅前地区土地区画整理事業に併せて、この3月にオープン予定の屋台村については、関係機関と連携を図りながら県内初の取り組みとして先進事例となるよう情報発進に努めてまいります。このほか、矢幅駅前複合施設東側に町商工会で整備を検討しております「矢幅駅前地区の魅力ある商業集積形成調査研究事業」の実施計画策定事業を支援し、活力と賑いのある商店街の形成に努めてまいります。

また、町企業連絡会を通して、会員相互及び行政との情報交換により、企業の抱えている課題やニーズの把握に努めるとともに、専門部会の研修を積極的に進め、異業種間交流を促進してまいります。

さらに、町内中小企業者の資金調達の円滑化と振興育成を図ることを目的に、中小企業振興金融融資制度及び小規模小口資金保証料補給制度による融資額に対し、利子補給等を行い、町内中小企業の健全な経営を支援し雇用の安定を図ってまいります。

このほか、もりおか起業ファンドを活用しながら創業する起業家の育成を行い、ベンチャー企業による雇用の創出と地域経済活性化の推進に努めてまいります。

次に、雇用対策につきましては、岩手県の有効求人倍率及び高校卒業予定者の就職内定状況は、前年同期より増加はしているものの、新規求人数については減少に転じることから、国、県並びに関係機関と緊密なる連携のもと、引き続き緊急雇用創出事業制度を活用するなど雇用の創出に努めるほか、求人情報の提供や職業意識の高揚などを目的とした、町インターン事業による就労支援に取り組んでまいります。

企業誘致の推進につきましては、スマートインターチェンジ整備による地理的優位性をアピールし、岩手県及び在京盛岡広域産業人会等関係機関と連携を図りつつ、首都圏との情報交流を通じた企業情報の収集に努め、企業誘致活動に取り組んでまいります。

観光の推進につきましては、地域資源を活用した誘客に取り組み、南昌山自然公園及び矢巾温泉郷の活性化を推進するため、本町観光関係団体との連携を強化するとともに、盛岡広域市町で構成されている各種観光推進協議会開催のイベントへ積極的に参加しながら、本町

の観光PRを行い、誘客の促進に努めてまいります。

一昨年の大雨・洪水により被害を受けたマレットゴルフ場、水辺の里の復旧につきましては、第7次総合計画策定に係る矢巾町総合開発委員会において検討してまいります。

地域に身近な町道整備につきましては、平成23年度から実施しております行政と地域が協働により行う「矢巾町協働の道づくり事業」を推進し、引き続き、新しい道路整備のあり方、取り組み手法等を検討しながら進めてまいります。

上水道につきましては、基本である安全、安心、安定、持続を柱に、緊急対応能力の向上と重要度に応じた施設の耐震化及び老朽施設の更新に取り組み、水需要の動向を踏まえた長期展望に立ち、効果的かつ効率的な整備を進めてまいります。

具体的には、継続して行っている既存施設の更新やライフラインのネットワーク化等のハード面の強化と併せ、地理情報システムによる危機管理体制の実践など、ソフト、ハード両面での機能強化を図り、岩手医科大学附属病院の建設計画への対応も病院の詳細設計が定まり次第、速やかな対応を図ってまいります。

下水道につきましては、公共下水道事業は、「矢巾町汚水処理施設整備計画」に沿った整備を継続して行い、駅前地区土地区画整理事業地内の整備と併せ、上赤林、煙山、南煙山、城内及び下北地区等の既存集落内の整備を、引き続き着実に促進し生活環境の改善を図ってまいります。

農業集落排水事業につきましては、機能診断及び機能強化事業を継続して行い、持続的な施設の維持管理を図るとともに、排水設備の設置接続促進に関する普及活動を維持管理組合と一体的に取り組んでまいります。

また、計画区域外の地域につきましては、浄化槽設置補助事業を継続して行い、町内全域において公共水域の水質保全を図ってまいります。

これによりまして、平成27年度末の汚水処理人口普及率は、95.5パーセントとなる見込みであります。

雨水整備事業につきましては、一昨年8月9日の大雨・洪水により明らかとなった雨水路狭隘部の整備及び既設雨水路の補修を実施してまいります。

環境保全につきましては、新エネルギービジョンの基本理念及び基本方針を基に、本町において活用が可能な新エネルギーの普及啓発に努めながら、地球環境の保全、快適で便利な生活環境の創出に取り組んでまいります。

具体的な施策といたしまして、平成27年度は矢巾町民総合体育館、（仮称）矢幅駅前地区

複合施設の2施設に太陽光発電システムの導入設置を進めてまいります。

また、一般住宅への太陽光発電設備の設置に対し補助金を交付する新エネルギー導入事業を継続して推進するとともに、民間事業者によるメガソーラーシステムの建設に対し協力をしてまいります。

矢巾斎苑につきましては、施設利用者の利便性を高めるため、火葬場駐車場を新たに整備してまいります。

し尿処理施設整備につきましては、紫波、稗貫衛生処理組合が平成29年に解散することから、今後は、紫波町とともに施設整備に向け計画の策定等連携を深めてまいります。また、国、県が推進するごみ処理広域化に対する取り組みでは、引き続き県央ブロックごみ・し尿処理広域化推進協議会において、協議を進めてまいります。

ごみの減量化につきましては、一般廃棄物処理基本計画を基に、盛岡・紫波地区環境施設組合と連携を図り、各地域において、リデュース、リユース、リサイクルのいわゆる「3R運動」を展開するとともに、ごみの減量と分け方・出し方についての青空教室を開催し、ごみ排出抑制、分別収集、有効利用を推進していくほか、資源回収活動に対しても積極的に支援し、リサイクル活動の推進を図ることにより、ごみの資源化、再利用化を進め、ごみの減量化に努めてまいります。

コミュニティ活動の推進につきましては、矢巾町コミュニティ条例を基本とし、各コミュニティ組織が地域の実情に応じて策定いたしました「地域コミュニティ計画」に基づき、コミュニティ施設等の整備に対する助成を行うとともに、コミュニティ会長連絡協議会と連携を図り、地域リーダーの育成に努めるなど、行政とコミュニティ組織で役割分担を図り、協働によるまちづくりに取り組んでまいります。

暮らしの安全性の向上につきましては、引き続き、より一層の安全・安心のまちづくりを行うため、常備消防の充実と新たに機能別消防団員を創設し、より消防団の活性化及び消防団員の確保と安全対策の充実に努めてまいります。

さらに、防災体制の強化・充実に努めるため、消防ポンプ自動車の更新を順次行っていくとともに、共助組織としての自主防災組織を全ての自治会で結成し、「自助」「共助」を基本に「公助」でサポートするシステムによる地域ぐるみの防災体制と防災意識の高揚を図ってまいります。

また、犯罪の無い明るく住みよい地域社会の実現に向け、引き続き、地域安全推進隊の活動を積極的に支援するとともに、紫波警察署や紫波地区地域安全推進協議会の活動とタイア

ップしながら、防犯連絡員や町内の小中学校など関係団体との連携を密にし、防犯に対する意識を高め、安全・安心のまちづくりに取り組んでまいります。

交通安全につきましては、事故の無い明るいまちづくりを目指し、地域から要望された交通安全施設の設置・改善等を県公安委員会に対し継続的に要望していくほか、飲酒運転の根絶をはじめとした町民の交通安全意識の高揚を図るため、広報活動等の地道な活動を続けるとともに、交通指導隊による街頭指導や園児、高齢者への交通安全教室等を、より積極的に展開してまいります。

次に、「安心で生きがいのある健康長寿のまちづくり」についてであります。年々、一人暮らしの高齢者等の世帯が増加し、高齢者福祉の充実がより一層求められておりますことから、関係団体や地域の皆様のご協力のもと、災害時の避難支援体制の整備と併せて、日頃の見守り支援体制の確立を推進してまいります。

また、高齢者が地域で安心して暮らしていくためにも在宅高齢者のための保健福祉サービスの各種事業として、「緊急時の対応」、「食事や除雪等の身の回りの支援」、そして「生きがい対応型デイサービス事業」「介護予防事業」等のさらなる充実を努め、高齢者の就業機会の拡充や老人クラブ活動を継続して支援していくことにより、高齢者が生きがいに満ちた生活を送ることができる環境づくりを推進してまいります。

認知症対策については、既に取り組んでいる「矢巾町認知症施策総合推進事業」の取り組みが4年目を迎え、認知症になっても住み慣れた地域で安心した生活を送ることができるよう、医療機関及び介護福祉機関との連携、住民と一体となった地域のネットワークを今後も強化し、支援体制の充実を図ってまいります。

また、平成27年度は「矢巾町高齢者福祉計画・第6期介護保険事業計画」の初年度で、いわゆる団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据えた、介護保険制度の大きな見直しにより、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを続けることができる医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの構築に向け、効果的、効率的に介護保険事業を実施してまいります。

障がい者福祉につきましては、障害者総合支援法施行から3年目を迎え、平成27年度は「矢巾町第4期障がい者プラン及び障がい福祉計画」の初年度であることから、計画の基本視点に基づき、障がい者の自立に向けた支援やサービスの充実を努めるとともに、本町の障がい者支援施策を計画的に推進してまいります。

また、障がい児・障がい者の方が、その有する能力や適性によって、安心し、自立した社

会生活が営めるように、必要な障害福祉サービスに係る給付と支援のさらなる充実に努めてまいります。

さらに、障がい者個々のライフスタイルの確立を支援していくため、障害福祉専門相談員によるサービス等利用計画策定と相談事業についても、継続して取り組んでまいります。

本町では、矢巾町社会福祉協議会をはじめ各種団体、ボランティアグループ、地域住民との協働により地域福祉活動が展開されております。今後さらに、福祉サービスのニーズが多様化し、住み慣れた地域で安心して暮らしていける社会の形成が求められており、住民のボランティア活動への参加促進やNPO法人等との連携により、支援内容とマンパワーの確保に努めながら、地域住民と協働による福祉活動を展開していくとともに、地域住民総参加型の支え合う地域社会を目指した地域コミュニティを推進し、みんなで進める福祉の充実に努めてまいります。

幼児期の教育や保育、地域の子育て支援につきましては、平成27年度から「子ども・子育て支援新制度」が施行されることから、より質の向上を図るべく、これまで以上にきめ細やかに進めてまいりますとともに、保育料の軽減につきましても引き続き行ってまいります。

少子化対策、児童育成支援につきましては、乳児家庭全戸訪問を実施し、保護者の育児不安を緩和するとともに、地域の中で子どもが健やかに育成できる環境整備を進めてまいります。また、児童家庭相談窓口の周知を図り、虐待予防、虐待の早期発見につなげるとともに、関係機関と連携を図り、地域全体で子育て家庭を支えていく取り組みを進めてまいります。

また、平成27年度4月から「矢巾町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例」が施行され、登録児童の対象がこれまでの3年生以下から全学年となることから、保護者が安心して働きながら子育てができるよう、さらなる支援をしております。

さらに、少子化対策の新たな事業として、小学生の入院にかかる医療費に対して助成を行い、子育て支援の負担軽減を図ってまいります。

健康づくりにつきましては、平成25年度に策定いたしました「健康やはば21（第2次）計画」に基づき、「がん対策」を始め生活習慣病対策の各種の健康づくり施策を着実に推進してまいります。特にも岩手県が脳血管疾患死亡率の全国ワースト1位であり、このことは本町におきましても死因の中で大きな割合を占めていることから、その対策に力を入れ、「心疾患」、「糖尿病」の生活習慣病発症予防・重症化予防と併せて実施してまいります。具体的には、特定健康診査・特定保健指導における受診率・利用率の向上のため、集団検診や個別検診の時期や会場の拡大を図り、若年層の健康診査の継続、そして個別支援のノウハウを

蓄積したヘルスアップ事業を活かした重症化予防を促進する仕組みを整えてまいります。これらのことは、町民一人ひとりが主体的に取り組むことで、その成果が期待されるものでありますが、地域や社会全体で推し進めていくため、各自治会には協働での取り組みに引き続きお願いをしていくとともに、地元の岩手医科大学や医師会関係者、そして教育研究機関等につきましても、県内外の専門機関と連携しながら「日本一健康な町やはば」を目指し、一層推進してまいります。

また、保健推進員や食生活改善推進員と協力して、「運動、食事、口腔ケア」等を中心とした、よりよい生活習慣の実践に自ら取り組めるような啓発を推進してまいります。

さらに、介護予防事業につきましても、介護予防拠点施設の「国民保養センター」が営業を再開しましたことから、さわやかハウスや各自治公民館で開催する介護予防事業と連動させながら鋭意取り組んでまいります。

予防接種事業につきましては、平成26年度から新たに小児水痘ワクチンと高齢者肺炎球菌ワクチンが定期予防接種となりましたことから、町民へわかりやすく周知するなど、計画的かつ安全な予防接種の実施に努めてまいります。

また、不妊治療の経済的な負担を軽減するため、医療保険が適用されない高額な特定不妊治療を受けた夫婦に対し、治療費の一部を助成する制度を平成26年度から新たに設けておりますが、医療保険が適用されない一般不妊治療についても、県内で先駆けて町単独事業として実施しており、不妊に悩む方々への支援を充実させ、少子化対策のひとつとして取り組んでまいります。

また、近年減少傾向ではあるものの、依然として全国的な問題となっております自殺予防対策については、「ゲートキーパー」の育成をより一層進め、町全体として、自殺予防に取り組む体制を構築するよう努めてまいります。

平成27年度は、以上のような事業を通して、町民の健康増進と疾病予防等を図り、行政と町民、そして岩手医科大学をはじめとした教育機関や医療機関等とも連携しながら、保健・医療・福祉が充実した「日本一健康な町やはば」を目指し、鋭意取り組んでまいります。

次に、「たくましく豊かな心を育てるまちづくり」に関してであります。地方教育行政制度の改革により、教育施策について首長が教育委員会と協議する場として新たに総合教育会議を設置し、教育行政の方針となる「教育行政の大綱」を教育委員会と協議・調整を行い策定することとなりますことから、方向性を共有し、町長、教育委員会の一層の連携強化を図ってまいります。

具体的な施策につきましては、後ほど教育行政方針で述べられますので、ここでは基本的な事項について申し上げます。

学校教育につきましては、引き続き豊かな情操を養う教育の充実に努め、好ましい人間関係を築ける協調性や、進んで人を助けるといった心を育むことにより、社会の一員としての成長を促し、「確かな学力」「豊かな心」「健やかな体」の調和のとれた、健康で明るく豊かにたくましく生きる力の育成に取り組んでまいります。

子どもたちが、学校、家庭、地域との連携・協働のもと、よりよい環境の中で教育を受けることができるよう、見守りを行うとともに安全・安心な教育環境を整備し、児童生徒が等しく充実した教育を受けられるよう、負担軽減を含めた様々な支援に努めてまいります。

社会教育につきましては、引き続き町民の学習ニーズの把握に努めながら、多様な学習機会の拡充を図る必要があり、生涯を通じて学び続けることができる環境の整備と学習機会の提供に努めてまいります。また、個人が学習した成果を社会の中で活かし、地域の抱える課題について理解を深め、より良い社会づくりにつなげていくことのできる仕組みづくりの充実に引き続き努力してまいります。

文化財の保存と活用につきましては、町内文化財の情報を積極的に発信するなどして啓発活動に努め、文化財保護意識の高揚を図ってまいります。また、国指定の史跡徳丹城跡につきましても、徳丹城春まつり等の開催を通して広く情報発信に努めるとともに、これまでの発掘調査成果の総括を図り、今後の整備等へ向けて、関係機関と調整を図りながら取り組んでまいります。

平成28年に岩手県で開催される第71回国民体育大会につきましては、スポーツチャンバラのリハーサル大会、矢巾町ラジオ体操会等を開催し、開催機運の醸成に努めるとともに、各地区における講習会等を開催し、さらなる普及・推進に努めてまいります。

国際交流の推進に当たっては、アメリカ・フリモント町への相互派遣事業や中国浙江省寧波市江北区との親善交流などを通じて、国際感覚を身につけた人材の育成を図るとともに、国際交流協会の体制の充実・強化を支援し、友好都市等との交流活動を継続してまいります。

平成27年度は、第6次矢巾町総合計画後期基本計画の最終年度となることから、これまでの実施計画における課題や達成状況などを検証し、後期基本計画に掲げた事業をさらに精査しながら、確実に実行するよう鋭意取り組んでまいります。

また、平成28年度から始まる第7次矢巾町総合計画の策定を進めてまいります。

政府が通常国会に提出した平成27年度予算案は、一般会計総額で前年度比0.5パーセント増

の約96兆3,000億円となり、当初予算としては過去最大規模であります。これは、経済対策である平成26年度補正予算や、平成27年度税制改正と併せ、経済再生と財政再建の両立を実現する予算としております。

このような中であって、本町における普通会計の中期的な財政見通しは、歳入面においては、景気回復の地方への波及効果が確たる状況にはないことから、当面は自主財源である町税の大きな伸びは期待できない状況であり、また、依存財源である地方交付税は減少傾向が続き、楽観視できない状況になっております。

歳出面においては、第6次矢巾町総合計画後期基本計画の最重要事業である矢幅駅前地区土地区画整理事業をはじめ、計画された事業に限られた財源を効率よく配分して取り組む必要があります。

現下の景気回復が地域経済に十分浸透しきれていない状況では、計画どおりの財源確保が確約されているものではなく、財政を圧迫することも想定しておりますが、本町においては、財政の健全化を第一に考え、事業執行に当たっては、計画を超える過大な借金に頼ることなく、財政規律の堅持を心がけ、町民の皆様にご不安や不信感を与えないよう健全経営に努めてまいります。

平成27年度の一般会計予算規模は、対前年度比約1億1,000万円の減で、約90億4,000万円となりますが、緊急性、重要性及び費用対効果等を勘案し、創意と工夫により、確実に事業を執行するとともに、尚一層の経費削減に努めてまいります。

結びになりますが、今後においても職員一同、町民憲章に掲げる「和といたわりと希望の町」の実現を目指し、厳しい財政状況の中においても、思いやりの心を重視し、創意と工夫を凝らし、すべての町民の皆様が笑顔で幸せあふれる町づくりに努めてまいりますので、議員並びに町民の皆様のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。平成27年度の施政方針といたします。

○議長（藤原義一議員） 以上で施政方針演述を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時25分といたします。

午前11時16分 休憩

午前11時25分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き、平成27年度教育行政方針演述を行います。

松尾光則教育委員長。

(教育委員長 松尾光則君 登壇)

○教育委員長(松尾光則君) 平成27年矢巾町議会定例会3月会議に当たりまして、平成27年度の矢巾町教育行政方針についてご説明申し上げます。

本町の教育行政推進につきましては、議員各位並びに町民の皆様のご理解とご支援に心から感謝申し上げます。

さて、我が国の教育をめぐる状況は、急速に変化してきております。少子高齢化や核家族化などによる人間関係の希薄化や人口減少など、教育をめぐる状況が大きく変化する中で、豊かな心と新しい発想ができる人材の育成が必要であり、その基盤となる教育、文化、スポーツの振興が果たす役割は、より一層重要であると考えております。

このことから、本町教育におきましては、第6次矢巾町総合計画の5つの基本施策の一つである「たくましく豊かな心を育てるまちづくり」を基本理念として、引き続き、矢巾町教育目標の実現に向けた学校教育及び社会教育の諸施策を推進してまいりたいと考えております。

はじめに、次世代を担う子どもたちを育むうえで、最も重要な基盤となる「学校教育の充実」について申し上げます。

国では、第2期の「教育振興基本計画」において、今後の社会の方向性として、個人の「自立」、様々な人との「協働」、新たな価値の「創造」を3つのキーワードとして、その実現に向けた生涯学習社会の構築が必要であるとしております。

また、全国的に深刻ないじめの問題が後を絶たないことから、平成25年9月には「いじめ防止対策基本法」が施行されるとともに、文部科学省では、道徳の教科化を学習指導要領の改訂・実施に先がけて行う方針を決めました。

一方、岩手県では、「いわて県民計画」に基づき、引き続き復興教育に取り組むとともに、学校教育の根幹である学習面の基礎・基本を確実に定着させながら、基本的な生活習慣や規範意識の確立により、社会に貢献できる人材を育成することが、教育として不易であり最も大切なことであるとしております。

このような国や県の考え方を踏まえ、本町の学校教育におきましては、本町教育目標の具現化に向けて、学校教育の諸施策の推進に取り組んでまいります。

まず、第1に「確かな学力を育む教育の推進」についてであります。

児童生徒の学力向上に向けて、「わかる授業」を目指した授業改善を推進してまいります。そのため、国・県・町実施の各種検査等により学習の定着度を把握しながら、教員相互の授業参観や指導主事等の訪問指導による研修を充実させ、教員の指導力向上に努めてまいります。

さらに、基本的な生活習慣の確立を目指し、家庭での学習への関わり方などを示した「家庭学習の充実」と「学習の手引き」を活用しながら、学校と家庭が連携して家庭学習時間の確保やテレビ視聴時間の削減等に取り組み、家庭学習を進んで行う環境づくりを推進してまいります。

また、各学校において、児童生徒が発達段階に応じたキャリア教育に取り組むことにより、将来の社会人・職業人として自立できる力を育成してまいります。

加えて、社会のグローバル化や小学校における教科化など英語教育の重要性は高まっており、引き続き小学校に英語活動支援員、中学校に英語指導助手を配置します。そして、ネイティブスピーカーとコミュニケーションをとる機会を増やす等、英語教育の充実を努めてまいります。

さらに、学習や生活に支援が必要な児童生徒を支援するため、各小中学校に引き続き適応支援員を配置してまいります。また、児童生徒の読書活動が一層充実するように、学校図書事務補助員を継続して配置するなど学校のサポート体制の充実を図ってまいります。

第2に、「豊かな心を育む教育の推進」についてであります。

豊かな感性や情操を育む教育の充実を努め、好ましい人間関係を築ける協調性や、進んで人を助けるといった心を育む道徳教育の充実を図るため、家庭や地域と連携して取り組んでまいります。

また、学校不適應の未然防止及び早期発見・早期対応をするために、普段の学校生活における教師の観察を大事にするとともに、教師と児童生徒との信頼関係の確立に努めてまいります。加えて、小・中連携推進会議での小学校と中学校の相互理解による連携強化や、継続的な支援を行ってまいります。

さらに、悩みを抱えた児童生徒が相談しやすい環境をつくり出すため、スクールカウンセラーを活用した教育相談機能の充実を図ります。また、適応指導教室「こころの窓」を引き続き開設し、学校への適用が難しくなっている児童生徒の受け入れや学校復帰に向けた支援を行ってまいります。

第3に、「健やかな体を育む教育の推進」についてであります。

児童生徒の肥満ややせ傾向、運動習慣、体力低下などの課題解決に向けて、学校における業間体育の充実など体育的活動の見直しを図るとともに、様々な体育的活動に地域の指導者や大学生の活用も図ってまいります。

また、県大会等に出場する児童生徒に対する出場経費の補助を引き続き行うとともに、町内小学校が参加する各種大会の開催により体力や運動能力の向上、健康の増進を図り、体力向上や運動に親しむ環境づくりに努めてまいります。

さらに、第71回国民体育大会のデモンストレーションスポーツとして、本町で開催されるラジオ体操並びにスポーツチャンバラについては、学校に指導者を派遣し普及を図るとともに、国体に向けた児童生徒の意識の高揚を図ってまいります。

児童生徒の心身の健康の保持増進については、望ましい生活習慣の推進に取り組むとともに、各種健診を行い、事後指導の充実に努めてまいります。

学校給食においては、食材として地場産品を活用し、矢巾町のみならず各地域の郷土料理等を献立に取り入れながら、伝統的な食文化についての理解を深めつつ、児童生徒が生涯にわたって健康な体で過ごせるよう栄養バランスのとれた学校給食を提供してまいります。そして、児童生徒の食を取り巻く環境の変化への対応については、栄養教諭を中心とした食に関する指導や、「給食だより」の発行により食育を推進してまいります。

また、引き続き、給食食材の放射性物質濃度測定を行い、安全の確保に努め、検査結果の公表など、町ホームページによる情報発信を行ってまいります。

第4に、「地域と共にある学校経営の推進」についてであります。

小中学校において、目標を達成できるかどうかの判断基準となる数値や状態を設定する目標達成型の学校経営を行うことにより、教職員、児童生徒、保護者等が目標を共有し協働して達成に向かっていく具体的な取り組みとその過程を重視した学校経営を推進してまいります。

また、設定した目標や具体的な取り組みについて、学校での自己評価や学校関係者による評価を行い、その結果と改善方策等を保護者や地域に対して公表、報告するよう取り組んでまいります。

さらに、学校のホームページ、学校通信等により、学校生活における様々な状況や学校行事等について情報を発信してまいります。

加えて、東日本大震災津波の経験を踏まえ、命の大切さや心身の健康について学ぶこと、地域づくりや社会参画の意識を育てること、自然災害を理解し、防災や安全を学ぶことに重

点的に取り組むため、復興教育の副読本を活用して「いわての復興教育」を推進してまいります。

特別支援教育においては、特別な支援が必要な児童生徒が共に学ぶことができるよう、引き続き特別支援教育支援員を配置し、指導、支援体制の充実を図るとともに、ことばの通級指導については、一部巡回指導を継続してまいります。

また、特別支援学校に在籍する児童生徒が、地域とのかかわりを充実させるため、町内の小中学校に交流籍を位置づけ、居住地校との交流及び共同学習を引き続き実施してまいります。

第5に、「子どもを支える教育環境の充実」についてであります。

児童生徒が登校する学校は、すべての児童生徒や保護者に不安な気持ちを抱かせない安全・安心な場所でなければなりません。特に、いじめや体罰等の諸問題への対応として、「矢巾町いじめ防止基本方針」と各学校で策定した「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめ問題への取り組みを徹底し、児童生徒を「加害者にも、被害者にも、傍観者にもしない」教育に努めてまいります。

また、安全に関する指導を充実させるため、各校の危機管理マニュアルと学校安全計画に従い、学校内や通学路の安全な環境の確保に努め、事件・事故の防止に取り組んでまいります。地域全体で児童生徒の安全を見守ることも必要であり、安全確保へ貢献していただいているスクールガードボランティアの活動に感謝するとともに、引き続き活動に対する支援を行ってまいります。

さらに、各小中学校では連絡網配信メールを引き続き活用し、緊急時の連絡を素早く行うことにより、児童生徒の安全確保に努めてまいります。

保護者に対する経済的な支援の充実に向けた取り組みとしましては、幼稚園の保育料の負担軽減となる就園奨励事業や、小中学校において経済事情に関わらず誰もが充実した教育を受けられるよう児童生徒の保護者に対する就学援助事業を引き続き行ってまいります。

また、将来を担う人材の育成のため、高等学校、専門学校、大学等へ進学する生徒に対する奨学金貸付事業を引き続き行ってまいります。

次に、「社会教育の充実」について申し上げます。

少子高齢化、人口減少、産業構造や雇用環境の変化など、社会状況や経済情勢が大きく変わる現代において、新しい時代に対応した社会教育の充実が求められております。

また、町民一人ひとりが高い志と意欲をもち、自らの人生の充実や健康で生きがいのある

生活の創造、地域社会の維持や活性化を図るため、様々な課題や困難を克服する力を培うことが、より一層重要となることが考えられます。

このことから、生涯学習の理念を軸に、自ら知性、教養を磨き、時代の趨勢に即応する力を高め、創造性豊かな未来を担う人づくりを目指し、第6次矢巾町社会教育計画に則した中長期的な視野をもって各施策を推進してまいります。

まず、第1に「社会教育の充実」についてであります。

家庭教育・青少年教育においては、日常生活の中で人と人とのつながりが希薄化することによって、家庭や地域全体での教育力が低下し、ひいては子どもや青少年が社会性を育んでいくために必要な生活体験の機会が減少していることが大きな問題とされております。

このことから、幼児期から青少年期における心身の発達段階に応じた学習機会の提供や、家庭・学校・地域・行政が連携して子どもたちを健やかに育む教育振興運動、放課後子ども教室、学校支援地域本部事業、子ども会や青少年団体など団体活動への支援などを通じて、社会全体の教育力を向上させるよう取り組んでまいります。

特に、岩手県独自の教育運動である教育振興運動が50年を経過した実績を踏まえ、町独自の「あいさつ運動」、「ふれあい運動」のより一層の普及を図りながら、青少年の健全育成に取り組んでまいります。

成人教育・高齢者教育においては、町民提案型講座などの提案動向や時代の変化に伴い多様化する成人の学習ニーズの把握に努めながら、現在岩手医科大学と連携して実施しているセカンドアカデミーや各種講座の充実を図り、生涯を通して学び続けることができる環境の整備と学習機会の提供に努めてまいります。

また、学んだ成果を発表したり、ボランティア活動などを通じて社会の中で生かし、地域で抱える課題について理解を深め、より良い社会づくりにつなげていくことができる仕組みづくりに引き続き努めるとともに、一人ひとりが学ぶことの喜びを実感でき、各種ボランティアの育成やまちづくり出前講座の利活用を促進し、さらには自治公民館等と連携した学習の成果が町の活性化にもつながるような事業の展開を推進してまいります。

女性教育においては、女性団体の会員数の減少が深刻化する中で、県などの研修の機会を活用したリーダーの育成や学習機会の拡充を図り、女性団体への育成・強化に努めてまいりました。今後はさらに、まちづくりへの参画やボランティア活動を通して、地域における女性の地位向上を図っていくことが大切であると考えことから、女性団体の支援の充実を図ってまいります。

町公民館の利活用の推進については、本町における社会教育・生涯学習活動の中心施設であり、町民の多様な学習ニーズに対応するための各種研修室や視聴覚機器を有し、各種講座等に活用されております。これら施設に関わる情報を町民に対して積極的に発進しながら各種講座の開設や自主学習グループの育成・支援等により一層取り組んでまいります。

公民館図書室については、矢幅駅前複合施設への円滑な移転と運営を目指すとともに、現在約4万冊を有する蔵書と図書資料のさらなる増冊を図り、平成28年4月の開館へ向けて、図書センター機能の充実を図ってまいります。

また、町内の自治公民館活動については、町民の最も身近な学習活動の場として一層の活用と活性化を図られるよう、自治公民館長研修などを開催しながら積極的に支援を行ってまいります。また、町内施設のネットワークを活かした移動公民館事業などを活用して、引き続き学習機会の拡充にも努めてまいります。

第2に、「芸術・文化の振興」についてであります。

芸術や伝統文化は、私たちの日々の暮らしの中に彩りと潤いを与え、心豊かで住みよい地域社会を形成する上で欠かせないものであります。近年、音楽、演劇、舞踊や芸術などの様々な団体により主体的に行う活動が地域に根付きつつあることから、その育成・支援に努め、町内全体で芸術文化の振興を図られるよう継承活動等の取り組みを進めてまいります。

また、今年は矢巾町芸術祭50周年、文化会館開館25周年を迎えることから、町公民館や文化会館の施設を一層活用した記念事業の展開を図ってまいります。多くの町民が芸術文化活動に参加したり、優れた芸術文化作品を鑑賞できるよう機会の拡充に努めてまいります。

文化財の保存と活用については、国指定史跡徳丹城跡をはじめとする史跡や数多くの貴重な有形・無形文化財等の保存・活用を進め、町民に対する啓発活動等を通じて文化財保護意識の高揚を図ってまいります。

特にも、郷土芸能については、後継者育成、調査や記録保存、地域振興を主眼とする事業を推進し、保存団体や地域の活性化を図ってまいります。

史跡徳丹城跡については、これまでの発掘調査の成果の総括を図るべく平成28年度発刊予定の本報告書の刊行準備を行い、今後の史跡公園整備に向けた備えを行ってまいります。また、徳丹城春まつりや歴史民俗資料館の企画展示等の開催を通して、史跡の活用と町民に対する情報の発信を図ってまいります。

第3に、「スポーツ・レクリエーション活動の振興」についてであります。

生涯スポーツの振興においては、「日本一健康なまち やはば」を目指し、町民が生涯に

わたり健康で活力ある生活を送るため、仲間と一緒に楽しみながら活動する機会を提供するとともに、スポーツやレクリエーション活動を推進してまいります。

また、新たに設置された矢巾町屋外運動場の利活用を促進し、町民の体力、健康づくり、スポーツの推進並びにコミュニティの醸成を図ってまいります。

総合型地域スポーツクラブは、生涯スポーツ社会の普及に寄与するため、各種スポーツ教室の開催や、会員の自主運営によるサークル活動が軌道に乗りつつあります。今後とも全町民に対するスポーツの普及並びに振興の観点から、登録会員の増加を図り、将来的にはスポーツクラブによる自主運営の実現のため引き続き支援してまいります。

青少年のスポーツ活動については、児童を対象にさまざまな種目を体験させるキッズスポーツセミナー等を通じ、健やかな心身を養い、運動能力や競技力、体力の向上を図るよう努めてまいります。

また、県による「いわてスーパーキッズ発掘育成事業」へのチャレンジを促し、本町から国体選手やオリンピック選手が輩出されるよう目指してまいります。

次に、競技スポーツの推進であります。競技力向上のため、町体育協会や各種目別協会などの関係団体と連携しながら選手の育成強化を図り、全国規模の大会で活躍できる選手を輩出するよう指導・支援の体制を強化してまいります。特に、今後を担う青少年層については、将来を見据えたレベルアップを図るため、スポーツ推進委員や体育協会種目別協会指導者などの協力を得ながら、競技力の向上に取り組んでまいります。

平成28年開催の第71回国民体育大会については、デモンストラーションスポーツとして本町で開催されるスポーツチャンバラ及びラジオ体操のさらなる普及・推進を図ってまいります。そして、スポーツチャンバラのリハーサル大会並びに矢巾町ラジオ体操会等を開催して、開催準備に万全を期してまいります。

また、町民に対し、花いっぱい運動等県民運動への積極的な参加を促し、希望郷いわて国体の開催に向けた機運の醸成に努めてまいります。

さらに、カヌー競技への支援を引き続き行うとともに、競技役員養成に努め、開催に向けて着実に取り組んでまいります。

最後に、教育委員会所管の「教育施設・設備の充実」についてであります。

学校等の施設は、安全な教育環境であることに加え、地域の緊急避難場所としても重要な役割を担っているところであります。町内の小・中学校の施設整備については、不動小学校プール改修工事など経年劣化に伴う維持補修を計画的に行うとともに、児童生徒の安全を考

慮した教育環境の整備・充実に取り組んでまいります。

また、社会教育施設等についても、町民総合体育館耐震補強工事を実施し、安心・安全な利用環境の確保に努めてまいります。また、他の施設についても維持補修を行いながら活用を図っていくほか、指定管理施設については事業実施や施設の管理運営等について、引き続き指定管理者と協力しながら教育環境の充実に努めてまいります。

以上、平成27年度における本町の教育行政方針の基本的な考え方を述べましたが、教育委員会として、これらの施策の着実な執行と点検評価等を行ってまいります。

また、平成27年4月1日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が施行されることから、条例等所要の改正を行って教育行政における責任の明確化及び迅速な危機管理体制の構築等を行ってまいります。

さらに、町長と教育委員会の一層の連携強化を図りながら、これまでと同様に教育政策の方向性を共有し、矢巾町の将来を担う人づくりのため全力を尽くしてまいります。

今後とも、議員の皆様と町民の皆様のご理解とご協力をよろしくお願い申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 以上で教育行政方針演述を終わります。

先ほど、そしてただいま行われました施政方針演述並びに教育行政方針演述につきましては、後刻印刷の上、配付くださるようお願いいたします。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開を1時といたします。

午前 11時57分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第4 請願・陳情

27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

○議長（藤原義一議員） 日程第4、請願・陳情を議題とします。

2月12日開催の議会運営委員会までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願につい

ては、会議規則第92条第1項の規定により教育民生常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願については、教育民生常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第5 報告第1号 矢巾町立煙山保育園改築工事請負契約の変更に関する
専決処分の報告について

○議長(藤原義一議員) 日程第5、報告第1号 矢巾町立煙山保育園改築工事請負契約の変更に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 報告第1号 矢巾町立煙山保育園改築工事請負契約の変更に関する専決処分についてご報告を申し上げます。

平成26年5月16日に議会にご議決を賜りました矢巾町立煙山保育園改築工事については、同日タカヨ建設(株)・くみあい鉄建工業(株)特定共同企業体、代表者、タカヨ建設株式会社代表取締役、高橋貞雄と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移しているところであり、本年2月28日には契約工期内に完成する予定となっております。

工事の内容につきましても、ほぼ当初の契約のとおりであります。若干の変更を要したところであります。主な変更内容は、県の指導により、建物の水平構成補強が必要となったことに伴い、木材の量がふえたこと、新園舎位置を当初計画より東側としたことにより、東側のり面にL型擁壁の施工が必要となったことから、工事費が増額となるものであります。これらのことから地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成27年2月17日に専決処分による工事の変更契約を行ったものであり、このたび同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額3億240万円を296万8,920円増額し、変更

後の契約金額を総額で3億536万8,920円とするものであります。

以上、ご報告申し上げます。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第1号を終わります。

日程第6 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

- 議長（藤原義一議員） 日程第6、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

- 町長（川村光朗君） 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町の人権擁護委員には、現在7名の方々が委嘱されておりますが、このうち今回3人の方が6月30日をもって任期が満了となります。人権擁護委員の任期は3年となっており、その任期は、法務大臣が委嘱した日からとなっております。

現在も人権擁護委員としてお願いをいたしております矢巾町大字高田第11地割53番地11、門田勝利さんを引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものであります。

門田勝利さんは、平成18年7月1日から3期お務めいただいているところでありますが、これまでも委員の職務を誠実に果たされており、非常に人格、識見とも立派な方であることから、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

日程第7 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第7、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

これは、先ほどの諮問第1号で総括的に説明させていただきましたが、現在も人権擁護委員としてお願いをいたしております矢巾町大字白沢第5地割167番地、坂本信行さんを引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものであります。

坂本信行さんは、平成18年7月1日から3期お務めいただいているところでありますが、これまでも委員の職務を誠実に果たされており、非常に人格、識見とも立派な方でありますことから、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原

案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

日程第8 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

これも先ほどの諮問第1号で総括的に説明させていただきましたが、現在も人権擁護委員としてお願いをいたしております矢巾町大字北矢幅第4地割136番地、今野文子さんを引き続き人権擁護委員にご推薦申し上げるものであります。

今野文子さんは、平成24年7月1日から1期お務めいただいているところでありますが、これまでも委員の職務を誠実に果たされており、非常に人格、識見とも立派な方であることから、何とぞご賛同賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。本案は人事案件でありますので、質疑、討論を省略して採決に入りたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

採決に入ります。諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては原案のとおり同意することに決定しました。

日程第9 議案第1号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約
の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第9、議案第1号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第1号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会は、障がい者の介護給付等に関する支給を決定するため、議会のご可決を経て紫波町、矢巾町の両町共同で平成18年4月1日から設置しているところであります。

このたび紫波町役場が平成27年5月7日に紫波中央駅前へ移転することとなっており、所在地が変更となる予定であります。また、障害者自立支援法が施行され、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に法律名が変更となったことに合わせ所要の整備を行うことについて地方自治法第252条の7、第3項の規定において準用する同法第252条の2、第3項の規定に基づき議決を求めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第1号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第1号 紫波町・矢巾町障害支援区分認定審査会共同設置規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第10 議案第2号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について

○議長（藤原義一議員） 日程第10、議案第2号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第2号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高める改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、これまで国が定めていた指定介護予防支援等の事業の人員並びに運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について定めるものであります。

その主な基準であります。従業者の員数につきましては、指定介護予防支援の提供に当

たる必要な数の保健師や知識を有する職員を1人以上配置すること。管理者につきましては、指定介護予防支援事業所ごとに常勤の管理者の配置が義務づけられております。

設備及び備品につきましては、事業を行うために必要な広さや区画を有するとともに、支援提供に必要な設備及び備品等の備えつけが必要となります。

運営規定につきましては、事業の目的及び運営の方針、職員の職種、員数及び職務内容、営業日及び営業時間、指定介護予防支援の提供方法や内容及び利用料、その他の費用の額、通常の事業の実施地域、運営に関する重要事項につきまして条例を定めるものであります。

条例委任された本条例の基準につきましては、独自基準としてサービス内容等の記録の保存期間につきまして省令は2年となっておりますが、介護給付費の消滅時効が5年となっていることから、整合性を図るため5年に定めるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 第5条の知識を有する職員を置かなければならないというところなのですが、全員協議会において小川議員より、知識を有する職員とはということで質問でありまして、後日その回答を文書でいただきました。そこで社会福祉士、主任介護支援専門員、介護支援専門員となっておりますのですが、私はこれに加えて介護福祉士、これは国家資格として位置づけられているものなのですが、それを加えるべきだと思うのですが、そこら辺の点のお考えをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

ここで言われております基本的には、その前に保健師等というものがございまして、その部分については、看護資格のある者が必要ですよということに1つはなっております。その次にありますのが、今言われましたとおり知識を有する者、それぞれ介護保険制度あるいは介護に精通している方々の知識を有するということになっているというふうに理解をしております。その中では、やはりこれこれこれというような、これでなければならないというような規定ではございませんので、それぞれそういうふうな有資格者については、それぞれ置くことができるという、そういうふうな広い部分でもあると思われまので、今昆議員が

おっしゃった方も該当にはなってくるのではないかと、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） なってくるのではないかということは、なるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それぞれの施設の考え方もございますので、そういうふうな方でもそれぞれ介護の關係に精通すると、こういう方でも介護のほうに大丈夫、適しますよということになると思われまますので、該当になるものと思われまます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めまます。

採決に入ります。議案第2号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決まます。

本案は原案のとおり決ますることに賛成の諸君の起立を求めまます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第2号 矢巾町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第3号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について

○議長（藤原義一議員） 日程第11、議案第3号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを議題とまます。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第3号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

本条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の成立に伴い、これまで国が定めていた地域包括支援センターが包括的支援事業を実施するために必要な基準について条例を定めるものであります。条例委任された本条例の基準につきましては、省令に基づいた内容となっておりますが、独自基準として担当する区域における第1号被保険者の数が3,000人以上6,000人未満のところを本町では、現在1センターで主任介護支援専門員1名、保健師1名、社会福祉士1名、介護支援専門員1名、事務員1名の5名体制で運営を行っております。

第1号被保険者の数が今年度6,000人を超えたことにより、新たな基準として第1号被保険者の数が6,000人を超え、2,000人を増すごとに、その職務に従事する主任介護支援専門員、保健師、社会福祉士のいずれかの職員を1名ふやすことができる基準を加えるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第3号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第3号 矢巾町地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第12、議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例廃止につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築等を目的とする地方教育行政制度の改革により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新教育長が常勤の特別職として設置され、給与等については、特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例で規定されることから、教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例は、廃止するものであります。

なお、4月から実施の経過措置として、4月1日に旧教育長が在職する場合には、旧教育長の教育委員としての任期が満了する日、または旧教育長が欠ける日までは任期が続くものであることを申し添えます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第4号 教育委員会教育長の給与及び勤務時間等に関する条例を廃止する条例については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第5号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の
制定について

○議長(藤原義一議員) 日程第13、議案第5号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第5号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例制定につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築等を目的とする地方教育行政制度の改革により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることから、新教育長の職務に専念する義務の免除等の特例を定めるものであります。

その内容といたしましては、改正法において、新教育長は、現行制度における教育委員長と教育長の職務を行うことから、その職責にかんがみて常勤の特別職と規定するものの勤務時間中の職務専念義務が課されることから、それを免除する特例について規定するものであります。

なお、4月から実施の経過措置として4月1日に旧教育長が在職する場合には、旧教育長の教育委員としての任期が満了する日または旧教育長が欠ける日までは任期が続くものであることを申し添えます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

- 議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。討論に入ります。

（「なし」の声あり）

- 議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第5号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第5号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

- 議長（藤原義一議員） 日程第14、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築等を目的とする地方教育行政制度の改革により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新教育長が設置されることから、教育委員長及び教育委員直職務代理者の報酬の規定について改正を行うものであります。

その内容といたしましては、まずは文言の整理を行った後、別表中、教育委員会委員長の欄を削り、教育委員会委員長職務代理者を教育委員会教育長職務代理者に改める内容となっております。

なお、4月から実施の経過措置として4月1日に旧教育長が在職する場合には、旧教育長の教育委員としての任期が満了する日または旧教育長が欠けた日までは教育委員長及び教育委員長職務代理者の任期が続くものであることを申し添えます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第6号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第7号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部
を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第15、議案第7号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第7号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、教育の政治的中立性、継続性、安定性を確保しつつ、教育行政における責任の明確化、迅速な危機管理体制の構築等を目的とする地方教育行政制度の改革により、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに伴い、これまでの教育委員長と教育長を一本化した新教育長が特別職として設置されることから、新教育長の給与及び旅費等について定めるものがあります。

なお、4月から実施の経過措置として4月1日に旧教育長が在職する場合には、旧教育長の教育委員としての任期が満了する日または旧教育長が欠ける日までは任期が続くものであることを申し添えます。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第7号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第7号 特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する
条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第16、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、昨年8月に人事院が国家公務員の給与制度の総合的見直しに関する勧告を行い、それに基づき国が一般職の国家公務員の給与に関する法律を改正したことを踏まえ、本町の一般職の職員の給与に関し所要の改正をするものであります。

その改正内容であります。国において全国共通で適用されている俸給表水準を民間賃金水準の低い地域の官民格差を踏まえて、平均2%引き下げたことに準じ、本町の一般職の職員の行政職給料表及び医療職給料表の改定を行うものであります。また、職務や勤務実績に応じた勤務配分のための手当の改定として単身赴任手当の引き上げ、及び臨時緊急時にやむを得ず行う平日の深夜勤務に対する管理職員特別勤務手当の支給についても国に準じた改定

を行うものであります。

なお、この給与制度の総合的見直しによる給料表の改定については、初任給を含めた若年層について据え置きとし、それ以外の年齢層については、引き下げとなりますが、その引き下げとなるものにつき平成30年4月の完全実施までの3年間は、減給補償とする経過措置を講ずるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 国で改正されたのが去年の8月なのですけれども、その後、我が町の労働組合とはどのような話し合いがされて、こういう条例になったのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今お話がありましたとおり、人事院では去年の8月7日に勧告を出してございます。その内容につきましてですが、まず2つございまして、1つが官民格差等に基づく給与水準の改定ということで、これにつきましては、昨年12月に提案をいたしました。その際は、平均0.3%の引き上げというふうなことで、これはご可決をいただいたところでございます。そしてもう一つ、昨年8月に出ました勧告の内容が今回提出した議案となるものでございまして、2%引き下げと、平均2%引き下げというふうなことになります。組合との交渉と、説明ということでございますが、これについては、昨年12月にまず一旦12月に議会のほうに提出させていただきましたが、その直前に説明を、今回の分とあわせて説明を行いました。そして改めて今月初めに今回の提案いたしました内容につきまして組合員のほうと協議をしたというふうな経緯で了解をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 一般職の方々は、初任給というか、若い方々は据え置きということなのですけれども、中間層が引き下げになって管理職になると引き上げになるわけですが、その対象者の方々というか、その方々とも話し合いとかは、労働組合だけの話し合いだったのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） お答えをいたします。

これは平均2%ということで管理職もマイナスということになります。引き上げではございません。あくまでも協議しているのは組合だけということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第9号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第17、議案第9号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第9号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、本町消防団員の減少を鑑み、また団員の職業構成も変化していることから、団員OBなどを想定した機能別消防団員の導入を行い、団員の区分や報酬、退職報奨金などの有無について定めるほか、消防団員の出動手当の改定を行うなど、所要の整備をするものであります。

その内容であります。機能別消防団員は、団員が少ない日中の火災や災害に対し、少しでも団活動を補うものとして任免する団員で公務災害補償や出動時の出動手当、退職報奨金などについて想定したものであります。さらには、服務規律においても機能別消防団員と一般の団員を区分しております。出動手当の改定については、一昨年12月に施行されました消防団を中核とした地域防災力の充実、強化に関する法律において消防団員の処遇改善が求められており、昨年11月には広域財団法人岩手県消防協会からも消防団員の出動手当に係る処遇改善要望が県内市町村に行われておりますことから、こうした状況を勘案しながら、今回の機能別消防団員の導入とあわせ、消防団員の出動手当を現行の1日につき1,500円から3,000円に改定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 何か事務関係のところは機能別消防団という形で呼ぶようなのですが、これの最後のところに損害補償を受ける権利という項があるわけなのですが、このところでこの消防団員ということは、この機能別消防団員も損害補償を受ける権利の中に含まれる消防団員になるわけですか、そこだけ確認させてください。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 損害補償につきましては、機能別消防団員もこれは含まれます。全消防団員ということになります。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） はい、わかりました。

ということは、その機能別消防団員も、例えば緊急の場合には、その現場に行くこともあることを想定しての考え方ということによろしいですね。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 今回の機能別消防団員ですが、提案理由にもございましたが、今団員の方々、日中働いている方が多いというふうなことで、そのとおり日中に何か災害、火災等があれば、なかなか駆けつける団員が少ないというふうなこともありますので、そういったときにすぐ駆けつけてくれる消防団のOBとか、そういったところ、自衛隊のOBとか、そういった方々を想定をしております。あるいは自主防災会のほうからも1人ないし2人推薦していただければというふうなことも想定しておりますが、そういった方々がそういった災害、火災のときにすぐ駆けつけてくれるようにというふうなことで正式なといいますか、消防団をさらに補うというふうな形の団員ということになります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第9号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第9号 矢巾町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を14時10分といたします。

午後 2時01分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第18 議案第10号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第18、議案第10号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第10号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正につきましては、矢巾町立煙山保育園の改築工事の完成に伴い、保育園の位置を変更し、さらには町内の保育園の現在の定員と今後の保育ニーズを勘案し、定員を180人から150人に変更をするものであります。

また、平成27年4月1日から児童福祉法の一部を改正する法律及び子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、条例中の表記について所要の整理をするものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 定員を180人から150人にした根拠についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 平成24年度まで町全体での定員は680名でございました。しかし、その後平成25年4月、こずかた保育園開園によりましてプラス90名、さらに26年2月の北高田保育園定員増によりましてプラス10名、同月矢巾中央保育園の開園によりましてプラス20名ということで120名の定員がふえております。現在は800名の定員となっているところでございます。

一方、ここ最近煙山保育園の園児数は150名を下回っている現状が続いております。また、平成27年度には矢巾中央保育園は、さらに30人の保育定員をふやすということを情報でいた

だいておりますので、トータルでは定員は800名ということになるものでございます。ということで保育に必要な保育量は十分に確保できるというふうに考えているものでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 今の住民課長の答弁で聞こうとしたことの1つはわかったのですが、待機児童というのは全くいないという捉え方でよろしいのでしょうか。そして、今後の見通しもそういう見通しでよろしいのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えします。

待機児童の定義なのですけれども、車で通って30分以内に通える範囲に保育所があるのにもかかわらず、あえてそこは嫌だというふうな方がもしいた場合、それは待機児童には入りません。矢巾町はこのとおり余り大きな町ではございませんので、全ての保育園、その気になれば割り当ては可能なわけです。ただ、それを保護者が拒否することによって通えないことになるのですが、それは厚労省の待機児童にはカウントされるものではございません。ということで現在矢巾町には待機児童はございません。以上、お答えとします。

今後につきましてですが、今後の予定、今子ども・子育て支援会議でいろいろ練っているところなのですけれども、3歳、4歳、5歳につきましては、やはりちょっと少子化の影響を受けまして、供給過多になってくる可能性がある。一方、ゼロ歳、1歳、2歳、こちらのほうについての需要がふえてくる可能性が推計で出ております。これに対してどのように対処していくかということは今後子ども・子育て支援会議で対策を練っていきたいと思っております。そのことによって待機児童ゼロを目指して参りたいと考えております。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第10号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例についてを

起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第10号 矢巾町立保育所設置条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第11号 矢巾町行政手続条例及び矢巾町税条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第19、議案第11号 矢巾町行政手続条例及び矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第11号 矢巾町行政手続条例及び矢巾町税条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、平成26年6月に交付されました行政手続法の一部を改正する法律に伴い、改正法の施行とあわせて矢巾町行政手続条例及び矢巾町税条例を改正するものであります。

その改正の内容であります。国民の権利利益の保護の充実のため、処分及び行政指導に関する手続について、法律の要件に適合しない行政指導の中止等を求める制度及び法令に違反する事実の是正のための処分、または行政指導を求める制度等の整備を行うものであります。改正法は、法律に根拠を有する処分についてのみ適用があり、条例に根拠を有する処分や行政指導については、適用除外とされております。そのため行政手続法の規定の趣旨にのっとり必要な措置を講ずる努力義務があるため、適用除外とされている部分について所要の改正を行うものであります。

なお、引用条文の改正が行われたことにより、あわせて矢巾町税条例の改正を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） この行政処分の指導とか処分という税条例の関係ですが、具体的にどのような場合にどうなるかということをお教えください。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） 町税条例のほうの改正につきましても、ここは手続法の適用除外というところの部分でございます。ですので、行政手続で規定していても、この部分については、税条例のほうでは適用しないということなのですけれども、そこにいったときに、例えば税の督促といった場合について、事前に文書等を出していたものについて現場において急遽文言等で提出を求める、要するに口頭で提出を求めるといったような場合について、それらについては適用することはないというようなことでのこの文言の改正があった、文言の改正というより条項のずれがあった関係で税条例のほうもあわせて条項を照らしたものを直すということでございますので、基本的には中身的には変わっていないということでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第11号 矢巾町行政手続条例及び矢巾町税条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第11号 矢巾町行政手続条例及び矢巾町税条例の一部を改正する条例につい

ては原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第12号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第20、議案第12号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第12号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正については、課税資料用航空写真の電子化に伴い、町民等からの提供要望がありますことから、従来課税台帳または図面の写しの交付手数料として対応しておりましたものを課税台帳に係る部分につきましては、課税台帳の写しの交付手数料として1枚につき300円に改正し、新たに地番現況図の閲覧及び写しの交付手数料として1枚につき300円、航空写真図の閲覧及び写しの交付手数料として1枚につき600円、地番現況図付航空写真図の閲覧及び写しの交付手数料として1枚につき900円と規定し、要望に応えるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第12号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第12号 矢巾町手数料条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第21 議案第13号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第21、議案第13号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第13号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の改正につきましては、制度施行以来15年目を迎えた本町の介護保険事業は、単独保険者として介護保険にかかわる申請から介護サービス給付管理までの一体的な体制を整え、利用者が必要とする介護サービスを受け入れられるよう事業の運営に努めてまいりました。ご承知のとおり市町村保険者は、介護保険法により、厚生労働大臣が定める介護保険事業計画に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針、いわゆる介護保険事業計画基本指針に則し、3カ年を1期とする介護保険事業計画を定めるものとされております。

このことから、本町においても平成27年度からの3カ年について第6期介護保険事業計画を定めるものであり、その策定に当たりましては、要介護者、一般高齢者、介護家族等に対するアンケート調査や介護報酬全体で2.27%の引き下げ及び第1号被保険者の介護給付費負担割合が21%から22%に引き上げられることを勧告し、平成27年度から29年度までの介護サービス見込み量の推計を行っております。

また、策定に当たっては、住民説明会の意見や町民の各階層、関係団体及び家族介護者代

表等の方々に構成する介護保険事業計画等策定委員会、介護保険運営協議会での審議を経るなど、広く町民の意見等を反映するよう努めてまいりました。その結果、3カ年で見込まれる居宅サービス給付費が20億1,744万円余、施設サービス給付費が19億9,235万円余、地域密着型サービス総給付費が8億7,781万円余、介護予防サービス給付費が2億3,515万円余、その他の給付費等が5億円余となり、標準給付費の合計見込額が56億2,814万6,000円となります。この標準給付費の見込額をもとに65歳以上の第1号被保険者の平均負担率や国及び県の介護給付費負担金等との調整を経て算定いたしましたところ、第6期の保険料基準月額は5,700円となり、現行の4,800円から900円、およそ18.7%の増額となりました。ご提案いたしました介護保険条例の一部改正は、以上のような第6期介護保険事業計画の策定に伴うものであり、条例第3条に規定する保険料の適応年度について、平成24年度から平成26年度までを平成27年度から平成29年度までとするものとし、また国では高齢者の所得水準に応じて負担能力をきめ細かく反映して保険料設定を行うため、第1号被保険者の標準段階を従来の6段階制から9段階制に見直され、さらに本町では、所得の高い方の段階を設定し、10段階制と保険料区分を追加するものであります。そして、段階別の年額保険料を第1段階は3万700円に、第2段階、第3段階は5万1,300円に、第4段階は6万1,500円に、第5段階は6万8,400円に、第6段階は8万2,000円に、第7段階は8万8,900円に、第8段階は10万2,600円に、第9段階は11万6,200円に、第10段階は12万6,500円とするものであります。

また、第5条第3項の改正は、保険料算定に関する基準が7段階制から10段階に変更されたことにより、第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合の取り扱いを規定するものであります。

さらに、新たに追加として、介護予防、日常生活支援総合事業等に関する経過措置として、新事業開始の時期について、平成27年4月1日から取り組めない場合は、条例にて定めることとされていることから、本町においては、生活支援体制整備事業を平成28年4月1日から介護予防日常生活支援総合事業を平成29年4月1日から行うものと定め、それぞれ体制づくりの期間を設けて取り組むこととしております。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点についてお伺いします。

まず1点目は、介護保険が始まりまして15年たつのですけれども、介護保険料が改正のたびに、今第5期ですけれども、年々、毎回値上げされているのですけれども、介護保険料を払っている65歳以上の方々の中に障がい者の方々、その方々はもう40歳のときから介護保険料を払っているわけです。そういう方もいる中で、基金というものがあると思うのですけれども、基金はどのくらいを矢巾町はためているのでしょうか。そして、今度介護保険料を決めるに当たって、どのくらい切り崩しているのでしょうか。全協でも聞きましたけれども、その基金は、65歳以上の方々が支払った保険料の中に入っているもので、私は使ったほうが良いと思うのですけれども、その点も含めてお伺いします。

それから、2点目は、介護保険の段階なのですけれども、5期のときには、平成26年のときに7段階までなって、今度の案では、平成29年のときに10段階になる予定なのですけれども、その考え方というか、保険料とかいろいろあわせて考えたと思うのですけれども、その考え方をお伺いします。

それから、3点目なのですけれども、厚生労働省は介護保険料を全国的に値上げするという事になったときに、ある市町村から一般会計からの繰り入れをしたいという申し出があって、それに対してできないというような回答されて、後で共産党の国会議員が質問したときに、それは間違っているということがはっきりしたのですけれども、矢巾町では一般会計からの繰り入れは一度もしたことがないのですけれども、そのようなことを考えたのかどうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問、3点についてお答えをいたします。

基金というお話がありましたが、全員協議会の際にもお話を申し上げましたが、今基金約4,800万円ぐらいあります。その中で今回1,800万円ぐらい取り崩しまして、それでそれに基づいて今このような5,700円という保険料を出しておりますが、なぜ基金を積み立てているかというのは、あくまで今計画の中で予想のもとに保険料を算定をいたしております。これに基づいて、万が一給付費が非常に何かの拍子に高くなった。というのは、介護度が高くなる方が急激に多くなったりしますと、給付費が多くなるわけですが、その場合に切り崩して補填をするというようなことになります。もしも、この基金がなくなればどうするかといいますと、これは県が基金を積み立てているものを一時お借りするという事になってきます。その借りた分については、今6期の介護保険料計画を立てておりますが、今度それは7期

になって反映をされますので、借りた分も返すというような形になりますので、これは非常に急激なやはり保険料の値上げをしなければならぬというようなことになってきます。ということも考えながら矢巾町では極力急激な保険料の高騰を抑えるためにも、あるいはそういうふうな不測の事態に備えながら基金を積み立てているというような状況でございますので、ご理解を願いたいと思います。

それから、この区分、段階をどうしてというような、国の基準におきまして、今まで6段階だったものが9段階というふうな、これはもう全国一律に決まっております。ですので、矢巾町がそれを少なくしようというような考えは全くないわけございまして、それに基づいて矢巾町でも9段階制になっております。

それでもう一つ、多段階制といいまして、前は6段階のほかに1段階ふやして7段階という方策をとっておりますが、これは介護保険料を納めている方々でもかなり所得が多い方もいらっしゃると思いますので、そういう方につきましては、大変申しわけないのですが、やはり所得が多い方に対しまして、ちょっとだけとは言いますが、7段階、今回の場合10段階になりますが、もう一つ1段階を設けさせていただきまして、その方々から保険料を多く納めていただくというふうな考え方で、できるだけ所得の低い方々は低く抑える、所得のある方々につきましては、ちょっとだけ高くさせていただきまして、保険料を納めていただくというふうな形をとりまして、今7段階から10段階にお願いしたいというようなのが2つ目でございます。

それから、一般会計からの繰り入れということでございますが、今の介護保険料といいますが、給付につきましては、半分がそれぞれの皆さんの保険料から支出をいたしております。第1号被保険者、今度が22%になるわけですが、前は21%対29%、今度が22%対28%と、今度の6期で変わりますが、そういうふうな形で支出をさせて給付をさせていただいております。そして、そのもう半分が国から来まして、そしてさらにその半分が県から、そしてそれぞれの残りが市町村からというような繰り出しに基づきまして介護保険料というのが給付が成り立っているということでございますので、今矢巾町ではそれぞれ国が示しているような負担割合において負担をしているということになっておりますので、さらなる繰り入れということには、ちょっとまだ考えはいたしておらないところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

5番、川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） 数字の確認です。第1項第1号に掲げる者の保険料の数値をもう一度お願いします。

○議長（藤原義一議員） 済みません、もう一回。

○5番（川村農夫議員） 第1号に掲げる者というところで、ちょっとその数値が印刷物とちょっと私、聞き取れなかったの、もう一回そこを確認したいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 1号の被保険者の多分保険料のことかなと思いますので、その旨ご答弁申し上げたいと思いますが、1号被保険者の第1段階の方は、年額3万700円というような金額になります。第2段階、第3段階の方は5万3,000円、第4段階の方は6万1,500円、第5段階の方は6万8,400円、第6段階の方は8万2,000円、第7段階の方は8万8,900円、第8段階の方は10万2,600円、第9段階の方は11万6,200円、そして矢巾町で多段階制をもちまして第10段階の方につきましては12万6,500円と、それぞれ年額でお願いしたいということになっておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（藤原義一議員） 川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） 新旧対照表で見ているのですけれども、41ページでございますが、第1号に掲げる者3万4,200円という数字があるのですが、この3万700円との違いをご説明いただきたいと思ひます。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） その表にございます、今政府では27年度の当初予算、今これからかかる、これから可決になると思われますが、当町におきましては、多分国の予算が可決されますと5%の減額部分が多分出てくると思われます。それでその5%の部分、矢巾町ではまだ当初予算で見えておりませんので、それが可決後にそれぞれ5%部分の減額を検討するというような形になってくると思われます。ですので、今回の場合の補正、今回の改正におきましては、その部分がたしかまだ入っていないというふうに解釈をしておりますので、ちょっとずれが生じてくるのかなと思われます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） そうすると、この議案書の改正する条例のところにも3万4,200円に改めとあるのですが、その関係はどういうふうに整理すればいいのですか、今の段階で。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） この数字につきまして、ちょっと後刻報告をさせていただきたいと思います。ちょっとお時間をください。

○議長（藤原義一議員） 川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） それでは、このまま議案として賛否をとるわけにいかないと思うのですけれども、どう対処されます。

○議長（藤原義一議員） 暫時休憩をいたします。

再開はブザーでお知らせします。

午後 2時46分 休憩

午後 2時49分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開いたします。

川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

提案理由書では、第1段階3万700円というようなご説明を申し上げましたが、ここにおります3万4,200円、こちらのほうが正しいということになりますので、第1号被保険者の1号は3万700円ではなくて3万4,200円というような数字になるというようにご訂正をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） はい、わかりました。それでは、2段階、3段階、全部もう一度数値を読んでいただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、失礼しました。第1号の被保険者の第1段階が3万4,200円という数字になります。それから、第2段階、第3段階が5万1,300円、第4段階が6万1,500円、第5段階が6万8,400円、第6段階が8万2,000円、第7段階が8万8,900円、第8段階が10万2,600円、第9段階が11万6,200円、第10段階が12万6,500円というような金額になりますので、よろしくお願いをいたしたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

6番、小川文子議員。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 議席番号6番、小川文子です。反対討論をしたいと思います。

高齢者がふえて介護の施設及び利用が進むということで、当然値上げは予想されてきました。しかし、本町においては、例えばやまゆりハウスの温泉の入浴料100円から200円に上げたり、あるいはさわやか号、大変使いづらい状況でございます。高齢者がもっと自由に外に出たり、そして温泉等で交流すること、それがいわゆる痴呆の防止あるいは体の予防になると私は思います。こういうことを十分にやってこなかった、そういう点で反対をしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第13号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第13号 矢巾町介護保険条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第22 議案第14号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第22、議案第14号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第14号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例改正につきましては、矢巾町交通安全対策協議会の構成機関である盛岡広域振興局の機構改革に伴い、名称変更が必要となったことと、矢巾町交通指導隊OB会が現在団体としての活動実態が見られないことから、協議会の構成表を改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第14号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第14号 矢巾町交通安全条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第23 議案第15号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長(藤原義一議員) 日程第23、議案第15号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第15号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業所につきましては、定期巡回、随時対応型訪問介護看護事業所のうち一体型事業所における訪問看護サービスの一部について、他の訪問看護事業所との契約に基づき、当該訪問事業所で行わせることができることや夜間におけるオペレーターとして充てることのできる施設、事業所の範囲について併設する施設、事業所に加え、同一敷地内または隣接する施設事業所の追加や介護医療連携推進会議と外部評価は、ともに第三者による評価という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続きみずからその提供するサービスの質の評価を行い、これを町や地域包括支援センター等の公正、中立な立場にある第三者が出席する介護医療連携推進会議に報告した上で公表する仕組みとするものであります。

認知症対応型通所介護につきましては、供用型認知症対応型通所介護の利用定員について、認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として、さまざまな機能を発揮することを促進する観点より、3人以下から1ユニット3人以下への見直しや地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から運営推進会議の設置を義務づけ、また介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを実施する場合の届け出や事業報告の仕組みについて改正するものであります。

小規模多機能型居宅介護につきましては、登録定員を25人から29人に、あわせて登録定員が26人以上29人以下の通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能としたことや、看護職員が兼務可能な施設、事業所について、その範囲に現行の併設する施設、事業所に加え、同一敷地内または隣接する敷地事業所を追加するとともに、兼務可能な施設、事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えたこと。また、地域との連携を推進するため、小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総

合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能としたほか、運営推進会議と外部評価に係る規定につきましても改正するものであります。

認知症対応型共同生活介護につきましては、認知症対応型共同生活介護事業所が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット制の標準について、新たな用地確保が困難である等の事情がある場合には、3ユニットまでふやして差し支えないことを明確化するものであります。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護につきましては、サテライト型、地域密着型介護老人福祉施設の本体施設として認められる対象について、現行の指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設または病院、もしくは診療所に加え、指定地域密着型介護老人福祉施設を追加するものであります。

複合型サービスにつきましては、サービスの普及に向けた取り組みの一環として医療ニーズにある重度の要介護者が地域での療養生活を継続できるよう通い、泊まり、訪問看護、訪問介護を組み合わせることで利用者や家族への支援の充実を図るというサービスの内容が具体的にイメージできる名称として看護小規模多機能型居宅介護に改称や登録定員を25人から29人に、あわせて登録定員が26人以上29人以下の通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能としたほか、運営推進会議と外部評価に係る規定につきましても改正するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第15号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第15号 矢巾町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第24 議案第16号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第24、議案第16号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第16号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものであります。

改正の主な内容であります。介護予防、認知症対応型通所介護につきましては、供用型介護予防認知症対応型通所介護の利用定員について、介護予防認知症対応型共同生活介護事業所が認知症ケアの拠点として、さまざまな機能を発揮することを促進する観点より、3人以下から1ユニット3人以下への見直しや地域との連携や運営の透明性を確保するため、平成28年度から運営推進会議の設置を義務づけ、介護保険制度外の夜間及び深夜のサービスを

実施する場合の届け出や事故報告の仕組みについて改正するものであります。

介護予防小規模多機能型居宅介護につきましては、登録定員を25人から29人に、あわせて登録定員が26人以上29人以下の通いサービスに係る利用定員を18人以下とすることを可能としたことや看護職員が兼務可能な施設事業所について、その範囲に現行の併設する施設事業所に加え、同一敷地内または隣接する施設事業所を追加するとともに兼務可能な施設事業所の種別について、介護老人福祉施設や介護老人保健施設等を加えたことや地域との連携を推進するため、介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が新総合事業を行う場合は、利用者の処遇に支障がないことを前提に介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が新総合事業の訪問型サービスや通所型サービス等の職務と兼務することを可能としたほか、運営推進会議と外部評価は、ともに第三者による評価という共通の目的であることを踏まえ、事業所が引き続きみずからその提供するサービスの質の評価を行い、これを町や地域包括支援センター等の公正、中立な立場にある第三者が出席する運営推進会議に報告した上で公表する仕組みとするものであります。

介護予防認知症対応型共同生活介護につきましては、介護予防、認知症対応型共同生活介護事業者が効率的にサービスを提供できるよう、現行では1または2と規定されているユニット数の標準について、新たな用地確保が困難であるなどの事情がある場合には、3ユニットまでふやして差し支えないことを明確化するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第16号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第16号 矢巾町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第25 議案第17号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて

○議長（藤原義一議員） 日程第25、議案第17号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第17号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の廃止は、主に矢幅駅西地区、中村地区及び藤沢地区の宅地造成工事に係る道路組み替えでありまして、1,766.2メートルについて路線を廃止するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

なお、廃止路線の場所については、図面を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第17号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立全員であります。

よって、議案第17号 町道路線の廃止に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第26 議案第18号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて

○議長(藤原義一議員) 日程第26、議案第18号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第18号 町道路線の認定に関し議決を求めることについて提案理由の説明を申し上げます。

ご提案申し上げております町道路線の認定は、中村地区20路線、藤沢地区9路線、矢幅駅西地区2路線の計31路線、3,817.1メートルを新たな町道路線として認定するものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

なお、認定路線の場所については、図面を添付いたしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第18号 町道路線の認定に関し議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第18号 町道路線の認定に関し議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を3時30分といたします。

午後 3時17分 休憩

午後 3時30分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第27 議案第19号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）工事請負契約の変更について

○議長（藤原義一議員） 日程第27、議案第19号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）工事請負契約の変更についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第19号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）工事請負契約の変更について提案理由の説明を申し上げます。

平成26年3月28日に議会のご議決を賜りました煙山ダム農業用施設災害復旧工事については、同日（株）水本・小笠原重機（有）特定共同企業体、代表者、株式会社水本、代表取締役、水本慶と工事請負契約を締結し、主たるしゅんせつ事業を進めてまいりましたが、ダム設備の一部であるブランケット、いわゆる遮水層部分が表出したことにより、農林水産省東

北農政局からの指示を仰ぎ、掘削位置の変更等が生じたことから、工期を平成27年3月10日に変更することにつきまして平成26年5月30日開催の議会全員協議会におきましてご説明を申し上げたところであります。

ご提案の主な変更内容は、当初設計における土捨て場として計画していた雫石町の災害復旧現場の調整が困難となったことにより、岩手県林業技術センター東側に隣接するひまわり畑北側及び総合グラウンド南側の町有地等に土砂を搬出することとしたことによる運搬距離の変更に伴い、工事費が減額となったものであります。工事費の変更については、工事請負業者との協議が整い、2月9日付で仮契約を締結しており、請負金額6,401万4,840円減額の契約変更をお願いいたしまして、本工事の総体の請負金額を1億2,390万5,160円にいたしたいというものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 煙山ダムの土砂しゅんせつの状況についてお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず土砂のしゅんせつの部分でございますが、査定を受けまして設計量では5万1,600立方メートルのしゅんせつ量ということで進めたものでございました。それで実績といたしまして5万8,368立米、これはこの積算の部分につきましては、10トンダンプに6立米を積算した形の中での搬出量で積算した形になりますけれども、約5万8,000立米の分を搬出した格好になっております。その場所につきましては、この量の部分につきましては、先ほど町長が説明いたしましたけれども、まずひまわり畑、林業技術センターの東側のところでございますけれども、そちらのほうには約3万4,000立米搬出してしております。そして町のグラウンドの南側、旧テニスコートがあった場所になるわけでございますけれども、そちらのほうには約1万9,000立米の分を搬出してしております。あともう一カ所なのですけれども、これは町道の工事に伴いまして、そちらのほうに必要とする土砂ということで約5,000立米を搬出しておったものでございます。そういうふうな処理状況になっておったところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 土砂しゅんせつによる貯水量の変化といたしますか、それがあろうというふうに思いますが、どの程度の変化でしょうか。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まずこの部分につきましては、正確な部分の貯水量につきましては、把握しかねる分がありますけれども、ただ単純にですけれども、土砂1立米に対しまして、水の部分につきましてトン数ということになりますと、同程度の水量の部分が確保できるようになったというふうな理解でよろしいかなというふうに思っておりました。あとそれ以外に先ほども説明したわけでございますが、ブランクットの部分の位置等の調整に伴いまして、全体的に南側のほうに広くしゅんせつ土の範囲を広げましたので、それ以外に西側のほうに剥いだ表土の部分を積み上げた部分がございます。そういったふうな部分もありますと、実質的には先ほど説明した部分につきましては、搬出土でございますけれども、なおかつダム敷地内のほうに水がかぶらない位置に土砂をためておりますと申しますか、そういったふうなものもありますから、実質的には、今話した量よりはある程度貯水量は確保できるのかなというふうな感じでおりました。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

10番、芦生健勝議員。

○10番（芦生健勝議員） しゅんせつした土砂はその後どうするのですか。積んだまま今、いわゆる利用するあれがないような気がするのですが、それについて何か考えがありますか。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず主たる搬出量が多い場所のひまわり畑の部分につきましては、今現在イメージ的には北側のほうから順次そちらのほうに堆積しておりまして、大体北側から約、中心部、南側に向かって中心部、大体200メートルぐらいの距離がありますけれども、大体100メートルぐらいのところまで北側の高いところから南側に向かいまして、どちらかというといな壇的に勾配ができるような形でやっております。そしてそちらのほうにつきましては、当面は従来からひまわり畑等で町民の方、あるいは以外の方々にも楽しんでいただいておりますから、そ

ういったふうなヒマワリ等のそういったふうな形の中で継続できればいいなという形の中で今考えておるところでございます。

あともう一カ所、グラウンドの南側の部分につきましては、今ちょっと土を盛っておりますけれども、ちょっと乾いた天候を見ながら整地しながら駐車場に当面は利用できればいいのかなというふうに考えているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第19号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）工事請負契約の変更についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第19号 煙山ダム農業用施設災害復旧（25災7-101号）工事請負契約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第28 議案第20号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第28、議案第20号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第20号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算

(第3号)について提案理由の説明を申し上げます。

今回の補正の主な歳入といたしましては、1款国民健康保険税、3款国庫支出金の療養給付費等負担金、7款共同事業交付金、9款繰入金の一般会計繰入金、11款諸収入を増額補正し、3款国庫支出金と4款県支出金の高額医療費共同事業負担金、5款療養給付費交付金、6款前期高齢者交付金を減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、1款総務費の一般管理費、2款保険給付費、8款保健事業費を増額補正し、7款共同事業拠出金を減額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,671万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億2,215万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 町長の命によりまして、議案第20号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明いたします。

説明は、款、項、目、補正額、節の順でご説明いたします。それでは、11ページをお開き願います。歳入でございます。1款国民健康保険税、1項国民健康保険税、1目一般被保険者国民健康保険税391万5,000円、節に参りまして医療給付費分現年課税分344万7,000円、介護納付金分現年課税分△164万1,000円、後期高齢者支援金分現年課税分110万9,000円、医療給付費分滞納繰越分30万円、介護納付金分滞納繰越分30万円、後期高齢者支援金分滞納繰越分40万円、これは当初見積もりよりも調定額が増となった節が多かったための増額でございます。2目退職被保険者等国民健康保険税△6万9,000円、節に参りまして医療給付費等滞納繰越分△7万円、介護納付金分滞納繰越分△3,000円、後期高齢者支援金滞納繰越分△4,000円、これは退職被保険者数の減により調定額が減になったための減額でございます。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料7万円、節に参りまして督促手数料同額、説明欄のとおりです。

ページをお返し願います。3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目療養給付費等負担金5,322万4,000円、節に参りまして現年度分同額ですが、一般被保険者の医療費が増したことによる国庫負担金の増でございます。2目高額医療費共同事業負担金△56万2,000円、節に参りまして高額医療費共同事業負担金同額、説明欄のとおりです。

2項国庫補助金、2目災害臨時特例補助金2万円、節に参りまして災害臨時特例補助金同

額でございますが、東日本大震災の原発事故による被保険者に対する国保税及び一部負担金の減免への補助でございます。

4 款県支出金、1 項県負担金、1 目高額医療費共同事業負担金△56万2,000円、節に参りまして高額医療費共同事業負担金同額、説明欄のとおりです。

5 款療養給付費交付金、1 項療養給付費交付金、1 目療養給付費交付金△4,454万6,000円、節に参りまして現年度分同額でございますが、退職被保険者数が減ったこと、そして医療費が見込みより少なかったことによる減額でございます。

6 款前期高齢者交付金、1 項前期高齢者交付金、1 目前期高齢者交付金△24万円、節に参りまして現年度分同額、説明欄のとおりでございます。

7 款共同事業交付金、1 項共同事業交付金、1 目共同事業交付金805万8,000円、節に参りまして現年度分同額、説明欄のとおりです。2 目保険財政共同安定化事業交付金3,919万9,000円、節に参りまして現年度分同額、説明欄のとおりです。いずれも高額な療養費がふえたことによる増でございます。

8 款財産収入、1 項財産運用収入、1 目利子及び配当金3万6,000円、節に参りまして利子及び配当金同額、説明欄のとおりです。

9 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金3,453万2,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額ですが、制度改正により保険税の軽減世帯が増加したことによる増額となります。

11 款諸収入、1 項延滞金及び過料、1 目一般被保険者延滞金165万円、節に参りまして一般被保険者延滞金同額、説明欄のとおりです。

3 項雑入、1 目一般被保険者第三者納付金57万1,000円、節に参りまして一般被保険者第三者納付金同額、説明欄のとおりでございます。ページをお返し願います。3 目一般被保険者返納金129万5,000円、節に参りまして一般被保険者返納金同額、説明欄のとおりです。6 目雑入12万6,000円、節に参りまして雑入同額、説明欄のとおりでございます。

続きまして、17ページをお開き願います。歳出でございます。1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費17万8,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄のとおりです。2 目連合会負担金、財源更正でございます。

2 項徴税費、1 目賦課徴収費、これも財源更正でございます。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費1億3,195万7,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。2 目退職被保険者等療養給

付費△3,510万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。この2つの目につきましては、医療費の増がまずありまして、そのほか退職被保険者数が減り、一般被保険者数がふえたため、一般の医療費は増となり、退職の医療費は減となるものであります。3目一般被保険者療養費、財源更正でございます。ページをお返し願います。4目退職被保険者等療養費、これも財源更正でございます。

2項高額療養費、1目一般被保険者高額療養費2,047万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。2目退職被保険者等高額療養費△521万7,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。これにつきましては、先ほど1項療養諸費でご説明いたしましたが、同様の理由によるそれぞれの増減でございます。3目一般被保険者高額介護合算療養費13万2,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。

4項出産育児諸費、1目出産育児一時金△210万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。

3款後期高齢者支援金、1項後期高齢者支援金、1目後期高齢者支援金11万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。

4款前期高齢者納付金、1項前期高齢者納付金、1目前期高齢者納付金1万8,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。

6款介護納付金、1項介護納付金、1目介護納付金△14万5,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。

7款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目高額医療費共同事業医療費拠出金△225万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。ページをお返し願います。2目保険財政共同安定化事業拠出金△1,382万1,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。拠出金の数値が確定したことによる減額でございます。

8款保健事業費、1項保健事業費、2目疾病予防費193万9,000円、節に参りまして共済費9万4,000円、賃金145万6,000円、旅費5万1,000円、需用費14万3,000円、役務費6万5,000円、備品購入費13万円、これは補助対象の事業に該当するということになりましたので、組み替えたものでございます。

9款基金積立金、1項基金積立金、1目財政調整基金積立金4万7,000円、節に参りまして積立金4万7,000円、同額ですが、この積み立てにより基金総額は7,218万円となるものです。

11款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金50万円、節に参りまして償還金利子及び割引料同額、説明欄のとおりでございます。

以上で議案第20号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願ひいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第20号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第20号 平成26年度矢巾町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第29 議案第21号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第29、議案第21号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第21号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款保険料、2款使用料及び手数料、4款支払基金交付金、5款県支出金、6款財産収入、7款繰入金、9款諸収入に増額補正を行い、3款国庫支出金を減額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、1款総務費、2款保険給付費、4款基金積立金に増額補正を行い、3款地域支援事業費を減額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,931万8,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ18億2,551万7,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 町長の命によりまして議案第21号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）の詳細についてご説明をさせていただきます。

11ページをお開き願います。歳入、1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料1,038万7,000円、節に参りまして現年課税分1,018万7,000円、滞納繰越分20万円、収納率98%で現年課税分を見ております。

2款使用料及び手数料、1項手数料、1目督促手数料2万1,000円、節に参りまして督促手数料同額、説明欄のとおりでございます。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金496万2,000円、節に参りまして介護給付費負担金同額、説明欄のとおりでございます。

2項国庫補助金、1目調整交付金△2,124万1,000円、節に参りまして調整交付金同額でございますが、26年分の介護給付費の全国平均の調整率が下がったための減額となっております。4目介護保険災害臨時特例補助金7万2,000円、節に参りまして介護保険災害臨時特例補助金同額、説明欄のとおりでございますが、原発被災地からの矢巾町への転入している方1人につきましてはの補助金となっております。5目総務費補助金213万8,000円、節に参りまして総務費補助金同額、説明欄のとおりでございます。

ページを返していただきまして12ページ、4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金875万8,000円、節に参りまして介護給付費交付金同額、説明欄のとおりでございます。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金399万2,000円、節に参りまして介護給付費負担金同額、説明欄記載のとおりでございます。

2項県補助金、1目地域支援介護予防事業交付金△15万2,000円、節に参りまして地域支援介護予防事業交付金同額、説明欄のとおりでございます。3目介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金17万5,000円、節に参りまして介護保険サービス利用者負担特例措置支援事業費補助金同額、説明欄のとおりでございますが、震災被災地より4名の方が町内に転入しておりますので、その方々の補助金となっております。

6款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金1万円、節に参りまして利子及び配当金同額、説明欄のとおりでございます。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金1,019万6,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄のとおりでございます。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目第1号被保険者延滞金10万6,000円、節に参りまして第1号被保険者延滞金同額、説明欄のとおりでございます。

3項雑入、1目第三者納付金928万9,000円、節に参りまして第三者納付金同額でございますが、これにつきましては、第三者行為によりまして交通事故によりまして介護状態になった方のそれぞれ過失割合が決定いたしまして、それぞれ第三者納付金として入る金額を計上いたしております。2目返納金60万5,000円、節に参りまして返納金同額、説明欄のとおりでございます。

歳出に入ります。17ページをお開き願います。歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費467万7,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄のとおりでございますが、ここに弁護士委託料40万円計上いたしておりますが、先ほどの第三者納付金の損害賠償請求事件の弁護士費用ということで40万円を計上いたしております。

2項徴収費、1目賦課徴収費1,000円、節に参りまして役務費同額、説明欄のとおりでございます。

3項介護認定審査会費、1目介護認定審査会費△17万円、節に参りまして報酬△18万8,000円、需用費1万8,000円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。2目認定調査等事務費60万2,000円、節に参りまして共済費2,000円、役務費60万円、それぞれ説明欄記載の

とおりでございます。

ページを返していただきまして18ページ、4項運営協議会費、1目運営協議会費△6万4,000円、節に参りまして報酬同額、説明欄記載のとおりでございます。

2款保険給付費、1項介護サービス等諸費、1目居宅介護サービス給付費1,850万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。2目特例居宅介護サービス給付費△80万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。4目特例地域密着型介護サービス給付費△10万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。5目施設介護サービス給付費2,816万8,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。6目特例施設介護サービス給付費△200万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。8目居宅介護住宅改修費△164万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。9目居宅介護サービス計画給付費240万1,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。10目特例居宅介護サービス計画給付費△4万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。

ページを返していただきまして、20ページ、2項介護予防サービス等諸費、1目介護予防サービス給付費△1,947万5,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございますが、これにつきましては要支援の認定者数が思ったより減っているということと、要支援から要介護への移行に伴う減でございます。2目特例介護予防サービス給付費△20万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。3目地域密着型介護予防サービス給付費△141万7,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございますが、先ほど申し上げましたが、要支援者の認定者数の減によるものでございます。4目特例地域密着型介護予防サービス給付費△4万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。5目介護予防福祉用具購入費4万6,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金、説明欄記載のとおりでございます。6目介護予防住宅改修費△31万1,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。7目介護予防サービス計画給付費△291万4,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。8目特例介護予防サービス計画給付費△4万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。

3項その他諸費、1目審査支払手数料△22万8,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄記載のとおりでございます。

4項高額介護サービス等費、1目高額介護サービス費△207万1,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。ページを返していただきまして、22ページ、2目高額介護予防サービス費△25万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。

5項高額医療合算介護サービス等費、2目高額医療合算介護予防サービス費△4万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。

6項特定入所者介護サービス等費、1目特定入所者介護サービス費819万4,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございますが、これは要介護の認定者がふえているものと、それから施設利用の増ということで増額をいたしております。2目特例特定入所者介護サービス費△7万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。3目特定入所者介護予防サービス費△17万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。4目特例特定入所者介護予防サービス費△3万円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございます。

3款地域支援事業費、1項介護予防事業費、1目介護予防高齢者施策事業費△121万2,000円、節に参りまして賃金△35万2,000万円、役務費△25万円、委託料△31万円、使用料及び賃借料△30万円、それぞれ説明欄記載のとおりでございます。

4款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金1万1,000円、節に参りまして積立金同額、説明欄のとおりでございますが、これを積み立てますと4,797万6,661円ということになります。

以上をもちまして議案第21号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算(第5号)の詳細について説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長(藤原義一議員) 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。

質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点についてお伺いします。

まず1点目は、ページ数で11ページ、第1号被保険者の保険料の滞納繰越分のところなのですけれども、収納率が98%ということでしたけれども、その滞納を見込んでの件なのですけれども、どのくらいの件数を見込んでこのくらいなのか。どこの段階の保険料の段階の収入段階のところなのでしょう。

それから、2点目は、普通徴収、月の年金が1万5,000円以下の人の滞納なのかどうかの件数というところを教えてくださいたいと思います。それで普通徴収の場合は、その家族との関係とか、いろいろあると思うのですけれども、どのようになっているのか教えてください。

3点目は、ページ数で22ページ、特定入所者介護サービス費の要介護者の増、施設入所者の増ということなのですけれども、ちょっと詳しく、要介護者の増という、どういう、冬とか、そういうところもあって、この施設入所者がふえるような予算になったのかどうか、そういうところをちょっと教えてくださいたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまのご質問にお答えいたします。

1点目と2点目のほうでございますけれども、滞納繰越98%と言いましたけれども、これは普通現年分のほうの徴収率として98%ということでございます。滞納繰越分につきましては、大体今のところ12%~13%、15%前後のところ推移しておりますので、大体滞納繰越はそういう格好になります。どの段階かと言われましても、滞納されている方は全体の中で徴収しておりますので、ここの段階だけということではございませんけれども、全体的に見ますと、昨年度のところは25年度からの滞納繰越分は30名ということになっておりますけれども、これは25年度分だけだと。それ以前のももございますので、過去の方まで含めますと、もう少し多い人数になりますけれども、それについては、主に4段階以上の方々が主に占めているというような状況でございます。ですので、どちらかという、4段階は基準ですので、本人非課税でも家族が課税になっていると、またはそれ以上ということですので、本人が課税ということになりますので、それなりの所得がある方々が割とそういう滞納になっている傾向が多いということになります。

また、2点目と重複しますが、結局滞納繰越というのは、年金特徴されている方は、年金から引かれている方については100%でございますので、滞納部分については、全部普通

徴収の方が対象というか、滞納繰越されているということでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 3点目の特定入所者介護サービス費の増の中身ということでございますが、これにつきましては、予防の部分で先ほど申し上げましたが、要支援者が減っていますよと、要支援から要介護になっている方がふえていますというようなお話を申し上げましたが、その影響がありまして、やはりこれは要介護、結局は要介護、1から5までが要介護になるわけですが、その方々の認定する方々が多くなって、それで施設を利用する方が多くなったということで理解をしてほしいなと思います。

それで冬だから一時的に入るというような、ショートとか何か、そういう部分ではちょっとないような気がしておりますので、あくまでも要介護者の今回の26年度の分につきましては、要支援者が減って、要介護者がふえている。そのためのそれぞれ施設の給付がふえていますよというふうなことになっているというように見ております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 先ほどの答弁の11ページのところの滞納繰越分のところなのですが、答弁では4段階の基準額のところの方々の滞納が多いようなお話でしたけれども、その方々の状況というのは、どのように把握されているのでしょうか。まず要介護とか、介護度とか、そういうのもあるのか。普通に病院に入っているとか、普通に生活しているとか、家族とどのような関係があるとか、そういうのは調査はしていないのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） 滞納が多いのが4段階というのではなく、4段階以上、4、5、6、7、そちらのほうが多いということでございます。ですので、4段階だけ特定ということではございませんので、そこはご理解願いたいと思います。

あとこちらのほうでそういう方が施設に入所しているのかということについては、特に把握はしておりませんが、大体窓口に来ていただいて納めていただいておりますので、本人もしくは家族の方がそういう状況で納めていただいているというような状況でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第21号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第21号 平成26年度矢巾町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）につい
ては原案のとおり可決されました。

日程第30 議案第22号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正
予算（第2号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第30、議案第22号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計
補正予算（第2号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由及び補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第22号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第
2号）について提案理由の説明を申し上げます。

歳入といたしましては、1款後期高齢者医療保険料及び3款繰入金の一般会計繰入金、5
款諸収入の保険料還付金を増額補正するものであります。

次に、歳出といたしましては、2款広域連合納付金及び3款諸支出金の保険料還付金を増
額補正し、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ887万4,000円を増額し、歳入歳出予算の
総額を歳入歳出それぞれ1億7,356万9,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 町長の命によりまして、議案第22号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細についてご説明いたします。

説明は、前例と同様とさせていただきます。それでは、9ページをお開き願います。歳入でございます。1款後期高齢者医療保険料、1項後期高齢者医療保険料、1目後期高齢者医療保険料421万6,000円、節に参りまして現年賦課分415万1,000円、滞納繰越分6万5,000円、いずれも説明欄のとおりです。

3款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金455万8,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額、説明欄のとおりです。

5款諸収入、2項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万円、節に参りまして保険料還付金同額、説明欄のとおりです。

13ページをお開き願います。歳出でございます。2款広域連合納付金、1項広域連合納付金、1目広域連合納付金877万4,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりです。

3款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目保険料還付金10万円、節に参りまして償還金利子及び割引料同額、説明欄のとおりでございます。

以上で議案第22号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第22号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第22号 平成26年度矢巾町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）については原案のとおり可決されました。

日程第31 議案第23号 平成27年度矢巾町一般会計予算について

日程第32 議案第24号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

日程第33 議案第25号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

日程第34 議案第26号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

日程第35 議案第27号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

日程第36 議案第28号 平成27年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第37 議案第29号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原義一議員） お諮りします。

日程第31、議案第23号 平成27年度矢巾町一般会計予算について、日程第32、議案第24号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第33、議案第25号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第34、議案第26号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第35、議案第27号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第36、議案第28号 平成27年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第37、議案第29号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算について、この7議案を会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(藤原義一議員) ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第29号までは一括上程することに決定しました。

なお、各議案の朗読は省略いたします。

提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) ただいま上程されました7議案について提案理由の説明を申し上げます。皆様のお手元にあると思いますが、平成27年度当初予算に関する説明書、これでもちまして提案理由の説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、この2ページをお開き願います。平成26、27年度会計別予算比較表、これでもちましてご説明申し上げます。会計別、そして平成27年度当初予算額、対前年度増減額、増減率、この順でご説明を申し上げたいと思います。

議案第23号、一般会計90億4,330万円、△1億950万円、△1.2。

議案第24号、国民健康保険事業特別会計30億3,480万4,000円、5億1,123万7,000円、20.3。

議案第25号、介護保険事業特別会計18億6,508万8,000円、1億1,629万2,000円、6.6。

議案第26号、後期高齢者医療特別会計1億7,219万5,000円、939万8,000円、5.8。

議案第27号、矢幅駅周辺土地地区画整理事業特別会計7億6,251万1,000円、△16億4,772万9,000円、△68.4。

合計に参りまして148億7,789万8,000円、△11億2,030万2,000円、△7.0。

議案第28号、水道事業会計、収益的支出5億3,160万6,000円、△740万7,000円、△1.4。資本的支出6億3,948万1,000円、6,673万2,000円、11.7。

下水道事業会計、収益的支出10億6,498万3,000円、1,092万2,000円、1.0。資本的支出14億3,215万2,000円、4億259万9,000円、39.1。企業会計の合計でございますが36億6,822万2,000円、4億7,284万6,000円、14.8。

一般会計及び特別会計、そして企業会計の総計でございますが185億4,612万円、△6億4,745万6,000円、△3.4でございます。

なお、これらにつきましては、後刻設置されます予算審査特別委員会において、副町長、担当課長から詳細の説明をいたさせますので、ご審議の上にご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。ただいま一括上程しました議案第23号から議案第29号までの7議案は当職を除く17名の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、議案第23号から議案第29号の7議案は当職を除く17名で構成する予算審査特別委員会に付託することに決定しました。

お諮りします。予算審査特別委員会に付託した議案は、3月20日、午前10時までに審査を終了するよう期限をつけることにしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、7議案につきましては、3月20日、午前10時までに審査を終了し、附帯意見等を当職のもとにお届けくださるようお願いいたします。

なお、予算審査特別委員会の招集につきましては、本会議休会后、直ちに本会議場に招集しますので、口頭をもって通知します。

午後 4時38分 散会

平成27年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第2号）

平成27年2月26日（木）午前10時開議

議事日程（第2号）

第1 議案第30号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の締結について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	住民課長	村松康志	君

職務のために出席した職員

議会事務局長	菊池清美	君	係長	吉田	徹	君
主事	根澤のぞみ	君				

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

ただいまから本日の会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） 本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 議案第30号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の締結について

○議長（藤原義一議員） 日程第1、議案第30号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の締結についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第30号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の締結について提案理由の説明を申し上げます。

煙山児童館は、昭和61年度に建設し、建築面積は215.25平方メートルであります。煙山小学校区の児童数が増加するとともに煙山児童館の利用人数もふえ、建物の狭隘が課題となっております。また、平成27年4月からは、子ども・子育て支援法が施行されることに伴い、登録児童は、これまでの3年生以下から全学年が対象となることなどから、増築工事が必要となったところであります。

工事概要についてであります。現在の敷地東側の館庭部分に新しく2階建ての施設を増築し、同時に現在の施設の壁なども改修するものであります。増築、改修部分ともに鉄骨造で、増築後の建築面積は323.08平方メートル、延べ床面積は410.78平方メートルとなる予定であります。入札執行は、指名競争入札として2月5日付でタカヨ建設株式会社、株式会社

水清建設、株式会社水本、水本重機株式会社、くみあい鉄建工業株式会社、以上5社を指名し、2月20日、午後1時15分から入札を執行した結果、タカヨ建設株式会社が一付に9,200万円で落札し、この金額に8%の消費税を加算した金額一付に9,936万円で契約の締結を行うものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

4番、山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 3点ほどお聞きをいたします。

まず建設工事の着手時期はいつころになるのか。あと完成時期もあわせてですが、お聞きをしたいと思います。

それから、農道が前を通っておりますが、着手時期によっては、ちょうど農繁期と重なる可能性もございますので、その辺のいわゆる安全対策といいますか、その辺、どのようにお考えなのか。

それから、児童の工事中の、かなり狭い場所に建築をして、出入りもちょうど玄関が建設場所と同じになりますので、その辺の安全対策について。

それから、あと駐車場がちょっと離れたところに用地を確保しているようでございますが、この工事とあわせてやるのではないかと思います。その辺の関係についてお聞きをしたいと思います。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず着手と完成の時期でございますが、4月に工事着手をいたしまして、8月までの5カ月間で完成させたいというふうに考えてございます。

それから、農道、農繁期に関していろいろ問題があるのではないかとということでございますが、前に南側の隣地に地権者交渉をした際に、お話した相手の方に重機等を置いてくださるスペースを確保させてくださいということでお願いを申し上げたところ、快諾をいただきましたので、農道には重機等は置くことはなく、あとはそこは囲いますので、児童の安全は十分図られるものと考えております。

それから、実はこの工事を着手する際には、現行の児童館は使用できなくなります。そこでそれにかわりまして煙山小学校のプレハブ校舎を一時的に借用いたしまして、4月から8月まで児童を預かる予定でございます。ということで安全面では、むしろ確保されるのかなというふうに考えてございます。

また、駐車場に関しましても、時期を遅まることなく、これとは別にはなりますけれども、着々と進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第30号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の締結についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第30号 矢巾町立煙山児童館増築工事請負契約の締結については原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） 以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、3月6日は、予算審査特別委員会、3月9日、10日は、一般質問を行いますので、午前10時に本議場にご参集願います。ご苦労さまでした。

午前10時09分 散会

平成27年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第3号）

平成27年3月9日（月）午前10時開議

議事日程（第3号）

第1 請願・陳情

27請願第3号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長			生きがい推進		
兼会計管理者	中村滋	君	課長	川村勝弘	君

住 民 課 長	村 松 康 志 君	農 林 課 長 兼 農 業 委 員 會 長 事 務 局 長	高 橋 和 代 志 君
道 路 都 市 課 長	藤 原 由 徳 君	区 画 整 理 課 長	細 川 賢 一 君
商 工 観 光 課 長	山 本 良 司 君	上 下 水 道 課 長	藤 原 道 明 君
教 育 委 員 長	松 尾 光 則 君	教 育 長	越 秀 敏 君
学 務 課 長	吉 田 孝 君	社 会 教 育 課 長	立 花 常 喜 君
代 表 監 査 委 員	立 花 純 幸 君	農 業 委 員 會 會 長	高 橋 義 幸 君

職務のために出席した職員

議 会 事 務 局 長	菊 池 清 美 君	係 長	吉 田 徹 君
主 事	根 澤 のぞみ 君		

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまから本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、12番、村松輝夫議員は、都合により遅参する旨の通告がありました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 請願・陳情

27 請願第3号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願

○議長（藤原義一議員） 日程第1、請願・陳情を議題とします。

本日までに受理した請願・陳情は、お手元に配付したとおりであります。

お諮りします。27請願第3号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願については、会議規則第92条第1項の規定により産業建設常任委員会に付託したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、27請願第3号 農協改革をはじめとした「農業改革」に関する請願については、産業建設常任委員会に付託して審査することに決定しました。

日程第2 一般質問

○議長（藤原義一議員） 日程第2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次質問を許します。

7番、谷上哲議員。

第1問目の質問を許します。

(7 番 谷上 哲議員 登壇)

○ 7 番 (谷上 哲議員) 議席番号 7 番、谷上哲でございます。

早速 1 問目の質問に入らせていただきます。本町の職員採用及び人事政策に関してでございます。組織は人なりと言われます。官民を問わず中心的役割を担うのは人であり、人材こそが最も大切にされるべきことは否定する余地がございません。私もかつて民間会社に勤務しておりました。業種にもよりますが、会社の発展を目指すことに関しては、とかく営業政策だけが全面に出ることが多かったわけですが、実はそれを担うところの人事政策こそが最も重要であるとの認識は、衆目の一致するところではございました。

人事総合システムは、採用、任用、教育及び配置転換に至るまでのサイクルがございませぬ。さらに組織の統廃合や機構改革などの手法により少数精鋭化を図り、人的効率化を目指すことが経営強化に直結するとの認識もございました。このような観点から本町の人事政策について伺います。

1 点目として、町職員の採用に関して、優秀な人材の確保など、どのような採用政策、採用試験戦略をとられているか伺います。

2 点目として、教育、自己啓発など、高度な専門能力を持った人材の育成や活用についてお伺いをいたします。

3 点目に、人事は永遠の課題とも言われております。中長期的な視点に立ち、人事評価、自己申告など、公平、公正な運用及び配置転換など、人事の活性化策についてお伺いをいたします。

4 点目に、職員の定数管理に関しては、高度成長期を経て官民を問わず幾多の合理化に取り組んだ経緯がございませぬ。業務の改善や事務事業の効率化、さらなる省力化などについてお伺いをいたします。

5 点目に、ラスパイレス指数に関して、本町の実態と周辺市町村比較についてお伺いをいたします。

6 点目は、以前質問をした経緯がございませぬけれども、女性の輝く社会が言われておりますので、この視点に関しての対応についてお伺いをいたします。

最後に、7 点目として、正規と非正規の職員比率に関して、今後の進め方について伺います。

以上の質問項目の中には、以前私が一般質問を行った項目もございませぬけれども、3 年一昔とも言われるこのスピード時代の昨今、どのようなその後変化がなされたのかを問う

ものがございます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 7番、谷上哲議員の本町の職員採用及び人事政策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の町職員の採用に関して優秀な人材の確保等、どのような採用戦略、採用試験戦略をとられているかについてですが、平成24年3月議会定例会においてお答えしたとおり、町の広報紙で、あるいは各種教育機関等に募集を行った上で、盛岡市を除く盛岡広域市町による共同採用試験として、筆記及び作文による1次試験並びに面接による2次試験を行っており、さらに昨年度からは職場適応能力を検査項目として追加し、採用の際の参考としているところであります。

2点目の教育、自己啓発等、高度な専門能力を持った人材の育成や活用についてですが、1点目と同様、平成24年3月議会定例会においてお答えしたとおりであります。研修計画に沿って岩手県市町村職員研修協議会、東北自治研修所、市町村職員中央研修所等で開催されている短期、長期の各種研修を通じて職員の育成を行っております。

最近では、盛岡広域市町の連携で行っている各市町が実施する研修へ相互に参加し合うことにより能力開発のみならず職員間の交流を深めることによる意識改革にも資するよう努めているところであります。

3点目の中長期的な視点に立ち、人事評価、自己申告など、公平、公正な運用及び配置転換など、人事の活性化策についてですが、これについても、以前にお答えしたとおり、職員からの自己申告を参考としつつ、人事異動を行っております。人事評価に関しましては、昨年改正された地方公務員法において、能力評価及び業績評価による人事評価の実施及び人事任用や給与待遇への評価結果の反映が平成28年度から義務づけとなりますので、これまで実施しておりました人事評価の内容を改定し、新たな制度設計作業を現在行っているところであります。

4点目の職員定数管理に関して、業務の改善、事務事業の効率化、さらなる省力化等についてですが、これについても以前にお答えしたとおり職員定数の範囲内で時限的な事業にも弾力的に対応し、定員管理に努めているほか、時間外勤務が多い部署における勤務時間の弾力的な運用や事務の省力化による時間外勤務の縮減に努めているところであります。

5点目のラスパイレス指数に関して、本町の実態と周辺市町村比較についてですが、平

成26年4月1日現在における本町のラスパイレス指数は92.7となっており、周辺の市町村については、盛岡市が99.8、滝沢市が97.0、雫石町が93.6、紫波町が93.7となっております。

6点目の女性の輝く社会の視点に対する対応についてですが、国においては、全ての女性が輝く社会をつくることを現内閣の最重要課題として政策を推進することとし、早急に必要な施策として、全ての女性が輝く政策パッケージをとりまとめております。その施策項目のうち職場として本町職員に対して直ちに実施できることとしては、出産、子育ての支援があり、妊娠した女性職員が出産に際しての産前、産後休暇の取得及び育児のための育児休業の取得は、全員が行っておりますので、今後も休暇等を取得しやすい職場環境づくりを行うとともに、男性職員の育児休業の取得についても促進してまいります。また、本町においては、採用時や昇任時に性別を理由とした選考は行っておりませんので、今後も性別に関係なく登用してまいります。

7点目の正規と非正規の職員比率に関して、今後の進め方についてですが、今年度における一般職の常勤職員は175人、非正規職員は常時勤務している期限付臨時職員や年間の勤務日数が少ない日々雇用職員があり、月により人数に変動がありますが、常時勤務している期限付臨時職員は、約60人となっております。一般職の常勤職員については、定数条例に定める範囲内で本町の事業規模等を勘案の上、現在の職員数程度を基本に推移する予定であります。

また、全ての行政需要に常勤職員のみで対応することは、限られた財源の中で難しいことから、業務の内容や一過性の事業等には、非常勤職員を配置しながら対応してまいります。

なお、非常勤職員も際限なく採用することのないよう、実質的な定数を常勤職員数の範囲内として管理してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

谷上哲議員。

○7番（谷上 哲議員） 先ほど質問の前段で私が人事総合システムには採用、任用、評価、配置転換といったサイクルがあると申し上げたわけです。この中でも論点としては、人事評価システムのあり方に尽きるのではないかというふうに思います。これまで多くの企業では、職能資格制度を確立して、職能級賃金制度といったものを主に導入をしてきました。

能力を把握し、その後の能力の高まりを判断基準としておりましたけれども、経済状況の悪化なども反映して、年功序列制を廃止する、または比率を少なくして、職務成果の、いわゆる達成度を問う職務給あるいは職責給賃金制度といった部分に徐々にシフトしてウエートが置かれるようになっております。行政に関して言えば、東京都が全国に先駆けて昭和61年度に成果主義的な人事評価制度を導入した自治体であるわけです。こうした制度のこのよしあしは、単純に論じるわけにはいきませんが、先ほどの答弁の中で人事評価に関する地方公務員法の改正によって人事評価の内容改定に関する制度設計の作業に入っているということでしたので、これについての具体的な内容、方向性についてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

人事評価の関係ということでございます。それで今まで平成24年と25年に人事評価をやってまいりました。これにつきましては、一応試行という形も含んでおまして、2年間やってきたわけでございます。それで今までやってきた人事評価におきましては、能力評価ということで上司が部下のふだんの様子を見ながら上司が部下の評価をするというふうなことで2年間をやってまいりました。それに基づいていろんな給与とか人事異動とか、そういったところに反映させようというふうなことでやってまいりましたが、ただいまお話がありましたとおり、今度地方公務員法が改正になりまして28年から実施すると、実際に実施するということにはなりますが、27年については試行というふうなことで、さらに能力評価にプラスしまして、業績評価というものがプラスになります。これは、今までは、先ほど言いましたように上司が評価するという形でしたが、もう一つ、事務の目標を当初に計画を立てまして、それを実行して、その実行した結果をその職員が評価する、みずから評価するというふうなものも今後プラスになるというふうなことでございます。その評価によりまして、人事任用や給与の待遇等に今後それを当てはめるように検討してまいるというふうなことになってございます。

これは、評価が悪いから下げるというよりも、ぜひ頑張っていて、むしろ能力がある人あるいは意欲のある人は、さらに前に進んでいただけるように、そういったところの効果も期待するものでございます。そういったことで平成27年度は試行という形になりますので、これから順次説明会等、職員等に対して説明会等を行ってまいりますが、そういった形で進めてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○7番（谷上 哲議員） ありません。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○7番（谷上 哲議員） 次に、本町の行政組織に関してでございます。本町の行政組織に関しては、新組織の創造による中長期戦略課題の実践をどのように行ったらよいかなどについてお話をいたします。組織のあり方につきましては、これまでも効率的な業務の推進や指定管理者制度の導入など、種々の検討がなされてきたと思います。いわゆる専門部署の必要性といたしましては、過去にも岩手医大のいわゆる総合移転に伴う担当部署とか、あるいは自然災害の対応担当、さらには産業振興に関する専任部署強化策などの必要性も論じられてきたかと思います。

一方、これまでの組織の改廃をせずとも委員会形式やプロジェクト方式など、横断的全体の組織対応による課題の対象事例も見受けられます。こうした組織のあり方に関して、以下について伺いたいと思います。

まず1点目に、現在現行の行政組織について改廃などに関する検討がなされているかについて伺いをいたします。

2点目として、12月の一般質問に関連し、町では人口減少などに係る検討委員会を立ち上げることとしているという答弁をいただいております。国は、人口減少対策の5カ年計画、いわゆるまち・ひと・しごと創生総合戦略を決定して、全ての都道府県、そして市町村に対し、来年3月末までに地方版の総合戦略の策定を求めています。これはこれといたしましても、今後いわゆる縦割り組織に対して横の連携が必要になる課題及び一過性の重点処理が不可能な課題、さらには量よりも質の間われる対応策などについて新設部署として総合政策室（仮称）を設置し、人材の育成も含めて広域行政検討課題あるいは地方創生など中長期戦略を企てるための情報収集及び戦略構築など一元化を図って、いわば町長の身近な戦略機能としての新組織の構築を試みてはいかがかということで考えを伺いたいと存じます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 本町の行政組織に関してのご質問にお答えいたします。

1点目の現行の行政組織について、改廃等に関する検討がなされているのかについてですが、現在本町は、町長部局10課、教育委員会事務局2課、出納室、議会事務局、選挙

管理委員会事務局及び農業委員会事務局で組織しております。今まで業務の見直しや事業の取り組みに合わせて行政組織の見直しを行い、対応してきたところであります。行政組織の改廃については、現時点では考えておりませんが、平成27年度で矢幅駅前地区土地区画整理事業の整備が完了することや平成28年度に行われる希望郷いわて国体に備えて設置した国体推進室などについては、業務量を考慮して、しかるべき時期に組織の見直しを検討してまいります。

2点目の新設部署として、総合政策室を設置してはどうかについてですが、本町では各課が事務を分担して業務を進めておりますが、国の施策により新たな業務が発生し、横の連携が必要となる課題や一過性のものに関しては、対策本部やプロジェクト会議を設置し、対応しているところであり、現在人口減少対策本部や番号制度導入推進委員会などが設置されております。

ご提言のありました総合政策室についてですが、担当する業務が想定される広域行政や地方創生、中長期戦略などに関しましては、現在企画財政課が担当しており、平成27年度に策定される第7次総合計画との関係もあることから、現時点では現在の組織が最善と考えております。

しかしながら、限られた職員数で最大限の成果を果たせるよう行政組織に関しましては、今後変化する業務内容や課題に対し、的確に対応してまいります。

以上、お答えといたします。

- 議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。
- 7番（谷上 哲議員） ございません。
- 議長（藤原義一議員） 以上で7番、谷上哲議員の質問を終わります。

次に、1番、齊藤正範議員。

第1問目の質問を許します。

（1番 齊藤正範議員 登壇）

- 1番（齊藤正範議員） 議席番号1番、齊藤正範です。冒頭勇退を表明し、最後の3月議会となる川村町長に感謝を申し上げてから一般質問に入らせていただきますことを許可願います。
- 議長（藤原義一議員） どうぞ。
- 1番（齊藤正範議員） 川村町長におかれましては、4期16年間の長きにわたり矢巾町のためにご尽力いただき、ご苦労さまでした。

特にも後半の任期中は、日本経済が低迷し、多くの自治体が苦戦を強いられた期間でもあったと感じております。その中で町長は、常にトップセールスを第一に掲げ活動した結果、多くの企業が当町に進出し、特にも岩手医科大学の総合移転などが実現し、県下においても当町は、元気のある町として位置づけられていることは、ひとえに川村町長の頑張りであったと感謝申し上げます。任期はまだ1カ月余残しておりますけれども、健康には十分注意し、業務執行をしていただきたく、長きにわたって町のかじ取りをしていただいたことに本当に感謝申し上げるとともに、御礼申し上げます。

引き続き、一般質問の第1問目、農業再生への取り組みについて質問いたします。海外とはTPPや農産物輸入などの交渉、そして国内にあっては、米の過剰在庫に伴う米価の下落、少子高齢化振興による担い手確保問題、さらには昨今の異常気象など、日本の農業を取り巻く環境は、厳しい状況となっております。しかしながら、矢巾町の活性化していくためには、農業や林業といった第1産業の活性化が不可欠であり、重要な課題であると考えことから、以下の点についてお伺いします。

1点目は、政府は平成13年6月に産業競争力会議が成長戦略としてまとめた日本再興戦略を閣議決定しました。その中で農林水産業を成長産業にするとの目標を掲げ、農政を進めております。その具体策として全農地の面積8割を担い手に集約し、米の生産コストを4割削減し、法人の経営体数を5万法人とする指数を上げており、その推進を行っております。当町の農地集約状況と今後の取り組みについてお伺いします。

2点目です。農地中間管理事業の目的の中に地域内の分散し、錯綜した農地利用を整理し、担い手ごとの集約促進や耕作放棄地などの整理し、担い手が借りやすくする事業などがあります。現在各集落においては、町やJAなどの指導のおかげで担い手への農地集約はかなり進んでいると思います。しかしながら、錯綜している農地の整理は、地域の話し合いで行っておりますが、目標とする錯綜している農地の集約を達成するためには、問題点が多くあり、その解決は困難であります。町として、その実現に向けた施策についてお伺いします。

3点目です。農業委員会の平成26年度の活動計画によると、農地の違反転用は6.9ヘクタールとなっております。今年度の解消面積を0.7ヘクタールとしておりますが、違反転用解消が進まない原因は何かお伺いいたします。また、違反ではないが、農産物の栽培など、本来の姿として活用されていない農地も散見するが、農地中間管理事業を活用し、対応する施策は考えていないかお伺いいたします。

4点目です。政府は、農協改革と農業委員会等に関する改革を推進するとしており、農業委員会の委員の選出について、選挙制を廃止し、地域推薦を尊重し、議会の同意を要件とする市町村長の任命制とするなどの案が国会に提出し、法案化を目指しております。農業委員の過半数は、認定農業者として若手や女性の委員の選出並びに農業者以外で中立公正な判断ができる者の専任も義務づけ、委員会での多様な考え方を求めています。この対応はどのように考えているのか。

以上、お伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 1番、齊藤正範議員の農業再生への取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の国は、全農地面積の8割を担い手に集約しようとしているが、当町の状況と今後の取り組みについてですが、本町においては、地域の担い手となる集落営農組織が30組織あり、おおむね町内全地区に営農組合が組織化されております。そのうち平成27年2月末現在で6組織が法人化され、農事組合法人として活動しており、さらには平成27年度以降の法人化に向けて取り組んでいる営農組合も複数あると聞いております。

また、認定農業者数は、平成27年2月末で118名、認定新規就農者が3名となっております。これらの担い手を対象にして行った平成24年度の調査に基づき、県が発表したデータによりますと、町内で利用権設定されている水田と作業を受委託されている水田の合計面積による農地集積率は、約50%から75%の範囲内にあり、県内でも集積が進んでいる状況であります。

町といたしましては、地域の担い手に集積されるよう現在各集落営農組合に人・農地プランの見直しと再提出をお願いしております。人・農地プランは、将来の地域農業の設計図でもあり、地域の話し合いが重要となります。特にもプランの中で地域の中心となる経営体、いわゆる担い手を記載しなければならず、近い将来農地の出し手となる方と農地中間管理機構の活用方針などの記載欄もあることから、再提出された内容を確認した上で国の目標に近づけるよう、農地中間管理機構、岩手中央農業協同組合担い手支援センターなどの関係機関と連携を図りながら進めてまいります。

2点目の目標とする集約を達成するためには、問題点も多くあり、その解決は困難であるが、現状町としての実現に向けた施策についてですが、1点目の質問でもお答えしたと

おり、現在各地域において人・農地プランの見直しをお願いしているところであり、この見直しを通じて改めて地域や個人の問題点が明確になると考えております。また、人・農地プランに関する話し合いを通じて地域として将来どのような営農活動を行っていくのか地域の方針を決めるための人・農地プランであると考えております。

地域の問題点として、町内外における出入策等があると考えておりますが、岩手中央農業協同組合において、旧都南地区、紫波地区、矢巾地区の集落営農組織を集め、出入策等の問題解決のための会合を開催する予定となっております。また、町内において人・農地プランに対する取り組み状況について、各組織で温度差があると思われることから再提出いただいた後に集落営農組織の代表者との会議を開催し、各地域が抱える問題点の把握に努め、それぞれの地域で定めた将来像の実現のために必要な施策を行ってまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農業委員会会長。

○農業委員会会長（高橋義幸君） 引き続き、1番、齊藤正範議員の農業再生への取り組みについての3点目、4点目について、私のほうからお答えいたします。

3点目の農地の違反転用の解消が進まない原因と農地中間管理事業を活用する施策について考えていないかについてですが、本町で把握している違反転用面積は、議員お説のとおり6.9ヘクタールとなっております。その主な状況としては、建築資材置き場や廃車置き場等となっており、その解消に向けて所有者等に対して指導を行っているところであります。しかし、農地復旧に要する費用が多大なことや所有者と利用者が異なり、言い分が相違して解消が難しい案件など、時間を要する案件がほとんどであり、違反を解消できない状況となっております。

また、平成25年農地法が改正され、活用されておらず遊休化が心配される農地があるときは、農地の所有者がわかる場合には、利用意向調査を行い、貸し付け希望するか、みずから耕作化するかなどの意向を調査し、農地中間管理機構への貸し付けを促すこととされております。所有者がわからない場合には、農業委員会が所有者等を覚知できない旨を公示して、申し出がない場合には、農地中間管理機構へ通知し、最終的には都道府県知事が裁定の上、公示することにより、農地中間管理機構が利用権を取得できるとされております。このことから、今後当委員会においても農地パトロールなどにより、農地の利用状況の把握に努めるとともに、状況に応じて新しい制度に沿って取り組みを進めてまいりたいと考えております。

4点目の農業委員会改革による農業委員の選出についてですが、平成25年12月に決定し、昨年6月に改定された農林水産業地域の活力創造プランにおいて、農協改革とともに農業委員会改革が示されております。改革内容につきましては、選挙制では議会推薦、団体推薦による選任制度を見直し、事前に地域からの推薦や公募の上、市町村議会の同意を要件とする市町村長の選任制に変更するものであります。人数につきましては、委員会を機能的に開催できるよう、現行の半分程度とし、過半は認定農業者の中から選任し、利害関係がなく、公正に判断できる者を必ず入れることや女性及び青年農業委員を積極的に登用することとされております。また、農業委員のほかに農業委員の指揮の下で各地域における担い手への集積集約化や耕作放棄地の発生防止及び担い手の育成、発展を支援する（仮称）農地利用最適化推進委員を新設することとし、委員は、事前に地域から推薦、公募の上、農業委員会が選任することとされております。

当委員会といたしましては、国会での議論や上部団体である全国農業会議所や岩手県農業会議での見直し要請の結果などを踏まえ、今後の制度改革の動向を注視して情報収集するとともに、系統組織と連携して対応方針を検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） それでは、再質問を1点ずつさせていただきます。

1点目としまして、各担い手の方は、5年間の経営状況と規模拡大を目標に掲げ、達成に向けて取り組んでおります。いずれの方の意欲も満々であり、その中において耕作条件が違う錯綜した農地を作業コストが削減できるよう担い手に集約するということは、それぞれの担い手の経営方針があり、地域の話し合いでは、非常に困難をきわめるものであります。集落営農組織の代表者会議を開催し、問題点の把握に努めるとしてはありますが、問題点は、錯綜している農地の集約と、それぞれの担い手の利害が絡むということと考えております。

また、招集する代表者を町内一堂に集めても問題点がそれぞれ違う集落もあると考えることから、会議は先にアンケート等を徴取した上で、それぞれ小さくまとまった中で行った方がいいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

今齊藤議員さんのほうから現状の部分と、そしてまたそれに対応するための意見、提言的

なお話もあったわけですが、議員お説のとおり、細部の課題につきましては、おっしゃったような課題があるかと思っております。この分につきましては、先ほど町長答弁にもありましたように、それらを解決するための方策としては、考えていくわけですが、それをより具体的にすることの事前にアンケート等を取りながらという部分につきましては、一つの案かと思っておりますので、今後やる際には、そういったふうなことも参考にさせていただければなというふうに思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 農地中間管理事業において、貸し手の農地が耕作に適さない規格の場合、基盤整備等の条件整備をして貸し出すとしておりますが、農地管理機構も当初説明と変わり、かなりの部分が当初より後退しているような気がします。この点については、制度が可能かどうかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

これも議員お説のとおり、当初中間管理事業におきまして、担い手に集積する一つの条件といたしまして、やっぱり耕作条件が悪いところについては、集約しやすいようなという話があったわけですが、町といたしましても、そうであれば非常に基盤を整備して、なおかつ耕作しやすい基盤にして、後に集積をかけるのであれば、これは最高だというふうに思った経緯はございました。

しかしながら、現実的には、特にも経費の関係がございまして、やはりこの分につきましては、管理機構そのものが経費負担をしながら借り手が決定するまでの間のそういったふうな経費負担の関係があるということで、実質的には全て、全てと申しますか、基盤整備の部分につきましては、小規模のということでかなりトーンダウンした経緯はございます。この分につきましては、県のほうでもやっぱり岩手県の状況からした場合に、特に中山間の分があるわけですが、当然ながら基盤整備をやっぱり受けていただいて、特にも事業をやる際に、中間管理機構のほうの一つの受益者となることができますので、集積をかけたとすれば、同意等、いろいろな関係者の部分が1人で済む、1カ所で済むという利点がございますので、そういうふうなことも活用しながら、できればいいなという話の中では、国に対しては話をしていきたいという話は聞いておりました。町といたしましても、この部

分につきましては、前段言いましたとおり、そうなれば非常にありがたいなというふうに思っておりますので、これはお願いをしながら進めていければというふうに思っております。

ただ、ここで可能になるかどうかは、これはちょっと国のほうの状況がありますから、明確なイエス、ノーはできませんけれども、そういう要請はしてまいりたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 耕作放棄地の問題でございます。資材置き場や廃車の置き場などの違反は、放棄地の何割程度を占めているのかお伺いしたいと思います。

また、なかなか解消が難しいという答弁でありましたが、それを解消するためには、条例などの制定が必要なのかどうかお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

全体的な割合でございますけれども、町全体の約2,500ヘクタールの耕地があるわけでございますけれども、その割合からしますと、約0.2%ぐらいの率なのかなと思っております。それでこれを解消するための条例等という話でございましたけれども、この分につきましては、全体の制度といたしましては、今の権限移譲の部分では、県知事裁定と申しますか、そういったふうな一つの基準がございますので、町独自で条例的なものというのは、なかなか難しいかと思っております。しかしながら、連携的な形の中では、それぞれ国、県、町ということがありますけれども、耕作放棄地なり、違反転用なりを、それを発生させないというのは共通事項でありますから、ここの連携につきましては、今以上にとっていかなければならない部分はございます。

しかしながら、先ほどもちょっと答弁したように、特にも違反転用の部分につきましては、現況の部分がなかなかちょっと難しさもありますけれども、そこにつきましては、所有者なり、実際に利用している方の部分につきましては、毎年行いながらもきちんとその部分を制度を話をしながら、地域のそういったふうな部分も、土地利用も考慮しながら理解してもらう形の中で進めていきたいと思っております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○1番（齊藤正範議員） ありません。

○議長（藤原義一議員）　ここで途中ですが、暫時休憩をいたします。

再開を11時といたします。

午前10時50分　休憩

午前11時00分　再開

○議長（藤原義一議員）　再開をいたします。

引き続き齊藤正範議員の一般質問を行います。

第2問目の質問を許します。

○1番（齊藤正範議員）　2問目の地方創生の取り組みについて質問をいたします。

政府は、まち・ひと・しごと地方創生本部を設置し、その基本方針として地方の自主的な取り組みを基本にこれを支援するとしております。若い世代の就労、結婚、子育ての希望の実現、東京一極集中の歯どめ、地域の特性に即した地域課題の解決などを挙げております。その取り組みは、数値目標を設定の上、効果検証を実施し、効果の高い政策を集中的に実施するとし、熱意ある地方の創意工夫を全力で応援するとしております。そのような政府方針を受けた町の考え方について、以下お伺いします。

1点目、各地の実情に応じ、平成27年度分並びに2020年までの5カ年戦略を27年度中に策定し、実行するよう求めているが、町独自の熱意ある戦略をどのようなチームで策定し、実行していくのか。

2点目、27年度は、第7次総合計画の作成年度でもあり、計画が重なりますが、それぞれの計画をどのような目的で策定し、その違いは何かと考えるのかお伺いいたします。

3点目、若者の移住、定着につなげる安心して働ける環境をつくるため、個人企業者への支援対策や新たな就労の場づくりはどのように行うのか。

4点目、若い世代が結婚、出産、子育てについて希望を持てる新たな施策は何か考えているのか。

5点目、人口減少の対策として、空き家活用施策が多くの自治体で行われておりますが、当町は、その対策が必要であるか考えをお伺いいたします。

6点目、同僚議員が何回となく伺っておりますふるさと納税制度について、制度を簡素化するため、税務署への確定申告を不要とし、寄附した自治体への申請だけで済む制度が税制改革改正大綱に盛り込まれ、一層の利用拡大が望まれております。その内容としては、利用者が求めれば、寄附を受けた自治体が利用者の自治体に対し、住民税の軽減手続を代

行できることや、今までは、減税は所得税と住民税、それぞれで行われておりましたが、所得税の減税分を住民税に一本化し、自治体の手続を円滑にし、住民税も控除10%から20%に拡大され、夫婦と子ども1人で年収400万円程度であれば、減税額は年2万円から4万円程度に拡大される施策も含まれていることから、さらなる施策を検討し、財政の強化を図る必要があるのではないかと伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 地方創生の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

1点目の町独自の熱意ある戦略をどのようなチームで策定し、実行していくのかについてですが、平成26年11月にまち・ひと・しごと創生法が施行され、これに基づき、各自治体においても地方版総合戦略の策定が求められているところであります。このことから本町における人口減少問題に関する施策について、総合的かつ効果的に推進するため、町長を本部長とし、全管理職を本部員とする矢巾町人口減少対策推進本部を先般2月2日に設置しており、今後全町を挙げて平成27年度内にまち・ひと・しごと創生総合戦略の策定に取り組むこととしております。

なお、今議会において地方版総合戦略の策定に係る補正予算を追加提案する予定としております。

2点目の平成27年度は、第7次総合計画と他の計画の作成年度が重なるが、それぞれの計画をどのような目的で策定し、その違いを何と考えるのかについてですが、本町では、平成28年度から始まる第7次矢巾町総合計画策定に向け、現在基本構想策定委員会、総合開発委員会で協議が行われているところであります。

総合計画は、自治体の全ての計画の基本となる最上位計画として策定されるものであり、地方版総合戦略は、少子高齢化の進展に的確に対応し、人口の減少に歯どめをかけるとともに、地域の住みよい環境を確保して、地域社会を維持するために策定するものでありますことから、整合性を図りながら、それぞれの計画策定をしなければならないものと考えております。

3点目の若者の移住、定着につなげる安心して働ける環境をつくるため、個人企業者への支援対策や新たな就労の場づくりはどうするのかについてですが、地域における新たな需要を喚起し、雇用や活力を生み出す起業家に対する支援として矢巾町商工会及び金融機関等と連携しながら融資制度による資金調達の円滑化と振興、育成に取り組んでいるところであります。

また、矢巾町商工会では、創業サポーターによるきめ細やかな指導やアドバイスを実施しており、多岐にわたる専門知識や実務の習得に支援を行うなど、企業者の育成に積極的に取り組んでいるところであります。

新たな就労の場づくりについては、在京盛岡広域産業人会、岩手県企業誘致推進委員会、岩手県東京事務所及び岩手県企業立地推進課等の関係機関と連携のもと、広く情報収集に努めながら、さまざまな機会を捉え、トップセールスを積極的に展開しており、雇用機会の創出に向け誘致活動を推進しております。

一方、町内既存企業に対しては、盛岡広域振興局長と連名で矢巾町商工会長に雇用の維持、確保に関する要請活動を行い、商工会を介して加盟会員に対し、雇用の充実に特段のご配慮をいただくようお願いしているところであります。

今後については、国の緊急支援を活用した事業に取り組むこととし、平成27年度中に策定する地方版総合戦略において基本的目標と具体的な施策を定めるとともに、岩手医科大学附属病院の会員による交流人口を考慮しながらヘルスケア産業の創出等、調査、研究を進め、将来に向けて安定的な雇用の確保及び地域経済の活性化に努めてまいります。

4点目の若い世代が結婚、出産、子育てについて希望を持てる新たな施策を考えているかについてですが、まず結婚についてですが、国立社会保障人口問題研究所が平成22年に実施した調査によりますと、いずれは結婚したいと考える未婚者の割合は、男女ともにほぼ9割と高い水準にある一方で、行動や生き方が自由であるとの理由から独身思考を示す未婚者も増加しつつあります。このような状況下で25歳から34歳の年齢層が独身である理由として、男女ともに適当な相手にめぐり合わないことが一番の理由に挙げられていることから、本町でも平成24年度に矢巾町婚活推進ネットワーク会議を設立し、婚活イベントを通じて結婚を希望する独身男女の出会いの場づくりを進めているところであります。

今後におきましても、矢巾町婚活推進ネットワーク会議の活動を支援するとともに、平成27年度に県が設置を予定する結婚支援センターとも連携を図りながら結婚を希望する独身男女の出会いの場づくりに努めてまいりたいと考えております。

次に、出産についてですが、本町では、平成26年度から不妊に悩む方に対して特定不妊治療支援事業を実施しており、高額な治療費を要する配偶者間の特定不妊治療について、経済的負担の軽減を図るため、費用の助成を行っております。さらに、平成26年度から県内に先駆けて一般不妊治療の保険適用外の治療について、費用助成を実施しており、妊娠、出産を望む若い世代への経済的負担の支援に努めているところであります。

また、出産及び子育て支援におきましても、妊娠届け出の母子健康手帳交付時から手続に来所した全員の方に対し、保健指導による個別面接相談を行い、妊娠、出産、子育てに関して悩みを抱えている場合は、家庭訪問等を行いながら出産前から継続的な支援を実施し、出産について不安解消に努めております。また、妊娠期における妊婦健診診査は、14回分の全額公費負担を行っており、妊娠と出産に必要な医療を受ける機会を確保できるよう支援しております。

出産後は、新生児、乳児の全数を対象として、保健指導の看護職と子育て支援センター、保育所が協働で同行訪問に取り組んでおり、出産後の母子への心身のケアや育児のサポートをきめ細かく実施しているところであります。

今後は、本町に移転する岩手医科大学附属病院の小児周産期部門の機能と連携を図るとともに、厚生労働省が示す妊娠出産包括支援事業等の施策の動向について注視し、本町の特性を生かした若い世代が安心して妊娠、出産、子育てができるような環境づくりに向け取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の人口減少の対策として、空き家対策が必要と考えるかについてですが、本町における空き家の状況については、総務省で行った平成25年住宅・土地統計調査によると、空き家が1,310戸で総住宅数の11.7%となっており、全国平均の13.5%と比較すると1.8%低い状況となっております。空き家については、全国的に問題となっており、こうしたことを受け、国土交通省では、昨年11月に空き家等対策の推進に関する特別措置法を公布し、一部空き家等の所有者等は、周辺的生活環境に悪影響を及ぼさないよう適切な管理に努めることや市町村は空き家等対策の策定などに努めることなどがことし2月26日に施行となりました。

空き家等と認められる場所に立ち入って行う調査などについては、今後施行となる予定であり、こうした法的な動きもあることや空き家が周辺の景観を損ねたり、倒壊や放火の危険につながる恐れがあることから、平成27年度当初におきまして行政区長の協力をいただき、実態調査を行う予定であります。現在矢巾町では、空き家に対する住民からの苦情や問い合わせはありませんが、実態調査の状況によりまして対策を検討してまいりたいと考えております。

6点目のふるさと納税制度について、さらなる施策を検討し、財政の強化を図る必要があるのではないかについてですが、ふるさと納税は、ふるさとに貢献したい、ふるさとを応援したいという納税者の思いを実現するために平成20年度の税制改正により制度が創設

されております。各地方公共団体では、ホームページ等でのPRのほか、特産品を送付するなどの創意工夫により、歳入の確保に取り組んでいるところであります。

総務省が実施したふるさと納税に関する調査では、5割程度の市区町村が寄附のお礼として特産品を送付しているとの回答結果となった一方で、特産品の返礼合戦により、ゆかりのある地域を応援したいという制度本来の趣旨が薄れることに問題があるとの回答も2割に及んでおります。これを受け、総務省は、地方公共団体に対し、特産品を送付することについては、適切に良識を持って対応するよう通知しているところであります。

本町におきましても、寄附金の使途や特産品の贈呈などを規定した矢巾町ふるさと納税寄附金取り扱い要綱を昨年9月から施行し、過度にならない範囲におきまして給付者へ特産品のお礼の品を送付することとしておりますが、平成27年度から地方創生の一環として、ふるさと納税に関する特例控除の限度額が引き上げられることから、今後もPR方法や納付手続の利便性の向上について検討し、さらなる歳入増に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） それでは、再質問させていただきます。

地方創生の施策は、限られた財源や時間の中で最大限の成果を上げるため、人の移転、仕事の創出やまちづくりを集中的に実施することとしており、公共団体に限らず住民代表を加え、産業界、高校や大学、金融機関、労働団体の産官学、勤労の連携が必要だともうたわれておりますが、当町において行政以外のこれらの意見聴取やアイデアをどのように施策にくみ入れ、推進していくのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁でもありましたとおり、まず町内に対策本部を設けまして、今後総合戦略について進めてまいりたいと考えておりますが、そうした中におきまして、今議員さんご指摘のとおり、それぞれの皆さんからたくさんの意見を聞きながらそういったところに声を生かしていきなさいということもございますので、そういったことを踏まえまして、さまざま町内以外の意見を賜えるような機会を今後検討してまいりたいということで考えておりますので、よろしくお願いたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 施策は、計画、実施、評価、改善、いわゆるPDCAのサイクルのもとに、短期、中期、具体的な数値目標を設定し、政策効果を客観的な指標により検証し、必要な改善を行い、推進することとしておりますが、町が設置する全管理者を本部員とする矢巾町人口減少対策推進本部では、それぞれの担当者の時間的余裕面からしても、対応は大変かと思ひ、大丈夫かとお伺いいたします。

また、評価等、改善の公表をするよう求めておりますが、これはどういうタイミングとサイクルで行おうとしているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

非常に限られた職員数でそういった総合的なものをつくっていかねばならないということで大変な作業になろうかと思っております。そうした中で横断的な対応をしなければならぬということで本部を設けまして対応を考えているところであります。その中でもどうしても職員で賄い切れない部分につきましては、それぞれ今後専門の業者等の力も借りていかねばならないのかなと思っておりますので、そういったところも予算に反映しながら進めたいと思っております。それから、公表等につきましては、今後内容につきまして検討させていただきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 谷上議員のさきの質問にもありましたが、地方創生に関しては、さきに述べたように行うべき業務が多岐にわたることから、新たな部署を設置してもよいのではないかと考えます。人材については、今期末に優秀な課長級の職員が多数定年退職を迎えるとお聞きしておりますが、これらの方々の協力もいただき、矢巾町として熱意ある取り組みをすれば、その係る費用以上の交付金が交付されるのではないかとと思いますが、この件につきましては、副町長からお聞きしたいと思ひます。

○議長（藤原義一議員） 女鹿副町長。

○副町長（女鹿春夫君） お答えを申し上げます。

貴重なご意見を承りました。ただ、先ほど来町長の答弁、それから担当課長の答弁にもありますように、今スタートラインに立ったばかりでございまして、議員さんからのご意見等も酌み入れながら、さらに検討を進めてまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 次に、空き家問題でありますけれども、防犯上の対策は、答弁いただきましたが、人口減少対策として、都市からの移住者や交流人口の定住化に向けた取り組みのご回答がありませんでしたけれども、それについての考え方を伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

先ほど町長のほうから答弁いたしました。国のほうでもこの問題につきましては大変だというふうなことで空き家等対策の推進に関する特別措置法というものが昨年11月27日に交付をされております。その中の一部が先ほど申しましたが、先月2月26日に施行されたというふうなことでなっております。それでまだ一部施行されていない部分がございます。それについては、空き家等に立ち入って調査を行うこと等々につきましては、まだこれから施行が延びるといふふうなことで法律はそのような形ですが、町のほうでも先般の区長会議において、いきなり急に区長さんをお願いするというのも、これは調査をお願いするわけですから、ということでまずはそういったことを考えておりますということでこの前区長のほうにお話をしまして、次の区長会議でお願い、具体的に調査方法等を示してお願いをしようかなといふふうなことでございまして。ですので、その状況を見ながらただいまお話がありました人口問題に幾らかでも解消につながるようなことももしかすれば考えられるかなといふふうに思いますので、以後、いろいろ検討してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） ふるさと納税につきまして、長崎県平戸市では、26年12月現在、

ふるさと納税額が10億2,420万円の申し込みがあり、10億円を突破しております。個人市民税と法人市民税に匹敵する額とされております。福島県湯川村でも3万円以上寄附した人に新米30キロを贈る取り組みをことし行ったところ、総額が1億円以上の寄附が集まり、その資金をもとに全稲作農家に10アール当たり5,000円の助成金を支給するとしております。

ふるさと納税は、答弁にあったとおり、地方創生の中でも取り組み項目とされており、町の財政面、宣伝面、そして住民への寄与といういろいろな効果があると思います。全国の人々が寄附したいと思える施策の展開が必要と思いますが、どうでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

先ほど町長の答弁にもありましたとおり、ふるさと納税につきましては、さまざまな全国で取り組みをされてございます。最近もマスコミでもたくさん取り上げられてございまして、そのものの報道によりますと、余りにも特産品あるいはそういった商品のことのPRといいますか、そういったところに脚光を浴びて、本来のふるさと納税の趣旨にちょっと通っていないのではないかなということもございました。当然それぞれの市町村の考え方でふるさと納税でいただいた寄附金が農畜産物あるいはそういったものに換価されて、その生産者あるいはそういったところの潤いに回すという考え方もあって、そういうふうに行っているところもあるのではないかなと思ってございますが、そのことよって、例えば立派な牛が生産されるとか、すばらしい魚介類がとれると、そういったことの脚光を浴びて、そこにいっぱいいるという部分もあるのではないかなと思ってございますので、その辺もありまして、町でも議員さんからのご質問等も、議論も踏まえまして、昨年要綱もつくりまして、使用、使途、こういったものに使いたいとか、あるいは若干ではありますが、そういった謝礼もお贈りしたいということを決めまして、今取り組んでいるところであります。

町といたしましては、まず使途につきましては、子どもの教育の充実の事業に関すること、あるいは子どもの福祉の充実に関する事業あるいは自然環境の保全、美化に関する事業に特に使っていきたいということと、それから謝礼といたしましては、町産のひとめぼれあるいはゆくたがり、あるいはさんさセットなど、そういったものを贈呈したいというようなことで要綱に定めまして、ホームページ等にも今掲載しているところでありますが、まず先ほど町長の答弁にありましたとおり、ある程度良識の範囲でそういったことの取り

組みもしていきたい、行っているというようなことでお答えをさせていただきます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 地方創生の事業の中に交通券とか特産券の発行という、そういう項目もあり、町答弁の中で長期ビジョンと連携した中での取り組みを行うという答弁もいただいております。これらを考えるとすれば、これらも一体的に使った中で、やはり矢巾町のPRとか税制確保に努めるべきと考えることであります。町でもいろいろ検討しているということですので、意見として言います。

○議長（藤原義一議員） 以上で1番、齊藤正範議員の質問を終わります。

次に、3番、村松信一議員。

第1問目の質問を許します。

（3番 村松信一議員 登壇）

○3番（村松信一議員） 議席番号3番、村松信一でございます。私は、平成27年度予算編成の基本的考えにつきまして質問をさせていただきます。

このたびの3月会議に当たり、川村町長の施政方針演述を拝聴いたしまして、第6次総合計画の最終年度になります平成27年度の当初予算の内容につきましてお伺いをいたします。

さきの12月会議の一般質問において、最終年度として予算編成における今日的課題として重点的に取り組む事務事業は何か。また、平成26年度における消費税増税後の国内消費が思わしくない状況下、歳入確保の対策の一環として町税の見込みをどのように捉えているのかの質問につきまして、町の玄関口の矢幅駅前地区土地区画整理事業に重点的に取り組む、また予算編成については、極めて厳しい財政状況を踏まえ、一昨年8月9日の大雨洪水被害を最優先し、残されている被害箇所を早期復旧に取り組み、住民の生活環境の回復を図るとあります。また、第6次総合計画の最終年度を迎えることから、「みんなでつくるうるおい豊かに躍進するまちやはば」の実現のため、事業を停滞させることなく、推進してまいるとご答弁をいただきました。平成26年度実施事業は、創意と工夫により執行したとあり、その評価をどのように取り入れ、27年度の予算に反映されたのか、以下お伺いいたします。

まず初めに、いわてスーパーキッズ発掘・育成事業の矢巾町からこれまで12人が認定されております。それぞれの現在の活躍の状況についてお伺いをいたします。

次に、広宮沢第二地区土地区画整理事業について、これまで60社が決定し、雇用機会の創

出が図られたとありますが、雇用及び町税収入にどれくらいの効果があったのかお伺いをいたします。

次に、農業について、菌茸類においては、東日本大震災津波での東京電力福島第一原子力発電所の事故による風評被害による厳しい経営が続いているとありますが、菌茸類の東電に対する被害請求の補償状況についてお伺いをいたします。

次に、ごみの減量化について、ごみの減量化と分け方、出し方について青空教室を開催し、各地域において啓発したとあります。その結果、どのような分別と減量に効果があったのかお伺いをいたします。

次に、以上の4点の平成26年度の評価に対し、平成27年度の予算にどのような創意と工夫をされたのかお伺いをいたします。

6点目になりますが、平成27年度予算、当初予算の概要について、「自然・都市と農村が調和するまちづくり」についてですが、既に決定の中村、藤沢地区、予定されております南明堂地区以外には、どのような計画的な土地利用を考えているのかお伺いいたします。

次に、矢幅駅西地区土地区画整理事業について、平成28年度の換地処分に向けて事務を進めるとありますが、現在の未処分地はどれくらいあるのか。全数販売のための施策は何かをお伺いをいたします。

次に、「地域に根ざした活力ある産業のまちづくり」の中で戦略作物であります小麦や大豆の栽培管理に関する機械設備の更新を支援するとありますが、更新の場合の支援内容と新規の場合の支援策についての考えをお伺いいたします。また、農業情勢が不透明で厳しい経営の中、機械設備投資について、近隣営農組合などで供用使用するなどの指導対応策の考えについてお伺いをいたします。

次に、環境保全について、本町において活用が可能な新エネルギーの普及啓発に努めるとあります。現在推進しております太陽光発電のほか、活用が可能と捉えております新エネルギーとは、どのようなものを考えているのか。また、その普及についての考えについてお伺いをいたします。

最後になりましたが、10点目であります。「安心して生きがいのある健康長寿のまちづくり」について、緊急時の対応、食事や除雪、身の回りの支援の具体的な実施内容について、現在の状況と、それから今後のさらなる充実策について、以上10点につきましてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 3番、村松信一議員の平成27年度予算編成の基本的考えについてのご質問にお答えいたします。

2点目の広宮沢第二地区土地区画整理事業について、雇用及び町税収入にどれくらいの効果があったのかについてですが、雇用機会創出の効果については、現在業務系保留地の売却率が83.2%となっているところであり、大手コンビニエンスストア向けの弁当、惣菜製造業である株式会社グリーンデリカをはじめ契約済みの60社中45社が操業しております。平成26年8月時点の雇用状況は、総従業員数1,263名のうち、町内在住者が18.4%の233名となっており、ウエストヒルズ広宮沢の造成による雇用の創出効果があらわれているところであり、

次に、町税収入にどれくらいの効果があったかではありますが、広宮沢第二土地区画整理事業が施工される前の当地区は、準農村地帯の様相を呈しており、工事施工前の平成15年度と平成26年度を比較いたしますと、平成15年度当時、固定資産税課税額では、土地が205万1,000円、家屋が111万8,000円で、合計額は316万9,000円であったものが平成26年度では、土地が3,085万2,000円に、家屋が3,418万円に、償却資産が1,539万4,000円にそれぞれ増加し、合計額で8,042万6,000円となっており、約25.4倍の7,725万7,000円の増加となっております。

また、法人町民税につきましては、平成26年度で5,714万5,000円となっているところであります。次に、個人町民税の課税額につきましては、平成16年度に615万6,000円であったものが、その後の税制改正等による変動もありますが、平成26年度においては2,260万3,000円となり、約3.8倍の1,744万7,000円の増加となっております。町税合計額で従前は932万5,000円であったものが平成26年度においては1億4,372万7,000円となり、15.4倍の1億3,440万2,000円の増加となっております。

3点目の菌茸類の東電に対する被害請求の補償状況についてですが、平成25年第1回議会定例会、第3回議会定例会及び平成26年定例会9月会議においてもお答えしておりますが、補償関係におきましては、JAグループにより設立された東京電力原発事故農畜産物損害賠償対策岩手県協議会の指導で畜産及び菌茸類を中心とした賠償請求等を継続的に実施しており、特にも菌茸類については、岩手中央農業協同組合、同管内行政庁及び生産代表者で構成する原木シイタケ専門部会、放射能対策委員会を中心に具体的な対策を進めているところであり、また、あわせて盛岡広域管内のシイタケ生産者等を構成員とする東日本原木シ

イタケ協議会とも連携し、賠償請求等に関する勉強会や情報交換会を引き続き行ってまいります。

4点目のごみの減量化について、青空教室を開催した結果、どのような分別と減量に効果があったのかについてですが、本町では、平成22年4月から指定ごみ専用袋制と資源ごみ分別収集を開始しておりますが、家庭系の燃やせるごみの中には、紙類、生ごみなど、本来資源として出されるべきものが混在するなど、近年分別意識の低下が見受けられております。

これに対し町では、ごみの分別と減量化を地域住民の皆様にも再認識していただくため青空教室を平成26年度に16回開催し、延べ384人が参加しております。青空教室では、実際にごみを搬出する早朝の時間に各地域の集積所で実施し、盛岡・紫波地区環境施設組合職員とともに、立ち会い指導を行ったことにより、地域住民の分別に対する必要性の再認識及び分別意識の向上に一定の効果があったものと考えております。今後も引き続き、青空教室や出前講座などの活動により多くの町民が参加し、ごみの分別と減量化に対する認識を深められるよう、各コミュニティと協働してごみの減量化を図ってまいりたいと考えております。

5点目として、以上私がお答えした3点についての評価に対し、平成27年度の予算への創意と工夫はについてですが、まず雇用機会の創出に係る企業誘致推進事業予算においては、ウエストヒルズ広宮沢の業務系保留地の完売に向け、トップセールスによる企業訪問の旅費及び企業立地奨励関係補助金等の所要額を計上しており、費用対効果を上げるよう取り組んでまいります。

次に、菌茸類に関する予算であります。原木ほだ木導入に対する国の補助事業を平成25年度から継続導入しており、本年度は直接生産者団体を通じ、各生産者に対し、補助金が支払われている状況であります。また、町単独事業であります特養林産振興対策事業を通じて原木シイタケ農家、菌茸シイタケ、菌床シイタケ農家に対し、オガ粉や菌床玉の購入補助を行っており、生産者の営農継続及び負担軽減につながっているものと考えております。平成27年度予算においては、本年度とほぼ同じ内容で原木ほだ木導入に対する国庫補助事業が実施されることから、引き続き補助事業の活用に向けた申請手続をしているところであります。

また、町単独事業につきましては、今年度も引き続き実施いたしますが、岩手中央農業協同組合と連携の上、生産者の意向を参酌し、必要に応じて補助事業の実施要綱の変更を行うなど、農家にとってよりよい事業となるよう検討してまいります。

次に、青空教室などの広報啓発活動に当たっては、直接予算措置しておりませんが、宅地開発に伴う人口増加などの状況の変化に対応すべく、ごみ分別や減量化の調査を継続実施し、

より効果的な啓発活動を進めてまいりたいと考えております。

6点目の既に決定の中村、藤沢地区、予定されている南明堂地区以外にどのような土地利用を考えているのかについてですが、平成27年度と28年度の2カ年にわたり実施する都市計画に関する基礎調査の成果をもとに盛岡都市計画の構成市町において、5年ごとの定期見直しに向け、市街化区域編入等を協議、検討することとしております。

矢巾町では、平成27年3月末までに南明堂地区約5.7ヘクタールと土樋地区約0.01ヘクタールが市街化区域に編入することとなっており、現時点では、そのほかの市街化区域編入については考えておらないところであります。今後策定いたします第7次矢巾町総合計画において、町全体の土地利用を検討してまいります。

7点目の矢幅駅西地区土地区画整理事業の現在の未処分地はどれくらいあるのか、全数販売のための施策は何かについてですが、平成27年2月末現在の未処分地は、保留地が7カ所、2,966平方メートル、町有地が5カ所、2,011平方メートルとなっております。未処分地の販売については、広報やはば及び町のホームページに掲載し、周知を図っているほか、矢巾町秋祭りにも出店し、PRしております。さらに、公営住宅等へのパンフレットの差し置き、ハウスメーカーや岩手医科大学等へ職員が直接出向き、営業を行っております。平成28年3月には、矢幅駅前地区土地区画整理事業の整備も完了し、新しい町並みが誕生することから、矢巾町の魅力を発信し、未処分地の売却に努めてまいります。

8点目の戦略作物である小麦や大豆の栽培管理に対する機械設備の更新の支援内容と新規の場合の支援策について、また機械設備投資における近隣営農組合等で供用使用等の指導対応策についてですが、まず機械設備の更新及び新規導入に関しましては、国及び県の補助メニューの利用が中心となります。その際の要件につきましては、それぞれのメニューにより異なりますが、主要事項としては、新規認定就農者、認定農業者、または集落営農組織が補助対象となっており、農地の集積を図ること、農作業を共同で行い、作業効率を上げることなどに取り組む場合への補助が中心となっております。これは、国の進める生産効率の向上、コスト低減及び農地集積を進め、経営規模の拡大に意欲のある方への対応及び後継者の育成を目的にしたもので、現在進められている農業農政の改革に則したものであると理解しております。

町といたしましても、国が示す農政の指針にのっとり、そして矢巾町農業ビジョン、各地域で話し合いのもと作成された人・農地プランの内容や農地中間管理事業への各農家の対応状況を注視し、補助事業による機械設備の導入に関する相談があった場合、適切な事業メニ

ューを紹介し、要件に沿った対応ができるよう支援してまいります。

次に、機械設備投資における近隣営農組合等での供用使用等の指導対応についてですが、水稻小麦及び大豆については、同一品種が作付されている場合は、収穫等の農業作業時期が重複し、適期作業の観点から難しいものと思われませんが、経営規模の拡大や農作業の効率化と農業機械の整理及び農業経営の安定化を図る上で有効な方法と考えられますので、岩手中央農業協同組合などの関係機関と連携し、作目の見直しを踏まえた作業の分散化もしくは作目ごとの団地化などの方策がないか検討してまいります。

9点目の現在推進している太陽光発電のほか、活用が可能と捉えている新エネルギーとはどのようなものなのか。その普及の考えについてですが、本町では、平成24年11月に改定しました矢巾町新エネルギービジョンに基づき、活用可能な新エネルギーとして考えております太陽熱利用やペレットストーブなどの木質バイオマス、中小水力発電、小風力発電、クリーンエネルギー自動車等の導入を図るため、新技術の開発動向を見ながら費用対効果の面や普及拡大の見通しを調査し、新エネルギーの導入を推進してまいります。

10点目の緊急時の対応、食事や除雪の身の回りの支援の実施内容と、今後のさらなる充実策についてですが、本町では、さまざまな高齢者の在宅福祉サービス事業を実施しているところではありますが、緊急時の対応につきましては、65歳以上の高齢者のみの世帯で介護認定を受けている方を対象に電話回線を利用した緊急通報装置を貸与し、急病や災害などの緊急時に迅速な対応を行えるよう事業を進めており、平成27年2月末においては、21世帯が利用しております。また、矢巾町社会福祉協議会が実施しておりますお元気見守りシステムでは、自宅の電話番号を同協議会の見守りセンターに登録し、1日1回センターの電話番号宛てに自分の健康状態に応じた電話のボタンを押して、本人が生活情報を発信することにより、万が一ぐあいが悪いなどの着信があった際の見守り対応をしており、現在9名の方が登録しております。

次に、食事や除雪の身の回りの支援についてですが、食事の準備などが困難で食生活に不安を抱える高齢者世帯及び障がい者世帯に対しまして、週3回までの昼食または夕食に弁当を自宅まで配達する配食サービス事業を実施しており、平成26年度は2月末までに27名の利用者に対して1,578食を配食しており、配達時には、委託業者が利用者の安否や健康状態を確認することとしております。矢巾町社会福祉協議会においても、高齢者世帯等を対象として月2回ボランティアが調理した弁当を夕食に配達するふれあい弁当事業を行っており、平成26年度は33名の方が利用をしております。

除雪の支援につきましては、自分では除雪が困難な方を対象として、12月から3月末までの冬期間で1回の降雪量が10センチ以上になった場合に、委託業者である矢巾町シルバー人材センターの会員が登録世帯に出向き、除雪作業を行う軽度生活援助事業により支援をしております。また、平成26年度の登録世帯数は131世帯となっており、1月末までに332回の作業を行っているところであります。

今後高齢者世帯が確実に増加することが予想されることから、地域において支援を必要とする多くの高齢者を把握し、関係機関との必要な支援を円滑に行い、住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるよう平成26年12月には、岩手生活協同組合と本町が地域において支援を必要とする高齢者等の把握に関する協力協定書を取り交わしており、さらにはヤマト運輸株式会社とも同様の協定の締結について合意しており、3月下旬には協定書を取り交わす予定となっております。今後とも在宅での生活支援が必要な高齢者の把握に努め、在宅福祉サービスの内容の充実を図り、事業を継続してまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、3番、村松信一議員の平成27年度予算編成の基本的な考え方について私のほうからお答えいたします。

1点目のいわてスーパーキッズ発掘・育成事業に矢巾町からこれまで12人が認定されているが、それぞれの現在の活躍の状況はどうかについてですが、平成19年からスーパーキッズの認定を受けた12名につきましては、男子が4名、女子が8名であり、これまでの競技別内訳といたしましては、バスケットボールが男女各1名、野球が男子2名、バレーボールが男女各1名、ハンドボールが女子5名、陸上が女子1名となっております。平成27年2月末時点での中学、高校、大学別では、中学生が男子2名、女子が4名、高校生が男子2名、女子が3名、短大生が女子1名となっております。

なお、短大生につきましては、現在競技を継続されていないと聞いております。この中で中学校を卒業し、本事業のプログラムを修了した6名を除き、中学生男子2名、女子4名が現在も各種育成プログラムに参加している状況であります。

これらの競技は、ほぼ団体競技でありますことから、個人競技とは異なり、必ずしも個人の活躍が見えがたいところがありますが、ハンドボール競技の高校女子選手の中には、第69回長崎国体の岩手県代表選手に選ばれ、全国で活躍、健闘している生徒もおります。その

他の生徒も、それぞれの競技やチームにおいて競技力向上に日々鍛練を積み重ねております。

5点目の平成26年の評価に対し、平成27年度の予算にどのような創意と工夫をされたのかについてですが、いわてスーパーキッズ発掘・育成事業は、県の事業でありますことから、本町としては、予算的な措置をとっていないところであります。しかしながら、町では、矢巾町体育協会に委託している矢巾町民総合体育館指定管理業務の中で小学校3年生以下の児童を対象にしたキッズベーシックスポーツ教室や小学校4年生以上の児童を対象にしたジュニアトータルスポーツ教室などを開催しているところであり、今後ともスーパーキッズへのチャレンジも含め、本町の青少年スポーツ活動の推進に努めてまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） 3点目に質問をいたしました農業の菌茸類についての再質問であります。平成25年3月定例議会でのご答弁、このときも質問しておりました。そのときの原木シイタケの請求額は6,770万円でありました。そして補償額は5,284万円、それで78%の請求に対する補償額をいただいているということのご答弁をいただいておりますが、あれから2年がたちました。そしてわかればですけれども、昨年、前年の請求額と補償額について、同じような質問になりますけれども、わかればお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まずこの部分につきましては、先ほど町長答弁にもありましたようにJAグループのほうで賠償請求をやっておりまして、そちらのほうからまず把握をしなければならないという経過がございました。それで同様に確認をした経緯がございましたが、それで公表的な部分については、控えたいという話がございました。その内容につきましては、なぜかという部分まで聞きませんけれども、そういう実態ではございました。しかしながら、町といたしましても、せめて請求に対する補償率的なものを教えてくれないかという話をした経緯がございまして、それで全県、JAグループの岩手県全域の形の中のそういったふうなトータルの数値的な部分は把握したところがございます。この部分につきましては、昨年の11月30日現在の数値なのでございますけれども、生シイタケの関係につきましては、請求額では6億

8,880万円ほどの請求しております、それに対しましての支払額、補償額になるわけですが6億3,660万円ほどでございます、率にいたしますと92.4%になっているようでございます。

次、原木の分もあったわけでございます、この部分につきましては、請求額が18億2,670万円、そして支払額が17億6,550万円、96.6%ほどの率になっています。そうしますと、シイタケ関係の部分を合計いたしますと、合わせまして25億1,550万円ほどの請求に対しまして24億210万円ほどが支払われていると、これを合わせた率といたしますと95.5%というふうになっているようでございます。そうしますと、今度岩手県全県トータル、これはシイタケに限らず全部ですが、その額の部分につきますと343億7,500万円の請求額になっているようでございまして、それで補償額につきましては299億7,100万円ほどということで、率にいたしますと87.2%ほどのそういったふうな補償額というふうになっているようでございます。そのような数値となっておりますので、よろしくお願ひ申し上げたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、再質問になります。ごみの減量のことです。ごみの量を減らすことの努力は理解できます。そこでこれらの減量策として青空教室を実施するなど、担当部署といたしましては、当年度の青空教室を開催する時点でことしの要するにその計画という時点のごみの量というのは、大体前年比でどれくらいと見込んで計画をされていますでしょうか。

ちなみにちょっと調べてみましたところ、平成23年度のごみの量は、燃えるごみですけれども3,545トン、それから24年度は3,618トン、それから25年度におきましては3,713トン、これは対前年に対して2%ずつアップしていますので、単純に比較していきますと、どんどんふえていきます。23年度と比較しますと、25年度ですとかなりふえているということになりますが、これは8月9日の災害の部分は除いております。

そこでお伺いしたいのですが、今後の減量対策と、その見通しについてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） まず当年度の青空教室を行うことによってどれほどの数値、対前年比を考えているのかということにつきましてはですが、特に青空教室、この結果を数値化する

ることは、非常に難しいものがございますので、数値化はしておらないところでございます。ただ、平成26年3月に策定いたしました矢巾町一般廃棄物処理計画というものがございまして、これによりますと、家庭系の町民1人1日当たりの収集ごみ排出量、これは資源ごみは除きますけれども、これにつきまして平成22年度、震災前なのですけれども、その実績の344グラムに対しまして、計画の最終目標年度であります平成35年度には5%減の325グラムの減少を目指しているところでございます。

それから、今後2%ずつ増加すると、大変な量になりますが、その減量対策と見通しについて、どう考えているかということでございますが、ごみ減量対策につきましては、全国各地のホームページを見ましても、本当に全国的に苦慮しているところでございます。その中で矢巾町では、まず発生抑制の促進を図っていききたいなと思っております。いわゆるマイバック持参運動とか、あとはごみをつくらない消費行動の啓発、あともし店舗なのですけれども、環境に配慮したような店舗があったならば、そういった紹介等、そういった面に取り組んでまいりたいなというふうに考えてございます。また、ごみの減量と分別促進のために指定ごみ袋の継続は、引き続き行ってまいりたいというふうに考えております。

さらに、先ほど出ましたけれども、青空教室、それから子ども、小学生から大人に至るまでの施設見学等を通じまして、継続的な開催を行ってごみの出し方や分別について、その基本情報の発進について広報、ホームページ等も駆使しながら努めてまいりたい。そしてごみ出しマナーの向上に寄与してまいりたいなというふうに考えてございます。そのほか各行政区に委嘱しておりますごみ減量推進員の皆さんに対しまして、いろいろご活動いただいているところでございますが、各地域におきまして、ごみの減量化について啓発を、より一層働きかけていただくようお願いを申し上げてまいりたいと考えております。

そして最後になりますけれども、従来から実施しております集団資源回収事業をさらに力を入れまして、資源回収量をふやすことでごみの減量化につなげてまいりたいというふうに考えてございます。

以上、申し上げましたソフト事業をまず中心に地道に継続をすることで住民の意識を徐々に、徐々に改変いたしまして、計画に定めた平成35年度5%削減を目指してまいりたいと考えています。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、次の再質問に移らさせていただきます。

5点目の再質問であります。私が平成25年3月定例会での一般質問におきまして、財政の健全化について質問しております。このときの質問内容は、以下のとおりであります。町として計画的に中長期的な計画を作成して取り組んでいると思いますが、現在の財政運営でいつごろが最も厳しい状況になりそうですかと質問しましたところ、ご答弁いただきました内容は、次のとおりであります。現在の起債の償還等を考えあわせますと、駅周辺整備が一段落したところから若干下がってくるものかと思っておりますので、平成27年及び28年ころが一番ピークになろうかと捉えておりますとありました。そこで質問であります、広宮沢第二土地区画整理事業において、現在は、先ほどご答弁ありましたように、固定資産税や、それから法人町民税等が大幅な税の増収となっておりますけれども、このことでピークと捉えておりました平成27年度、今年度になりますけれども、それから28年度の予算において、どのような効果と改善に寄与されるのでしょうか、質問です。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

前回答弁で27、28年ころ償還額がピークになるということでお答えをしておりましたが、その後若干変化がございまして、いわゆる事業費が繰り越しになりましたことによって起債の充当が若干後年度にずれたりとか、災害復旧債等が増額になったりしている経緯もございまして、償還の時期から見ますと、若干そのピークが平成30年、31年ごろに若干後ろのほうにいくのかなということでは今現在のところでは考えております。

それから、広宮沢地区とか、そういった関係もありまして、税収は税収で伸びたりはしておりますが、そういった関係はありますが、議員もご存じのとおり、いわゆる普通交付税、交付税がございまして、そういった算出に当たりましては、基準財政需要額から基準財政収入額を引いた額を国のほうから交付税としていただくわけでございますけれども、その税収が伸びますと、いわゆる基準財政収入がふえるということで交付税のほうはむしろ調整されて減るというような、ちょっと私らにとっては、なかなかちょっと残念なことでありますが、そういった調整なども出てくるということがありまして、単純に税収が伸びたからということで全体の歳入も、では全てが上がるかという、なかなかそういうことでもないということもございまして、それでもそういった一般財源がふえることによって起債を抑制する、借入れを額を少なくするとか、そういったものの財源に充当できるというようなよさがあると思っておりますので、そういった効果があるということで考えているところであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

村松信一議員。

○3番（村松信一議員） それでは、最後の質問になります。

9点目で本町におきましての活用が可能な新エネルギーについてであります。ご答弁の内容は十分理解できました。平成25年9月議会におきましても同様な質問をしておりました。そのときは、太陽光発電の推進に重点プロジェクト、太陽光発電を重点プロジェクトに位置づけるとありました。平成32年度までに平成22年度対比4倍とするという新ビジョンを策定したとありました。平成27年度で5年目になりまして折り返しになります。22年度比で4倍にするということで半分、約、折り返しになるわけですが、この5年間で残り4倍にするという目標は達成できそうでしょうか。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

平成24年11月に改定いたしました矢巾町新エネルギービジョンにおきまして、家庭用太陽光発電を平成32年までに平成22年度の4倍にするという目標を立てております。そして残り5年間でこれが達成可能かどうかということでございますが、平成22年度の町内における家庭用太陽光発電の発電規模は、推計になりますけれども、2,300キロワットというふうになってございます。この4倍の値となりますと、9,200キロワットということになりまして、大変大きな目標値となってまいります。町では、平成23年度から太陽光発電を設置するために補助金、6万円を上限とした補助金を交付する事業を行ってまいりました。その結果、現時点におきまして151件、727キロワットの実績となっております。今後5年間、同様の申請のペースでいったとしますと727ですから、おおよそ1,500キロワットほどになる見込みでございます。この事業につきましては、第6次総合開発計画で位置づけて、各年度30件ということで予算化させていただいたものでございます。

これを既存の2,300キロワットに加えますと、今までの、22年までの2,300キロワットに加えますと、3,800キロワットとなりまして、目標値に対する達成率は41.3%となるところで、このままでは非常に厳しい状況なのかなというふうには思いますけれども、一方、町の補助事業を利用せず設置している家庭もございますことから、今後これらについて調査を実施させていただきまして、これを先ほどの実績値に加算すること、それと次期総合計画におきま

して補助制度の充実を検討するなど、これらを行うことによりまして、何とか残り5年でできるだけ目標値を達成できるよう努力してまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

○3番（村松信一議員） ありません。

○議長（藤原義一議員） 以上で3番、村松信一議員の質問を終わります。

ここで昼食のために休憩をいたします。

再開を1時15分といたします。

午後 0時18分 休憩

午後 1時15分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

12番、村松輝夫議員が出席をしております。

引き続き、一般質問を行います。

4番、山崎道夫議員。

第1問目の質問を許します。

（4番 山崎道夫議員 登壇）

○4番（山崎道夫議員） 議席番号4番、山崎道夫でございます。私は、2点について町長に質問し、それぞれ所見をお伺いしたいと思います。

まず最初に、公共交通網の整備拡充と道路整備計画についてご質問をいたします。快適に暮らせるまちづくりには、日々の住民生活において誰もが十分に満足できる生活環境が整備され、その条件が確保されているかが問われます。その1つとして、通勤や通学、通院、買い物などの生活移動に必要な安価で迅速な鉄道、バス、タクシーなどの公共交通網の拡充があります。本町における公共交通網の整備拡充について以下お伺いをいたします。

1点目でございます。交通政策基本法に基づき、交通に関する施策の策定、実施が自治体の責務として位置づけられたことから、住民の生活と活動を保障するための地域公共交通ネットワークの拡充を推進しなければならないと思いますが、今後どのような施策を進めていく考えなのか明らかにされたいと思います。

2点目でございます。昨年長い間走り続けてきた路線バスが廃止されましたが、その経緯と今後の対応についてお聞きをいたします。

3点目でございます。さわやか号の運行について検証をし、利便性をより高めるための運行方法や経路の見直し等を行うべきと考えますが、その見解についてお伺いいたします。

4点目でございますが、町民から要望の多い道路網の整備や既存の町道の拡幅、舗装、修繕等に対する請願等の進捗状況と今後の整備計画について、さらには都市計画道路の整備計画実現の見通しについて明らかにされたいと思います。

以上ご質問をし、所見をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 4番、山崎道夫議員の公共交通網の整備拡充と道路整備計画についてのご質問にお答えいたします。

1点目の交通政策基本法に基づき、今後どのような政策を進めていく考えなのかについてですが、交通政策基本法は、交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要との認識のもとに、国との適切な役割分担を踏まえて、地方公共団体の区域の自然的、経済的、社会的諸条件に応じ、施策を策定及び実施することとされております。次期総合計画策定に当たり実施した住民アンケートでは、公共交通に関することで重要と考えることは、矢幅駅経由のバス路線の充実とバスと鉄道との乗り継ぎが大きな課題として挙げられているところであります。

このような結果を踏まえ、今後の交流人口の増加が予想され、ある程度の利用者が見込まれる地域については、民間事業者による運行の可能性も視野に検討を行うなど、公共交通に関する課題解決を図ってまいりたいと考えております。また、円滑な交通体系を整備するため矢巾スマートインターチェンジとアクセス道路の整備にも引き続き努めてまいります。

2点目の長い間走り続けてきた路線バスが廃止された経緯と今後の対応についてですが、ご指摘の路線は、岩手県交通株式会社が紫波営業所と盛岡駅前間を運行する永井回り紫波線であり、廃止につきましては、昨年8月に岩手県交通株式会社が県の担当部署を訪れ、当該路線を廃止したい旨の協議を行い、翌9月に廃止の申し出がなされたものであります。これを受け、県生活交通対策協議会盛岡地方分科会において、本町のほか関係する盛岡市、紫波町、東北運輸局で協議を行い、利用実績等を考慮した上で廃止については、やむを得ないと判断したものであります。ただし、沿線の利用者への周知が十分に図られるよう廃止時期については、考慮するよう要望したところであります。

岩手県交通株式会社では、バス停留所にバス路線廃止のお知らせを掲示したのみの周知で

あったことから、町といたしましても沿線の行政区全戸に対し、バス路線廃止について周知を図ったところであります。今後の対応につきましては、利用実態を踏まえ、事業の収益性の観点から民間事業者による運行は極めて厳しいものと認識しておりますことから、さわやか号の運行のあり方も含め検討してまいりたいと考えております。

3点目のさわやか号の運行について検証し、利便性をより高めるための運行方法や経路の見直し等を行うべきではないかについてですが、次期総合計画策定に当たり、住民アンケートを実施したところ、ふだん鉄道を利用している人は約3割で、ふだんバスを利用している人は約1割との結果が出ております。また、1点目でも申し上げましたとおり公共交通に関することで重要と考えることに矢幅駅経由のバス路線の充実と、バスと鉄道との乗り継ぎが大きな課題として挙げられている一方で、さわやか号の増便を期待する回答も寄せられております。このことから、事業の収益性の観点から民間事業者において運行が困難な地域については、今後高齢者の増加に伴い、交通弱者の増加が予想されることから、高齢者の交通手段としてさわやか号の利便性の向上を図ってまいりたいと考えております。

4点目の町民からの要望の多い道路網の整備や既存の町道の拡幅、舗装、修繕等に対する請願等の進捗状況と今後の整備計画について、さらには都市計画道路の整備計画実現の見通しについてですが、町道の道路網整備については、岩手医科大学附属病院の総合移転に伴う周辺道路やスマートインターチェンジの設置に伴うアクセス道路につきまして、それぞれ開院、供用開始の次期に向け、重点的に整備する計画としております。請願等による生活道路などの整備につきましては、道路拡幅や舗装の新設など130路線の要望に対し、平成25年度末における整備完了が73路線となっており、約56%の整備率となっております。未整備の路線及び修繕が必要な路線につきましては、今後第7次総合計画において緊急性や優先度など整備効果を十分検討した上で整備計画を策定することとしております。

また、都市計画道路の整備計画については、先般県において盛岡広域都市圏道路網基本計画が策定されるなど、計画時点と現在及び将来予測等について広域的な社会情勢の変化に対応すべく見直しを含めた検討がなされているところであり、当町においても生活道路の整備等の整合性等も考慮しながら効果的な整備時期を検討しているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 公共交通の維持、確保は、生活を支える大事な公共サービスであり

ます。社会生活を支える重要な基盤でもあるわけであります。特にも鉄道やバスは、通勤、通学、通院、買い物など、地域の日常の重要な足であります。こうした中2013年末に制定された交通政策基本法により、交通に関する施策の策定、実施が自治体の責務に位置づけられましたが、特に地方においては、公共交通ネットワークの縮小やサービス水準の一層の低下が懸念される一方で人口減少社会において、地域の活力を維持し、強化するためにはまちづくりと連携して地域公共交通ネットワークを確保することが喫緊の課題となっております。こうした背景の中、4点について再質問をさせていただきます。

まず1点目でありますが、次期総合計画策定に当たり実施した住民アンケートをもとに今後の交流人口の増加が予想され、ある程度の利用者が見込まれる地域については、民間事業者による運行の可能性も視野に検討を行うなど、公共交通に関する課題解決を図っていきたいという、そのような答弁をいただきましたが、交流人口の増加が予想され、ある程度の利用者が見込まれる地域とは、具体的にどこを指すのか、あるいはどこを想定しているのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

町内のバスの運行につきましては、町内のバスの運営協議会等でも議論したりしている経緯もございますが、そういった中でいろいろ話がありますが、特に今想定しているところにつきましては、医大方面につきましては、相当の利用客が予想されるであろうということでシャトルバスのような形でそういったところに県交通さんなりの交通の便を図ればなどということでそういったお話がされているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 交流人口が当然増加をするということが予想されるわけですから、その点については、大方の町民は、駅からあるいは国道4号線方面からも医大周辺にはシャトルバス等が当然出るものというふうに認識はされている方が多いだろうというふうには思いますが、問題は、先ほど私が言ったとおり、人口減少がどんどん進んで、地域に活力がなくなってくる状況が今後考えられるわけですが、しかしそうは言っても、そこで生活している人たちはいなくなるわけではありません。高齢化が進む中で、いわゆる買い物難民などという言葉も今あるわけですが、そういう人たちに対する手だても公共交通のいわゆる任務

といいますか、責務として考えていかなければならないだろうというふうに思っていますが、例えば民間事業者ということは、今話された県交通の話だろうというふうに思いますが、そのほかの部分でのそういう運行についてというのは、いわゆるさわやか号だけを考えているのかどうか、その辺の考えをお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 民間の事業者につきましては、基本的に岩手県交通さんがまず基本になるかと思っております。ただ、それ以外にもタクシー屋さんとか、あるいは場合によっては、NPO法人、そういったものが取り組めるようなものがあれば、そういったところも考えられるのではないかなと思っておりますが、そういったことも視野に置きながらではありますが、やはり基本は一番そういった公共交通機関といいますか、そういった経営をなさっているまず県交通さんあたりが一番の有力候補ではないかなということで現在は考えているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） この問題だけでやっているわけにはいきませんが、アンケートの調査にもありますが、いわゆる鉄道に直結をするといいますか、その利便性を図る意味で鉄道網とうまく接続できるような体制をやっぱり組んでほしいという、そういうアンケートがかなりあったということでございますが、全くそのとおりでと思います。いわゆる車社会で現状は、かなりもう車がなければ生活できない状況ではありますけれども、しかし全国的に見ても都市部には、車の乗り入れ規制などがどんどん出てきているというような状況もありますので、そういう意味では、やっぱり公共交通をうまく利用して、もちろん環境問題もありますが、省エネの問題等もございまして、いろいろな観点からその辺の今後の公共交通に対する考え方をやっぱり今までのことをしっかり考えながらといいますか、検証しながら組んでいかなければならない時代に入ってきているのではないかというふうに思いますが、いずれ本町においても山手のほうからとかは、なかなかバスがなくなってしまって、盛岡に直接行くということがなかなか公共交通を利用していけない。そうすると、当然駅に向かってそういうふうな手だてを講じていかなければならないだろうというふうに思いますが、その辺の考え方というのは、いかがなものでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） バスの運行につきましては、やはり長い距離をバスに乗っていくというよりは、それぞれの拠点になる駅にバスが接続されたほうがそれぞれ大変利便性が高まるものということで考えております。まずそういう接点は考えていかなければならないと思っております。ただ、その時間帯につきましては、そこだけに集中するということになれば、何台バスあっても、あるいは運転手さんも足りなかったりとか、そういったことも大変あると思いますので、非常に重要な課題といたしますか、クリアするのは、なかなか大変なことではあるかと思っております。

できるだけ町としても今駅周辺の整備等をしまして、駅前には車のターミナルといいますか、そういったものもでき上がってきておまして、バスの接続につきましても、既存のバスにつきましても、必ずそこを通るようなルートをできるだけつくってもらったりはしている経過がございます。そういったことは念頭に置いて、駅を接点にするような交通体系を考えていかなければならないということを念頭には置いて進めたいと思います。

それから、どうしても時間帯が合わなくてもさわやか号なんかにつきましても、まず今も駅に必ず接点するようにしておりましたので、そういったところを念頭に置いて、いずれこれからも考えていきたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 2点目の質問に入らせていただきます。永井回りの紫波線の廃止が今年の10月に行われたわけですが、まさに地域住民あるいは利用者を中心に寝耳に水という、大変大きなショックを受けていました。それでそのときは、その経緯もさっぱりわからなかったのですが、突然に1枚の紙がバス停に張り出されたということで利用者から直接電話をもらいましたし、それからそれぞれの行政区の代表者といいますか、区長さんたちからも聞いていたかという話をされましたが、全くわからなかったわけでありました。

そこで実は、これは9月22日の岩手日報なのですが、これはいわゆる県内17路線、対策が急務ということで赤字バス路線存続の危機という記事が載ったわけです。それでこの路線を見ると、全く今私が言っている永井回りの紫波線の廃止というのは、全く載っていなかったわけです。しかし、この時点では、もう既に役場のほうに県交通から県のほうにそういう話があって、役場のほうにはもう既に来っていたわけです、廃止というのが。やっぱりそういう情報は、しっかりと地域に流すべきだと、町内に関係者ばかりではなく、やっぱり町内には

しっかりそういう情報、特に廃止などということになると、1回廃止すると、もうそれを復帰させるというのは、もう至難のわざなわけです。特に、永井回り紫波線は、私は物心ついたあたりにはもう走っていたわけですし、非常に長い間の路線として大きな使命を果たしてきていただいたその路線であります。戦前、戦中、戦後、ずっと通してこのバスは走り続けてきたわけですが、非常に残念だったのは、その部分を行政に携わっている人たちは、何かやっぱり町民が置き去りにになってしまうようなことを何か余り考えないでこれをやってしまうというのが非常に残念だなというふうに思ったところでもあります。

10月8日に、それぞれの関係の区長さんに働きかけて、廣田議員と私が出席したのですが、企画財政課長も来ていただきましたが、その経過も聞きました。それで廃止に至った経過も確かに厳しい経営の中でそれはやむを得ないと思う部分もあるかもしれませんが、しかしやっぱり利用者が当然いるわけですし、公共交通という大きな任務と申しますか、使命を背負って運行している線をたった会社の事情と申しますか、それで進められていいものかと。それで紫波町は、これに対してやっぱりしっかりと善後策を検討してラ・フランスに行っている線だけは廃止しないでほしいというふうにそのときにしっかり申し入れをしているというふうなことも聞こえてきたわけですが、非常に私どもの町当局のやり方というのは、余りにも住民を無視したやり方だなということで、私はそのこそ自体が一番大きな問題だろうというふうに思っております。その後、確かに地域には廃止されますということで町のほうでチラシをまいたと申しますか、回したわけですが、そのときはもう既に遅いわけです。やっぱり情報というのは、早く流してもらって、例えばそういう状況があるとすれば、善後策、対応策をどうするのかということのを投げかけてもらおうと。そこにはやむを得ない状況で結果として廃止になるかもしれませんが、そういうことがあれば、やっぱり地域住民ももっともっと町に対しても、例えばさわやか号の運行とか、あるいは公共交通の今後のあり方等についても、それなりの意見をしっかりと言える場所があるわけですので、その辺の考え方をちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

永井回り紫波線の廃止につきましては、その経緯につきましては、先ほど町長からご答弁させていただいたとおりであります。それに関しまして申し出がありました時点で県交通のほうには、そういったことの事情説明については、十分地域の皆さんにも図ってほしいというこちらのほうからも要望はしたところでありますが、今お話がありましたとおり、停留所

に張り紙をしたということが、すぐそういったことになりまして、非常に地区の方々からそういった問い合わせ等がありまして、私どももそういったことで地区の代表の方をはじめご協議といたしますか、話し合いをした経緯がございます。

おっしゃられるとおり、そういった申し出があったときには、まずそういう代表の方には事前に本来お話をすべきことで、今あれば考えなければならなかったことと反省はしてございます。ただ、県交通さんにもそういった申し出をしておいた結果でもありまして、私どももちょっと対応について不十分だったかなと反省はしているところでありますので、今後そういった対応については、図ってまいりたいと思います。

それから紫波回り紫波線と、いわゆる見前回り紫波線の2路線現在ございまして、県交通のほうでもそういったさまざま社内の事情等もあって、そういった申し出があったようでございますが、片方、1路線については、若干経路が違いますが、そういった経路を1つ残すというようなこともありまして、町としてはまず会社の経営方針あるいは経営状態等も考慮してやむを得ないものとして判断したところであります。1路線につきましては、何とかそういったことで残してほしいということでもお話もしておったところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 事情といたしますか、会社の事情は全く企業ですから、企業の論理にのっとっての話だろうと思いますが、住民の足を守るということは、やっぱり相当な力を入れていかないと、なかなか難しいということが今回のことではっきりわかったわけですが、いずれにしても、わかった情報は早く流してほしいということがまず1点でありますし、それから被災地の特例制度というのがたしかことしの9月まであったと思うのです。バス路線の赤字に関しての、いわゆる国の補助制度なのですが、その辺の活用というのは、全くそこには頭になかったのかどうかお聞かせ願いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 本来ここの路線につきましては、補助路線ということになってございまして、それでもそういった会社の方針あるいはそういった状態で廃止ということになりましたので、その復興のところまでは考慮はいたしておりませんでした。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） あらゆる手を尽くして、それでもやむを得なかったというのであれば、ある程度は説明がつくわけですが、何かその辺がちょっと私の疑問は解けないままなのですが、いずれ今回のことをしっかりと一つの事例としてこういうことが2度と同じような事象が起こって、町民が非常に不便を来すようなことがないようにやっぱり心がけてほしいなというふうに思います。

3点目に入りますが、さわやか号の運行経路の抜本的な見直しがやっぱり必要だということと多くの町民から声も寄せられていると思いますし、それから今までの一般質問の中でも何名かの同僚議員からもありましたが、今のさわやか号の運行というのは、バス運営協議会、その中で運行経路なども計画されているだろうというふうに思いますが、何か遊覧バスに乗っているような感じでずっと乗っていると。大体乗っている人たちは、別に遊覧バスに乗るために乗っているわけではなくて、それぞれ通院とか買い物とか、さまざまなそういうふうな用足しといいますか、病院に行ったりする関係で乗っているだろうというふうに思いますので、やっぱり大きくさわやか号の運行を抜本的に見直してほしいなというふうに思います。先ほどもずっとあったのですが、1問目も課長の答弁もありましたが、やっぱり駅に向かって、実はバス路線廃止のときも区長さんたちから出たのは、やっぱり駅に朝、特に朝、バスを向かうような路線も考えてほしいなど。それは全地区からというのは、まず無理なわけですが、利便性のあるところはいいでしょうけれども、全く利便性のないところもあるわけですので、その辺も考えて、ぐるぐる回るのもいいわけですが、何本か、市の中心部といいますか、駅周辺を中心にした、特に駅の東地区を中心としたところとできるだけ短い時間で到達できるようなバス路線をやっぱり考えて、さわやか号の運行路線を考えてもらえればいいなと思いますが、その辺についてのご見解をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） まずさわやか号につきましてですが、さわやか号ができましたから、もう十数年たしかたつ、十五、六年はたつのかなと思って、正式なあれはあれですが、当時からやっぱりそういった交通弱者といいますか、なかなか車の運転できない方とか、そういった方たちの利便性も図ろうということで当初は試行的に始めて、現在の形になってきております。そうした中でアンケートとか、そういったものを取りながらとか、いろいろ利用者の方々のご意見なども聞きながら今の停留所の数や路線の形も決まってきた経緯があると思っております。それでそういったところでこれからもそういった声を生かしながら

利便性には努めたいと思っておりますが、何せ遊覧バスのように行って町内ぐるっと回ってということの意味合いだと思いますが、どうしてもそういった細かく回るとなれば、どうしてもそういう時間がかかるということがあります。それから、例えば直通で駅に行く分もさわやか号とかということになれば、バスの台数とか、そういったものももろもろ考えていかなければならないのかなと思っております。実際、今1日2往復といいますか、4回行ったり来たりするのが4回なのですが、これは町でバスを購入して、岩手県交通さんのほうに預けておまして、あとは全部整備から何から県交通さんでやって、運転手さんも県交通さんのほうでやってございまして、今1台で4回が限度でありまして、もう一本例えば本数を、本数といいますか、回数をふやすことになれば、バスが最低でも1台ふえることになりまして、運転手の確保でそういったことになりまして、今700万円くらいの予算をとっておりますが、その倍がかかるとか、そういったもろもろの経費的なこともございまして、さまざまそういったことを検討しながらいい方向に進めさせていただければなということでは何か検討してまいりたいという思いでおりますので、よろしく申し上げます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） かなり予算的に言うと厳しいということなのですが、いずれいろいろな方法を講じてみる必要があるのではないかと思うのです。結局二頭を追う者一頭も得ずの感じで細かく回るということが当初は必要だと思って始めたと思いますが、現実には乗る人たちが非常に少ないというのもあるようですし、そこはやっぱり利便性の問題が出てくるのではないかと思うのです。どこを重点的にニーズに応えるかというのが当然あるわけですが、やっぱりある程度早くなければ、目的地に余り時間をかけていくような経路では、なかなか利用者も大変だろうというふうに思いますので、いろいろ専門的に研究している人もいるだろうと思いますので、さまざまな方法を何年もかけてやるのではなく、短いスパンでやっても私はいいだろうというふうに思うのです。そこは町民や利用者にこういうことでやりますということだけでもちゃんと伝えてやれば、問題はないだろうというふうに思いますが、そういうふうなこれからのさわやか号の運行の計画を短いスパンでいろいろやってみると、そういうこともしっかりとやってもらえることをご期待をしてこの部分については終わらせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○4番（山崎道夫議員） 2問目に入ります。省エネ、節電の観点から役場庁舎や小中学校の照明について、さらには防犯灯、街路灯のLED化を推し進め、節電に取り組むべきと過去3回にわたって一般質問を行ってきました。しかし、その都度、費用対効果や国の補助金制度を考慮し、今後検討する等の答弁に終始してきましたが、このような中であって、防犯灯や街路灯のLED化は徐々に進んできてはいますが、役場庁舎等の公的施設は、依然として従来のままではないかと思われまます。LED照明は、環境にやさしく、経済性と省エネ効果が大きく、蛍光灯のようにちらつきがないため、目にもやさしい照明として評価されています。また、寿命も蛍光灯の3倍以上であり、消費電力も70%も削減することができるすぐれものであります。また、ここ一、二年で40ワット型で1本1万円ぐらいだったものが5,000円以下で買えるくらいまで安価になってきていますので、費用対効果の面からも十分に検討する価値はあるものと思われまます。したがって、いよいよ役場庁舎もLED化に取り組むことを考えてはいかがでしょうか。そのような観点から以下4点についてお伺いをいたします。

1点目でありまますが、役場庁舎全体を一度にLED化するのは理想的ではありまますが、まず1つずつの階を段階的にLED化し、節電に取り組んではいかがでしょうか。

2点目でありまますが、防犯灯や街路灯のLED化の進捗率と今後の計画、さらには節電効果についてお示しをしていただきたいと思いまます。

3点目でございます。公的施設での太陽光発電量と節電効果は、どの程度かお伺いをいたします。

4点目でございます。事業所等のLED化は、節電所としての効果があり、経営コストの削減につながることから、LED化する際に、無利子で資金を貸し出す事業の創出を検討してはどうでしょうか。

以上についてご質問いたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 省エネ、節電の取り組みとしてLED化の推進をの質問についてお答えいたします。

1点目の役場庁舎の階を段階的にLED化し、節電に取り組んではどうかについてですが、省電力で機器の長寿命化を実現しているLED照明化について検討してはありますが、既存安定器の取り外し工事、取りつけるLED照明機器に合わせた配線工事など、多額の費用を要することやLED照明機器が暑さに弱いとも言われていること、LED照明化を行った自治体がその後の職員等の体調不良から、さらなる改修を強いられた事例もあることなどから、

役場庁舎のLED照明化については、慎重に取り組むべきものと考えております。また、まずはLED照明化ができる庁舎環境整備を行い、その後に施設に即した機器選定等を慎重に行うべきものとも考えているところであります。

しかし、庁舎照明機器の経年による故障も毎年数カ所発生していることから、議員仰せのとおり、階を段階的にLED化することも手法の一つと考え、最適な手法を検討してまいります。

2点目の防犯灯や街路灯のLED化の進捗率と今後の計画、節電効果はについてですが、まず防犯灯は、各コミュニティ組織において、設置、管理されているところであります。本町における防犯灯の数は、平成26年10月現在において1,307基となっており、今年度末のLED化は103基、7.9%の見込みとなっております。LED電球は、他の電球と比較しても、消費電力抑制に伴う電気料金の削減効果と長寿命による交換などの経費削減効果が大きいことから、これまでもコミュニティ会長会議において、LEDの節電効果を説明した上でコミュニティ整備事業の防犯灯設置事業を活用した積極的な取り組みを促しており、今後も引き続き支援に努めてまいります。

次に、街路灯のLED化についてですが、現在町で設置及び管理している街路灯296基につきましては、水銀灯及びナトリウム灯であり、LED化している街路灯はございません。現在道路ストックの総点検において、街路灯を含む道路施設の調査、点検を行うこととしており、今後施設の老朽化による更新や長寿命化、維持管理における費用対効果など、総合的に判断するとともに、補助事業等の活用も検討し、対応してまいりたいと考えております。

3点目の公的施設での太陽光発電量と節電効果はどの程度かについてですが、本町では県の防災拠点等再生可能エネルギー導入事業を利用し、平成25年度から平成27年度までに町内11カ所の公的施設に太陽光発電施設の設置を計画しております。その中で現時点で太陽光発電装置が稼働し、節電効果の検証ができるのは、矢巾町農村環境改善センター、矢巾地区農業構造改善センター、矢巾町防災コミュニティセンターの3施設となっております。

平成25年8月から装置が稼働している矢巾町農村環境改善センターにおきましては、月平均の発電量は668キロワットアワーであり、装置設置以降の施設の年間電力消費量を前年と比較いたしますと5,837キロワットアワー、22.3%の節電となっております。平成25年8月から装置が稼働している矢巾地区農業構造改善センターにおきましては、月平均の発電量は725キロワットアワーであり、装置設置以降の施設の年間電力消費量を前年と比較いたしますと2,762キロワットアワー、17.7%の節電となっております。最後に平成25年11月から装置が

稼働している矢巾町防災コミュニティセンターにおきましては、月平均の発電量は1,093キロワットアワーであり、装置設置以降の施設の年間電力消費量を前年と比較いたしますと9,027キロワットアワー、14.4%の節電となっております。

4点目の事業所等のLED化に対して無利子で資金を貸し出す事業の創出を検討してはどうかについてですが、LED照明は、消費電力も少なく、二酸化炭素削減の効果もあるほか、長期的には経営コストの削減にもつながることから、既に導入をしている事業所もあるところであります。本町といたしましても、町内において照明のLED化が進むことは、大きな節電効果があると考えており、今後LED照明の設置促進に向け、先進自治体の動向をよく見きわめ、融資制度もしくは補助制度の導入について検討してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 役場庁舎のLEDの照明化ですが、既存安定器の取り外し工事や配線工事に多額の費用を要するとのことご答弁をいただきました。しかし、私も調べましたが、安定器は取り外すことなく、いわゆる閉じるという工事ができると、ストップさせればいいということでもありますので、それはいわゆる蛍光灯1本について500円程度はかかるということですが、そんなには多額にはならないということでございます。

それから、あえて配線工事は必要ないという、機器を取りかえないで今のものを使うと、LEDの照明のいわゆる管だけ取りかえるということであれば、全く簡単にできるといいですか、その費用も相当抑えられるということでもございました。役場はほとんどが110型、安定器は15ワット、消費電力は1時間当たり125ワット、それがLEDをつけたこと、交換したことによって1時間44ワットに減るということなのです、125ワットが。1時間当たり44ワットに減るということは、81ワットが節電になると、1本ずつ。したがって、相当な量の省エネになっていく、節電になるということなわけです。そんなには面倒くさくないと。アルコも実際は取りかえたようですが、アルコは職員と、それから事務局2人で全部取りかえたそうです。安定器を閉じるというのは、業者がやったと思いますが、いずれそんなには、何もかにもびっくりするくらいの膨大な費用がかかるということではないということなようでもございます。もっともっとやっぱり研究する必要があるだろうというふうに思いますので、その辺はこれからの課題としてもありますが、ぜひLEDの照明化に踏み込んでいただきたいというふうに思います。

先進事例がいろいろありますけれども、これは平成24年ですから、2年前の3月30日の神奈川県箱根町というところの庁舎の照明をLED化したということで新聞報道になったやつですが、年間で62%の節電効果があったそうでございます。これは、箱根湯本の本庁舎と分庁舎、町立共同資料館の交換可能な照明を全てLED化したということで庁舎内の各部署や会議室、議場、廊下など、全体の約80%をLED照明に切りかえたと。庁舎内の照明の大半をLED化したのは、全国的にも珍しく、県内では初めてと見られるということでこれは報道されたのですが、いわゆる年間で62%の節電効果があったということが載っております。この中では、LED照明に交換した蛍光灯は20ワットが192本、40ワットが1,112本、110ワットが52本、それから白熱球が257個で、天上のダウンライトが132カ所、年間で全体に係る消費電力は約62%の削減が見込まれるということで、やっぱり相当消費電力が削減されると。したがって、節電効果も相当あるということがこの中で言われていますが、今リースで貸し出すというのが出てきています。したがって、このリースをうまく使えば、ここでも言われていますが、リース料で7年で約2,040万円、しかし費用の大半は削減される電気代で取り戻せるということが言われています。当然7年過ぎると、今度はもういわゆるリース料はかからないわけですので、大体10年は長もちするということも言われていますので、そういう意味では、全く遜色はないだろうというふうに思います。

国内産のLEDが今どんどん出てきていますので、体調不良があったというのは、ノイズが出て、いわゆる国産ではない、ある意味粗悪品がどんどん入ってきていると、外国から。したがって、そういうのを使ってノイズが発生して体調不良が出たのではないかとということも言われていますので、そういうのではなく、いわゆるこれは国内の大きなメーカーが全部共同で開発したやつだということで載っておりますけれども、こういうやつを使えば、そういうノイズの発生は心配要らないだろうということも言われていますので、パナソニック電工とか、三菱エンブラ、日本設計、豊田合成とか、日本のLED関連企業が結集して完成させたということで、これは非常にCO₂が約50%削減されるというふうなこともあって、リースをやれば、相当いわゆる費用が削減になるだろうというふうに思いますので、費用対効果からいっても非常に大きいだろうというふうに思います。したがって、その辺を考えますと十分に、LED化しても、費用対効果の面からいっても、それから環境を守るという点からいっても、大きな意味合いがあるだろうというふうに思います。

もう一つ、せっかくでございますので、これは福井県の福井市のアーケード街で取り組んだ実際現実にやられているということなわけですが、これもやっぱり7割超の節電効果があ

ったということで、これは節電所という捉え方でやっています。きょうの村松議員の質問にもありましたが、4倍のいわゆる太陽光発電の普及率を目指していると。しかし、あと5年で41.3%にしかならないと。融資を受けていない人もいますので、そこについては、プラスになっていくかもしれませんが、それでも50%は厳しいだろうというふうに思います。いわゆる太陽光による発電のこれからの普及の関係ですが、しかも3年連続で太陽光発電は値下がりしています、買い取り価格が。10キロワット以上の、いわゆる企業が参入する大規模発電は27円になると言われています。将来的には22円ぐらいまで落ちると。そうすると、企業もそんなにはどんどん太陽光発電をやれる時代がずっと続くわけではないと。やがてそれがブレーキがかかるだろうというふうに言われていますが、国は経済産業省は特にバイオマスに切りかえていると。それから地熱発電とか、そっちのほうにシフトをしていくというふうなことで、太陽光については、かなりブレーキがかかっていく可能性はあるわけです。したがって、限られた電気の量ですので、何とか節電を心がけると。役場庁舎がLED化をして、町民にそういう節電の取り組みについてやっぱりアピールをしていくと。町民にもやっぱりそういう節電の考え方といいますか、節電思想といいますか、そういうのをしっかりと持ってもらうような取り組みをこれからはやっぱり必要ではないかなというふうに思いますので、そういった点からもぜひLED化の検討をしていただきたいものだなというふうに思っております。その所見をちょっとお伺いをしたいなというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

今非常にこちらのほうに参考になるお話を聞かせていただきました。例えば安定器の取り外し、これは必要ない、ちょっと配線を変えるだけとか、箱根町では庁舎すべてをやった、あるいはリースの制度もありますというふうな、それからノイズ、答弁ではある自治体の職員の体調不良が起きたというふうな答弁もさせていただきましたが、そのノイズ等が原因ということで、それについては、国外のメーカーだろうというふうなさまざまな情報を教えていただきました。こういったことを一応こちらとしてもいろいろ検討をして、今の意見を十分参考にしながら十分検討していきたいというふうに思います。

そんなに改修工事をした後に、そんなに長い時間かからないで改修できるというような方向性が出るのであれば、これは大いにただいまのおっしゃっていただきましたことにつきましては、大いに参考にしまして、今後大いに検討していきたいというふうに思います。ありがとうございます。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

山崎道夫議員。

○4番（山崎道夫議員） 非常に前向きなご答弁いただきました。8年間でこれぐらい前向きな答弁をいただいたのは、初めてではないかというふうに思っておりますが、いずれ省エネ、そして節電、そういうふうな観点からいって、ぜひ取り組んでいただきたいと。

それから、国の基準がありますので、用途によって照度があるわけですが、その用途の照度によって全部が全部、例えば何ルクス以上なければならないということではないわけです。例えば住民課のお客さんが来る、町民が来るところは明るくするとか、あるいは職員が働くところはちょっとおろすとか、当然基準がありますので、そういうふうな基準に沿ってやれば、かなり節電できるだろうというふうに思いますので、全部同じ器械といいますか、LEDも全部同じものでなくても当然いいわけですので、その辺も十分に検討していただいて、ぜひやる気を起こしてやってもらいたいなというふうに思いますので、最後は私の希望的観測に終わりますけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 以上で4番、山崎道夫議員の質問を終わります。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を2時20分といたします。

午後 2時11分 休憩

—————

午後 2時20分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き、一般質問を行います。

6番、小川文子議員。

第1問目の質問を許します。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 議席番号6番、小川文子でございます。私は、複合施設をめぐる諸問題について町長にお伺いをいたします。

駅前に建設される複合施設には、多くの問題があることを指摘してまいりましたが、町長は工期を早めて2月から工事を始めております。一方、町民有志からは、この複合施設の公金12億円の支出は不当とした住民監査請求が出されております。駅前地区区画整理特

別委員会の質疑も踏まえて、以下お伺いをいたします。

1 番、27年度の計画である複合施設建設を26年度であることし2月に工事開始するための財政的な措置、問題の質問に対し、新たな国の補助金が交付されることになった。そのために工期を2月にやることができたということの説明がございましたが、その額と交付時期をお伺いをいたします。

2 番目、計画では、駅前開発全体予算107億円のうち国の補助金は29億6,000万円と説明されてきましたが、その計画に変更はないか。また、現在までに交付された国の補助金の総額は幾らになるのかをお伺いいたします。

3 番目、県のホームページで示されております本町の25年度の実質公債費比率は15.9%で県内5番目に高く、将来負担比率は154.6で県内1位の高さであり、現在から将来にわたる重い借金負担を示しております。駅前周辺区画整理事業、とりわけ駅前地区の107億円の債務負担行為の及ぼす影響は大であります。借金返済と維持管理費、1億円の契約が終わるのが2034年でございます。そして2040年には本町の人口は約2万人に減少すると予想されておりますことから、将来負担を少しでも下げるべきと考えます。それには複合施設の規模縮小あるいは維持管理費の削減以外にはないと考えますが、いかがですか。

4 番目として、3階の子育て支援センターの保育室から避難階段までの距離が30メートル以上あり、認可外保育施設指導監督基準に違反しているという指摘に対して、町は一時預かり事業を実施するにもかかわらず、保育施設ではないために適用外であると説明しております。しかし、平成26年5月に厚生労働省雇用均等児童家庭局長が一時預かり事業実施要綱を定め、通知している中では、児童福祉法施行規則第36条の35、第1号、第3号及び第4号の定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守することと書いてあります。また、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条の規定に準じ、必要な施設を設けることの中にある保育室を3階以上に設ける場合は、保育室の各部分から避難階段までの歩行距離が30メートル以下になるように設けることと規定しております。このことをどういうふうにとめているのかお伺いします。

また、外付の避難階段はつくらないと。そういう中で避難器具を用意するとしておりますが、避難器具とはどういうものなのかについてお伺いをいたします。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 6番、小川文子議員の複合施設をめぐる諸問題についてのご質問にお答えいたします。

1点目の複合施設建設に関する国の新たな補助金の交付についてですが、当複合施設の建設に対しては、都市再生整備計画に位置づけられ、社会資本整備総合交付金を活用することとしており、国費率は、対象事業費の40%となっております。平成26年度の国費は5億9,040万円の要望額に対し、当初4億7,500万円の内示でありましたが、平成26年12月26日付で国費1億3,727万5,000円の増額について、交付金の変更申請書を提出し、本年1月26日付で交付決定を受けたことから、平成26年度の都市再生整備計画に係る事業費の総額は、国費6億1,227万5,000円となったものであります。

2点目の国の補助金の計画に変更はないかについてですが、平成26年度までの国費は26億6,155万円の交付を受けており、平成27年度は2億3,350万円の国費を要望していることから、合計で約28億9,500万円の国費となる見込みであります。

なお、交付金の対象となる施設整備に係る事業費の変更、国の内示等により当初想定額からの変更は生じるものと考えております。

3点目の複合施設の規模縮小、維持管理費の削減についてですが、複合施設の計画は、当初図書コーナーを含む地域交流センターと子育て世代活動支援センターを中心とした計画でありましたが、施設としての魅力向上や現在の図書室の課題等も踏まえ、当初計画の図書コーナーから現在の図書室を移転し、図書センターへ変更したものであります。複合施設の機能は、当初計画よりも拡充しておりますが、各機能が効率的かつ効果的に利用できるよう4階建てを3階建てに変更するとともに、平面プランも見直したものであり、これ以上の規模縮小は考えておらないところであります。

次に、維持管理費につきましては、これまでと同様に経費の節減に努めていくほか、維持管理運営時においても、モニタリングを通じながら適正な維持管理運営費の執行を図ってまいります。

4点目の子育て世代活動支援センターの避難経路について、保育室内から避難階段までの距離が30メートルを超えているのではとの指摘ではありますが、複合施設の3階には、避難のための設備として屋内階段2カ所に加え、乳幼児の避難が可能な避難器具を3カ所に設置することとしており、保育室を含む子育て世代活動支援センターの各部分からこのうち1つ以上に30メートル以内で到達可能な設計となっております。また、本年1月28日付で複合施設に対する建築確認済書が交付されており、建築基準法及び消防法等の関係法令

の安全基準に適合していることが証明されております。

なお、避難器具の種類につきましては、備品類と合わせて今後選定することとしておりますが、全国の保育施設等でも広く採用されており、乳幼児でも恐怖感が少なく、速やかに降下することが可能な救助袋を軸に検討したいと考えております。

ご質問の中にありました児童福祉施設の設備及び運営に関する法律につきましては、当センターが児童福祉法に定める児童福祉施設に該当しないため、適用外となるものでありますが、避難階段等までの距離が30メートル以下という規定については、乳幼児の速やかな避難経路を確保する趣旨であると考えられ、当センターにおいても、安全確保の観点から同じ基準を満たすよう配慮して設計がなされております。

なお、平成26年5月に出された国の一時預かり事業実施要綱につきましては、国が児童福祉の向上を目的として要綱に定める基準に沿って市町村が実施する事業に対して必要な補助を行う旨を定めたものであり、一時預かり事業を行う全ての施設が遵守すべき基準とは性格が異なるものであります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） まず1点目です。まず27年度の計画を26年2月に早期にしたということでございます。私も駅前の一員でございましたが、区画整理だよりでは26年度の計画の中に複合施設の言葉は入っておりませんでした。そして12月議会になって初めて、その工期があるいは延びるかもしれない、そして資材費も高騰している、その関係で2月に工期を早めるという説明がございました。そして今、そのための国の補助金の交付もあったというようなご説明でございますけれども、私は一番問題にしたいのは、この計画が町民に4月の段階では明らかにされていなかった。そして例えば私どもの指摘もございまして、町民の説明会の指摘でもございましたように、まだまだ解決しなければならない多くの問題がある、それらに対して町は町民説明会を1回やったきりで、これ以上の説明は行わないというような方向で2月に工期を始めたことでございます。例えば滝沢村では、複合施設をつくっておりますけれども、30の団体に20回以上の説明を重ねて工事に入っていると。そういう中で本町は1回だけの住民説明会でございます。もっともっと町民の声を聞いて、そして4月に工事を再開しても遅くはなかったはずですが。この工期をいかにも早めた、この意図が私は大変町民の声を聞かないで始めたというふうに捉えますけれども、

このことについての考えをまずお聞きをいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えをさせていただきます。

まずこの区画整理事業を実施する際には、家屋移転がありますので、基本的には国の補助金は単年度、単年度で交付決定が来ます。通常の単年度の事業であれば、交付決定の時期が新しい年度になって5月、6月になるのが通例でございます。したがって、こういった家屋移転や長期の事業をやる際には、家屋移転が途中で、交付決定があれだから途中でとめるということもできませんので、事業のすき間をなくするためにある程度前年度において次年度の事業の要望の一部も要求をしてきました。これはやっぱり工事にすき間を生じないためにスムーズにこの事業を流すための手法でございます。したがって、複合施設の補助金につきましても、27年度4月から工事には着工しますが、準備工は3月からやるということで当初からこれは決めておりました。したがって、指令前着工にならないように26年度で要求をいたしました。満額予算がつきませんでした。したがって、9月に国のほうに行きまして、事情をお話しして、ぜひ追加の補助金をお願いしたいという要望をいたしましたところ、国のほうで協議をいたしまして、県内のある市の中で事業執行ができなかったということもありまして、国と県と相談しまして、矢巾町のほうでこういった事情があるようだということで私どものほうに補助金を向けていただいた結果、複合施設に係る補助金が満額1月に交付されることになったという流れでございます。

したがって、前にもお話したとおり、3月の準備工からスタートするのではなく、補助金もつきましたし、工期を十分に確保する人件費の高騰、資材の高騰もありまして、やはり工期は十分確保しなければ計画どおりの竣工ができないということもありまして、2月からスタートをさせていただきました。

滝沢のほうでは相当の回数を説明して進んでいるというようなお話がございました。それはそれでそのとおりかと思えます。私どもも今まで全員協議会なり、調査特別委員会、そして地元の地権者説明会、広報で、そしてマスコミ、そして住民説明会や縦覧も行いながら、これもまた回数にすれば30回になりますが、そういったことで皆さんに周知をしながらこの事業を進めさせていただきました。その部分の住民説明会が少ないというのであれば、そのとおりかもしれませんが、私どもはそういった議員各位にも説明をしながら予算も通していただきまして進めてきたという経過がありますので、そこはそこで私ども

は精いっぱいということにはならないかもしれませんが、そういう気持ちを持って説明をしながら進めてきたつもりでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは次に、3階の子育てコーナーについてお聞きをいたします。

答弁では、この施設が一時預かり事業は行うけれども、いわゆる全ての施設が遵守すべき基準とは性格が異なっていると、そういうふうな厚生労働省の要綱に対する捉え方をしておりますけれども、この厚生労働省が出している要綱というものがどう考えたらそういうふうな結論にいくのか私は大変疑問なのでございます。これは5月に出されております都道府県知事に対する案内ですが、一時預かり事業の実施について、標記については、今般別紙のとおり一時預かり事業実施要綱を定め、平成26年4月1日から適用することとしたので通知する。については、管内市町村に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期待されたいということで出しているのですが、一時預かり事業実施要綱、1、事業の目的、保育所を利用していない家庭においても日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより一時的に家庭での保育が困難となる場合がある。また、核家族化の進行、地域のつながりの希薄などにより育児疲れによる保護者の心理的、身体的負担を軽減するための支援が必要とされると、こういうことで目的とすると。1番は目的でございます。2番は、実施主体、実施主体は市町村とすると。なお、市町村が認めた者へ委託等を行うことができると。3番は、事業の内容ということでございます。家庭において保育を受けることが一時的な困難となった乳幼児または乳児について、主として昼間において保育所、その他の場において一時的に預かり、必要な保護を行う事業であると。4番目に実施方法ということがございます。1番として、一般型、①の実施場所、実施場所は、保育所、それから地域子育て支援拠点または駅周辺等利便性の高い場所など、一定の利用児童が見込まれる場所で実施すること。2番目、設備基準及び保育の内容。児童福祉法施行規則、昭和23年厚生労働省省令第11号、以下規則という。その第36条の35、第1号、第3号及び第4号に定める設備及び保育の内容に関する基準を遵守することと書いてございます。

これをこのとおりに読めば、この一時預かり事業というのは、子ども、もちろん乳幼児、

6カ月以上の子どもを預かるわけでございますから、これは保育所でやるにせよ、そしてまた子育て支援拠点でやるにせよ、そして駅周辺の複合施設のようなところでやるにせよ、この設備基準及び保育の内容は、児童福祉法を遵守しなければならないということを私は捉えておりますが、この適用外であるという判定をどこでどのように行ったのかについてお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えさせていただきます。

まずは、実際にはお母さん方、お父さん方が子どもを連れてくるということも想定されてきて、一時預かりも実施するというにしております。趣旨は、子どもたちを預かるということではなく、子育てをするお父さん、お母さん、お母さんが中心になろうかと思っておりますが、その方々の支援ということでこの施設を建設するものでございます。したがって、子ども中心であればということになれば、そのとおりかもしれませんが、そういった考え方から、でも子どもは連れてくるよなということもありまして、一時預かりも実施する、避難施設も設置するというにいたしました。そういうことからこの一時預かり事業につきましては、対象外ですよということを私どももそういう書類を見て感じましたし、県のほうからも確認をいたしました。そうでないということであれば、私どもの考え、県の考えもこれは正さなければならないかと思っておりますが、そういう、スタートがそこからスタートしたということをご理解をいただければと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） これはその後の施設整備の上で最も大きな要点になるものだと思います。これがあるとないのでは、大きな建設上の問題が生じてまいります。一時預かり、盛岡市などでは、子どもを預からない、いわゆる親だけの相談をビルの3階あるいは4階でやっております。しかし、矢巾町の場合は、1日5人までの一時預かり事業を行うということを明記してございます。この一時預かりというのは、大変重い事業であるということでございます。そのことを私は答弁の中では対象外というような説明でございましたので、やはりこれは国あるいは県に対してもっと詳細な説明を私は求めたいと考えております。

そこの最初のところの基準が違いますと、次の歩行距離までの30メートルが以下である

うが、以上であろうが大きな問題にならないわけでございますけれども、質問の中でお聞きをしたいと思えます。階段は、真ん中のほうにいわゆる通常階段があつて、端っこにいわゆる避難階段がございます。火災等の場合、1階等で火災が起きる場合には、通常階段を使うことはできません。そこは吹き抜けになっておりますから、よほど風が通り抜けまゝです。したがいまして、火災等の場合には、端の避難階段を使用しなければならないということになります。しかし、それまでの距離は、30メートルを超えております。40メートル近くになっております。このことについては、どうお考えになりますか。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えをいたします。

町長答弁にもありました30メートルを超えない、いわゆる素早く避難をできるように救助袋等の設置を3カ所設置をいたします。そのものにつきましては、運営する方々のご相談をしながら一番安全な、恐怖感の少ないということで答弁をさせていただきました。いづれ先ほど町長が答弁したとおり、対象内外は、まず別として、やっぱり全ての施設に関しましては、基準は基準といたしまして、安全性を第一に考えなければならないということもございまして、これは建築確認では、いわゆるつけなさいということはありませんでしたが、矢巾分署と協議を進めながら、やっぱり安全のためにはこういった避難具を必要だよなというような事前の協議の中でお話もありましたので、それはまさしくそのとおりだなということで設置をするものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） 私がお聞きしたかったのは、保育施設から避難階段までの距離でございます。それをお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） これは監査請求でも出されましたが、一番遠いところでは39メートルでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） 子どもを預かる以上、生命の尊重ということがまず第一だと思

ます。町の12月の答弁、私への答弁では、眺めがいい、眺望にすぐれている、そういうような、あとは外部からの侵入に対して3階のほうが安全だというような答えがございましたけれども、やはり災害時にいち早く外に救出するという点では、3階は時間がかかります。しかも今のように避難経路が遠い状況で、いわゆる避難袋などというものを用意したところで安全に子どもを守るといふことの保証にはなりません。ましてや火事の場合には、安全袋は本当役に立たないと思います。そういうふうなこともございますので、私は今の3階の計画そのものが大きな問題だと思います。そしてまた、児童福祉法の基準をしっかりと備えた施設を提供するべきであろうと考えます。このことについては、子育てセンターについてはこの問題で終わらせていただきます。

そして次に、駐車場に移りますが、駐車場は、当然これだけの大きな施設ですので、もっと大きな駐車場が必要かと考えますが、当初から来館者用の駐車場は計画されておりました。これは歩いて楽しむまちというような標榜があったように思っています。そして、その後施設の中によろやく駐車場を設けると、去年の3月でございます。それが職員用3台、障がい者用1台という説明でございました。私は、以前からこの駐車場の問題は大きな問題だと考えておりましたが、これではとても対応できないということを主張して、その後課長さんは、さらにそこに1台を加えて5台にし、そして月極め駐車場として備えていたところを30台、これは複合施設の一般駐車場とすると。そしてそれでも足りないと、しかも100メートル離れているという私の指摘に対して、将来商工会が建てる複合ビルの商業ビルの駐車場、35台分を供用として使いましょうと、そういう可能性があるというようなことを課長さんなりに私は努力をされたことだというふうには評価をしております。しかし、圧倒的に駐車場不足でございます。町民からは、この駐車場が少ない施設に人が集まるとは思えない、今の車社会の中であって、駐車場は後々まで大変なことになるというような指摘を受けてございます。私もものを建てる時には、よくよく先のことを考えないといけないのではないかと思います。新たな駐車場は、もう既に無理だというような中でずっと一貫してそういうふうな説明でございますが、車に頼らない移動手段を考えるというような説明もございました。私は、本当は車、今の状況の中で公共交通網が、バスがここまで発達していない本町において、それがすぐにかなう状況ではない状況の中においては、駐車場の設備というのは、もう決定的な問題だと思いますけれども、このほかに移動手段を考えているとすれば、それは一体どういうことになるのか、それについてもお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） お答えさせていただきます。

まずは、それぞれ駐車場の問題等につきましてご意見、ご提言をいただきました。それに関しましては、厚く感謝を申し上げたいと思います。確かにおっしゃるとおり次々といえますか、少しずつ改善をいたしまして、駐車場の土地を確保させていただきました。前にもお話ししたとおり、遠くから来る方は、電車なり、公共交通機関を使ってほしいというようなお話もいたしましたし、現在の公民館、田園ホールに関しましては、町の駐車場がありますから、これはこれで全くよろしいわけですが、あその場合は、やっぱり中心路線のところに駐車場を確保するというのは、せっかく区画整理をして駐車場だらけではだめだということもありまして、そういった土地は当然当初から設けられませんでした。したがって、若干回りのほうに月極めを予定しておったのを専用駐車場にするなり、一時共有駐車場を設置するなりなどを工夫をまいりました。確かにそれ以外の町有地といいますと、旧役場の土地のところに町有地があります。そこは現在は活用の方法はまだ決めておりませんが、当然複合施設に関する駐車場につきましても、すぐ周りに設置するというのは、今お話ししたとおり無理なわけですが、その辺は、ちょっと状況を見ながらということも念頭にはあります。ただ、今の時点では、この土地をとすることは考えてはございません。したがって、公共交通機関、いわゆるこれから駅前が完成をいたしまして、医大の病院が来まして、そうすると、バスというのが非常に重要視になってくるかと思えます。その辺も一緒に考えていきたいということで、何をと言われれば、バスを考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文字議員。

○6番（小川文字議員） あとはそれでは、財政的な問題に移りたいと思います。本町の実質公債費比率、そして将来負担比率は、近年大変重いものがございます。平成24年度では、将来負担比率は県下で第3番目でございます。そして、平成25年度の決算では、本町の実質公債費比率は15.9、これは県内で5番目でございます。県平均は単純では12.1でございます。そして本町の将来負担比率、これは25年度では県内でトップでございます。県平均は、単純で53.6%、本町は154.6%でございます。100を超える、ほとんどの自治体が100以内にとどまっている中で、平均が53という中で、いわば本町の将来負担率154.5%というの

は、もうずば抜けて、飛び抜けて、突出して大きいのでございます。これは、現在、そして将来にわたる重い債務負担行為があるということを示している数値でございます。この中にやはり駅前周辺開発200億円、特にもこの107億円が債務負担行為で行われていることから、この将来負担率の増加が起きているということが推定をされることと思えます。そして、先ほどの村松議員の質問の中でも、本町の債務のピークは27年から28年と考えられていたけれども、30年から31年になりそうだというような変化が示されましたけれども、この駅前開発107億円の債務負担行為の、いわゆる借金返済のシミュレーションというか、計画がございまして、その中では、平成35年から36年が最も多い借金のピーク、3億円を超える金額となっております。したがって、27、28年度ピークが30から31年に移行し、さらには、その35年、36年のあたりにもまたピークが来ると。そして、そのころには本町の人口は、ある程度努力すれば、急激な変化はないかもしれませんが、この人口減少は、もうこれは避けては通れません。元総務大臣の増田氏によれば2040年には本町の人口は2万人に減少します。そして、本町の特殊出生率は1.23と、平成24年で県下最下位でございます。これから考えても、そうそうのことでは人口はふえないだろうということは、十分予測をされることでございます。交流人口はふえると思います。しかし、定住人口は、そう簡単に子どもが生まれないのでございますからふえるわけにはいかないと思います。

これらのこととあわせまして、将来に大きな借金をつくったのが、この複合施設をはじめとした駅前開発であったということを私は申し上げたいと思います。そして、町民の中にこの複合施設に対する危惧が大変ございます。普通であれば、道路を直してほしい、町道を直してほしい、水害対策を早くやってほしいと、そういう声はたくさんありますが、なかなか財政が厳しくて早々には進みませんというのが一般的な回答でございますが、この複合施設に関しては、町民がむしろ必要はないと考えている人が私どもの調査で30%、それから人口減、予想される中で見直しも必要だという人が一番多くて、税収源も減るから心配だ、見直しが必要だという人が4%、そして複合施設、駅前のいわゆる多目的ホール等、現在ある既設の、既存の施設の有効活用がまず必要だという考えが30%ございまして、町民の声の中にも人口がこれから減っていくのに、こんな大きな建物をつくって、本当にこの建物が必要かどうかという、そういう声がたくさん出ているのでございます。

特にも借金の大きさについて町民は大変、今心配をしているところです。それに対して私は町長にこの107億円の債務負担行為するときに町長にお聞きをいたしました。この借金返済は、平成46年になります。この借金107億円をしっかりと見届ける覚悟がございませ

ということを町長にお伺いをいたしました。もしこの質問が失礼であれば、町長には答えなくてもいいですと言いましたら、町長は答えませんでした。私は、今あれから、平成22年、あれから4年たちました。そして今、このような状況になっています。町長に改めてこの107億円の債務負担行為が自分の口から町民にやったことに対する覚悟とといいますか、お考えを述べていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私に質問でございましたので、私のほうからお答えさせていただきます。

今この107億円というようなお話がずっと続いておるわけですが、しかしながら、これも議会のご理解をいただきながら手順を踏んで、一つ一つ積み重ねて現在があるわけですので、町民の皆さんにもご理解いただいておりますものというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○6番（小川文子議員） 以上で終わります。

○議長（藤原義一議員） 続いて、第2問目の質問を許します。

○6番（小川文子議員） それでは、第2問目に移らせていただきます。

子どもの医療費助成についてでございます。子どもの医療費助成について、本町はじめ県内で窓口での支払いのない現物給付と中学校卒業までの助成を求める運動が大きく広がりました。本町では、1,707筆の署名が集まりましたし、県に対しては、現物給付を求める5万以上の署名が今も届けられております。それに対して県は、来年度から現物給付と、それからそのためのシステム改修、それから小学生の入院の助成を決めました。そして、本町も小学生の入院を補助を拡大するという説明がございました。私は、その中でさらに小学校までの傷病給付の助成の拡大ができないかについてお伺いをしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 子どもの医療費助成について、小学校まで病傷給付の助成の拡大ができないかのご質問にお答えいたします。

子どもの医療費助成について、県では平成27年度から小学生の入院医療費を対象に助成を拡大し、平成28年度からは未就学児の医療費助成に限り現物給付化を行うこととしております。本町では、小学生の入院に係る医療費助成を平成27年4月診療分から町単独で実

施する予定としております。引き続き、国や県などに医療費助成制度の拡充を要望しつつ、総合的な子育て支援策を講じてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 県でも小学校卒業まで入院の助成をすると、町でも単独でやるという説明でございますが、県と町の割合といたしますか、役割分担はどのようになっているのかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまの質問にお答えいたします。基本的には、県の医療費助成制度につきまして、それにのっとり矢巾町は全ての医療費助成をやっております。妊産婦とか、あとはひとり親とかいろいろあるのですけれども、メニューがありますけれども、それにのっとりやっております。その中で矢巾町は、独自の施策として自己負担を半額にしている部分がございますし、それから所得制限については、全く排除しております。それと今回県で新しく中学生の入院まで対象に含めたということでございますけれども、県では27年8月から、つまり支給は27年10月、2カ月おくれになりますけれども、そのような実施になりますけれども、矢巾町は27年4月1日受診分からそれを対象にし、27年6月から給付をしたいというふうに考えてございまして、ここが県とちょっと違うところになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

小川文子議員。

○6番（小川文子議員） それでは、県は所得制限あるいは何か制限がございますでしょうか。町と県との4月から8月までは矢巾町はやると、8月からは県がやるというようなふうな捉え方になってしまって、矢巾町は4月から8月までなのかというような誤解が生じますけれども、その点について説明してください。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

県では、なぜ8月から行うかといいますと、いろいろ事務的に認定書等交付するために、非常に負担が大きいということでいろんな市町村から意向を調査した結果、回答がありま

した。しかし、矢巾町ではなるべく早く町民の皆様にごういうせつかく拡大するのでありますので、恩恵を受けさせてあげたいなということで4月から実施したいというふうにごうているものであります。

以上、お答えといたします。

(何事か声あり)

○住民課長(村松康志君) 所得制限につきましては全く、県につきましては、当然所得制限はありますけれども、矢巾町につきましては、所得制限は今までどおりありません。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにありますか。

小川文字議員。

○6番(小川文字議員) これは大変一歩の前進だと私は思っております。しかし、今の少子高齢化の中で本町の特殊出生率が県下最下位であるというような状況の中で子育て支援をもっとやるべきではないかと考えます。町民アンケートの中でもトップの57%が経済的支援を求めています。本町の子どもの医療費助成は、まだまだ県内からいくと、最低のランクの中に入っております。少なくとも小学校卒業ぐらいまでは無料化にというのは、これはもう切実な願いでございますし、周辺市町村がだんだんそちらのほうに進んできてございます。この間も宮古市では中学校卒業までというようなことも報じられております。私は、これもっと、もう一歩踏み込んで小学生への段階的な1年、2年というふうにごう段階的にでも拡大をしていくべきだろうと考えます。県の助成の所得制限をなくするというのでは、やはり私は少ないと考えます。その点について再度お伺いをいたします。

○議長(藤原義一議員) 村松住民課長。

○住民課長(村松康志君) お答えいたします。

子どもに対するいろいろな子育て支援につきましては、医療費助成、これはもう当然大きなものではありますけれども、それがすべてではなくて、子育て支援センターによるサポートや、あとは保育料の軽減、そして児童館の子どもの預かりに対する、これ矢巾町と盛岡市のみが利用料無料としておりますので、ごういったものを含め、総合的に施策を組み合わせて子育て支援を充実させていきたいなごういうふうにごう考えているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長(藤原義一議員) ほかにありますか。

小川文子議員。

- 6番(小川文子議員) 子どもの貧困ということが大きな社会問題にもなっております。そしてまた、今の若い世代が生活がなかなか安定していないと、非正規の方々が多いという中で子育てをしていかなければならない。特に本町は、若い人が多いという状況にもございます。そういう中で本町の盛岡市のベッドタウンとしてのまちづくりの町の役割もございます。国でも少子化に対しては大きく取り上げてございますが、本町も私はもっともっと力をこの分野に入れるべきであろうと。大型開発に終始するのではなく、もっとソフトの面を私は重視をしていく必要が本町のまちづくりにあるのではないかとということをお願いして質問を終わらせていただきます。

どうもありがとうございました。

- 議長(藤原義一議員) 以上で6番、小川文子議員の質問を終わります。
-

- 議長(藤原義一議員) これをもって本日の一般質問を終了いたします。

以上で本日の議事日程は全部終了しましたので、これにて散会します。

なお、明日も引き続き一般質問を行いますので、10時に本議場にご参集願います。

ご苦労さまでした。

午後 3時12分 散会

平成27年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第4号）

平成27年3月10日（火）午前10時開議

議事日程（第4号）

第1 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1番	齊藤正範	議員	2番	藤原由巳	議員
3番	村松信一	議員	4番	山崎道夫	議員
5番	川村農夫	議員	6番	小川文子	議員
7番	谷上哲	議員	8番	廣田光男	議員
9番	秋篠忠夫	議員	10番	芦生健勝	議員
11番	昆秀一	議員	12番	村松輝夫	議員
13番	藤原梅昭	議員	14番	川村よし子	議員
15番	米倉清志	議員	16番	高橋七郎	議員
17番	長谷川和男	議員	18番	藤原義一	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町長	川村光朗	君	副町長	女鹿春夫	君
総務課長	星川範男	君	企画財政課長	秋篠孝一	君
税務課長 兼会計管理者	中村滋	君	生きがい推進 課長	川村勝弘	君
住民課長	村松康志	君	農林課長 兼農業委員 事務局局長	高橋和代志	君

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 山本良司君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教育長 越秀敏君
社会教育課長 立花常喜君
農業委員会
会長 高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主 事 根澤のぞみ君

係 長 吉田徹君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 一般質問

○議長（藤原義一議員） 日程第1、一般質問を行います。

昨日に引き続き質問の通告がありますので、順次質問を許します。

14番、川村よし子議員。

第1問目の質問を許します。

（14番 川村よし子議員 登壇）

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、川村よし子でございます。東日本大震災から、あすで4年になります。いまだにふるさとから離れ、12万人もの方々がふるさとを離れて生活している状況を見ますと、心が痛む思いであります。

まず最初の質問は、介護保険制度について質問させていただきます。介護保険制度が開始になりまして15年が経過しました。介護保険制度は、3年に1回見直しされ、見直しされるたびに介護保険料の値上げが計画され、それと同時にサービスが制限されてきております。4月から第6期介護保険事業が開始となりますので、以下3点についてお伺いいたします。

まず第1点目は、4月からの介護保険料基準額900円値上がりし、1カ月5,700円と決定されましたが、この5,700円は、基金2,800万円を切り崩し、保険料値上げを最小限に抑えてきていることがわかります。町民の生活実態から、特にも収入の少ない高齢者の保険料引き下げがまだまだ必要と考えます。一般会計からの法定外繰り入れの方法がありますが、負担軽減できないのかお伺いします。

2点目は、要支援者の締め出しやサービス低下、支援期間限定の打ち切りなどがないよ

う必要なサービスを受けることができる仕組みが今どうしても必要です。さきの町長の施政方針では、生きがい対応型デイサービス事業、介護予防事業などのさらなる充実に努めるとされていますが、具体的にどう取り組むのか質問させていただきます。

済みません、3点ではなく2点でした。お願いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 14番、川村よし子議員の介護保険制度についてのご質問にお答えいたします。

1点目の一般会計からの法定外繰り入れにより負担軽減できないのかについてですが、収入の少ない高齢者の負担軽減として第6期介護保険事業計画の期間中に国では、平成27年度から第1段階の方の基準額に対する割合を市町村の判断により0.5から最高0.45まで下げることができます。本町においては、当初予算策定の段階で国の方針が決まっておりますので、当初予算では0.5となっておりますが、現在国において審議されております平成27年度当初予算が可決後に示される軽減幅の政府案、並びにそれを反映した政令等が示される予定となっておりますので、新年度に入ってから対応をしております。さらに、国では平成29年度から第1段階から第3段階の方の割合を引き下げる方向でありますので、本町といたしましても、今後対応してまいりたいと考えており、収入の少ない方々への負担軽減になるものと捉えております。

なお、今回の引き下げに対応する補填は、公費による補填となることから、国が2分の1、県及び町がそれぞれ4分の1の負担となり、その財源は一般会計から繰り入れることとなるため、財政状況の厳しい中、介護給付費も年々増加し、町負担もふえることから、さらなる一般会計からの繰り入れは考えておらないところであります。

2点目の生きがい対応型デイサービス事業、介護予防事業等のさらなる充実について、具体的にどう取り組むのかについてですが、高齢者がいきいきと暮らすためには、年をとっても日常生活を営める心身の状態と家庭や地域において、自分の果たせる役割があることが大切であり、そのためには年齢に応じた健康づくり支援と体調や生活環境に合わせて閉じこもらずに外に出て積極的に人と交流する場の確保が重要と捉えております。

本町では、おおむね65歳以上の高齢者を対象として、個々の心身の状態の把握を行い、地域や医療、福祉施設や大学等の関係機関、ボランティア団体等の協力と指導を得ながら各種介護予防事業を実施しているところであります。生きがいデイサービスであるおでん

せ広場もその1つであり、各地区の自治公民館やさわやかハウスを会場に18カ所で実施しております。

また、老人クラブの地区単位を対象とした介護予防事業は、豪雨災害の影響を受けて、やまゆりハウスが使えない期間もありましたが、昨年12月に国民保養センターが再開され、2月から本格実施となり、多くの参加者でにぎわいを見せているところであります。さらに、高齢者個々の状態に合わせた介護予防事業を行うためには、要支援、要介護状態になる恐れの高い特定高齢者を把握する必要がありますが、65歳以上の高齢者に対し、機能チェックリストを個別に郵送して実施しております。

返送されたその結果から、心身の生活機能の状態を評価し、支援を必要とする対象者をスクリーニングし、運動、栄養、口腔機能の向上を重視した内容の元気はつらつ教室を夏期と冬期に各12回ずつ実施し、また認知面の機能低下の予防を支援する脳いきいき教室を冬期間に11回交通手段も確保しながらさわやかハウスで実施しているところであります。

一方、第6期介護保険事業計画においては、医療制度改革と一体的な介護保険制度の改革がなされることとなり、その中で要支援1、2の予防給付の訪問介護、通所介護が地域支援事業へ移行することを受け、本町では平成29年度に地域支援事業の本格的実施を計画しております。介護保険事業及び高齢者施策において、大きな転換の時期を迎えることとなり、住民の理解を求めながら進めていくことが重要と捉え、本町の特性を生かした介護予防事業のあり方について、27年度から2年間で検討し、取り組んでまいります。特に平成27年度は、準備期間の初年度で現在の事業を実施しながら住民の意向と地域資源を把握することを予定しており、来る改正に備え、現在の事業内容と改正及び介護予防事業の周知と理解も踏まえながら行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） まず1点目は、私たちが昨年11月から行いましたアンケートでは、その中の声では、年金が少なく毎日の食費の工面をすることが精いっぱい、これ以上もらう年金が少なくなって、介護保険料がまた値上げするのでは大変だ。また、親戚が亡くなっても悔やみに行けません。これ以上年金を少なくしないでほしい。保険料を払っても利用料が高ければ介護も受けられないのではないかなど、切実な声が寄せられています。そこでお伺いしますが、年金が月1万5,000円以下であれば、年金から天引きできない

わけですが、2段階の方々の人数は、どれほどいらっしゃいますか。介護が必要になったときは、どのような計らいを今現在町はやっているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

2段階の方は、どれぐらいいますかということのご質問ですが、それぞれ今の状況の1段階から7段階、次の段階では1段階から10段階ということになるわけですが、それぞれ今回の10段階制になることによりまして、それぞれ今の2段階が2段階、3段階と分かれる状況も多々出てきておりますが、1段階、2段階というのは、比較的人数的には少ないというふうな見方をしております。それでそれぞれ今お話あったとおり、介護保険料というのは、当然ながら高齢者がふえることによりまして、介護をお受けになる、サービスを受ける方も当然ふえてくるというような状況を鑑みてそれぞれ介護保険料、これから27年度から29年度までのサービス料の給付費を計算した中で介護保険料というのがいつもお話をしておりますが、算定するというようになっております。

ただ、やはりこれは計画的な数字でございますので、町といたしましては、いかにして介護の給付額を抑えるか。結局は、最終的に健康づくりあるいは介護予防の体制ということになるわけですが、それぞれいかにして抑えるかというふうなことになりますと、今話しているとおり、それぞれの健康づくりと介護予防に皆さんの協力を得ながらやはりやっていかざるを得ないのだろうなというふうに考えております。

それぞれ低所得者に対する対応ということになりますと、それぞれ少ない方からもそれぞれご負担の部分は、当然必要なわけですが、それぞれサービス料のことにつきましても、やはり低所得者の方々につきましても、やはり食事代あるいは居住費等々のそれぞれの軽減サービスというのを対応しながら、それこそ今対応している状況でございますので、一律に1段階から10段階が同じようなそれこそ対応をとっているということではないというふうにご理解を願いたいと思います。それぞれのサービスの中で、それぞれの軽減というのをやっているということでご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 減免制度があると思いますけれども、減免制度をどのようにして使っているのか。それから、どれぐらいのパーセントなのかお伺いします。2段階、3

段階、そして基準額までの方々も大変な状況だというお話も今されたのですけれども、そういう方々も含めて減免制度は、どのような形で使われているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 中村税務課長。

○税務課長兼会計管理者（中村 滋君） ただいまの介護保険のほうの減免、減免といいますが、いろいろ制度的なものがありますけれども、26年度のところの今現在のところありますと、低所得者の軽減区分ということで3段階の方が2段階のほうの保険料ということで一定の基準に当てはまる方ということになりますけれども、26年度におきましては12名の方で17万2,800円ほどが軽減の対象ということになっております。こういう方につきましては、こちらのほうで軽減該当になるであろうと思われる方にそれぞれ通知等出しまして、それで申請をさせていただいているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） ちょっと長くなりますけれども、私の最近の経験をお話しさせていただいて質問します。

80代の老夫婦、この方は、将来見る子どもがなくて、2人合わせても年金が8万円ほどで生活しています。最近奥さんが認知症になりまして、週3回のデイサービスを利用しておられます。利用料が月に2万円ぐらいかかるということで生活が厳しい状況の中では、施設入所も大変だということで優秀なケアマネジャーさんがついておられますけれども、施設入所は200人待ちだというお話もされて、減免制度もあるということなのですけれども、本当に大変なような状況の中で生活しております。近所にも親戚がいるということで1日2回ないし3回の食事は食べているようではございますけれども、今後大きな問題になってくると思います。

また、もう一人の事例は、老夫婦、92歳と89歳のご夫婦ですけれども、週3回、介護、家事ヘルパーを利用し、週3回のデイサービスを利用している方ですけれども、その方たちも年金が少なくて利用料が高いというお話もされています。こういう老老介護されている方、町内に何世帯もあると思いますけれども、どのくらいあるのか。そして、こういう方々がその減免制度を利用する仕組みというのは、ケアマネジャーが行くと思いますけれども、ケアマネジャーに接するまでの仕組みというか、民生委員さんとか、そういうところをちょっとお話させて、教えていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

老老介護をしている世帯はどれぐらいかというようなお話でございますが、はっきり言って老老介護をしている世帯数自体をそれこそ把握はしておりませんが、高齢者世帯のみとか、そういうふうな部分ではそれこそある程度把握はしておりますが、それぞれ今後どういうふうな状況になっているかというのは、数字的には把握したいなどは考えておりません。

それでケアマネジャーがつく前に、それこそそういうふうな介護が必要な方々の場合、どういうふうなことを経路をたどるのかというようなことですが、1つは、ご存じのとおり矢巾町には包括支援センターあるいは生きがい推進課という一つの窓口がございます。また、地域におきましては、やはり民生児童委員さん方がおられまして、それぞれ独居老人あるいは高齢者のみの世帯等々につきましては、日ごろから見守りをしていただいているというような状況でございます。そういうふうな方々がこの家は、ちょっとやはりそろそろ相談事業所につなぐ必要があるのかなというふうな状況がかいま見ますと、それぞれ生きがい推進課に来たり、やはり高齢者の部分については、今包括支援センターが行っておりますので、そちらのほうにつなぎ、そして介護申請が必要なのであれば、介護申請をするというような状況になってくると思います。

介護申請をしまして介護度がつきますと、今おっしゃったとおりケアマネジャーがつかますので、ケアマネジャーがそれぞれその方々の生活を支えるためには、どういうふうな制度の導入が、サービスの導入が必要なのかというようなことになりまして、今おっしゃっているとおり、訪問サービスあるいはデイサービス等々のサービスを使うというような状況になってくると思われます。それぞれ使うということになりますと、当然ながら今お話をしているとおり、介護保険料の中から使われるというようなことになりますので、やはりそういう方々を支えながら、やはり介護制度というのがあるわけですので、ある程度の部分の皆さんの負担あるいは公費負担をもって、その制度が成り立っているというふうな、そういうふうな理解がないと、なかなか難しいのかなと思っております。

ただ、やはり老老介護をなさっている方、非常にだんだん多くなっていくというのは、それはやはり高齢化社会になってきておりますし、それこそ核家族化が進展しておりますので、そういうふうな状況が進むものと、こちらのほうでも理解をしている状況でございます。なるべくその方々の日ごろの労苦の軽減のためにも、それぞれのサービスをうまく

使えるように、こちらのほうとしては導入して支えていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 町長の答弁の中に財政状況の厳しい中、介護給付費も年々増加し、町負担もふえていることから、一般会計からの繰り入れは考えていないという答弁でしたが、若いときには働いて、多くの税金を町に支払ってきた老老介護されている方、お年寄りの方たち、80代、90代になって、自分の体を支えて歩くのがやっとの超高齢者になったときに安心して生活させてやるのが政治、自治体の役割ではないでしょうか。そのことについて財政状況の厳しい中、年々増加している町負担もふえていることからということでその考え方が、やはり今まで貢献してきたお年寄りに対しては、こういう財政状況が厳しいからではなくて、やはりもう少し温かい減免制度をもっと活用できるような仕組みとか、必要だと思えますけれども、考え方をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、介護保険制度の考え方ということですので、それぞれ一般会計の繰り入れ等々を含めながらご答弁申し上げたいと思いますが、介護保険制度自体は、前もお話をしておりますが、半分が保険料、第1号被保険者、第2号被保険者の保険料で半額を賄っていると。その半額、あとの半額につきましては、国がその半額の半分、結局は担っておりまして、その後の半分、4分の1は、市町村と県が賄っているというような、そういうふうな構図になっております。ますます一般会計からの繰り出しが多くなるというのは、やはり介護サービスを使う方々が当然ながら多くなってきているということになりますと、それぞれの公費負担も多くなりますよというような構図になってきているということをお話をしております。それでそれぞれ減免制度というのは制度上あるわけですので、その制度上に担いながら減免をしていくというふうなことがやはり大切なのだろうと思っております。

それから、介護サービスにつきましては、それぞれサービスを受けなければならない方々につきましては、やはりそれこそ健康で長生きしていただくためには、やはり介護サービスを使うというのがやはり当然なことですので、これは十分なサービスを使う状態を組むのが自治体の役目だと考えております。

ただ、自治体の役目としましては、やはり介護サービスを使わせるだけが役目ではないというふうに考えておりますので、再三申し上げておりますとおり、やはりサービスを使わないような、やはり体制づくり、体づくりというのも当然必要なわけがございますので、介護保険料のサービス自体は、このような制度になっておりますが、一般会計からはそれぞれ介護予防に関するあるいは健康予防に対するそれぞれの支出もしているということでございますので、それぞれやはり一般会計からの持ち出しというのは、介護保険特別会計には、それなりの制度の中で持ち出しをしているわけですが、一般会計でもそれなりの事業を展開しながらそれぞれ支えているというふうにご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○14番（川村よし子議員） ありません。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 2点目は、県央ブロックごみ、し尿処理広域化基本計画構想についてお伺いします。

平成10年度の岩手県ごみ処理広域化計画を受けて、このたび基本計画構想が昨年8月報告されました。盛岡紫波地区環境施設組合は、ダイオキシン対策を目的としたごみ焼却施設建設高温ガス化直接熔融炉、約97億円の経費で平成15年3月から稼働開始されています。

一般会計では、毎年盛岡紫波地区環境施設組合負担金4億5,000万円ほどの歳出となっております。新たに示された県央ブロックごみ、し尿処理広域化基本構想は、盛岡市、八幡平市、滝沢市、雫石町、岩手町、葛巻町、紫波町、矢巾町の3市5町の処理施設を1カ所にし、施設建設や維持経費の削減が目標と掲げられております。建設費の内訳を見ますと、高温ガス化熔融炉250億円の建設計画が示されましたので、以下3点お伺いします。

1点目、ことし1月21日ごみし尿処理広域化推進協議会が開催されておりますが、昨年から行われた盛岡市の住民説明会、パブリックコメントなど意見にはたくさんの建設的意見が多く寄せられております。今後の中継施設や運搬費用などのくらい見込んでいるのか。また、3市5町からのパブリックコメントについては、どのように議論されたのかお伺いします。

2点目、燃やすことは、日本では普通一般に行われてきています。しかし、福島第一原発事故後、放射能汚染問題と呼吸器からの内部被曝の関係でごみを燃やす政策は危険ではないかと疑問視される団体もおります。また、ごみを燃やす政策ではなく、減量、バイオ

マス政策に徹している自治体もあります。当町も3市5町の広域化ではなく、住民公開や説明会の回数をふやし、各自治体で処理する立場に立つべきと考えますが、どうかお伺いします。

3点目、施政方針では、ごみの減量化について、盛岡紫波地区環境施設組合と連携を図り、ごみの減量と分け方、出し方について青空教室を開催し、資源回収コンクールを継続し、ごみの減量化、資源化、再利用を積極的に実施している団体を支援するとしていますが、今後のごみ減量対策、リサイクル計画をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 県央ブロックごみ、し尿処理広域化基本計画構想についてのご質問にお答えいたします。

1点目の今後の中継施設や運搬費などのぐらい見込んでいるのか。また、3市5町からのパブリックコメントについては、どのように議論されたのかについてですが、まず中継施設に関しては、中継施設を設置することで遠方の地域のごみの運搬距離が短縮され、収集運搬の効率化が図られ、直接収集運搬より中継運搬のほうがコスト面で有利であることから、八幡平市清掃センター、岩手・玉山清掃事業所及び盛岡紫波地区環境施設組合清掃センターの3カ所の跡地を中継施設として整備することと仮定し、試算したところ、施設整備費は12億4,000万円、また施設が稼働する平成43年度から平成55年度までの1年当たりの運営維持管理費は3億2,100円となっております。さらに、中継施設を3カ所設置した場合の1年当たりの収集運搬費については13億2,360万円と試算されております。

次に、パブリックコメントについてですが、意見の提出者は、全体で61名、意見の総数は144件でした。意見の概要としては、広域化全般に関するもの、建設費に関するもの、ごみの減量地区内処理に関するもの、環境負荷、環境汚染に関するものなどでありましたが、県央ブロックごみ、し尿処理広域化推進協議会事務局において議論の上、各意見に対し、事務局の見解を示し、構成市町等のホームページで公開したほか、必要と考えられる点については、基本構想案に新たに盛り込んでいるところでございます。

2点目の当町も3市5町の広域化ではなく、住民公開や説明会の回数をふやし、各自治体で処理する立場に立つべきと考えるがどうかについてですが、ごみ焼却施設については、ダイオキシン類の削減対策による環境負荷の軽減やごみ処理の効率化を図るため、国が県に対して策定を求めた岩手県ごみ処理広域化計画に基づき、県内の広域ブロックごとにごみの広域化処理のあり方について検討を重ね、最終的に本町を含む県央ブロックにおいて

は、焼却施設を1カ所に集約し、広域化処理を行うこととして方針を決定いたしました。広域化処理については、集約化による運営費の削減や安定稼働による環境負荷の低減のほか、効率的な発電や災害対策の強化など、さまざまな効果が得られると考えており、循環型社会の形成に向け、発生抑制、再使用、再生利用、いわゆる3Rの推進を図りながら低炭素社会の実現に寄与する廃棄物処理システムの構築を目指すものであります。

3点目の今後のごみ減量対策、リサイクル計画についてですが、平成26年3月に策定しております一般廃棄物処理基本計画において、ごみ処理の目標として家庭系ごみに関しては、町民1日当たりの収集ごみ排出量を平成22年度の344グラムに対して5%以上の削減を目標としております。また、事業系ごみに関しては、平成24年度の事業系ごみ総排出量4,598トンに対し、2%以上の削減を目標としておりますことから、一般廃棄物の発生抑制と再利用、再生利用の3Rの啓発を図るため、各コミュニティでの資源回収活動に対する補助を継続するとともに、青空教室や出前講座など、直接町民に働きかけを行いながら地域に根づく活動を展開してまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 盛岡市では、パブリックコメント、それから住民説明会でもたくさんの方たちの意見、要望とか出されておりますが、矢巾町では1回やって7件の意見が出たようですけれども、ちょっと資料がいろいろさまざままでゼロというところもあるのですけれども、はっきりしたところを教えてください。

それから、住民説明会をしたところはどこなのか。住民との協定書を結んでいるところがあると思うのですけれども、そのところも含めて住民説明会をしたところを教えてくださいたいと思います。

そして、私は住民説明会というのは、もっと早く、矢巾町でしたら不動、煙山、徳田地域でも、せめて少なくとも3カ所ぐらいはやるべきと思いますけれども、そのところはどうか考えて1カ所だけだったのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まずパブリックコメントでございますが、矢巾町は意見提出者はございませんでした。0件でございました。7件というのは、東徳田行政区におきまして住民説明会を行った際

に、参加された方の人数でございます。

住民説明会をやった場所がまず1カ所で少ないというご意見もございましたけれども、まず構成8市町では、まずは既存の施設があるところを中心に説明をし、それからパブリックコメントを行うという順立てでやろうということで意思疎通をしておりましたので、そのようにやってございます。

今後なのですけれども、当然全町民にかかわることではございますので、機会を見つけてまして住民、不動、徳田、煙山、それぞれの場所で説明会を開催してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 中継施設設備費が12億4,000万円と、あと稼働したときには、平成43年から55年まで1年当たり運営維持費が3億円という答弁でしたけれども、この中継施設3カ所分の12億4,000万円なののでしょうか。あと収集運搬もこれも台数、トラックの台数でこの13億円という試算なののでしょうか。矢巾町の負担はどのくらいの見込みをされているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えします。

1点目の中継施設12億4,000万円につきましては、これは3カ所全てでございます。それから、矢巾町の収集委託につきましては、現在、盛岡紫波地区環境施設組合に15台で搬入しているところでございますが、今後はその15台をそこを中継施設としまして、15台の2トンあるいは4トンのパッカー車から10トンのパッカー車、10トンのトラックに積みかえるということで盛岡方面に向かうトラックは、15台ほどというふうに見込まれております。

つまり従来どおり紫波、矢巾方面は盛岡環境施設組合のほうにごみ収集はいたしますけれども、それに加えてさらに積みかえて10トンで盛岡の焼却処理施設に持っていくというコストがかかるということで従来よりは多少コストが上がるというふうに理解してございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 昨日の村松議員の説明で年々2%ずつ家庭系ごみが増加しているということですが、私、表を見まして、家庭系のごみばかりでなく、企業のごみもふえております。そういう中で今の状況の10トン車の運行を平成43年には、今までと同じようなトン数でよろしいのでしょうか。そここのところはどのようにお考えだったのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

現時点で想定しておるごみの量では、そのような試算をしておりますが、この少子化社会が進展していく中で明らかにごみの量は減っていくものと、このように見込んでおります。現時点では、この台数で十分であるということをごさいますして、将来的には、その台数についても検討を図っていく必要があるというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） ほかに。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 今現在、盛岡・紫波環境施設組合、97億円の債務負担行為の中でまだ借金で支払っている部分があると思っておりますけれども、それとダブるところはないのでしょうか。何か平成27、来年度の予算書を見ますと、480万円ほどダブっているところがあると思うのですが、これは何年続くことなのでしょうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 正確な資料で後刻ご答弁いたします。

○議長（藤原義一議員） 今すぐできないので後刻ということですが、いいですか。

○14番（川村よし子議員） はい。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 盛岡市は、環境施設組合に高温ガス化溶融炉建設のときも私は意見を申し上げましたけれども、燃やすということは、3R推進に反することを、燃やす行政というのは、3Rのことを推進するのに何でも燃やせるということは、やっぱり住民との教育上、住民との話し合いの中でやはりやるべきだと思います。なぜかという、住民、燃やすことがコークスを利用するということで負担に、そのコークスは高価なものを使ってごみを燃やすわけです。そして、そのコークスは高価ですので、後で税金の負担に

なる、そういう考え方ですので、やはり建設をする前にごみ減量する学習会、青空教室とか、それからごみ減量推進員の活動とか、そういうところを十分にやっていくことが必要だと思います。町長の施政方針演述にもありましたので、そのこのところに力を入れるような姿勢が一番大切ではないかと考えているので、今後の広域化ブロックのごみ焼却場建設が、もう決まったことなのですけれども、これからの住民の意識を高揚させることが今必要ではないかと考えますので、地域にコミュニティ条例も利用して、どんどん、だんだんごみ減量推進のことを広めることが今大切だと思います。ですので、ごみをふやす2%増ということですが、それではなくて、もっともっと減らす方向をもっと努力するべきだと思いますけれども、今後の計画をもう少し詳しくお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 昨日の村松信一議員の再質問にもお答えいたしましたけれども、このまままいりますと、本当に年々2%、家庭系ごみもふえていくということで大変なことになりますので、同じような答えになりますけれども、とにかく住民に対して身近な、自分たちの身近なもの、身近なやらなければならないことだということ認識していただくようにあらゆる手段を、青空教室、あとは施設見学、それからごみ減量推進員、それから資源回収、特に資源回収をすることによって燃やせるごみは減らすことができますので、そこら辺を今まで以上により一層住民の皆様に啓発をさせていただいて、ごみ減量化に取り組んでまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） これは、私の意見なのですが、ごみ焼却は、なぜ危険か、ごみを燃やす社会ということで山本節子さんというジャーナリストの方が書いているのですが、知らせるアメリカと知らせない日本ということで、アメリカでは、何でも国民にいろんなことを知らせるということで、アメリカでは焼却炉はダイオキシンや有害重金属など毒物を排出するということで、どんな金属が煙となって出ているかというところを大いに知らせているということです。ですので、矢巾町でも燃える、燃やす行政ではなく、そういう燃やすと毒物が出るのですよというところをどんどん、どんどん町内に知らせていくことが必要だと思います。

特にも子どもたち、小学校、中学校の子どもたちなども含めて、そういう教育が必要だ

と思いますので、そういう努力をさせていただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 次、第3問目の質問を許します。

○14番（川村よし子議員） 3点目は、農業振興対策についてお伺いします。

農協改革は、集落営農や担い手への支援、農産物の販路確保、加工施設の運営など、地域農業振興と農村社会の維持に問題があると考えております。以下3点お伺いします。

1点目、新規就農支援事業の拡充についてですが、新規就農者は、平成26年度7人になっておりますが、新規就農者の声や交流等は、どのように行われているのか。今後の農業振興方針にどう生かそうとしているのかお伺いします。

2点目、農産物直売事業支援は、直接はできないということで研修や広報掲載など、間接的な支援に限られておりますが、地域振興や観光振興にもつながりますので、消費者と生産者の話し合う場が必要ではないかお伺いします。

3点目、毎年行われている産業まつりは、近隣の市町村との協力依頼やマスコミ活用、買い物バス配備などにより一層集客できないかお伺いします。

また、旧矢巾中学校跡地利用など、規模拡大を考えてはどうかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 農業振興対策についてのご質問にお答えいたします。

1点目の新規就農者の声や交流等は、どのように行われ、今後の農業振興方針に生かそうとしているのかについてですが、就農初期段階における支援を通じて早期に農業経営の安定を図るための制度として、青年就農給付金制度が平成24年度に創設され、本町におきましては、現在7名の方々が当該制度を活用し、地域農業の担い手としての営農活動を行っているところであります。

ご案内のとおり、新規就農者は、担い手の高齢化や後継者不足を抱えている地域農業における貴重なマンパワーであり、各集落単位に策定されております人・農地プランにおいて、各地域の中心経営体としての位置づけがなされているところであります。

当該プランの策定に当たっては、地域ごとに担い手への農地の集積やそれぞれの役割分担等をどのようにするかについての話し合いが行われており、こうした話し合い及び地域の営農活動への参画を通じ、新規収納者の営農技術の向上に向けた支援が図られているところであります。また、新規就農者への他の支援策といたしましては、盛岡農業改良普及センター及び岩手中央農業協同組合等の関係機関との連携を図りつつ、町農業経営改善支援センターによる相談指導対応のほか、認定農業者の会におけるスキルアップのための各

種研修会や交流会等の機会を通じて営農上の悩みや課題等の解決に向けた支援を行っているところであります。

2点目の農産物販売における消費者と生産者の話し合う場が必要ではないかについてですが、町産業まつりを初めお盆朝市、ゆくたがりの夕べ等、町主催の各種行事のほか、岩手中央農業協同組合主催のイベント等への出店販売等、さまざまな機会を通じて生産者の顔が見える形で一般消費者との対話、交流を図りつつ、本町農産物の安全、安心を発信しているところであります。

また、6次産業化セミナー事業の一環として、今後生産者と飲食店等との商談会も開催するなど、町農産物の高付加価値化及び農家の所得向上に向けた取り組みを実施してまいります。

3点目のマスコミ活用等により、産業まつりへのより一層の集客ができないかについてですが、平成26年度の産業まつりにつきましては、昨年10月18日及び19日の2日間の開催でありましたが、初日は降雨による肌寒さ等から来場者の出足はにぶかったものの、2日目は、天候にも恵まれた上、IBCラジオすっぴん土曜日の公開放送によるPR効果もあって、臨時駐車場として活用している岩手県立産業技術大学校の駐車場が初めて満車になるなど、2日間でおおよそ2万人の来場者でにぎわい、これまでにない活況となりました。

旧矢巾町中学校跡地利用につきましては、平成26年9月議会において、川村農夫議員から出店者用の駐車場として有効利用できないかのご提言もあり、グラウンド部分を除く土の部分を出店者用の臨時駐車場として開放したところであります。平成27年度の産業まつり開催に当たりましては、マスコミ活用等による積極的なPR活動をこれまで同様に行うとともに、駐車場の確保につきましても旧矢巾中学校跡地利用も含めて総合的に検討してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 農業改革の本当の狙いは、昨年5月の在日米商工会議所の提言に示されています。これは、農業の規制緩和を進める前川レポートからの流れです。さきに行われました郵政改革でアメリカの保険会社アフラックのがん保険を日本郵政で扱っています。なぜアフラックだけ扱うのか、公平に競争入札してやればいいのかではないですかと、農協改革の最大の狙いは農民の資産である信用共済事業に日米の金融資本が参入する

ことにあり、T P P、環太平洋連携協定と連動しているところは間違いありません。密室会議の中で進められるT P Pには、断固として反対してまいります。大幅な米価下落や見通しの持てない概算金など、展望が見出せない今の農業情勢の中、就農したいという若い方々の定着、そして矢巾町の農山村の景観保持、耕作放棄地減少対策や食料自給率向上のためにも新規就農者には、温かい継続的な支援が必要と考えていますので、質問いたします。

平成24年から始まり、現在町内に7人いるということですが、一堂に集まり、お互いの顔が見える範囲での悩みや意見交換等述べる場があったのかどうかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

それぞれの一堂に会して行ったかという部分につきましては、まず前段の町長答弁の中でもありましたように、それぞれの関係機関、特にも認定農業者の会なり、そういったふうなところの部分の中で新規就農者の意向なりを踏まえながらそういったふうなことにつきましては、対応しております。

なお、なおかつ農業委員も新規就農者との懇談を持ちながら、持つための形の中で一堂に会した格好の中でそれぞれの悩みを聞く機会もとりながら、そういったふうな支援をしているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） それでは、先ほど保留しておりました件について説明させますので、途中ですが、入ります。

村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） 先ほどは大変申しわけございませんでした。お答えいたします。

盛岡・紫波地区環境施設組合におきまして、地方債を借用しているのは3つの施設がございまして、一般廃棄物処理施設整備事業、これに関しましては、現在の残高が132億5,226万円、これは平成29年度までで返却予定になってございます。それから、容器包装リサイクル推進施設整備事業、この残高が61億436万円で、これは平成37年度までで返却予定となっております。最後に、ごみ焼却施設電気計装制御設備機器更新事業につきましては27億4,700万円ございまして、これは平成40年度までの返却予定となっております。

一方、盛岡紫波地区環境施設組合につきましては、平成40年度までは延命化を図り、施設を稼働し続けることとなりますので、新しい施設とダブることはございません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） よろしいですか。

川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 県央ブロックに支出する486万円だったと思うのですけれども、それは毎年歳出になるのでしょうか、それを最後に聞きます。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えします。

ただいまの質問の前に保留しておりました、先ほどのちょっと残高、1桁間違っておりまして、大変申しわけございません。一般廃棄物処理施設整備事業は13億2,522万円、1桁間違っておりました。それから、容器包装リサイクルに関しましては6億1,043万円、それからごみ焼却施設電気計装制御設備機器に関しましては2億7,470万円ということで大変失礼申し上げました。

それで先ほどのご質問でございます四百数十万円ということで毎年支出になるのかということになりますけれども、平成27年度から準備室が、29年度に新しい焼却施設をつくるための仕組みが立ち上がります。そのための準備室を来年度から設置することになってございまして、それに伴いまして毎年支出されるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） それでは、時間になりましたので、以上で14番、川村よし子議員の質問を終わります。

ここで休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

次に、11番、昆秀一議員。

第1問目の質問を許します。

（11番 昆 秀一議員 登壇）

○11番（昆 秀一議員） 議席番号11番、昆秀一でございます。夢と希望に満ちた笑顔あふれる矢巾町らしいまちづくりをということでお伺いいたします。

第6次矢巾町総合計画もいよいよ来年度が仕上げの年となります。その検証ももちろんし

ていかなければなりませんし、第7次総合計画の策定も進んでいることと思われま。この計画については、議会も一緒になってよりよい計画にするため頑張っていかなければならないという思いを強くしているところがございます。6次総の基本理念では、「みんなでつくるうるおい豊かに躍進するまちやはば」と掲げております。確かにこの理念、大変すばらしい基本理念だと思います。この基本理念をよりわかりやすくするとどうなるでしょう。うるおい豊かとは何か。うるおいはゆとりであり、それは笑いやユーモアなどと結びついてくるのではないかと思います。笑顔あふれるためには、夢と希望を持てることが大変大事になってくると思います。そこで7次総を含め今後の矢巾町のまちづくりに対して、笑顔あふれるために数多くアイデアを出し、夢と希望に満ちた町にするための方策を導き出す必要があると考えます。町としての見解を伺います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 11番、昆秀一議員の夢と希望に満ちた笑顔あふれる矢巾町らしいまちづくりについてのご質問にお答えいたします。

第6次矢巾町総合計画は、平成27年度を目標年次とし、平成18年度からスタートしたものであります。計画策定当時は、少子高齢化の進行、環境問題に対する関心の高まりや高度情報化とグローバル化により、社会経済環境も大きく変貌し、また地方分権の推進や三位一体改革、全国的な市町村合併の流れなど、地方自治体を取り巻く環境も大きく変化しておりました。このような背景の中で、町民の意思を尊重し、周辺自治体との合併を行わず、自立したまちづくりを選択し、地域固有の自然、歴史、文化的特性と資源を生かしながら豊かな生活の実現と産業の活性化による町勢発展を目指し、「みんなでつくるうるおい豊かに躍進するまちやはば」を基本理念に、町民が幸福感を感じられるいきいきとしたまちづくりを進めてきたところであり、実施計画につきましても、順調に進捗しているところでもあります。

次期総合計画策定に当たりましても、住民アンケート調査結果を踏まえ、これまでのまちづくりに対する評価と今後のまちづくりへの意向を十分に計画に反映すべく総合開発委員会において検討を重ねているところでもあります。笑顔は、幸福感や満足度をあらわす表情でありますことから、町民憲章に掲げる和といたわりと希望の町の実現に向け、多くの方々の意見が活かされるような総合計画の策定に努めてまいります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 先日の町長の施政方針に町民憲章に掲げる和といたわりと希望の町の実現を目標とし、全ての町民の笑顔で幸せあふれるまちづくりに努めてまいります、とありました。ぜひ夢と希望に満ちた笑顔あふれるまちづくりをしていってほしいと思いますけれども、具体的には今どういうふうにしようと考えておりますか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

先ほど町長からも答弁がありましたとおりでございますが、現在第7次総合計画策定に向かって動いているところであります。そして各階層からの委員さんを選任されまして現在動いておりますが、先ほどの答弁にもありましたとおり、皆さんの意見が反映されるように協議あるいはそういったことで進めてまいりたいと思っておりますので、アイデアといいますか、そういったものにつきましては、これから具体的に挙げていきたいなと思っております。先ほどもありましたとおり、私も笑顔という、そういう言葉が大変好きでありまして、幸福感あるいは満足感が一番あらわれる表情ではないかなと思っておりますので、そういった形でぜひ進めさせていただければなと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 私は、この町矢巾町を日本中で最も幸せを実感できる町としたいと思っております。そのために何をすればいいか。まず幸せを感じる要因を探る必要があると思います。夢や希望を持っている、誇りがある、経済的な安定、将来に対しての不安がない、そして仕事のやりがい、郷土の歴史や文化への愛着などから幸福が実感できるのかと思います。このような点から7次総の住民アンケートの内容がそこら辺の点で少なかったように感じますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

アンケートの内容につきましては、今までの評価も含めまして、そういった部分で同じ内容のものもとってございます。そうしたことによってどういう満足感が得られているか、あるいはこういったことが足りないとか、そういったこともあらわれてくるのではないかなということと同じ項目もありますし、若干足りなかったとは思いますが、新たな項目として入れ

た部分もございますので、そういったところも生かしながら進めていければなと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 笑いは健康にいいということが近年さまざまな研究で明らかになっております。暗い顔をしている人は孤独になりがちです。笑いは、明るい空気を感ずるものです。そういう雰囲気のところは居心地もいいものではないでしょうか。女性はよく笑う人が多いようですが、男性は少ない気がします。無理をしてでも笑ったほうが健康によいというのは確かなことのようにです。笑いは、人間だけに与えられた特権だそうです。現代社会は、特にいろいろなストレスがあふれております。それを解消するためには笑いが必要です。ぜひこの町を笑いにあふれさせるために率先して、町職員も今以上ににっこり笑って対応していただきたいと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

昆議員さんおっしゃるとおりであると私も思っております。ある本によりますと、接客業におきましては、笑顔のサービスはお客様の立場に立って考えることを大切にしますという無言のあかしでもありますというような言葉もございますので、そういったことに常に心がけていきたいなと思っております。いずれ笑顔は大切なものだと認識をしております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 学校においてスマイル挨拶運動という取り組みが過去行われていたかと思うのですが、現在も行われておるのか。そしてその課題はなかったのか、成果はどのようなものか、どのように考えているかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 吉田学務課長。

○学務課長（吉田 孝君） ただいまのご質問にお答えいたします。

スマイル挨拶運動という名称で行っているのは、矢巾東小学校で行っております。現在も継続されておまして、児童会のほうで取り組んでおまして、積極的に毎朝児童会の委員さんたちが学校校門前あたりに立って、子どもたちに挨拶をかけておりますし、当然スクー

ルガードの皆様と会ったときにも挨拶はやっております。ほかの学校におきましても、そのスマイルというのはつきませんが、挨拶運動は、もう基本的な学校での指導の一部でございますので、みんな上級生が出て挨拶したりしておりますし、私もよく歩いてきたりなんかするときに、子どもたちと行き会いますと、子どもたちのほうから挨拶したりしてきておりますので、非常に心が温まる毎日を通勤させていただいております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） ぜひ継続してやってもらいたいと思います。

次、笑顔あふれるまちづくりに対して私の一つの提案ですけれども、先ほど来笑顔の効用等にはお話しておりますけれども、そこでどんなときに人は笑顔になるのか、まず赤ちゃんと触れ合うと自然と笑顔になることが多いのではないのでしょうか。ですから、例えば地域ぐるみで赤ちゃんとお年寄りが触れ合う機会をもっとつくるようなことをしたらどうでしょうか。ケアセンター南昌では、保育所と高齢者施設が併設してありますので、そういうことを行っているとは思いますが、それをもっと町全体で推進していったらどうでしょうか、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

総合計画に絡んでのお話になりますが、これまではどちらかというと、計画、総合計画と申しますと、建物を建てたりとか、そういった設備の整備をするとか、そういったことが計画と申しますか、夢のあるような話もあったようにも思いますが、これからのそういった総合計画と申しますか、行政の経営に当たっては、そういった施設の整備ももちろん必要ではありますが、これから人に優しいと申しますか、そういったある種ソフト面のお金のかけ方もこれから必要になっていくのではないかなと思ってございます。そういう意味で昆議員さんご提案のそういった取り組みは、非常に大切なものと考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 日本人は、笑顔後進国だそうです。日本人の笑顔時間は、1日平均118.4分というある会社のアンケート結果に出たそうです。これは世界的には大変少ないそ

うで、日本人は喜怒哀楽を出すのが苦手な年をとると笑顔が減る傾向があるそうです。笑顔は幸せのバロメーターです。笑顔にあふれた町って幸せではないでしょうか。人は幸せのために仕事をし、幸せのために生きるのだと思います。金持ちだから幸せだとは限りません。貧しくても人々がにこにこしているほうがよくないでしょうか。どうやって町民を笑顔にしていくのか、わかりやすいビジョンを掲げてはどうでしょうか。そこで町民が今一番望んでいることは、町としては何だと考えておりますでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

今何が必要かと言われて、お答えでございますが、いろいろ頭をめぐらせておきまして、非常にこれもあれも、あれもこれもというのがめぐってございまして、明確な答弁ができない状態であることをご理解いただきたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 私の夢は、この矢巾町が岩手の、いや日本の医療、福祉の発信地としての役割を担えるように少しでもお役に立つこととございます。安心して子や孫まで生きられるようにして死んでいきたいと思っております。町長初め執行者の皆さんにとって夢や希望、そしてロマンをお持ちの方でこの場ではっきりと言えの方がいらっしゃいましたら、ご答弁をお願いしたいのですが、よろしいでしょうか。なければいいです。

○議長（藤原義一議員） 誰に聞いたの、みんな。もう一回。

○11番（昆 秀一議員） 町長初め執行者の皆さんにとって夢や希望、そしてロマンをお持ちの方でこの場ではっきりと言えの方がいらっしゃいましたらご答弁をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうからお答えを申し上げます。

夢、ロマン、それぞれ持っておるわけでございますが、まず我々行政を担う者として、安全、安心なまちづくり、これが一言で言うと究極であろうというように私は理解をしておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） ありがとうございます。

私たちは、今幸せでしょうか。この町はいきいきとしているでしょうか。この町で安心して生きることができるでしょうか。この町を胸を張って未来に引き継ぐことができるでしょうか。町民憲章にある岩手の山並みを眺め、南昌の麓、北上の流れに憩うこの美しい町矢巾、そこに住む子どもからお年寄りまで共に生きる一つ一つの命を大切にしていかなければなりません。この町を変えられるのができるのは、お金や権力でなく、一人一人皆の意識です。この町に住む皆の命と暮らしを守るために皆が中心になって働かなければなりません。ぜひ夢と希望に満ちた笑顔あふれる矢巾町らしいまちづくり推進に努めていただくことをご祈念いたしまして、この質問を終わらせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 次に、第2問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 発達障がい児、者への支援体制をお伺いいたします。

平成27年度から29年度までの第4期矢巾町障がい者プラン、障がい福祉計画が策定されています。この内容については、特に議会に対しての質問はございませんでした。この計画に対して、本来であれば細かいところまでご説明していただきたいところではございますけれども、今回は主に発達障がいについてお伺いいたします。

発達障害者支援法が施行されてから10年、学校教育においても特別支援教育が充実されてきているところでございます。発達障がい児、者数については、成人期までを含めて調査資料がないことから、正確な人数の把握ができていないのが現状であるということです。人数の把握に関しては、困難が伴うかもしれませんが、そこから実態が少しは浮かび上がってきて、いろんな意見が採取できるのではないのでしょうか。特にも大事なことは、このような障がいを持っている方への対応を間違えると、不登校や引きこもりや非行などの2次的な障がいを引き起こし、問題をさらに深刻化することも考えられます。そのようなことが起こらないようにするために発達障がい児、者についての町としての課題をどう認識しているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 発達障がい児、者への支援体制はについてのご質問にお答えいたします。本町では、妊娠中から出産、そして就学前においては、子どもの成長、発達の支援及び疾病や発達障がいを早期発見する機会として、子どもの発達段階に応じて乳幼児健康診査や保健指導を行い、支援を実施しております。特にも幼児期の1歳6カ月児健康診査及び3歳

児健康診査等においては、心理判定員が同席し、子どもの発達面等について専門的な立場から助言を得ることができるよう体制を整えており、継続的支援が必要とされた場合には、子どもと保護者を対象とした幼児教室を毎月開催し、心理判定員、保育士、保健師等の専門職員がかかわりながら親子支援を実施しております。

また、岩手県立療育センターと連携した取り組みとして、保健、保育、教育、療育関係機関の発達支援関係者によるミーティングを行い、本町の実態を共有しながら療育支援体制の充実に努めるとともに、同センターにおいて毎年実施する巡回発達相談を利用し、子どもの発達について悩みを抱えている保護者に対して臨床心理士や相談支援員等の専門職員から直接相談できる場を確保しております。

さらには、保育、教育、療育の関係機関の担当者に対する相談、助言も受けて子どもたちの発達の特徴に応じて早期から適切な療育が行われるよう支援体制のさらなる充実に努めているところであります。しかしながら、成人期を含めた発達障がい児、者の正確な人数を把握することが困難な状況であり、課題であると捉えております。

また、矢巾町自立支援協議会及び作業部会において、第4期障がい者プラン、障がい福祉計画について最終の内容を協議しておりますが、その中でも発達障がい児、者の支援のありかたについては、重要事項と認識しております。

この福祉計画では、生活支援及び保健、医療の項目において、障がい児及び発達障がい児、者の支援を盛り込んでおり、具体的には配慮が必要な子ども、必要な支援につなげるため早期発見から療育、幼児期の教育、保育から学校教育までが一貫したシステムとして機能するよう医療機関、療育機関、教育機関、行政が連携を図り、障がい児、者の個々の障がい特性に応じた適切な相談支援体制の充実に努めることとしております。

また、発達障がい児、者への理解を深めるため、先月開催いたしました地域生活支援事業の発達障がい児、者支援研修会を初めとする各種研修会について、障がいの特性や理解を学ぶ機会として今後も継続開催し、そこから新たな支援体制並びに支援内容等を検討してまいります。

以上、私のほうからのお答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 引き続き、11番、昆秀一議員の発達障がい児、者への支援体制はについて私のほうからお答えいたします。

教育委員会といたしましては、これまでも学校教育の中で本町が目指す国の基本理念、基本原則に基づく障がい者福祉政策について、支援のあり方等障がい者に対する理解を深める学習に取り組んできております。こうした中で発達障がい児の支援のあり方を把握するため各小学校における児童の状況を調査したところ、学校判断ではありますが、軽度の児童も含めると、約1割が特別な支援を要するという実態が明らかになったところであります。この結果を踏まえ、各小中学校において、全教職員を対象にした特別支援教育スキルアップ研修会を開催し、校内における特別支援教育の課題解決に向けた研修を行い、教職員全員での支援体制で取り組んでおります。

また、障がい重度な児童には、人的な支援も必要であることから、町単独事業による適応支援員と特別教育支援員を配置しているところであります。平成27年度におきましても引き続き教職員の特別支援員教育の課題解決に向けた研修や支援員の配置を継続しながら発達障がい児に対する支援を行ってまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 以前次期障がい福祉計画策定時には、障がい者本人が計画に参画するように求めたところ、町長が検討すると答弁されておりましたけれども、今回の計画の策定には、障がい者本人の策定委員はどうだったのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

それぞれ障がい者本人の計画の作成等にはということですが、それぞれ身体の障がいのある方につきましては参加をしていただきまして、それぞれの、その方は、そのほかにいろんな相談員もしておりますので、相談員の観点から、あるいは障がいを実際にお持ちの観点からいろいろ助言をいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） その福祉計画策定する前に、先進地ではどういう取り組みを行っていたのか。よく見てくることは大変有意義なことだと思いますけれども、そういうことは行ったのかをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

先進地を見てきたかということでございますが、それぞれ各市町村の障がい福祉計画につきましては、目を通させていただいておりますが、直接出向いて研修をするというようなことはいたしておりません。ただ、前にもお話を申し上げましたが、今までですと、いろいろアンケート調査につきましても成人の方、結局は障がい者と称される方々につきましているようなアンケートをしておったわけですが、今回の障がい者福祉計画につきましては、初めてでございますが、障がい児という、それこそ子どもさん方からの親御さん等を含めましたアンケート調査をもちまして今回の計画をつくっているというような状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 今後障がい者福祉サービスを利用する際には、利用計画の作成が義務づけられております。この計画に対しての本町の対応は、現在はどのような状況でしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それでは、そのとおりでそれぞれ障がいのサービスを受けるためには、それぞれの計画書というようなものを作成する必要があります。それで今までですと、計画を作成する事業所さん、矢巾町には1事業所しかございませんで、これではとてもではないが、今年度中にそれぞれの障がいの計画書というのが作成できないということで昨年の途中からもう一事業者さんをお願いをしまして、それぞれ各事業所さん、3人体制ずつですので、6人ぐらいに相談事業者さんをふやしまして、それぞれ計画書を作成させていただいているということになっております。この計画書が作成できないと、それぞれ次のステップといいますか、それぞれのサービスの提供に至らないというようなことになっておりますので、そのようにふやしてございます。

今の進捗状況ということでございますが、今の状況では、大体7割ぐらいは終わっているのかなというふうに思っております。計画では、今年度までに全てのというような思いで計画を進めておりますが、やはりいろいろ一人の障がいの方にかかる時間等が結構思ったよりもかかる状態でございますので、今の状態では、今年度中に100%というのは、ちょっと難しいのかなと、こういうふうな状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかに。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） ある障がい福祉サービスの利用者から聞いた話なのですが、相談員がどこの事業所なのかよくわからないということでした。それはなぜかという、どうも相談事業所が説明したのだとは思いますが、障がい者本人があやふやな点があるところがあります。町としてもきちんとより注意して対応するように指導していただきたいと思ひますし、それから相談事業所も町内、町内もふえているのですが、紫波町も含めてふえております。やはり計画をせかすのではなく、しっかりと一人一人のペースに合わせて利用者に寄り添った支援ができるように。ただ計画をつくっていくという事務作業中心の支援になってしまいがちなのが懸念されるのです。そこで町としてもより中身を重視した計画になるようお願いしたいと思ひます。

そして、発達障がい者に対してなのですが、それ自体は大きな困難があります。けれども、先ほども申し上げました不登校や虐待などの2次障がいを引き起こす可能性も指摘されております。なかなか言うことを聞いてくれない子どもについて手を出してしまったとか、虐待の原因をよく調べたら、実はお子さんが発達障がいであったというケースもあります。そこで大変大事になってくるのが相談支援員になってきます。

昨年県の発達障がい者支援センターに行ったときに、矢巾町の相談件数は、年間20件ほどということを知りましたが、これは町独自の相談支援体制がしっかりと構築されているために県のほうには相談が少ないのか。それとも、町内にはみちのく療育園やほかの相談事業所で事足りているのか、その件数等をどうお考えなのかをお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまの支援相談事業についてお答えをいたします。

矢巾町の相談事業所、先ほども申し上げましたが、相談事業を受ける上での、やはりちょっと欠けている点であったものが、やはり知的、身体の部分については、やはりそれぞれ昔から相談事業所があったわけですが、精神あるいは障がい児と称される方々の相談事業的部分がやはり矢巾町は不足をいたしておりました。そういうふうな観点から、今昨年の途中からもう一つふやしましたよというお話をしましたが、それこそそれぞれの専門の方々が来ていただきまして、それぞれ知的、身体、そして精神、障がい児と、これで矢巾町の相談体制は全ての部分はそろったのかなというふうに考えております。

ただ、矢巾町の場合は、隣に、今話がありましたが、紫波町さんでもそれぞれ相談事業所を開いておりますので、この紫波郡におきましては、紫波と矢巾の相談事業所をそれぞれ活用しながら相談を受けているというような状況でございます。ただ、やはりアンケート調査にもございましたが、やはり相談事業所等々のある場所等々がまだわかられていないというのがやはりございましたので、ここの部分につきましては、今回の計画書にも盛り込んでおりますが、そこの部分の体制を皆さんにお知らせするような体制を整えていきたいというふうに計画書にもうたっておりますので、今後ともそういうふうにしていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 障がい者権利条約というのを一昨年批准されたわけですがけれども、昨年ですか、ハビリテーションという社会参加に必要な能力の習得及びリハビリテーションの一環としてピアサポートを通じたサービスとプログラムの設置と強化を求めている、支援法でもピアサポートの強化がうたわれております。ピアサポートとは、同じような立場の人によるサポートの意味ですがけれども、このようなサポートをどう考えて実践されておるのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） それぞれのただいまのご質問にお答えいたしますが、ピアサポート、そのとおり、やはりそれぞれの障がいの特性のある方々が会してそれぞれの苦悩なり、いろんな悩みなりを話す機会を設けるとというのがそういうふうなことでございますが、例えば発達障がいにつきましても、それぞれの障がいをお持ちの方々がやはりお会いして、それぞれの悩み等々をお話する機会というのは、まだ矢巾町では正式にまだ開いておりませんが、来年度からそのような機会も持ちたいと考えておりますし、俗に言うペアレントトレーニングといいまして、障がいのある方と親御さんといいますか、そのようなのも紫波町さんではもう実際にやっておりますが、そういう部分につきましても、当町でも次の年度より、それぞれ開いていきたいなということを考えておりますので、そういうふうな場の提供なり、場の開催なりというのはやっていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 県の障がい者プランにおいては、発達障がい児、者を育てる保護者の療育や相談支援とともに、保護者同士の相互のつながりを図る取り組みを支援する観点から、障がい者団体が主催するペアレントメンター、発達障がいの子育て経験のある保護者であって、その経験を生かし、子どもが発達障がいの診断を受けて間もない親などに対して、相談や助言を行う人による相談援助を図るとあります。このようなセミナーを行うなどの町としてのペアレントメンターについての取り組みはどのようにお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

町長答弁にもございましたが、昨年の暮れに、やはりそのような一つの対象といたしましては、保健師なり、保育士なり、そのような障がいのあるお子様たちと接する職員等々を対象にしまして、一つの研修会を開いたわけですが、これもやはり27年度からになります、次は、やはりそういうふうな障がいをお持ちのご家族方も含めた研修をしていきまして、それぞれやはり発達障がいとはどういうものかというふうなの理解からやはり始めないと、次の支えにならないのだろうと考えておりますので、そういう部分につきましては、開催を計画をいたしているところでございますので、ご理解を願いたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 発達障がいは、早期発見し、早期療育が必要です。障がいがあっても環境を整え、学校や社会の中で生活できるような行動を身につけていくことが大切です。そこで治療と教育の両面からアプローチが必要です。この療育についての教育委員会としての取り組みはどうなっているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

先ほど教育委員長の答弁の中に約1割ほどの学校判断で発達障がいがいるという答弁を申し上げたところでございますが、発達障がいとして認定されたわけではございません。学校として注意力に欠けている、あるいは多動である、あるいは突然声を出すなどの衝動性があると、そういうふうな面から軽度、中度、重度というふうな形で学校判断で集約したもので

ございます。この調査を見ていると、高学年に行くに従って、その人数は減ってきているところがございます。したがって、発達障がいのものというのも学校になれない場合もあろうかというふうに思います。

そこでいろいろ学校になじめない児童に対しては、そういうような面もありますし、またなかなか学年が進むにつれてもなかなかおらない事態もあろうかというふうに思います。そういう際には、学校といたしましては、人的な措置は、先ほど申し上げたとおりでございますが、医療とも連携する必要がございますので、受診を勧めたり、学校も先生とお会いして、どのような対応をしていったらいいのかということも参考にしながら教育に臨んでいるところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 教育行政方針にもありました特別支援教育の交流籍事業、居住地交流ですけれども、インクルーシブ教育を進めていくということですが、これは特別支援学校に通う児童・生徒が自分の住んでいる地域の学校の子供たちと共に学び、交流することにより、触れ合いを深めて互いを理解し、高めていくということですが、大変素晴らしいことだと思います。この事業での交流は、過去にどのような様子であったのか。その効果が子どもたちにどのようにあらわれているのかお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

この交流籍につきましては、ここ四、五年の間に県のほうから提唱されまして、地域の住んでいるところの学校と交流をするということで行ってきているところがございます。町内の小学校におきましても、そういう交流籍を利用いたしまして、小学生同士で交流して、地域の学校の方と交流できたという喜びのほかに、受け入れた学校の児童につきましても、そういう人と心の触れ合いといいますか、そういうのが実際言葉で勉強するのと違ひまして、実際に触れ合って、いろいろな面ですぐには見えないと思いますけれども、心の成長があるものと考えているところがございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 先日子ども子育て会議において、傍聴させていただきましたけれども、その中で子ども子育てに関連する施策の充実の中に障がい児施策の充実についての話がありました。そして、まだまだ発達障がいに対しての理解がないことに驚きましたけれども、教育、保育関係者に対して適切な対応を行うことができるように、まずは理解してもらう努力が必要だと思います。その点に関しては、どのように見解をお持ちでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

子ども子育て会議の中には、今話しているとおり、障がい児、者の部分もありますので、私のほうからお答えをしたいと思いますが、やはり先ほども申し上げましたとおり、やはり発達障がい、要は発達障がいにかかわらず障がいというものはどういうふうなものかというものを理解することからやはり一番最初なのかなと思っております。それは、やはりご家族の中でも、特に一番大変なのが、今小さい子どもさんのときの発達障がいというのは、先ほど町長の答弁にもありましたとおり、1、6健診なり、3歳児健診なり、それぞれの健診の中で発見する可能性が出てきますが、要は成人になってからの発達障がい、要は社会不適應といえますか、そういうふうな部分の方々が非常にわかりづらいといえますか、把握しづらいというような状況にやはりあります。それでそれを理解する家族もなかなか、どうしてうちの子どもがこの時期にというふうなのが、やはり聞こえてきておりますので、やはりそれらを含めた家族の皆さんも含めた、あるいはそれぞれの地域の皆さん、そして学校に行っているのであれば、学校の先生方に理解していただくのが、やはり一番大切なのかなということ踏まえまして、それぞれ理解するための研修会というのをやはり先ほども申し上げておりますが、いろんな部分で捉えてやっていきたいなど、このように考えております。

それを通して、やはりその発達障がいといいますが、それぞれ1つだけの病気ではございませんので、3種類、4種類とありますので、その種類ごとにやはり対応の仕方というのが違ってくるといって、その辺の部分の理解も含めながら進めていきたいなど、このように考えておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 発達障がいは、先天的もしくは幼少期に生じる軽度の脳障がいです。

しかし、家庭での子育てが原因であるかのような誤った考えを持っている方がいます。発達

障がい、子どもへの声かけが少ないためとして予防が可能であると言っていた国会議員さえいました。また、司法でもアスペルガーの男性が姉を殺害したとして起訴されましたけれども、判決でアスペルガーの影響で起きた事故であることを認めつつも、親族が同居を断っており、出所しても社会の受け皿がないとして、再犯の恐れがあり、許される限り内省を長期にわたり深めさせることが社会秩序のためになるとして殺人罪の有期刑の上限であり、求刑よりもさらに重い懲役20年としました。これは、アスペルガーについての認識に重大な誤りがあり、発達障がいの矯正に結びつかず危険な障がい者は閉じ込めておけとの思想に基づく裁判で隔離論理に基づいております。なお、この裁判は、裁判員裁判でした。

このように発達障がいに対しての間違った認識をできるだけ取り除いてもらう努力をしっかりと地域や自治体で取り組んでいかなければならないと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○11番（昆 秀一議員） 矢巾町高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画に関してお伺いします。

矢巾町の高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画の策定がされております。さらに、平成27年度は介護報酬の改定が行われます。この介護報酬の改定には、改定率が2.27%と、過去最大規模の削減が盛り込まれております。町の高齢者福祉計画及び第6期介護保険事業計画においては、今回の報酬改定で介護職員に対しての処遇改善加算があるものの、依然として今後の介護人材の確保が課題としてあります。ほかにもひとり暮らしや高齢者世帯の増加も見込まれます。そのような中で、地域での役割もより重要になってくると思われれます。このほかにも今後のこれらの計画に関しては、心配に思っている町民もたくさんおります。先日行われた計画の説明会では、そういう方々の意見が寄せられていました。ほかにも意見を言えない町民もいるはずです。そういう方々に対して、このような計画をもって町としては事に当たっていますよと示すのが計画です。そのためにまずは第5期の計画に対する検証をどのように行ったのか。さらに上位計画である6次総、7次総との整合性をどうとっているのか、本計画に対するの町としての考え方をお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 矢巾町高齢者福祉計画第6期介護保険事業計画に関してのご質問にお答えいたします。

第5期の計画に対するの検証をどのように行ったかについてですが、給付費につきまして

は、平成24年度は、通所リハビリテーションの利用者の増により給付費がふえたが、介護療養型医療施設においては、利用者の減により給付費が減となり、全体ではおおむね計画値どおりの給付実績でありました。平成25年度は、居宅介護給付が認知症デイサービスの利用者の増により給付費がふえましたが、予防給付費については、新規の認定者が少なく、さらに要支援から要介護に移るほうが見込みより多かったことにより、給付費が減となり、全体ではおおむね計画値どおりの給付実績となりました。

平成26年度は、まだ執行途中であります。予防給付費については、新規の認定者が少なく、さらに要支援から要介護に移るほうが多かったため、給付費が減り、居宅介護給付費は新規の認定者がふえたことにより、給付費がふえる見込みであり、全体でも計画値に対して給付費が増となる見込みであります。給付状況を含めた運営状況につきましては、毎年開催いたしております矢巾町介護保険運営協議会の中で介護保険運営内容を評価しながら取り組んでおります。

また、第5期計画執行状況につきましては、平成21年度から第5期の中間年に当たる平成25年度までの5年間は一貫して給付費の増加が続いており、平成25年度は、居宅サービス費、地域密着型サービス費、施設サービス費の総額が約15億1,700万円となっております。しかし、毎年の対前年度伸び率は、介護保険被保険者が増加している中で抑制傾向にあり、平成25年度の介護給付費の伸び率は、近年では最も低く、5.6%と介護予防事業の成果があらわれているものと捉えております。

また、第5期計画策定において実施しましたニーズ調査で関心の高かった介護予防と認知症については、重点的な取り組みを行っております。介護予防では、今まで実施してまいりましたやまゆりハウス介護予防教室やおでんせ広場に加え、平成26年度から新たな取り組みとして、自治公民館型介護予防教室を町内19カ所の自治公民館で実施し、さらに認知症予防教室といたしまして脳いきいき教室を開催しております。認知症につきましては、主な事業として認知症の悩みを抱える家族への相談事業や認知症の方の見守りのための認知症サポーター養成講座を開催し、受講者は昨年より710名ふえ、1,728名となっております。

さらに、認知症への理解促進を図るため、一般町民を対象とした認知症セミナー等を開催しております。これらの事業展開により、第6期計画策定において実施したニーズ調査では、介護予防事業の実施を通じ、要介護認定を受けていないが、生活機能にリスクのある高齢者の認知機能のリスク該当者の割合に改善が見られたほか、健康づくり教室や認知症予防に関する高齢者の関心が高い結果が得られております。

また、上位計画である第6次矢巾町総合計画との整合性についてですが、安心して生きがいのある健康長寿のまちづくりの中の高齢者、障がい者福祉の充実では、認知症対策の取り組み事業として認知症の人と家族を支援する相談事業を町内2カ所で定期的を実施しており、また認知症に対する正しい知識を周知する認知症サポーター養成講座の開催や、さらには、多職種参加による認知症の研修会を実施しているほか、安心して快適な生活支援として配食サービス事業、緊急通報装置対応事業等を実施しております。社会福祉の充実では、ボランティア活動の推進として介護ボランティアを育成し、各介護予防教室に積極的な協力をいただいております。また生きがいに満ちた生活の支援として高齢者大学を7回コースで開催、さらには趣味や創作活動の生涯学習事業、健康増進を目的とした生涯スポーツ事業を実施しております。

健康づくり、介護予防の充実をして、生活習慣病の発生予防と重症化予防について、保健推進員や食生活改善推進員、そして自治会や町内外の専門機関等と連携しながら実施し、生涯を通じた健康づくりの推進に取り組んでおり、本計画等の整合性を図っております。

第6期計画につきましては、超高齢化社会による介護サービスの需要がふえ、給付費もふえると想定されますことから、介護予防事業の推進により、町民に介護予防の重要性を理解していただくことにより、要介護認定者をふやさないように努めるとともに、給付費の抑制を図ってまいります。さらには、社会問題となっております認知症につきましては、住民の関心が高いことから、引き続き取り組むこととしており、介護予防事業と認知症事業について、重点的に取り組んでまいります。また、国が掲げる地域包括ケアシステムの構築に向けた新たな事業である介護予防日常生活支援総合事業については、町独自の考えにより取り組むことができることから、今後住民の意見、意向を取り入れた内容について検討してまいります。今後策定する第7次矢巾町総合計画につきましては、第6期計画との整合性を図るとともに、介護人材につきましては、現時点で不足しておりませんが、今後事業者への後方支援や情報提供が必要になってくるとお考えですので、国、県、事業者とともに介護人材の確保と改善について計画してまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

○11番（昆 秀一議員） ありません。

○議長（藤原義一議員） 以上で11番、昆秀一議員の質問を終わります。

ここで昼食のため休憩といたします。

再開を1時10分といたします。

午後 0時08分 休憩

—————
午後 1時10分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

引き続き、一般質問を行います。

13番、藤原梅昭議員。

第1問目の質問を許します。

（13番 藤原梅昭議員 登壇）

○13番（藤原梅昭議員） 議席番号13番、藤原梅昭です。私は、この4年間、是々非々を信条に「笑顔がいちばん、元気がいちばん、矢巾がいちばん」をモットーに活動してまいりました。川村町長におかれましては、4期16年間の長きにわたる町政のかじ取り、本当にお疲れさまでした。心から感謝申し上げます。数々の実績の中でも最大の功績は、未来の矢巾に大きな夢を与えてくれた岩手医科大学及び附属病院の誘致ではないかと思われませんが、平成31年5月の開業に向けた附属病院の建設がいよいよ始まります。開業まで3年3カ月、矢巾町の将来にとって重要な機関であるわけですが、行政として具体的にどのような対応を考えているのかお伺いします。

また、相乗効果としてどのような期待をし、取り組もうとしているかあわせてお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 13番、藤原梅昭議員の岩手医大附属病院開業までの町対応はについてのご質問にお答えいたします。

初めに、開業まで3年3カ月、矢巾町の将来にとっても重要な機関であるが、行政として具体的にどのような対応を考えているかについてですが、岩手医大附属病院の移転協議に関する対応といたしましては、役場内部の体制として、これまでも企画財政課がその窓口となり、庁舎内関係課はもとより、商工会、岩手中央農協とも連携を図りながら調整を図っているところであります。開業までの期間におきましても、本町の窓口を一本化し、双方にとりましてスムーズな連絡調整を図り、対応してまいります。

次に、公共施設整備の対応といたしましては、移転予定地周辺部の安全性及び利便性の向

上を図るべく今後中央1号線の道路拡幅整備を行ってまいります。また、県内全域からの救急搬送や災害時における緊急輸送などを視野に入れた広域的都市機能の整備といたしまして、スマートインターチェンジからのアクセス道路の早期完成を目指し、現在事業を行っているところであります。県事業であります徳田橋のかけかえ事業につきましては、附属病院の開院に合わせて供用開始されるよう引き続き要望するとともに、国の事業であります国道46号盛岡西バイパスの延伸につきましては、盛岡市とともに要望しているところでありますが、今後も早期の実現を目指し、要望を続けてまいります。

次に、附属病院関係者等の定住化に向けた受け入れの対応といたしましては、附属病院開院時には、1万人とも想定される交流人口について、定住化に向けた施策は、重要な位置づけと考えております。これまで本町では市街化区域の見直しにより、藤沢地区、中村地区に住居系及び業務系の市街地形成を図るべく新たに市街化区域を編入しており、現在民間活力により、これらの区域におきまして商業施設の新設や住宅建設が順調に進められているところであります。

今後開院までの期間におきましても、この2地区を含む既存市街地区域内において、附属病院関係者等の定住化に向けた受け入れの対応とすべく、さらなる良好な住宅地形成の誘導を図ってまいります。また、保育所、小中学校の受け入れ体制につきましては、年次計画により、その体制を図ってきているところであり、今後も適正に計画を実行してまいります。

次に、相乗効果としてどのような期待をし、取り組もうとしているかについてですが、現在も岩手医科大学と連携した事業として、町民の健康調査を通じて一人一人の健康意識向上につながるメディカルメガバンク事業を実施しているところであり、医大が実施しております市民公開講座へも多数の町民が参加しているところであります。また、附属病院の開院を通して町民の健康増進と疾病予防等を図り、行政と町民、そして岩手医科大学を初めとする医療機関等が連携しながら保健、医療、福祉が充実した日本一健康な町やはばを目指し、鋭意取り組んでまいりたいと考えております。

また、平成19年の矢巾キャンパス開学以降、矢幅駅から医大周辺までは学生の往来でにぎわいと活気が生まれているところであります。さらに、附属病院が開院されますと、医師、病院スタッフ、関連業者、患者、見舞客等、多くの交流人口が見込まれており、この交流人口を産業全体への波及効果により、地域経済の活性化につながるよう多くの定住人口の拡大を目指してまいりたいと考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 2014年の県内の人口推移が公表されたわけですがけれども、対前年比、陸前高田が11名、滝沢市13名、矢巾町が198名と人口がふえていると、この3市町だけがふえているそうでございます。当町の将来人口推計報告書では、平成37年に2万5,900人程度と減少見通しとしてなっておりますが、附属病院の移転を見据えた向こう5年から10年は、人口増になると思われませんが、現在の町目標の3万人を達成し、紫波町さんを追い越せるのではないかと、そのように期待しているわけですが、ご所見をお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

人口減少問題が今取り沙汰されておりました、そういった中で、本来矢巾町も国勢調査、22年の人口をもとにして、これまでの人口異動あるいは社会異動等によりましては、矢巾町も人口減少に転ずる市町村になってございますが、ただこれは、いつも申し上げておりますとおり、何も施策を打たなければ、そういった形になりますよという警笛でもあろうということと考えてはございます。とはいっても、そうした社会条件あるいは自然条件等がございますので、それはそういった方向でも進むのかなということ危惧はしております。

そうした中で当町では、岩手医大の総合移転が入ってございまして、それによりまして人口増につながる要因にはなっていると思っております。そうした中で、先ほど町長答弁にもありましたとおり、新たな市街化区域の拡大、2カ所ありましたので、そういったところを加味しますと、議員おっしゃるとおり、ここ何年かは人口の増加につながるのではないかと、ということで期待を申し上げているところでございますが、ただ6次総で3万人を想定してございますが、ちょっとそこまでの人口増はなかなか非常に難しいのではないかと、という考えでございます。そうした中でできるだけ医大の効果を定住につなげ、町の人口増につなげていく施策を打っていかねばならないということ考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 確かにいろんな統計があつて、その統計上マイナスになるという、何もしなければということで出ているわけですがけれども、目標というものは、何もしなければを目標にして設定するわけではなく、いろんな施策を講じながら目標としている3万人な

り、そういうところに行くためにどうするかと、そういうことを手を打っていかねばいけなわけですけれども、町長さんの基本理念にも創造、決断、実行と、そのほかにスピードとチャレンジもあったような気がしますけれども、ひとつ当面3万人の大台をやはり目標にチャレンジするような、そういうような全職員、全町民のアイデアを出し合いながら、将来世代のためにも悔いのない取り組みを今しっかりやるべきではないかと、こういうふうに思われますが、重ねてお伺いします。それに対して何かコメントあればいただきたいと思えます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） それでは、私のほうからお答えをいたします。

今それぞれ叱咤激励の意味も含めましてそれぞれご意見を賜ったわけでございますが、いづれ第6次総では、27年、3万人を想定しておったわけでございますが、これは今担当課長が申し上げたとおりでございます、到底そこには及びもつかない現状となっております。ございまして、今後どうするかということでございまして、前岩手県知事でありました増田さんが座長をしております日本創生会議、この中での先般の公表がそれぞれありまして、岩手県33市町村の中で27市町村は消滅する市町村というようなことで矢巾もその中に入ったわけございまして、非常に私自身としても心外だったわけございまして、ただこれは17年の国勢調査、22年の国勢調査、その傾向と申しますか、そうした中から割り出したと申しますか、39歳以下の女性の減少率、これが矢巾町は51.7、たしかそうだったと思っております、50%以上を超える市町村につきましては、消滅する市町村というような位置づけなわけございまして、その中に矢巾も入ったわけございまして、大変町民の皆さん、そしてまた議会の皆さんももちろんのことございまして、非常に残念と申しますか、矢巾もそこまでいったのかというような気持ちに多分なられたのではないかなというように思っております。これを打破するためには、今それぞれご提言ありましたように、いろいろ施策を講じていかなければならないわけございまして、その一例として中村地区、藤沢地区、今宅地造成を行っておるわけございまして、さらには現市街化区域の中で、それぞれまだ宅地化できる土地もあるわけございまして、たしか290ヘクタールだというふうに思っておりますが、それに対しまして、いろいろ数値を掛けてまいりますと、おおよそ1,940人ぐらい人口が増加するのではないかなというようにも思っておるわけございまして、まず中村、藤沢地区に続きまして、今市街化区域になっておる空いている場所、ここを最大限活用するような方向でいかなければならないのではないかなというように思っておるところございまして

ので、その辺を精査しながらいろいろな事業を導入してまいりたいというように思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 大変ありがとうございます。前向きなご発言でしたけれども、要は、今いろんな形でふえつつありますけれども、先日中村地区に足を運んだところ、盛岡市さんから来ている方、結構おまして、それからあと沿岸のほうからこちらから来ていると、大槌から来たり、陸前高田から来たり、そういう方たちがおりました。要は、そういう受け皿があるのだということをおのうな形でPRできれば、いろんな矢巾に対する魅力を感じている方もかなりいると、何で盛岡から移ってきたのですかとか、そういう詳しい話までは立ち入らなかったのですけれども、いろんな事情があって、やはり矢巾に移りたいと、こういう方が結構いるのではないかと、こういうことも含めて、今来ている方たちは若い人たちですので、さらにその子どもさんとか、あるいは親たちも一緒に来ているとか、そういう意味でいろんな形でやはりプラス思考に考えられる要素が大いにあるのではないかというふうに感じていますので、ひとつさらにマイナス思考で話をするのではなく、プラス思考で、ただ大きく見誤ってしまうと、人口推移がかなり町政にも大きく影響してくると思うのですけれども、そこのところは両方にらみながら常にプラス思考を持ちながら、要は夢のある、先ほどロマンという話もありましたけれども、そういうようなまちづくりにしていただきたいというふうに思っております。きのうも一般質問の中で取り上げられましたが、その取り組みの一つとして、ふるさと納税制度と、こういうものがあるわけですけれども、今年度の実績は、どのような状況だったか、まずお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 通告にはないけれども。

○13番（藤原梅昭議員） いやいや、関連です。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

ふるさと納税の実績でございますが、今手持ちには資料はございませんが、昨年度百十何万円、120万円ほどあったと思っておりますが、今年度もほぼ同額程度ということで実績になっている状況でございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） まず矢巾町としては、その程度の状況だということなわけですが、大分当局としては、きのうからの発言を聞いていますと、消極的な部分が非常に感じられると。この納税制度というのは、ふるさと納税制度というのは、単なる納税だけのことでなく、矢巾町のよさをPRすると、これのほうが大きな目的になるわけですが、矢巾町のよさをPRして、要は当町に住みたいと、そういうふうに思ってくれることを大いに期待したいところがあるわけです。

いただいた税金に関しては、矢巾の将来投資ということで子ども子育てのほうに使わせていただくと、そういうような目的税という見方みたいなのですが、これに関しても大いに矢巾の将来の背負って立つ子どもたちのために使うためにも大いに活用すべきではないかというふうに私は感じております。その寄附者に対して返礼品、これに対してもかなり過剰ではないかとか、そういうような話をしていましたけれども、そういう論点よりも農産物を返礼品として贈れば、農産物の生産拡大、これができるのではないかと、そういうことで相乗効果になって、低迷している矢巾の農業についても、農産物についても大いにPRになるとは思いますが、その辺のご所見はいかがでしょう。

○議長（藤原義一議員） ちょっと待ってください。藤原梅昭議員、通告が全然出ていないので、今は答弁させていただきましたけれども、これをいくまでも追求するというのは、ちょっと問題があると思いますので、まず答弁、1回だけ。

秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ふるさと納税につきましてのご質問でございますので、お答えしますが、きのうもそういったご質問がありまして答弁した経緯がございますが、それぞれの市町村の考え方もございまして、もちろん町村のPRを兼ねて農産物あるいは特産物等の販売につなげているところもございまして、それは、それぞれ考え方がありまして、返礼として考えた場合に、余りにもそういったところに偏ってしまつては、本来のそれぞれの市町村を応援しようという、そういうふるさと納税の制度に反するものがあるのではないかと、いう声もあって、総務省でもそういった考えのもとに、そういった市町村に対しての指導といえますか、そういった通知もあつたりしているところであります。そうした中で、町といたしましても、まず過剰にならない範囲で、しかも町の特産物、お米等を使って、そういったものに役立たせることによって、少しでもそういったものにつながるように、販売等実績につながるように努力はしておりますので、そういったところでご理解をいただきたいと思

います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 通告にない質問で大変恐縮でしたけれども、要は矢巾のそういう定住人口をふやすと、そういう観点からいろいろお聞きしているわけですが、そういう意味でも、答弁的にはかなり慎重な答弁をしなければいけないということもあるのでしょうか、ひとつ前向きに、よそではきのうもあったように12億円とか、そういう納税地区もあるし、あるいは岩手県でも1億円を超えた納税地区もありますので、ひとつそういうものを活用しながら納税額にも、あるいは定住にもぜひつなげていただきたいなど、こういうことであえて取り上げさせていただきました。

○議長（藤原義一議員） それでは、第2問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） それでは、教育行政方針よりということで二、三お聞きしたいと思います。

今定例会においての教育行政方針の中で、豊かな心と新しい発想ができる人材の育成が必要であるというふうにうたわれておりますが、以下伺います。

1つ、健やかな体を育む教育の推進の中で体育的活動の見直しを図り、さまざまな体育的活動に地域の指導者や大学生の活用も図っていくとのことですが、具体的な対応をお伺いします。

2つ目、子どもを支える教育環境の充実の中で、安全、安心、特に通学路としての安全確保が大事なわけですが、現在の問題箇所と改善計画をお伺いいたします。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 教育行政方針についてのご質問にお答えします。

1点目の体育的活動の見直しを図り、さまざまな体育的活動に地域の指導者や大学生の活用を図っていく具体的な対応についてですが、体育的活動の見直しにつきましては、運動をする児童・生徒が多い一方、1週間の総運動時間が60分以下の児童・生徒がいることが調査から明らかになっております。また、日本体育協会では、子どもは体を使った遊びや生活活動、スポーツを含めて毎日最低60分以上体を動かすことを推奨しています。これらのことを踏まえ、平成27年度から岩手県教育委員会と市町村教育委員会がタイアップし、学校、家庭、地域が連携し、1日60分以上の生活活動やスポーツなど、体を動かす取り組みを開始し、体

を動かす時間の少ない児童・生徒の運動時間と機会を拡充することとしています。具体的には、1日の体を動かした時間の記録、ふだん取り組める運動例の提供、特に小学校における休み時間を体育的活動に転用することの検討など、体育的活動の見直しを行うこととしております。

次に、さまざまな体育的活動に地域の指導者や大学生の活用を図っていく具体的な対応についてですが、これまでと同様に、地域の指導者については、中学校の部活動等での指導、小学校では、スキー教室等での指導に地域の皆様のご協力をいただきたいと考えております。また、大学生の活用につきましては、これまでどおり岩手大学陸上部員が各小学校に出向いて行っている陸上指導を引き続き実施することにより、運動の楽しさと競技力向上及び体力向上を目指した取り組みを実施してまいります。

2点目の通学路の問題箇所と改善計画についてですが、通学路の安全対策については、各学校では、保護者から地域の危険箇所のアンケート調査を行い、危険箇所を把握しながら各小中学校が開催している地域懇談会で情報を共有し、安全対策を図っているところであります。また、毎年5月上旬に岩手河川国道事務所盛岡国道維持出張所、盛岡広域振興局土木部、紫波警察署、町交通指導隊、各地区交通安全協会、各小中学校など、関係者35人で構成される矢巾町交通安全対策協議会が開催され、自治会、町内小中学校等から提出された交通安全施設等改善要望箇所について、現地実施踏査を実施し、関係者からの意見をもとに協議が行われております。その結果を踏まえ、紫波警察署、交通規制対策協議会に要望書を提出しているところであります。その後において、岩手県公安委員会の決定により、標識や信号機の設置、横断歩道の新設等、交通安全施設の改善が図られているところであります。今後においても、関係機関と協議の上、安全対策に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございました。

地域の指導者や大学生の活用ということで非常にこの文面からいくと期待しているわけですが、例えば今矢巾は矢巾北中学校と矢巾中学校と、この2校があるわけですが、クラブ活動の状況を見て、ハンドボール等は、両校とも非常に素晴らしい指導者がいて、かなり競った、非常にハイレベルな状況になっているわけですが、それ以外のところで、やはりクラブ活動の顧問とか、あるいは部長さんとか、そういう方がよく競技のことを

わからないまま指導していると、そういうところが私の見た感じで感じられて、明らかに北中と矢巾中学校の差が出ているのです。そういうところもあるわけなので、ひとつ子どもたちは一生懸命上手、下手は別にして頑張ろうというふうに行っているところの指導体制を、ひとつ教育委員会さんの目から見た状況の中で足りない部分については、その地域の要はそういう経験者とか、あるいは大学生の話もあるみたいですけども、そういうところでぜひレベルを補うような、そういうような対応をしていただきたいなと思うのですけれども、何か教育委員会さんのほうで今見ている中でのご所見をあれば、伺いたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

中学校における部活動につきましては、教職員がその専門性を持たない部活動の顧問につきかざるを得ない状況にあるということもご理解いただけたところだと思います。ただ、部活動に臨んでいる生徒を伸ばすためには、優秀な指導者は必要なわけございまして、中体連等では、各種大会に教員以外の地域の方々、さまざまな方々のコーチあるいは顧問を認める制度をとっております。大会だけそういう形にはなりませんので、練習からそういう方々による指導をいただいているところであります。

また、一時的にはありますけれども、県のほうで部活動に対する指導者の派遣事業もありますので、希望があった場合には、そちらのほうでの対応も可能となっております。多くの部活動におきましては、地域の方々にコーチあるいは監督として、あるいは部活動という言葉を変えてスポ少と言ったほうがいいのかもかもしれませんけれども、スポ少活動でご協力をいただいておりますことに感謝を申し上げたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。

小学校、中学校、特に高校あたりまでは、ぜひ指導者次第で伸ばせる、能力も伸ばせませし、あるいは伸ばせないこともそのとおりですので、ぜひ子どもたちの将来を考える上でも、そういう余りにもアンバランスな状況の状態がないようにひとつ目を光らせながら、そのご支援を、学校から直接来ることないと思われそうですが、そういう目で見てくださいをお願いしたいなというふうに思います。これはお願いです。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 次に、第3問目の質問を許します。

○13番（藤原梅昭議員） あすで3月11日の東日本大震災から4年目がたつわけですが、私の初めての議会活動も大震災のこの年から始まったわけです。町内では、いろいろ回って歩く中で選挙なんかやっている暇はないだろうと、こういう話もあちこちで聞いた、そういうことが今思い起こされるわけですが、いまだに20万人以上が、正確に言えば22万9,000人とけさの新聞には載っていましたが、そういう方たちが避難されていると、要は元に戻れないと、そういう状況が続いております。そういう中で、矢巾でも原木シイタケ、この辺の風評被害がいまだに影響が出ていると、こういう状況の中で今後の支援状況をお伺いしたいなというふうに思います。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 東日本大震災の被災支援についてのご質問にお答えいたします。

3番、村松信一議員のご質問にもお答えいたしました。シイタケの市場価格については、原木、菌床の区分または乾燥、生シイタケを問わず、市場全般が東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所の事故後、価格の低迷が続いており、いまだに事故前と比べて価格は低迷しておりますが、今年度に入り、多少上向き傾向に転じ、底値は脱したと思われる状況であります。しかしながら、原木シイタケにおいては、原木価格が高騰していることから、シイタケ農家の経営は厳しい状況であるものと認識しております。このような状況を受け、平成25年度から新規に購入するほだ木に対し、2分の1が助成される国庫補助事業の特用林産施設等体制整備事業を導入しております。また、町単独事業として、特用林産振興対策事業を通じて原木及び菌床シイタケ生産者に対し、現経営規模の維持や拡大支援のため、種菌やオガ粉などの導入経費に対し、支援を行っているところであります。

平成27年度におきましても、引き続き国や県の補助事業の状況について、情報収集を行いながら、特用林産施設等体制整備事業や特用林産振興対策事業を通じてシイタケ栽培農家に対する支援を継続してまいります。あわせて各農家から放射性物質濃度の測定依頼に対し、引き続き速やかに対応するとともに、現在岩手県が実施しております放射性物質濃度の測定とも連携し、風評被害の払拭に向けた支援に努めてまいります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 原木シイタケについては、原木価格、これが1.5から2倍ぐらい上昇しているということで、今国の補助があるか何とか集められると。去年は、今ごろまだ半分あるいは7割ぐらいしか集まらなかったと。ことしは補助があつて、要はお金を出したから順調に集まったと、そういうような現状なそうですので、ぜひシイタケ産地の矢巾町として引き続き、今ご回答いただいたような対応策をお願いしたいなど、こういうふうに思います。

今被災地支援ということは、原木シイタケだけではなく、矢巾町にいらしている被災者、この辺についてもお伺いしたかったわけですがけれども、まだ百三、四十名の方がいらっしゃるということでこの辺に対する現況と支援状況、これをお伺いしたいと思います。

また、沿岸被災地に対する支援についてもこの後引き続き行うのかどうかと、この辺についてもお伺いしておきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 川村生きがい推進課長。

○生きがい推進課長（川村勝弘君） 1点目の町内に避難しておる方々のことについてお答えを申し上げます。

毎年健康調査を含めて町内に避難されている方々に訪問しているわけですが、今のところ50世帯、109人が町内にまだいらっしゃるというふうに今の段階ではそう考えております。前からいきますと、2組4人ぐらいがそれぞれの地域に戻ったあるいは近くに行ったということになっておりますので、若干町内にいる方々は減っているなというふうに考えております。

それぞれ健康調査を含めながらそれぞれ交流事業を含めながら、矢巾町にいる間、それこそいろんな思いがあると思われまますので、それらのお話を聞く会等々を含めてましてご支援を引き続きしていきたいなど、このように考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 2点目の被災地への支援状況ということでございまして、恐らく職員についてということだと思えますが、これにつきましては、例年どおり県のほうで取りまとめをしておりますが、矢巾町のほうには2人の割り当てが参っております。それで来年度も、平成27年度も26年度と同様2人派遣したいというふうに考えております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） ありがとうございます。

被災者は、いろんな形で1週間ほど前からテレビ報道されておりますけれども、いまだに精神的あるいは経済的な負担がなかなか厳しいものがあるという状況なわけですから、ひとつ引き続きその辺のところについてはお願いしたいと思っておりますし、沿岸支援についても、我々矢巾町は比較的元気な町ということでそういう活力を沿岸のほうに届けながら岩手県全体が元気になってくれればよいなというふうに願っておりますので、ひとつ引き続きお願いしたいと思っております。

あとこの議会が始まった2011年なわけですけれども、そのときに、要は原発問題でかなり今もそのとおり影響がずっと引き続きあるわけですけれども、これに対して脱原発だということではいろいろ論議あったやつが、ここのところ原発再稼働に世の中動き始めたということで非常に憂慮しているわけなのですけれども、要は核燃料のごみ処理が定まっていないということが一番大きな問題でして、地下に埋めて数万年あるいは100万年ぐらいかからないと、その影響がなくなるのではないかというふうに言われているわけですけれども、矢巾町の立場として、方向性として、以前脱原発についておっしゃっていただいたわけですけれども、最後にいまだにそういう状況の中で、やはり岩手県あるいは東北のこういう被災されている方たちの思いを大きく受けとめながら矢巾町としての思いをいま一度伺っていききたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

○町長（川村光朗君） 私のほうからお答えを申し上げます。

これは従前にも申し上げているとおりでございます。いまだ考えは変わっておりません。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

○13番（藤原梅昭議員） ありません。

○議長（藤原義一議員） 以上で13番、藤原梅昭議員の質問を終わります。

次に、2番、藤原由巳議員。

第1問目の質問を許します。

（2番 藤原由巳議員 登壇）

○2番（藤原由巳議員） 議席番号2番、藤原由巳でございます。今回は、矢巾町長あるいは松尾教育委員長にそれぞれ質問をいたします。

まず最初に、川村町長に質問をいたします。今議会初日の2月24日の川村町長の勇退を表明した後の施政方針演説を受け、平成27年度町政運営方針及び第7次総合計画策定に向け、現町政を遅滞なく継承すべきことを踏まえた中で以下についてお伺いをいたします。

1点目、一般会計予算案が前年度比1.2%減の90億4,300万円余と提出され、ほぼ通常時の予算編成とも思われる中で、一部報道には骨格予算ともありましたが、その主たる根拠と第7次総合計画に向けての中長期的な財政計画についてお伺いをいたします。

2点目でございますが、施政方針における地域に根ざした活力ある産業のまちづくりの中において、基幹産業である農業の位置づけをどう捉え、米価の回復が期待できない中での矢巾集落営農応援事業や農業担い手支援事業、6次産業化の推進に向けた具体的施策はどのようにでしょうか。また、トップセールスがやや停滞を予測される企業誘致とあわせ地元事業者による商工業の振興に向けた活性化具体策についてもあわせてお伺いをいたします。

3点目でございます。少子高齢化がさらに進み、限界集落の到来も予測される中、各コミュニティ組織との役割分担を図り、協働によるまちづくりに取り組むとありますが、その具体策はどうでしょうか。

4点目、年々増大化する国保事業会計について、国は先般実質赤字額3,139億円と公表し、今後さらなる厳しさが予測される中、運営主体を2018年度から都道府県に移管するとしましたが、その手順と移管後の本町の役割はどうなるのかをお伺いいたします。

5点目、交流人口、定住者の増大に向け、治安、防災対策はどうでしょうか。安全、安心のまちづくりの観点から4年前の東日本大震災や一昨年体験しました大水害を踏まえ、いつ発生するとも限らない自然災害に対応すべき消防防災体制の確立と交流人口増に対する矢巾交番の増強等をも含めた治安対策をお伺いをいたします。

最後、6点目になりますが、川村町長の勇退と前後して、本年度末5名、来年度末3名と予測される現課長級の管理職が定年退職を迎えようとしていますが、施政方針の後段には、緊急性、重要性を勘案し、創意と工夫により厳しい財政状況の中、確実に業務を執行するとありますが、多くの町民からは、新たな町政執行において、現町政の継承と第7次総合計画策定等に不安との声も聞こえておりますが、次期町政に託す川村町長の所見をお伺いするものであります。

よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 2番、藤原由巳議員の平成27年度の町政運営方針についてのご質問にお答えいたします。

当初予算案については、次年度における行政サービスについて、通常一般的に提供されるサービスが停滞することなく、住民の負託に応えるべき予算を編成するものであることや第6次矢巾町総合計画後期基本計画の最終年度に当たり、本施策の基本理念と各事業等の実現のため、各種事業の継続性や緊急性、費用対効果及び実施効果を参酌の上、当初予算案を編成し、ご提案しているところであります。

1点目の第7次矢巾町総合計画基本計画に向けての中、長期的な財政計画についてであります。現在この第7次矢巾町総合計画、基本計画、実施事業、予算額といった明示はできないところでありますが、今後景気の動向がはっきりしない中にありましては、自主財源の大幅な確保は見込めず、普通交付税を初めとする国や県の各支出金などが減額傾向となっている状況であり、町財政は厳しい状況が続くと予想されます。

引き続き、健全財政を維持するべく将来の財政負担の軽減化のため、歳入確保や歳出削減に努め、財政規律を確実に堅持しながら第7次矢巾町総合計画基本計画策定に向けて検討され得る各種事業と財政負担をしんしゃくの上、確実な事業実施に努めてまいります。

2点目の基幹産業である農業の位置づけをどう捉え、米価の回復が期待できない中での矢巾集落営農応援事業や農業担い手支援事業、6次産業化の推進に向けた具体的施策はについてですが、藤原議員お説のとおり、矢巾町において農業が基幹産業であることの位置づけは変わりませんが、米価の下落は農家にとって大きな問題であると捉えております。また、後継者問題とあわせ町内のみならず全国的にも農業を取り巻く状況は厳しいものと認識のもと、各地域では、人・農地プランの作成を通じて今後、この地域の農業をどうするか、地域の農地は地域で守るべく農業経営の安定化のため、認定農業者や集落営農の推進を図っているところであります。その中で矢巾集落営農応援事業につきましては、集落営農組織を対象に、国や県の補助事業では、対象とならない小麦播種機等の小型機械やアタッチメントを導入する集落営農組織に対する経費の補助を行っております。平成23年度の事業開始から今年度まで播種機や溝掘機の導入に対し、延べ20機分の補助を実施しており、集落営農支援の一助になったものと考えております。

次に、農業担い手支援事業につきましては、矢巾町農業経営改善支援センターにおいて農業経営指導マネージャーを配置した上で認定農業者の農業経営改善計画の認定作業等を通じた支援活動を行うとともに、農業経営に対する技術や施術の向上のための農業簿記等の研

修会を開催したほか、新規就農者の掘り起こしに向けた相談支援体制を整備することにより、総合的かつきめ細かな農業の担い手支援に努めてきたところであります。このような取り組みの結果として、高齢化等による後継者不足により、全国的には減少傾向にある認定農業者数についても、本町においては、ほぼ現状維持の規模を確保している状況にあります。

また、若い農業者にあつては、水稻の直播栽培を導入するなど、コスト削減策に積極的に取り組むとともに、新たな複合的経営に取り組むなど、時代を見据えた経営も図られております。

次に、6次産業化の推進につきましては、3ちゃん矢次及び室岡営農組合の町内2組織が6次産業化法に基づく認定事業として農林水産大臣からの認定を受け、それぞれみそ加工施設を整備し、これらに対する町単独の補助を行うなど、必要な支援を行っているところであります。

このような6次産業化への取り組みに関する機運の醸成並びに環境整備を図るため、女性や若手農業者、営農組織、産直団体等の農業者はもとより、商工業者にも対象を広げた6次産業化推進セミナーを平成25年度から開催し、6次産業化を進める上での基礎知識から商品開発等の専門的な分野に至るまでの構成により、6次産業化への動機づけのための研修機会を設けているところであります。本研修を契機に少しでも多くの農商工業者が取り組みの意義を体感するとともに、具体的な行動につなげ、ひいては6次産業化への企業化が加速することにより、町産農林水産物の高付加価値化並びに農家所得の向上が図られるよう必要な環境整備に向けた支援を今後も継続してまいります。

また、今年度で第3回目となりましたゆくたがりの夕べを初め、町商工会及び町内飲食店との連携による創作料理の施策など、矢巾町農林産物特産品委員会等既存組織をフル活用し、あらゆる機会を捉え、町産農作物及び6次産業化に係る特産品を積極的にPRし、販売促進を図ってまいります。

次に、企業誘致とあわせ、地元業者による商工業の振興に向けた活性化具体策についてですが、現在の企業誘致活動につきましては、岩手県商工労働観光部企業立地推進課及び岩手県東京事務所と連携を図りつつ、在京盛岡広域産業人会加盟企業から情報収集を行い、主にウエストヒルズ広宮沢への企業誘致活動を推進しているところであります。平成27年度一般会計当初予算においても、企業誘致活動が停滞しないよう、所要の措置を講じているところであります。

次に、地元業者による商工業の振興に向けた活性化具体策についてですが、矢幅駅前地区

土地区画整理事業地内において、今月19日オープン予定の屋台村については、関係機関と連携を図りつつ、にぎわいの創出と本町中心市街地の活性化を図るため、マスコミ、ホームページ及び広報紙等により情報発進に努めてまいります。

さらに、矢幅駅前複合施設東側に、町商工会で整備を検討している商業集積店舗建設に活用する国庫補助金の導入について、町商工会と連携を図りつつ、経済産業省から情報収集を行いながら検討してまいります。

また、岩手医科大学附属病院開院をビジネスチャンスと捉え、ヘルスケア産業の創出等の調査研究を進め、推進組織の立ち上げ及び先進事例等の講演会開催に取り組んでまいります。さらに、町商工会及び商業団体と連携し、地域の魅力を発信するため矢次商工振興会、岩手流通センター活性化委員会及び矢巾町商工会が主催する各種イベントや商工まつりに引き続き支援を行ってまいります。

なお、国の1次補正予算で地方の消費を喚起するために創設された地域住民生活等緊急支援のための交付金を活用し、本町地域経済の活性化及び本町商工業の振興を図ってまいります。

3点目の各コミュニティ組織等の役割分担を図り、協働によるまちづくりに取り組むとあるが、その具体策はどうかについてですが、コミュニティ組織が主体的に活動する領域と行政が責任を持って行う領域の間が協働の領域とされておりますが、行政も厳しい財政状況から多様化する地域課題に対し、細やかに対応することが難しくなっているところであります。また、全国的な人口減少と少子高齢化により、コミュニティ組織の高齢化がこれからも進むものと認識しております。このような中、本町ではこれまで道路愛護及び河川愛護活動のほか、平成23年度からは矢巾町協働の道づくり事業を推進し、協働による新たな道路整備の手法を取り入れるなど、地域課題の解決を図ってきたところであります。

自分や自分たちに関すること、みずからの責任において処理をすることを住民自治と言われており、その基本となるのが地域のコミュニティ活動、いわゆる自治会活動が基本となるものと考えております。その上で自治会では、対応ができない課題などは、役場が担うことを原則として、自治会活動による地域の活性化を支援しつつ、今後におきましても健康長寿の取り組みにより、元気な高齢者の活躍のもと、コミュニティ組織と行政がそれぞれの特性を生かし、対等な立場で協働できる新たな分野についても模索しながら積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

4点目の国は、国保運営主体を2018年度から都道府県に移管するとしたが、その手順と移

管後の本町の役割はどうなるのかについてですが、今国会で提出された国民健康保険法の改正案によると、都道府県と市町村が合同で国保を運営する共同保険者と位置づけております。市町村は保険給付費を賄うため、新たに国保事業費納付金として都道府県に分布金を納めるほか、市町村が行ってきた資格喪失、保険料の賦課徴収、保険事業などは、従来どおり行うものであり、都道府県と市町村は、それぞれ特別会計を設けることとされております。

一方、都道府県は、国保の安定的な財政運営、市町村国保事業の効率的な実施の確保、事業の健全運営について中心的な役割を果たすこととされており、市町村の保険料の標準的な算定方法や保険給付の適正な実施、事務の広域化、効率化を図ることとしております。

共同保険者に向けての手順については、法案成立後に具体的な内容が順次示されることとなりますが、情報収集に努めながら円滑な国保運営が可能となるよう制度移行に際して早期に対応してまいります。

5点目の交流人口、定住者の増大に向け、治安、防災対策はどうかについてですが、治安対策については、岩手県警察紫波警察署を初め矢巾交番、本町地域安全推進隊、防犯協会、町内各学校、企業、交通指導隊、交通安全協会、交通安全母の会などの関係団体となお一層の協力体制を構築しながら犯罪のない町であり続けるよう治安維持に努めるとともに、各団体の充実を図ってまいります。交流人口の増加に向けた対策としては、地域の治安の要である矢巾交番の増強を岩手県警察へ強く要望していくものであり、今後も安全、安心のまちづくりを目指し、関係者が一体となって取り組んでまいります。

防災対策については、先般ご可決いただいた機能別消防団員制度の導入により、消防団OB、消防署員OB、警察OB、自衛隊OB、自治会自主防災会からの推薦者など、広い角度から人材を募り、日中の消防団員の不足に対応するとともに、住民の安否確認や避難所の運営を行っていただく自主防災組織の組織化を継続して推進し、今後想定される災害に対しての体制を構築してまいります。

また、防災体制の中心を担う常備消防及び本町消防団においては、盛岡地区広域消防組合と協議しながら国の示す消防力の整備指針に沿った形で常備消防の充実にも努め、消防団については、今後も装備充実を行い、関係団体との連携を進めながらより実践的な訓練を実施していくものであります。

災害は忘れたころに発生するものであり、ふだんからの心がけが重要であります。本町を襲った未曾有の大雨洪水災害から1年半が経過しておりますが、町民の防災に対する意識は、この災害の経験から高揚しており、この状況を今後も継続していただくよう、岩手医科大学

を初めとする各教育機関、自主防災会との連携により防災意識の啓蒙を行ってまいります。さらには、一昨年の大雨洪水災害の教訓を踏まえ、被害を防止するためのより迅速な状況の把握と住民の避難行動につなげるべく、町内の主要河川に監視カメラを設置することについて準備を進めているところであります。

6点目の次期町政に託す町長の所見についてですが、私は平成11年から4期16年町政を担ってまいりましたが、矢巾町議会定例会12月会議において、町長職を辞することを表明し、若い世代に町政を託し、後進に道を譲る決断をいたしましたところであります。また、本年度は、5名の管理職が、そして来年度は3名の管理職が定年退職を迎える予定となっており、多くの幹部職員が世代交代することとなりますが、職員個々の豊富な経験と組織として業務に対応していることから、行政運営に支障はないものと考えております。

平成27年度は、第7次総合計画前期基本計画策定の年とともに、新たな町長を迎える年でもあり、また幹部職員の体制も大きく変化することから、今まで築き上げてきたものを引き継ぎつつも、新しい発想により、矢巾町の今後ますます発展することをご期待するところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） 大変懇切丁寧な答弁をいただきました。本当にありがとうございます。大筋では理解いたしました。一部について再質問をさせていただきたいというふうに思います。

まずは、平成27年度の予算編成の関係でございますが、詳細につきましては、本日の答弁を踏まえて今後の予算委員会の中での議論となりますけれども、先般一部報道におきまして骨格予算かとの報道もありましたが、記事もありましたが、川村町長勇退後の次期町政に向けての通常の予算編成と認識してよいのか、再度お伺いするものであります。

あわせてまして商工関係にかかわりますところの岩手医大関連のヘルスケア産業の創出とありますが、現段階での情報及び今後の取り組み具体策は何かお考えでしょうか。そしてさらには、答弁にありました国の第1次補正予算、地域住民生活等緊急支援のための交付金の具体的活用策をどうお考えなのかお伺いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） ただいまのご質問にお答えをいたします。

まず予算編成につきましてでございますが、先ほど町長から答弁がありましたとおりで、まず通常の業務に支障のない形ということがまず前提となっております。その上でまず総合計画で定められたものにつきまして予算化をしているということで、骨格と言えれば骨格になろうかと思っております。ただ、町長の思いもありまして、若干防災関係につきましては、新たに加えたところもある、そういう予算の編成になっているものであります。

それから、交付金のほうの関係でございますが、今度国の補正予算につきまして新たに今回補正予算で追加予定で予定してございますが、そういったそちらのほうで予定してございます。今概要で申し上げますと、交付金の対象には2種類ございまして、地域消費喚起生活支援型の事業がございまして、まず1つがありまして、それにつきましては、プレミアム商品券の発行を予定してございます。それから、もう一点、地方創生先行型の交付金がございまして、こちらにつきましては、今現在検討しておりますのは、地方版総合戦略の策定に関する予算を予定しておりますし、それから新たな産業の支援ということ、創業支援あるいは販路拡大という開拓の支援事業ということで健康食品等の開発研究あるいはそういったところに予算化を現在予定しているところであります。なお、これにつきましては、追加提案という予定にしておりますので、よろしく願いをいたします。

私のほうからは、以上お答えとさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 山本商工観光課長。

○商工観光課長（山本良司君） 2点目の関係と若干3点目の補足ではないのですが、ご質問にお答えいたします。

まず2点目の町長答弁で申しましたヘルスケア産業の創出調査研究という形での現在の状況と今後の取り組み内容ということでございましたけれども、まずこのヘルスケア産業ということで具体的には公的保険外サービス、いわゆる医療関係の部分を主に考えてございます。こちらの産業、こちらの構築と申しますか、起業家の支援も含めまして対応したいというふうに取り組んで、現在既にいろいろ国等のほうの説明会等出席しながら当然役場、行政だけではできかねますので、商工会さん、あとはNPO、一部NPOの方、一緒に取り組ませていただいているということで、これは医大関連の部分、具体的に言えばあれですけれども、公的保険外サービスの部分の産業でございまして、かなり広い関係にはなりますけれども、運動、栄養、食材、いろんな関係、交通機関も当然出てまいりますし、こちらの産業の構築支援、起業家の部分を考えて取り組みたいというふうを考えてございまして、27年度につきましては、こちら辺、中身まとめながら係る部分の研修、講習、そういう形の中で中身をも

んでいきたいというふうに今事業を計画しているところでございます。

それから、3点目の部分につきまして、国の1次補正で設置された地域住民生活等緊急支援のための交付金ということで、これは秋篠企画財政課長が答弁したとおり、プレミアム商品券、こちらの部分で今度の20日ですけれども、補正予算のほう、26年度事業の部分で繰り越しという形の中で取り組む事業でございまして、2割分の今回プレミアム分を予定してございまして、事業を実施したいということで後ほど提案を申し上げたいというふうに考えてございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） ありがとうございます。

いずれ予算関係につきましては、先ほど申しあげましたように、今後の予算委員会等でいろいろ議論を重ねてまいりたいというふうに思っております。そして今回は、川村町長の最後の一般質問をさせていただきました。本当にありがとうございました。個人的な思いも含まれますけれども、農協在職中は、町長さん農林課長から助役、町長としての立場から多くの指導を賜りました。本当にありがとうございました。その際には、矢巾型農業を推進し、定着に向け、物心両面から大きな支援を賜りました。そしてまた、近年は東日本大震災後、そして一昨年の洪水被害等々を受けまして、消防防災体制の充実と申しますか、それにつきましても特段のご理解をいただきまして、先ほど答弁にもありましたが、平成27年度の予算におきましても十二分な予算措置を講じていただきまして本当にありがとうございました。

一般質問は、今回が最後となりますが、今後予算委員会から最終日の本会議と、まだまだ議論する場がございます。次期町政への課題点もまだまだあろうとは思いますが、4月29日の町長任期満了日までの間、この4月1日から新たな管理職体制にもなる部署もあろうかと思っております。その管理職等にしっかりと指導していただき、町政執行に遅滞が生じないよう意見を付して、この質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） 続けます。第2問目の質問を許します。

○2番（藤原由巳議員） それでは、2問目として、松尾教育委員長に質問をいたします。

平成27年度教育行政方針にかかわる質問ということで1問目と同様、今議会初日の教育委員長の教育行政方針を受け、たくましく豊かな心を育てるまちづくりの基本理念のもとに、

以下についてお伺いをいたします。

1点目、将来を担う子どもたちの育成に向け、学校教育の重要性が多く述べられていましたが、近年町内の4小学校、2中学校の児童・生徒数に多くの格差が生じてきております。町内の全児童・生徒が同じような環境下において、平等な教育を受けるということが本町の教育理念の最たることと考える中で徳田小、不動小の児童減少対策を踏まえた各小中学校の児童・生徒数の平準化に向けての学区のさらなる再編への考えについてお伺いをいたします。

次、2点目でございますが、県民、町民が長く待ち望んでおります希望郷いわて国体がいよいよ1年後と迫ってまいりました。前回国体からおよそ45年、青少年を中心にその興奮と感動を再現するような施策からリハーサル大会の具体策、選手強化策、選手団、応援団の受け入れ体制、冬期大会からの町内外競技場への自県、他県選手団の応援体制、ボランティア対応、観光PR等新鮮で豊富な食材を供用しての各種団体との合同イベント開催等、全町的な多くの施策が考えられますが、それぞれについて所見をお伺いするものであります。よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 松尾教育委員長。

（教育委員長 松尾光則君 登壇）

○教育委員長（松尾光則君） 平成27年度教育行政方針についてのご質問にお答えいたします。

1点目の徳田小、不動小の児童減少対策を踏まえた各小中学校の児童・生徒数の平準化に向けての学区のさらなる再編への考え方についてですが、現在の町内各小中学校の児童生徒数の状況は、平成26年5月1日現在で徳田小学校182名、煙山小学校571名、不動小学校196名、矢巾東小学校553名、矢巾中学校425名、矢巾北中学校486名となっております。中学校の生徒数には、大きな差はないものの、各小学校の児童数においては、350人ほどの開きがあるところであります。また、今後の児童・生徒数の推移につきましては、全体として減少傾向にあり、徳田小学校、不動小学校に限らず、各学校とも児童・生徒数の減少は避けられない状況であります。

しかしながら、学校の規模の違いはありますが、それぞれの学校が地域と連携しながら特色のある学校経営を行っており、また児童・生徒の教育環境においても十分配慮して対応しているところであります。こうした状況を踏まえた学区の再編については、岩手医科大学附属病院の移転開院や矢幅駅周辺土地区画整理事業、中村地区、藤沢地区の宅地開発などの事業が完了し、今後における町の社会情勢及び人口動態を把握するとともに、史跡徳丹城跡区域内にあります徳田小学校の移転等も考慮しながら、今後町内全域を対象とした学区の再編

について地域の方々も含め、さまざまな機会を捉え、協議を進めてまいりたいと考えております。

2点目の希望郷いわて国体への施策についてですが、リハーサル大会の具体策につきましては、スポーツチャンバラは10月に開催するスポーツチャンバラ東北大会を、ラジオ体操は、8月16日に開催する第2回矢巾町ラジオ体操会をリハーサル大会と位置づけ、大会運営の確認及び国体開催に向けた機運の醸成を図ってまいりたいと考えております。

選手強化策につきましては、公益社団法人日本スポーツチャンバラ協会会長田邊哲人氏を講師として9月に開催を予定している講習会や放課後子ども教室等において選手の育成を図ってまいります。選手団、応援団の受け入れ体制につきましては、スポーツチャンバラの参加資格は、東北在住者を予定しており、県外からの選手、役員は50名程度を想定し、矢巾温泉への宿泊を予定しております。

冬期大会からの町内、外、競技会場への自県、他県選手団の応援体制につきましては、町内各小中学校と連携を図り、カヌー競技等選手の応援及び競技観戦等を計画的に実施したいと考えております。

ボランティア対応につきましては、ラジオ体操のボランティアは、矢巾町ラジオ体操友の会に現在15名の登録があり、ラジオ体操のイベント等にご協力いただいております。また、スポーツチャンバラのボランティアは、スポーツチャンバラサポーターとして現在7名の登録があり、審判資格や指導者資格を取得し、各種教室での指導及び町大会の運営等にご協力をいただいております。本大会に向け、ラジオ体操友の会会員及びスポーツチャンバラサポーターのさらなる募集を行うとともに、会場整理やおもてなし等、大会運営に係るボランティアについても募集してまいりたいと考えております。

観光PRと新鮮で豊富な食材を供用しての各団体との合同イベント開催につきましては、スポーツチャンバラの競技会場において、おもてなし広場を開設し、矢巾町産の食材を利用したおもてなし料理の提供や矢巾町のPRを行いたいと考えているところであります。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 再質問はありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） ありがとうございました。

まず最初に、1点目について再質問させていただきます。県下で2番目に面積の小さな本町でさしたる境界もない町なわけで、この中におきまして、小学校の児童数に350人もの開

きがあることがいかななものか、これは町民誰しもが単純に思うことだというふうに思っています。そして答弁にありました特色ある学校教育とはいうものの、仲間が少ないことなど、必ずしも平等な教育とは言えないのではないかというふうに思っています。ついては、学区の再編につきまして、今後検討するとのことですので、十分なる検討を希望するところでございます。それはそのとおり答弁は求めません。

次に、今回答弁の中で徳田小学校の移転等も考慮という言葉がしばらくぶりに出てまいりました。耐震補強工事終了後は、当分の間は、現在地にて今の校舎を生かして授業を進めるというふうなかつての答弁をいただいた記憶があるわけですが、ここにこのような答弁をされたその真意をお伺いするものであります。よろしく申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

（教育長 越 秀敏君 登壇）

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

小学校の移転改築につきましては、町当局とまだお話し合い等しておりませんので、私のほうからお答えをさせていただきたいというふうに思います。

ここに徳田小学校の件を載せたということですが、議員ご指摘のとおり、耐震補強工事により、長寿命化も図られたことでもありますので、いつごろということではございません。また、これまで答弁の中にも以前にあったと思いますけれども、徳丹城跡にあるということは、改築、移転する際にはというようなお話し合いはされたと聞いておりますけれども、年代については、そんなに私は大きな問題ではないというふうに考えております。

したがって、ここに挙げたことは、徳田小も不動小もでございますけれども、その他の学校も長寿命化を図ってはおりますが、いずれコンクリートの耐用年数がございますので、そういう機会を迎えるということで挙げさせていただいておることですので、いついつということではございませんので、その辺ご了承お願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） そのように受けとめました。よろしく申し上げます。

次に、国体関連でございますが、今回のご答弁いただきました内容だけだと、きょうけさから夢なり、希望なりという言葉が飛び交っておりますが、とても青少年に夢と感動を与える国体になるとは私は思えないというふうに感じました。リハーサル大会とか、選手強化

については、この内容かとは思いますが、町民を巻き込んだ対策として選手団、応援団の受け入れ体制についても、宿泊のみならず、他の市町村での競技関係者を何らかの形でお招きするとか、そういった体制も半世紀に1度のイベントでございます。考えるべきではないでしょうか。

そしてこの応援体制につきましても、答弁の中にはカヌー競技しかちょっと念頭にないように私は受けましたが、それではちょっと国体を迎える意義が果たしてあるのか。全く話にならないような答弁だというふうにも私は受けました。今多くの町民は、この国体から先般決定しました釜石市でのラグビーのワールドカップ、そして東京オリンピックと大きな夢を抱きながら心待ちにしておるわけでございます。そして、今回の国体では、本町在住者や、その出身者の出場する可能性のある競技であれば、冬季大会も含め応援、そして現地に出向くことが将来の選手育成、そして学習の場でもあろうかというふうに思われます。先ほど申し上げましたが、半世紀に1回のビッグイベントでございます。もう少し具体的な対策が必要ではないでしょうか。

そして最後に質問しましたイベント対策につきましても、スポーツチャンバラの競技会場の片隅でやりますよというごときでは、ちょっと発想が疑われるわけでございまして、きのうからの一般質問の中で農林サイドでは6次産業化の推進、そしてさらなるにぎわいを目指すべく商工関係団体、これらと一体となりながら新たな顔となる矢幅駅前周辺を拠点として大イベントに向けて今から取り組むべきではないかと思いますが、その辺のお考えを改めてお伺いしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 越教育長。

○教育長（越 秀敏君） ただいまのご質問にお答えいたします。

答弁が非常に具体性を欠くというご指摘でございまして、大変申しわけないなというふうに思っております。選手の宿泊等につきましては、県のほうで統一してやっておりますので、その件は除きまして、議員ご指摘のとおり、前回国体から45年と、つまり多くの方が前回国体のことを覚えていらっしゃるということを考えますと、町民、ひいては県民なわけですが、県民が今回の国体をまた45年、50年後に、あのときはこうであったということを思い出すような、そういう取り組みが必要であるというご指摘は、そのとおりだというふうに受けとめております。

具体的には、こちらで行われるのは、デモンストレーションスポーツということもございまして、ラジオ体操の、今年度のラジオ体操におきましては、47都道府県の応援する

のぼり旗をそれぞれ小・中学生がつくって、それを掲げて、それによって国体があるのだということを小・中学生だけではなくて、町民の方々にも多く知らしめる。また、それをスポーツチャンバラのプレ大会でも使うとか、あるいはカヌーだけ挙げさせて大変申しわけございませんでしたが、基本的にはスポーツチャンバラを小学生、それからカヌーを中学生、体操は全ての方々というような形で応援体制とか、そういうのをつくってまいりたいと思います。

いずれにいたしましても、議員ご指摘のとおり、半世紀に1回の大イベントでありますので、ここで行われるスポーツのほかに岩手県で国体が行われたという意識が醸成されますように、小・中学生あるいは町民に訴えていくような取り組みを今後展開してまいりたいと思いますので、ご理解のほどよろしくお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原由巳議員。

○2番（藤原由巳議員） ありがとうございます。

全く今のご答弁、そのとおりのわけございまして、何とかその実現に向けまして、我々もできる範囲でご協力できるものというふうに思いますし、町内には、今申し上げましたように、前回のカヌー競技を誘致した熱意を持った先輩たちもたくさんまだおられるわけでございますので、何とか今回の国体も町民に大きな感動を与え、末永く後世まで語り伝えられるような国体にしていただきたいものだなというふうな意見を付して質問を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○議長（藤原義一議員） 以上で2番、藤原由巳議員の質問を終わります。

○議長（藤原義一議員） これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

3月20日まで本会議を休会とします。

本日は、これをもって散会とします。

なお、12日は、予算審査特別委員会総務分科会を開きますので、午前10時までに本議場にご参集願います。

大変ご苦労さまでした。

午後 2時47分 散会

平成27年矢巾町議会定例会3月会議議事日程（第5号）

平成27年3月20日（金）午前10時開議

議事日程（第5号）

第 1 請願・陳情の審査報告

27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

第 2 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告について

（矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長報告）

第 3 議会改革特別委員会報告について

（議会改革特別委員長報告）

第 4 報告第 2号 普通河川岩崎川河川災害復旧（25災557号）工事請負契約の変更
に関する専決処分の報告について

第 5 議案第23号 平成27年度矢巾町一般会計予算について

第 6 議案第24号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について

第 7 議案第25号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について

第 8 議案第26号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について

第 9 議案第27号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について

第10 議案第28号 平成27年度矢巾町水道事業会計予算について

第11 議案第29号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算について

第12 議案第31号 第7次矢巾町総合計画基本構想の議決を求めることについて

第13 議案第32号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

第14 議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について

第15 議案第34号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算
（第3号）について

第16 議案第35号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

第17 議案第36号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

第18 発議案第1号 矢巾町議会基本条例の制定について

第19 発議案第2号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について

- 第 2 0 発議案第 3 号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の制定について
- 第 2 1 発議案第 4 号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の制定について
- 第 2 2 発議案第 5 号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について
- 第 2 3 発議案第 6 号 矢巾町議会予算決算常任委員会規程の制定について
- 第 2 4 発議案第 7 号 矢巾町議会広報広聴常任委員会規程の制定について
- 第 2 5 発議案第 8 号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（18名）

1 番	齊 藤 正 範 議員	2 番	藤 原 由 巳 議員
3 番	村 松 信 一 議員	4 番	山 崎 道 夫 議員
5 番	川 村 農 夫 議員	6 番	小 川 文 子 議員
7 番	谷 上 哲 議員	8 番	廣 田 光 男 議員
9 番	秋 篠 忠 夫 議員	10 番	芦 生 健 勝 議員
11 番	昆 秀 一 議員	12 番	村 松 輝 夫 議員
13 番	藤 原 梅 昭 議員	14 番	川 村 よし子 議員
15 番	米 倉 清 志 議員	16 番	高 橋 七 郎 議員
17 番	長谷川 和 男 議員	18 番	藤 原 義 一 議員

欠席議員（なし）

地方自治法第 1 2 1 条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長	川 村 光 朗 君	副 町 長	女 鹿 春 夫 君
総 務 課 長	星 川 範 男 君	企画財政課長	秋 篠 孝 一 君
税 務 課 長	中 村 滋 君	生きがい推進課 長	川 村 勝 弘 君
兼会計管理者		農 林 課 長	高 橋 和 代 志 君
住 民 課 長	村 松 康 志 君	兼農業委員会事務局長	

道路都市課長 藤原由徳君
商工観光課長 山本良司君
教育委員長 松尾光則君
学務課長 吉田孝君
代表監査委員 立花純幸君

区画整理課長 細川賢一君
上下水道課長 藤原道明君
教 育 長 越 秀 敏 君
社会教育課長 立花常喜君
農 業 委 員 会 長 高橋義幸君

職務のために出席した職員

議会事務局長 菊池清美君
主 事 根澤のぞみ君

係 長 吉田徹君

午前10時00分 開議

○議長（藤原義一議員） ただいまの出席議員は18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

議事日程の報告

○議長（藤原義一議員） ただいまから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりであります。

これより本日の日程に入ります。

日程第1 請願・陳情の審査報告

27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願

（教育民生常任委員長報告）

○議長（藤原義一議員） 日程第1、請願・陳情の審査報告を議題とします。

教育民生常任委員会に付託しておりました27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について審査が終了した旨報告がありましたので、これを議題とします。

教育民生常任委員長の報告を求めます。

村松輝夫委員長。

（教育民生常任委員長 村松輝夫議員 登壇）

○教育民生常任委員長（村松輝夫議員） 平成27年3月20日、矢巾町議会議長藤原義一殿。矢巾町議会教育民生常任委員会委員長村松輝夫。

請願審査報告書。

本委員会が、平成27年矢巾町議会定例会3月会議において付託を受けた請願の審査が終了したので、会議規則第94条第1項の規定により、その結果を次のとおり報告する。

記。1、付議事件名、27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願。請願者、盛岡市三本柳13地割42番1号、一般社団法人岩手県聴覚障害者協会盛岡支部長、菊池るり子。紹介議員、昆秀一、齊藤正範。

2、委員会開催年月日、平成27年3月10日（火）。

3、出席委員、村松輝夫、藤原由巳、村松信一、川村農夫、藤原梅昭、高橋七郎。

4、審査経過、平成27年3月10日、午後2時55分開会、委員長挨拶後、27請願第2号について、提出された請願資料に基づき慎重審議した。

5、審査結果、27請願第2号、採択すべきものと決定した。

6、審査意見、耳が聞こえず、声も出ないという聾者におけるコミュニケーションの手段としては、手話や筆談や口話（口の形を読み取る方法）がある。

かつて我が国の聾学校では、口話法が主流となり、多くの聾学校では、手話は口話の習得の邪魔になると禁止された時期もあった。

現在、口話というよりは、発音訓練を一部の聾学校の幼稚部、小学校では実施されているが、手話を禁止している学校というのは聞かなくなった。しかしながら、各自それぞれの会話手法によって教育の方法が異なる事例も少なくない。

1993年文部省は、聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査、研究、協力者会議の報告の中でやっと手話の必要性を認めた。

現代の特別支援学校(旧聾学校)のほとんどの教師が手話を使って生徒に授業をしている。また、テレビ番組でも手話通訳を伴ったニュースなどがたびたび見受けられるようになった。このような聾者を取り巻く環境の現状に比べると、整備法は立ちおくれていると思われる。

以上であります。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願についてを起立により採決します。

本請願に対する委員長の報告は、採択すべきものであります。

お諮りします。27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願について賛成する諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、27請願第2号 手話言語法制定を求める意見書の提出を求める請願については、採択することに決定しました。

日程第2 矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告について

(矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長報告)

○議長（藤原義一議員） 日程第2、矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告についてを議題とします。

矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長から矢幅駅前地区土地区画整理事業等に関する調査が終了したので、報告したいとの申し出があります。

矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長の報告を求めます。

長谷川和男特別委員長。

(矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長 長谷川

和男議員 登壇)

○矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員長（長谷川和男議員） 平成27年3月20日、矢巾町議会議長藤原義一殿。矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会委員長長谷川和男。矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告書。

平成23年第2回定例議会において特別委員会を設置し、付託を受けた矢幅駅前地区土地区画整理事業に関する調査について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告いたします。

1、調査経過。特別委員会の開催経過については、お手元に配付しておりますので、お目通しを願います。

2、調査意見、矢幅駅前地区土地区画整理事業は、平成23年から工事着手され、平成27年度をもって家屋移転やインフラ整備、複合施設の建設が終了する予定となっている。総工費107億円余の本町の重要施策という位置づけの中、事業が展開されてきたところである。町民を代表する議会として、下記事項に留意の上、引き続き関連事業が展開され、事業が完了されるよう下記意見を付して報告とする。

記。(1)、複合施設は、当初計画では4階建て鉄筋コンクリート造の予定が資材や人件費の高騰及びスペースの有効利用の観点から3階建て鉄骨造に変更となった。各階の仕様形態も図書センターが入るなど、ブラッシュアップされている。屋上には、20キロワットの太陽光パネルを取りつけるなど、災害時には、避難所や備蓄倉庫としての役割も兼ねる防災拠

点としての運用が期待される。本町の玄関口とも言える駅前にある施設であることから、誰でも気軽に利用できるユニバーサルデザインを取り入れた複合施設の完成を望むとともに、この施設を核としたまちづくりを展開されたい。残り1年の事業であるが、今後の事業の展開に期待する。維持管理には、長期にわたることから、特別目的会社（SPC）と常に連携を図り、有効的な運営に心がけられたい。

（2）、面的整備についてであるが、公園は、駅前地区は1カ所のみであるが、個人の庭木を生かすなど、昔の景観も残されている。上堰沿いには、せせらぎや緑地等もあり、親水エリアとして配慮されている。これからは、矢幅駅からの交通、歩行者の増加も見込まれることから、その動線を利用したまちづくりが望まれる。

駅前広場は、11台の駐車場とバスシェルターを備えるなど、駅を中心に東西対象に配置されている。駐輪場も2カ所に累計192台計画されている。駐車場は、複合施設敷地内に5台、隣接地に専用として30台、東側隣接地に商業施設と併用して35台となっている。複合施設でイベント等が開催された場合、不足する可能性もあることから、西口駐車場の活用も含め、その運用には、住民への周知が望まれる。

（3）、駅前地区の活性化についてであるが、道路、上下水道など、インフラ整備が整ったことから、屋台村を初めとした商業集積に取り組み、さらに宿泊施設など、民間活力を呼び起こすよう事業を展開されたい。

また、岩手医科大学附属病院等の移転による交流人口は、1日1万人以上と予想されることから、この事業の完成により交流人口を想定したまちづくりを展開されたい。

（4）、駅南北にある南矢幅踏切や上杉踏切は、歩行者等には幅が狭いことから、JRとのその往来の安全確保に向けた協議を続けられたい。

以上、報告といたします。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりました。

この報告書に対する質疑、討論は特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

以上をもって矢幅駅前地区土地区画整理事業調査特別委員会報告を終わります。

日程第3 議会改革特別委員会報告について

（議会改革特別委員長報告）

○議長（藤原義一議員） 日程第3、議会改革特別委員会報告を議題とします。

議会改革特別委員長から議会改革に関する調査が終了したので、報告したいとの申し出が

あります。

議会改革特別委員長の報告を求めます。

廣田光男特別委員長。

(議会改革特別委員長 廣田光男議員 登壇)

○議会改革特別委員長(廣田光男議員) 平成27年3月20日、矢巾町議会議長藤原義一殿。議会改革特別委員会委員長、廣田光男。

議会改革特別委員会報告書。

平成24年12月14日、議会改革特別委員会を設置し、付託を受けた議会改革に関する調査について、会議規則第77条の規定により下記のとおり報告します。

記。1、調査経過については、記載のとおりでございますので、お目通しを願います。

2としまして、調査意見、議会基本条例の制定について協議し、鋭意検討を重ねてきましたが、二元代表制における議会及び議会議員の役割、並びに責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的な事項を定めることにより、町民の付託に応え、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とするため、本会議に議員提案として発議したい。

なお、議会基本条例を制定するに当たり、必要な関連する議会政務活動費の交付に関する条例及び委員会条例の一部を改正する条例などについても本会議に議員提案として発議したい。

また、検討課題であった議会単独のホームページの開設や議会の可視化については、今後も引き続き取り組んでいかれることを望むものである。

以上、報告といたします。

○議長(藤原義一議員) 委員長の報告が終わりました。

この報告書に対する質疑、討論は特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

以上をもって議会改革特別委員会報告を終わります。

日程第4 報告第2号 普通河川岩崎川河川災害復旧(25災557号)工事

請負契約の変更に関する専決処分の報告について

○議長(藤原義一議員) 日程第4、報告第2号 普通河川岩崎川河川災害復旧(25災557号)工事請負契約の変更に関する専決処分の報告についてを議題とします。

職員に報告書を朗読させます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 報告第2号 普通河川岩崎川河川災害復旧（25災557号）工事請負契約の変更に関する専決処分についてご報告を申し上げます。

平成26年3月28日に議会のご議決を賜りました普通河川岩崎川河川災害復旧（25災557号）工事については、同日くみあい鉄建工業（株）・（株）岩清水園芸特定共同企業体と工事請負契約を締結し、その後工事は順調に推移し、本年3月5日に契約工期内で工事を完成いたしましたところであります。

工事の内容につきましても、ほぼ当初の契約のとおりであります。若干の変更を要したところあります。

主な変更内容は、コンクリートブロック積みの施工に関しまして、当初岩盤と判断し、ブロック積みを施工する予定でありました箇所について、現地精査の結果、軟岩でありましたことから、直接基礎形式に変更したこと、また、巨大な転石が出現したため、ブロック積みの施工が困難であり、石積工に変更したこと、当初コンクリートブロック積み工、面積2,320平方メートルが2,251平方メートルに減となり、工事費が減額になったものであります。これらのことから地方自治法第180条第1項の規定に基づき、平成27年2月27日に専決処分により工事の変更契約を行ったものであり、このたび同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

工事費の変更につきましては、変更前の契約金額1億357万2,000円を55万7,280円減額し、変更後の契約金額を総額で1億301万4,720円とするものであります。

以上、報告申し上げます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

以上をもって報告第2号を終わります。

日程第 5 議案第 2 3 号 平成 2 7 年度矢巾町一般会計予算について

日程第 6 議案第 24 号 平成 27 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算
について

日程第 7 議案第 25 号 平成 27 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算につ
いて

日程第 8 議案第 26 号 平成 27 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算に
ついて

日程第 9 議案第 27 号 平成 27 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特
別会計予算について

日程第 10 議案第 28 号 平成 27 年度矢巾町水道事業会計予算について

日程第 11 議案第 29 号 平成 27 年度矢巾町下水道事業会計予算について

○議長（藤原義一議員） 日程第 5、議案第 23 号 平成 27 年度矢巾町一般会計予算について、
日程第 6、議案第 24 号 平成 27 年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算について、日程第
7、議案第 25 号 平成 27 年度矢巾町介護保険事業特別会計予算について、日程第 8、議案第
26 号 平成 27 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第 9、議案第 27 号 平
成 27 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、日程第 10、議案第 28 号
平成 27 年度矢巾町水道事業会計予算について、日程第 11、議案第 29 号 平成 27 年度矢巾町下
水道事業会計予算についての 7 議案については、予算審査特別委員会への付託に係るもので、
審査報告書が当職のもとに届いておりますので、これを議題とします。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

芦生健勝特別委員長。

（予算審査特別委員長 芦生健勝議員 登壇）

○予算審査特別委員長（芦生健勝議員） 平成 27 年 3 月 20 日、矢巾町議会議長藤原義一殿。矢
巾町議会予算審査特別委員会委員長芦生健勝。

予算審査特別委員会審査報告書。

議案第 23 号 平成 27 年度矢巾町一般会計予算について、議案第 24 号 平成 27 年度矢巾町国
民健康保険事業特別会計予算について、議案第 25 号 平成 27 年度矢巾町介護保険事業特別会
計予算について、議案第 26 号 平成 27 年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算について、議
案第 27 号 平成 27 年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算について、議案第
28 号 平成 27 年度矢巾町水道事業会計予算について、議案第 29 号 平成 27 年度矢巾町下水道
事業会計予算について。

本審査委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案を可決するものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告する。

なお、本委員会は、議案第23号から議案第29号に対し、次のとおり附帯意見を付する。

記。1、地方創生への取り組みは、極めて重要な課題であり、補助金を活用し、住民参加とともに産学官の連携のもと、アイデアを出し合い、街の活性化に鋭意努力されたい。

2、ふるさと納税制度の取り組みは、財源確保と本町のPR、農産品支援などを含めてまちづくりの観点からも積極的に取り組まされたい。

3、農業振興については、新しく始まった農地中間管理機構による農地集約に向けて全力を挙げて支援されたい。また、農家の所得向上のため、耕畜連携農業の推進を図るなど、6次産業化に貢献する施策の展開を望む。

4、生活道路の整備と除雪対策については、町民の請願、陳情及び苦情の多い生活道路の安全及び道路整備の推進や冬の除雪対策は、最も重要かつ喫緊の課題であることから、早期の対策に万全を期されたい。

5、観光振興については、西部地区、城内山から水辺の里、南昌山に至るゾーンを強力に位置づけ、イベントを開催するなど、充実、強化策に重点的に取り組まされたい。

6、少子化対策については、子育て支援の充実に積極的に取り組まされたい。

7、学校教育については、小学生の体力向上対策及び学びフェストの家庭への啓発により一層取り組まされたい。

8、社会教育について、公民館図書室から駅前複合施設の図書センターへの移転に伴い、児童図書をふやすなど、一層の充実を図られたい。

9、国体開催を契機として本町のスポーツ振興を図るため、施設の充実や青少年、高齢者の体力強化、競技力向上などに積極的に努められたい。

10、認知症施策総合推進事業は、福祉の充実を図るため、事業運営に当たっては、万全を期されたい。

11、下水道事業会計における不明水対策や受益者に正しい利用を促す啓発、啓蒙対策に一層の努力をされたい。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 委員長の報告が終わりました。

各議案に対する質疑は、予算審査特別委員会で審議を尽くしておりますので、省略します。

ただいまより各議案について討論に入ります。なお、討論は一般会計、各特別会計、水道、

下水道事業会計を一括して行いたいと思います。

最初に、反対討論から発言を許します。

14番、川村よし子議員。

(14番 川村よし子議員 登壇)

○14番（川村よし子議員） 議席番号14番、日本共産党の川村よし子です。私は、一括して反対討論をいたします。

昨年4月の消費税率引き上げによって深刻な景気の悪化が徐々に生じてきております。政府は、消費税増税の影響について、増税前に駆け込み需要が発生し、その反動で4月、6月期は景気が落ち込むが、それは一時的なものに過ぎず、7月、9月期には消費が回復し、景気が上向くと想定しておりました。ところが、実際には、消費税増税の影響は、政府の想定をはるかに超える深刻なものとなりました。深刻な状況は、政府が見込んだ反動減だけにとどまっておられません。消費税が3%上がると、授業料、家賃、医療など、一部に消費税非課税品目があることは考慮しても、消費者物価全体として2%上昇することになります。これに円安による輸入原材料価格の値上がりなどの影響なども加わって、昨年4月以降の消費者物価指数は、対前年同比で3.1%程度上昇となっています。これは、個々の家計にとって購買力が3.1%低下することを意味しています。この購買力の低下は、消費税直後の一時的な現象ではなく、これを補うための収入源がない限り、恒久的に続くことです。しかも、この時点では、消費税増税論が昨年暮れの総選挙で先延ばしにされております。ますます消費は落ち込む可能性が発生しております。政府は、今後ますますの購買力低下が予想される中、総務省の家計調査によれば、デパートや大型スーパー、コンビニなどの売り上げ統計も昨年4月以降12月まで9カ月連続下回っております。

経済情勢の特徴の2つ目は、安倍首相の経済対策、政策、アベノミクスが大企業や一部の富裕層には、大きな恩恵をもたらしたものの、国民には恩恵どころか苦しみを強いるものであり、貧富の格差をますます広げるだけになっています。特にも子育て中の母子家庭や低年金のひとり暮らしの高齢者には、大きな負担になっております。経常利益を最もふやしたのは、自動車製造業で前年比2.2兆円、市場最高の状況です。大株主にもアベノミクスの恩恵は受けました。一方、労働者の賃金の増加は、わずかで物価上昇には追いつきません。安倍首相は、アベノミクスの成果、総雇用者所得プラスになったと宣伝しておりますが、総雇用者所得がプラスになったとしても、物価上昇分を差し引いた実質はマイナスが続いています。多くの国民は、消費を前倒しにするどころか、将来の出費増加に備えて財布のひもを締めて

しまいました。特に、低所得者、低収入では、消費税増税直前の駆け込みも起きてきません。政府の経済見通しは、2015年度の成長率は、実質で1.5%、名目で2.7%見込んでいます。しかも、民間の消費や設備投資が政府見込みのとおりには回復するかどうかは定かではありません。日本銀行が3カ月ごとに実施している生活意識に関するアンケートの結果によれば、昨年末の調査では、生活にゆとりがなくなったという人が2年ぶりに過半数を超え、1年前と比べて景気が悪くなったという人が増加しています。さらに1年後は、今より景気がよくなるかという設問に対しては、よくなるという回答が減り、悪くなると回答する人が多くなっています。アベノミクスへの期待が急速に失われてきていることが示されています。

私たち日本共産党が昨年11月から行ったアンケートでも、苦しくなると回答したのは、町内でも64%になっています。よくなると回答するのは3%だけでした。30代パート職の女性からは、ますます生活が苦しくなるだけです。少子高齢化がもっと進みます。子育てしながら介護をしている人もいます。負担が多過ぎますと声を寄せています。経済情勢の悪化で暮らしが脅かされている今、何よりも国民の暮らしを守ることを第一にすることです。安倍内閣が編成した国家予算は、国民の暮らしを守る立場に立っていません。

以上国の政策をお話ししましたが、矢巾町の平成27年度予算に反対する第1は、大型公共事業、複合施設建設を強行すること。第2が、特に私立医科大学病院開業を見込んだ関連のスマートインターチェンジ関連道路、上下水道予算が多額に見込まれていること。第3は、財政難を理由に庶民の命に深くかかわる国保税を引き下げてという声50%以上、また介護保険料や利用料の引き下げ46.7%、また障がい者、高齢者の福祉の充実を望む声45.7%、上下水道料の引き下げ39.6%が希望しています。社会保障や農業商工業振興、生活道路整備は、還元が制限されていることです。

以上、厳しい予算の中で評価できる点もあります。第1は、子どもの医療費について、4月からの現物給付にすること。第2は、45歳以下の新農業就業者支援を確保することに力を入れていくことは、評価いたします。

以上より、反対討論とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 次に、賛成討論ありますか。

15番、米倉清志議員。

（15番 米倉清志議員 登壇）

○15番（米倉清志議員） 議席番号15番、米倉清志でございます。私は、平成27年度一般会計及び各特別会計、企業会計予算について賛成の立場から討論いたします。

平成27年度全会計の総額予算は185億4,600万円ですが、一般会計90億4,300万円余、1億900万円余、1.2%の減。矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計は7億6,200万円余、16億4,700万円余、68.4%の減となっておりますが、国民健康保険事業特別会計30億3,400万円余、3億1,000万円余、20.3%の増。介護保険事業特別会計18億6,500万円余、1億1,600万円余の増、6.6%の予算編成などにより、町民の生命、健康を守るための予算であります。矢幅駅周辺土地区画整理事業は、複合ビルの建設に着手し、図書センターの入居など、本町の発展していくためのシンボルであります。町民や本町を訪れる人たちの拠点としての活用が期待され、また環境整備や道路整備とともに、平成27年度の完成を目指し、工事が進められております。

農林水産業費は7億8,800万円余、2億4,400万円余、45%の増であり、農業地域の整備や農業振興を図る上で重要な対応策であります。消防費3億3,200万円余、2,500万円余、8.3%の増であり、町民の生命、財産、安全を守るための政策であります。教育費7億9,400万円余、9,600万円余、13.8%の増は、児童・生徒の教育、学習環境の充実を図るものであります。岩手医科大学の開業に合わせ、矢巾スマートインターチェンジは、平成30年の完成を目指し、国民の生命を守るための建設に着手しております。また、プレミアム商品券の発売は2億4,000万円余と、昨年4倍の超大型予算の編成であり、町民の消費力向上、景気浮揚対策、地方創生対策に寄与し、大変有効な政策であり、その効果を期待し、高く評価するものであります。町民の健康を守るための各種健診は、町民の健康を守るためには、大きな高価を上げ、本町の福祉政策に力を入れております。

以上のような予算編成を評価し、平成27年度の予算に賛成いたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、反対討論ありますか。

6番、小川文子議員。

（6番 小川文子議員 登壇）

○6番（小川文子議員） 6番、小川文子でございます。私は、一般会計及び各特別会計に反対の立場で討論をいたします。

まず初めに、この4年間、震災直後から議員活動が始まったわけですが、被災地はまだまだ復興途中でございます。その中にありまして、本町の職員が被災地に行って、大変貴重な経験をし、そして貢献をしまいでございます。そのことに対して大変敬意を表したいと思います。また、矢巾中学校が野田村の被災地支援をずっと続けていることに対して、学校教育の現場でしっかりと位置づけられているということに対して敬意を表したいと

思います。

さて、本題の反対討論に入ります。この4年間、私は、財政的にも本町が駅前の一極集中に大変偏った政策を続けてきたと感じています。特に駅前開発の107億円は、将来に大きな負担となっています。そのために本町の財政は、数字の上では許容範囲の中にはございますけれども、実際には大変な大きな財政の状況に、負担が多い財政の状況になっていることがはっきりとしています。平成26年度実質公債費比率は15.9%で、これは県内で5番目の高さです。将来負担比率は154.6、これは県内で一番、しかもほとんどの自治体が100以下の中にありまして、断トツの1位でございます。これは、本町が現在から将来にわたる重い借金を抱えている、町民は将来その負担を払っていかねばならないという状況にあるということを示しています。私は、この現実をしっかりと直視し、少しでも将来に負担を残さない方法を今後真剣に考えていかねばならないのではないかと考えています。

複合施設についても、私どもは大変問題のある施設であるということを示し上げてきました。そして、住民監査請求も行ってまいりました。この複合施設は、建設は進むでしょうけれども、私どもは本町が今この複合施設を建設し、年間1億円の維持管理費を払っていけるような財政状況にはないということを改めて申し上げたいと思います。

また、町民の多くの声が私どもにも寄せられておりますけれども、新たな施設を望む声よりも、今ある既存の施設を有効活用し、新たな施設はつくらない、そういう声が多数寄せられていることも申し上げておきたいと思います。複合施設建設は、続くと思いますけれども、まだまだ見直しのできる部分があるはずで、これについては、一層の努力をしていただきたいと思います。特に維持費1億円は、積算根拠はまだ概算で示された程度で、建設の当初から1億円ありきで進んできたものでございます。私が、この中身が貴重な税金が使われることをかんがみれば、もっともっと検証されるべき中身であると考えます。

さて、この107億円の駅前開発、5年間で進めてきたわけでございますけれども、これらの大きな予算編成によりまして、本町のいわゆる民生費、町民の生活にかかわる部分が大きく立ちおくれた、あるいは先送りになってきたという事実をお話しないわけにはいきません。その第1が、私は子育て支援だと思います。本町は、確かに保育料、そして児童館の費用の補助をやっております。その点は、敬意を表するところでございますが、子どもたちの命にかかわる部分、子どもの医療費の助成については、県内で最下位のランクにとどまっています。ほとんどの市町村が財政の厳しい中で小学校卒業まで無料にしています。さらに、今は中学校卒業まで、そして高校卒業まで拡大する自治体もふえているのでございます。この中

にあって、本町は、特殊出生率1.23と県内で最下位であるにもかかわらず子育て支援、特に子どもの医療費助成が大変立ちおけているということを指摘をしたいと思います。

次に、町営住宅でございます。これは一般質問の中でもお話をしましたけれども、私も県内の町営住宅、市営住宅を見てまいりました。しかし、矢巾町のような、いわゆる矢巾団地、風張住宅、そして高田団地のような旧態の町営住宅は、県内で見かけることはできませんでした。大変この町営住宅の老朽化というのは、立ちおくれた分野と言わざるを得ません。そして、本町は、この町営住宅を改築する計画を持たずに廃止の方向を打ち出しています。私は、ますますセーフティネットが求められる今の格差社会の中で町営住宅を廃止の方向ではなく、拡充をしていく方向に求めるものでございます。

そして、生活道路、町内の周辺にはまだまだ砂利の道路がたくさんございます。130の請願の中で実施されたところがまだ約半分ちょっとというところでございます。多くの町民が砂利道ではない舗装の道路を求めているのでございます。大型予算が組まれたことによって生活道路のほうになかなか予算が回らなかった。年間1路線程度にしか実行できなかったということにあらわれていると思います。医大関連の上下水道、そしてこれから道路整備が進められるかと思えますけれども、本町の人口と税収に合わせた無理のない計画をされるべきです。特に医大病院への患者搬送は、これは県の仕事でございます。県と連携をして、本町の支出が突出することなく進めていただきたいと思えます。

そして最後に、町にはもっと町民の声をしっかりと聞き、町民とともに考え、町民とともに歩む町政に転換をしていってほしいということを申し上げて、私の反対討論といたします。

○議長（藤原義一議員） 次に、賛成討論ありますか。

3番、村松信一議員。

（3番 村松信一議員 登壇）

○3番（村松信一議員） 議席番号3番、村松信一でございます。私は、今回提案されました全ての予算に賛成の立場から討論をさせていただきます。

私が平成26年12月会議におきまして、27年度の予算編成策定に当たり、第6次総合計画の最終年度として予算編成における今日的課題として重点的に取り組むべき事務事業は何か、また予算編成はどのように考えているのかの質問をいたしました。答弁は以下のとおりでありました。平成27年度予算編成においては、施策の遂行及び本町の極めて厳しい財政状況を踏まえつつ、一昨年8月9日の大雨洪水被害からの復旧を最優先、残っている被害箇所について早期に復旧事業に取り組み、住民の生活環境の回復を図ってまいりたいと考えておりま

す。また、6次総合計画後期基本計画について、最終年度を迎えることから、「みんなでつくるうるおい豊かに躍進するまちやはば」実現のために事業を停滞させることなく、推進してまいりますとのご答弁でありました。そしてさきの川村町長の平成27年度施政方針演述では、第6次総合計画後期基本計画の最終年度に当たります一般会計予算は、景気回復が地域経済に十分浸透し切れていない状況下では、計画どおりの財源確保が確約されているものではなく、財政を圧迫することも想定しておりますが、本町においては、財政の健全化を第一に考え、事業執行に当たっては、計画を超える過大な借金に頼ることなく、財政規律の堅持を心がけ、町民の皆様には不信感を与えないよう、健全経営に努め、そして何より緊急性、重要性及び費用対効果を勘案し、創意と工夫により確実に事業を執行し、なお一層の経費削減に努めるとあります。

この施政方針演述をもとに平成27年度一般会計予算ほか全7会計予算につきまして、各委員からの一般会計予算214項目、国保特別会計21項目、介護保険特別会計12項目、区画整理事業特別会計2項目、水道事業会計3項目、下水道事業会計4項目などの事前質問に対し、各担当部門から懇切丁寧な回答がありました。各会計の予算内容につきましては、この回答により十二分に理解でき、この回答は、まさに予算解説書であります。この予算質問事項の回答に携わった職員の皆様には感謝とお礼を申し上げます。まことにありがとうございました。

また、予算審査特別委員会において、総務、産業建設、教育民生の各分科会及び総括質問において、十分な審査を行った結果、町民憲章に掲げております和といたわりと希望の町の実現のため、思いやりの心を重視し、創意と工夫を凝らし、全ての町民の皆様が笑顔で幸せあふれるまちづくりのために十分に配慮をされた予算であると判断をいたしました。

よって、平成27年度の予算に賛成をいたし、私の討論を終わります。

○議長（藤原義一議員） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 以上で討論を終結します。

これより採決に入ります。日程第5、議案第23号 平成27年度矢巾町一般会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第23号 平成27年度矢巾町一般会計予算については原案のとおり可決されま

した。

日程第6、議案第24号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第24号 平成27年度矢巾町国民健康保険事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第7、議案第25号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第25号 平成27年度矢巾町介護保険事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第8、議案第26号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第26号 平成27年度矢巾町後期高齢者医療特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第27号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第27号 平成27年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第10、議案第28号 平成27年度矢巾町水道事業会計予算についてを起立により採決し

ます。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第28号 平成27年度矢巾町水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

日程第11、議案第29号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(藤原義一議員) 起立多数であります。

よって、議案第29号 平成27年度矢巾町下水道事業会計予算については原案のとおり可決されました。

ここで暫時休憩をいたします。

再開を11時10分といたします。

午前11時01分 休憩

午前11分10分 再開

○議長(藤原義一議員) 再開をいたします。

日程第12 議案第31号 第7次矢巾町総合計画基本構想の議決を求めることについて

○議長(藤原義一議員) 日程第12、議案第31号 第7次矢巾町総合計画基本構想の議決を求めることについてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長(藤原義一議員) 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長(川村光朗君) 議案第31号 第7次矢巾町総合計画基本構想の議決を求めることにつ

いて提案理由の説明を申し上げます。

本町の町政運営の指針としております第6次矢巾町総合計画は、「みんなでつくるうるおい豊かに躍進するまちやはば」を基本理念に平成27年度を目標年次とし、人口指標を3万人と定め、町民を初め関係機関等と行政が一体となったまちづくりに取り組んでいるところであり、来年度が最終年度となっているところであります。

第7次矢巾町総合計画基本構想策定につきましては、住民アンケート調査や総合開発委員会の審議を経て3月17日に開催されました総合開発委員会において、「希望と誇りと活力にあふれ躍進するまちやはば」を基本理念に平成28年度を初年度とし、平成35年度を目標年次に、「ひとを豊かに育み見守るまち」、「自然とひとが共生するまち」、「持続的な力を蓄え活力あるまち」「みんなでつくる協働のまち」の実現に向け、人口減少対策、高齢者の健康寿命の延伸、岩手医科大学附属病院移転に伴う定住化の促進、産業振興による雇用の拡大など、今後の方向性について答申を賜ったところであります。

今後のまちづくりにおきましても引き続き町民の皆様と協働により推進してまいりたいと存じますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第31号 第7次矢巾町総合計画基本構想の議決を求めることについてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第31号 第7次矢巾町総合計画基本構想の議決を求めることについては原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第32号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について

○議長（藤原義一議員） 日程第13、議案第32号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第32号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例について提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、公営企業部門の体制強化のため、職員定数に関して所要の改正をするものであります。

その内容ですが、今後予定されている岩手医科大学附属病院の移転整備に関連する上水道の整備及び下水道事業の完了に向けての事務の増大に対応するため、公営企業部門の職員定数を増員するものであります。

なお、町長の事務部局の定数を減員とし、本町職員の定数の総数に変更はないものであります。よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げまして提案理由の説明いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 公営企業への職員の異動ということですがけれども、どのような仕事をするのか。岩手医科大学関連の事業ということですがけれども、今後の仕事内容を少し詳しくお話いただきたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） ただいまのご質問にお答えいたします。

岩手医科大学附属病院の開院に向けましてさきにもお話いたしました水道に関しましては、配水場を新たに建設する関係がございます。また、公共下水道につきましても平成30年度完了をめどに今後一層力を入れていかなければならないといったことがございますので、

上下水道課全体として1名増員した中でのそういった大きくは2つの事業に対して注力していくというふうなことを考えてございます。

なお、具体的には土木、配水管や配水場の土木関係に携わる技術系の職員、あと公共下水道の工事に携わる技術系職員という形で想定してございます。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） 14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 経験年数とかもあると思うのですけれども、どのくらいの経験の方を配属する考えなのかお伺いします。

これからいろいろな入札とかあるのですけれども、そういうところにはどのようにかかわるようになるのか教えてください。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） どのくらいの経験年数かということですが、これにつきましては、中堅の職員を異動させる予定でございます。新しく採用した職員とか、そういうものではなくて、中堅の職員を異動させる予定でございます。

それから、入札等にどのようにかかわるかということですが、これについては、直接かかわるといことは出てまいりません。それは、総務課のほうで入札は行っておりますので、いろいろ設計等の関係は出てきますが、直接入札にということには、それは関係ないことでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第32号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第32号 矢巾町職員定数条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）
について

○議長（藤原義一議員） 日程第14、議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活と緊急支援の各事業に充当する13款国庫支出金の地域住民生活等緊急支援のための交付金及び保育緊急確保事業費補助金を新設補正し、9款地方交付税の普通交付税、13款国庫支出金の公共土木施設災害復旧費負担金、14款県支出金の国民健康保険基盤安定負担金、スマートインターチェンジ整備事業費負担金、新規就農総合事業支援補助金、県民税徴収委託金、15款財産収入の土地売却収入、17款繰入金の財政調整基金繰入金、20款町債の防災対策事業債、公共土木施設災害復旧事業債にそれぞれ増額補正を行い、また13款国庫支出金の農業体質強化基盤整備促進事業補助金、14款県支出金の再生可能エネルギー導入事業費補助金、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官、国民審査費委託金、20款町債の一般単独事業債をそれぞれ減額補正するものであります。

次に、歳出の主なものについては、まち・ひと・しごと創生総合戦略及び地域住民生活と緊急支援の事業に係る地域創生先行型事業経費について、2款総務費の企画総務事業、同じく地域消費喚起型プレミアム商品券発行事業経費を7款商工費の商工業振興事業に新設補正し、2款総務費の一般職員給与費、3款民生費の国民健康保険事業特別会計繰り出し事業、介護保険事業特別会計事業繰り出し事業、保育委託事業、8款土木費の除雪事業、矢巾スマートインターチェンジ整備事業、河川改良事業、11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業に

それぞれ増額補正を行い、また3款民生費の町立保育園整備事業、6款農林水産業費の農業体質強化基盤整備促進事業、林業振興事業、8款土木費の都市計画総務事業をそれぞれ減額補正することとし、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億3,088万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ102億892万6,000円とするものであります。

なお、今回の補正予算では、第2表繰越明許費によりご提案いたします11款災害復旧費の道路橋梁災害復旧事業約2億円をはじめ、総額約6億7,000万円については、歳出予算の経費のうちその性質上、または予算成立後の事由に基づき年度内にその支出を終わらない見込みのある事業について、平成26年度内の執行を見込むことができないこととなりましたので、平成27年度に執行できるよう予算の繰り越しをお願いするものであり、当該事業については、早期に事業完了するよう鋭意努力してまいりたいと存じます。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） 町長の命によりまして、議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）の詳細についてご説明を申し上げます。

6ページをお開き願います。繰越明許費でございます。款、項、事業名、金額の順で説明をいたします。2款総務費、1項総務管理費、地方創生先行型事業3,295万4,000円、共通番号制度導入対策事業828万8,000円、3款民生費、2項児童福祉費、児童館整備事業1億655万5,000円、6款農林水産業費、1項農業費、農業体質強化基盤整備促進事業560万4,000円、7款商工費、1項商工費プレミアム商品券発行事業4,607万4,000円、8款土木費、2項道路橋梁費、道路改良舗装事業5万円、交通安全施設整備事業2,444万4,000円、矢巾スマートインターチェンジ整備事業1億5,369万5,000円、橋梁維持事業2,913万円、3項河川費、河川改良事業4,000万円、10款教育費、2項小学校費、不動小学校太陽光発電設備整備事業2,041万9,000円、11款災害復旧費、2項公共土木施設災害復旧費、道路橋梁災害復旧事業2億642万6,000円。

続きまして、債務負担行為の補正でございます。初めに追加でございますが、事項、期間、限度額の順でご説明を申し上げます。町民総合体育館及び屋外運動場管理運営事業、平成26年度から平成30年度まで、基本協定書に定める指定管理料の額。続いて、変更でございます。事項、補正前、補正後の順でご説明をいたします。いずれも限度額の補正でございます。町内情報ネットワークシステム整備事業、補正前が1,933万9,000円、補正後1,890万9,000円。

総合行政ネットワークシステムL G W A N整備事業106万1,000円、96万円。共通番号制度導入対策関連事業6,078万1,000円、3,256万4,000円。徴収システム整備事業1,769万1,000円、1,739万3,000円。続きまして、廃止でございます。町道南昌山線災害復旧事業、町民総合体育館及び夜間照明施設管理運営事業、水洗化普及資金融資利子補給、農業経営基盤強化資金利子補給事業、農業近代化資金利子補給事業の5事業につきまして廃止するものでございます。

続きまして、4表の地方債補正でございます。限度額の補正をするものでございます。起債の目的の道路整備事業、補正前が8,560万円を補正後7,690万円とするものであります。防災対策事業5,100万円を6,800万円にします。災害復旧事業3,440万円を6,740万円とするものでございます。

17ページをお開き願います。事項別明細書の歳入から説明を申し上げます。なお、説明に当たりましては、款、項、目、補正額、節の順で説明をいたします。1款町税、1項町民税、1目個人、補正額△45万円、節に参りまして滞納繰越分同額で説明欄のとおりでございます。2目法人33万円、節に参りまして滞納繰越分同額で説明欄のとおりでございます。

2項固定資産税、1目固定資産税45万円、節に参りまして滞納繰越分同額で説明欄のとおりでございます。

3項軽自動車税、1目軽自動車税6万円、節に参りまして滞納繰越分同額、説明欄のとおりであります。

9款地方交付税、1項地方交付税、1目地方交付税390万7,000円、節に参りまして地方交付税同額、説明欄のとおりでございます。

11款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金△16万1,000円、節に参りまして社会福祉費負担金同額、説明欄のとおりであります。4目土木費負担金△178万5,000円、節に参りまして道路橋梁費負担金同額、説明欄の記載のとおりでございます。5目教育費負担金1万7,000円、節に参りまして小中学校費負担金同額、説明欄のとおりでございます。

12款使用料及び手数料、1項使用料、1目総務使用料7万6,000円、節に参りまして総務使用料同額、説明欄のとおりでございます。2目民生使用料3万3,000円、節に参りましてさわやかハウス使用料△5,000円、老人日常生活用具使用料1万9,000円、保養センター使用料1万9,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。6目土木使用料197万6,000円、節に参りまして道路使用料82万4,000円、河川使用料△2万6,000円、矢幅駅東西自由通路等使用料△1万8,000円、矢巾町駐車場使用料110万3,000円、都市公園使用料8万2,000円、除雪

機械使用料 1 万 1,000 円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。8 目教育使用料△16 万 7,000 円、節に参りまして公民館使用料△4 万 7,000 円、歴史民俗資料館使用料△1 万 5,000 円、体育館使用料△10 万 5,000 円で、いずれも説明欄記載のとおりであります。

2 項手数料、1 目総務手数料 10 万円、総務手数料同額でございます。2 目民生手数料△1 万円、節に参りまして民生手数料同額で、いずれも説明欄のとおりであります。

13 款国庫支出金、1 項国庫負担金、1 目民生費国庫負担金△268 万 8,000 円、節に参りまして国民健康保険基盤安定負担金 173 万 9,000 円、障害者自立支援給付費負担金△395 万 9,000 円、障害児施設措置費負担金△46 万 8,000 円で、いずれも説明欄のとおりであります。3 目災害復旧費国庫負担金 9,266 万 7,000 円、節に参りまして公共土木施設災害復旧費負担金同額で説明欄記載のとおりでございます。

2 項国庫補助金、1 目総務費国庫補助金 9,660 万 4,000 円、節に参りましてがんばる地域交付金 1,965 万円、地域住民生活等緊急支援のための交付金 7,695 万 4,000 円ですが、がんばる地域交付金につきましては、下段の 7 目の総務費国庫補助金を廃目整理いたしまして、こちらの金額を異動したものであります。それから、地域住民生活等緊急支援のための交付金につきましては、いわゆるまち・ひと・しごと創生戦略に係る国の補正予算で創設された交付金でありまして、地域消費喚起生活支援型として 4,507 万 4,000 円、地方創生先行型交付金として 3,188 万円を歳入するものであります。支出について後ほどご説明を申し上げたいと思います。2 目民生費国庫補助金 468 万 6,000 円、節に参りまして障害福祉費補助金△503 万 1,000 円、社会福祉費補助金 971 万 7,000 円で、いずれも説明欄のとおりであります。3 目衛生費国庫補助金△5 万円、節に参りまして環境衛生費補助金同額でございます。4 目農林水産業費国庫補助金△2,770 万円、節に参りまして農業体質強化基盤整備促進事業補助金同額でございます。5 目土木費国庫補助金△58 万 9,000 円、住宅費補助金同額でございます。6 目教育費国庫補助金 40 万 9,000 円、節に参りまして教育振興費補助金同額で、いずれも説明欄記載のとおりであります。7 目総務費国庫補助金△1,965 万円、節に参りましてがんばる地域交付金同額で、これにつきましては、先ほど申し上げましたとおり 1 目の総務国庫補助金に組み替えるものでございます。

14 款県支出金、1 項県負担金、1 目民生費県負担金 1,716 万 6,000 円、節に参りまして国民健康保険基盤安定負担金 1,074 万 3,000 円、障害者福祉事業費負担金 323 万 8,000 円、障害児施設措置費負担金△23 万 3,000 円、後期高齢者医療保険基盤安定負担金 341 万 8,000 円で、いずれも説明欄記載のとおりであります。3 目土木費県負担金 2,768 万 8,000 円、節に参りまして国

有林貸付料負担金△1万2,000円、道路橋梁費負担金2,770万円で説明欄記載のとおりであります。

2項県補助金、2目民生費県補助金△251万4,000円、節に参りまして社会福祉総務費補助金△126万円、障害者福祉事業費補助金△1万6,000円、老人福祉事業費補助金△110万8,000円、介護保険運営事業費補助金15万9,000円、児童福祉費補助金104万1,000円、母子福祉費補助金△133万円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。3目衛生費県補助金△1,590万1,000円、節に参りまして環境衛生費補助金△47万1,000円、再生可能エネルギー導入事業費補助金△1,543万円で、いずれも説明欄のとおりであります。4目労働費県補助金△98万5,000円、節に参りまして緊急雇用創出事業費補助金同額で説明欄のとおりであります。5目農林水産業費県補助金288万4,000円、節に参りまして農業委員会費補助金△9万8,000円、農業振興費補助金554万4,000円、畜産業費補助金△11万9,000円、林業費補助金△244万3,000円で、いずれも説明欄のとおりであります。6目土木費県補助金50万1,000円、節に参りまして住宅費補助金同額で、説明欄のとおりでございます。7目教育費県補助金2万8,000円、節に参りまして被災児童生徒就学援助補助金23万円、被災幼児就園支援事業費補助金△20万2,000円で説明欄記載のとおりであります。

3項委託金、1目総務費委託金△85万9,000円、節に参りまして徴税费委託金437万円、統計調査費委託金△100万1,000円、選挙費委託金△422万8,000円で、いずれも説明欄のとおりであります。5目土木費委託金112万3,000円、節に参りまして河川費委託金同額、説明欄のとおりでございます。

15款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入146万5,000円、節に参りまして土地、建物貸付収入同額、説明欄のとおりでございます。2目利子及び配当金56万7,000円で、節に参りまして利子及び配当金同額で説明欄記載のとおりであります。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,228万8,000円、節に参りまして土地売払収入同額、説明欄のとおりでございます。

16款寄附金、1項寄附金、1目一般寄附金116万円、節に参りまして一般寄附金同額でございます。

17款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金8,934万3,000円、節に参りまして財政調整基金繰入金同額でございます。この基金額を繰り入れますと、残額が17億5,363万2,000円となるものでございます。

19款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料、1目延滞金21万円、節に参りまして延滞金同

額、説明欄のとおりでございます。

2 項町預金利子、1 目町預金利子2,000円、節に参りまして預金利子同額でございます。

3 項貸付金元利収入、1 目貸付金元利収入1万6,000円、節に参りまして貸付金元利収入同額、説明欄のとおりでございます。

4 項雑入、1 目雑入734万1,000円、節に参りまして雑入同額でございます。説明欄記載のとおりでございます。

20款町債、1 項町債、2 目土木債830万円、節に参りまして道路整備事業債△870万円、防災対策事業債1,700万円で、この1,700万円につきましては、矢巾温泉線といひますか、保養センターの西側の水路の改修事業に充当するものであります。いずれも説明欄のとおりであります。3 目災害復旧債3,300万円、節に参りまして公共土木施設災害復旧事業債同額、説明欄記載のとおりでございます。

29ページをお開き願ひます。歳出に参ります。なお、歳出におきまして三角、マイナスにつきましては、基本的に実績に基づきまして減額となっているものでございます。1 款議会費、1 項議会費、1 目議会費△14万9,000円、節に参りまして旅費△54万6,000円、需用費36万9,000円、使用料及び賃借料2万8,000円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

2 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費1,442万1,000円、節に参りまして職員手当等1,186万3,000円、共済費△62万6,000円、報償費△3万6,000円、旅費△26万3,000円、公債費△50万円、負担金、補助及び交付金△398万3,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。2 目文書広報費102万1,000円、節に参りまして需用費20万1,000円、役務費△26万円、委託料108万円で説明欄記載のとおりでございます。5 目財産管理費△227万7,000円、節に参りまして需用費△117万円、委託料△2万7,000円、使用料及び賃借料△8万円、工事請負費△100万円で、いずれも説明欄のとおりでございます。6 目企画費3,294万4,000円、節に参りまして報償費60万円、旅費332万8,000円、需用費596万7,000円、役務費57万6,000円、委託料2,195万円、使用料及び賃借料50万円、積立金2万3,000円でございます。企画総務事業の増ということで3,295万4,000円ですが、先ほど歳入で申し上げました国の補正予算でつきました地域住民生活緊急支援のための交付金でございまして、地方創生先行型の交付金事業の活用を図るものでございまして、1 つは、地方版の総合戦略の策定に1,044万8,000円と、それから減塩改良改善の加工品開発研究及び販路拡大事業として2,250万6,000円を予定しているものでございます。7 目交通安全防犯対策費△21万6,000円、節に参りまして報酬△16万2,000円、旅費△5万4,000円で説明欄記載のとおりでございます。8 目財政調整基金費42万

4,000円、節に参りまして積立金同額でございます。説明欄記載のとおりでございます。9目コミュニティ対策費△45万5,000円、節に参りまして報償費△3万7,000円、需用費△11万5,000円、負担金、補助及び交付金△30万3,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。10目電子計算費△313万1,000円、節に参りまして需用費54万3,000円、役務費△36万3,000円、委託料△116万8,000円、使用料及び賃借料△99万5,000円、負担金、補助及び交付金△6万2,000円。

2項徴税費、1目税務総務費25万円、節に参りまして需用費同額で説明欄のとおりでございます。2目賦課徴収費△128万7,000円、節に参りまして役務費△25万円、委託料△124万7,000円、使用料及び賃借料△228万4,000円。

3項戸籍住民基本台帳費、1目戸籍住民基本台帳費△204万円、節に参りまして賃金4,000円、需用費△10万円、委託料△194万4,000円で説明欄記載のとおりでございます。

4項選挙費、1目選挙管理委員会費△54万1,000円、節に参りまして給料△1万5,000円、旅費△18万円、需用費△12万7,000円、委託料△21万1,000円、負担金、補助及び交付金△8,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目選挙啓発費△5,000円、節に参りまして需用費同額で説明欄のとおりでございます。4目参議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査費△320万6,000円、節に参りまして報酬△15万8,000円、職員手当等△95万3,000円、旅費△1,000円、需用費△111万5,000円、役務費△5万8,000円、委託料△24万6,000円、使用料及び賃借料△19万8,000円、原材料費△20万円、備品購入費△27万7,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

5項統計調査費、2目指定統計費△76万7,000円、節に参りまして報酬△86万5,000円、需用費12万8,000円、役務費2万円、使用料及び賃借料△5万円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

6項監査委員費、1目監査委員費△11万7,000円、節に参りまして旅費△5万2,000円、負担金、補助及び交付金△6万5,000円で説明欄のとおりでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費3,201万3,000円、節に参りまして職員手当等5万円、賃金△13万3,000円、旅費△3万6,000円、需用費△1万円、役務費△16万9,000円、委託料△134万9,000円、備品購入費△15万2,000円、扶助費△72万円、繰出金3,453万2,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目障害福祉費211万1,000円、節に参りまして報償費△24万円、旅費△3万1,000円、需用費△9,000円、役務費△6,000円、委託料△137万4,000円、扶助費244万6,000円、償還金利子及び割引料132万5,000円で、いずれも説明

欄のとおりでございます。3目老人福祉費981万円、節に参りまして給料△3,000円、職員手当等9万2,000円、賃金△20万円、報償費△20万円、需用費33万9,000円、委託料△241万7,000円、負担金、補助及び交付金△220万円、扶助費△35万5,000円、繰出金1,475万4,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。4目保健福祉交流センター費△156万5,000円、節に参りまして需用費158万9,000円、委託料△15万8,000円、工事請負費△299万6,000円で説明欄記載のとおりでございます。5目保養センター費14万7,000円、節に参りまして役務費同額、説明欄のとおりでございます。

2項児童福祉費、1目児童福祉総務費219万3,000円、節に参りまして職員手当等2万円、役務費△8万円、委託料225万3,000円で説明欄のとおりでございますが、児童館の整備事業の増225万3,000円につきましては、煙山児童館の工事期間中の仮児童館として活用するため、煙山小学校の空き教室のパソコンを整備というか、移設をするものでございます。2目児童措置費△32万4,000円、節に参りまして委託料同額で説明欄のとおりでございます。3目児童福祉施設費1,698万1,000円、節に参りまして給料△3,000円、職員手当等△146万9,000円、需用費△135万円、委託料2,293万2,000円、工事請負費△404万2,000円、備品購入費△100万円、負担金、補助及び交付金191万3,000円で説明欄記載のとおりでございますが、保育料委託事業の増につきましては、園児数の増によるものでございます。4目母子福祉費△192万9,000円、節に参りまして役務費13万4,000円、委託料2万7,000円、扶助費△209万円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費△565万6,000円、節に参りまして職員手当等△70万3,000円、共済費△90万円、賃金△61万6,000円、報償費△7万円、需用費10万3,000円、役務費△62万6,000円、委託料△286万7,000円、備品購入費2万3,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目予防費△348万6,000円、節に参りまして賃金△51万円、役務費△7万2,000円、委託料△290万4,000円で説明欄記載のとおりでございます。

2項環境衛生費、1目環境衛生総務費△909万9,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額で説明欄のとおりでございます。2目環境保全費△3万5,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄のとおりでございます。

6款農林水産業費、1項農業費、1目農業委員会費△34万9,000円、節に参りまして給料△1,000円、職員手当等△34万8,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目農業総務費、補正額626万5,000円、節に参りまして報酬△9万1,000円、負担金、補助及び交付金635万6,000円で説明欄記載のとおりであります。新規就農総合支援事業補助金につきましては、

5名と1夫婦に対する補助となっております。3目農業振興費△384万8,000円、節に参りまして賃金△9万3,000円、使用料及び賃借料△25万円、負担金、補助及び交付金△350万5,000円で、いずれも説明欄記載のとおりでございます。4目畜産業費△23万3,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金△23万8,000円、積立金5,000円で説明欄記載のとおりでございます。5目農地費△2,813万3,000円、節に参りまして賃金△3万円、委託料△20万円、負担金、補助及び交付金△2,790万3,000円で説明欄記載のとおりでございます。6目農村総合整備事業費73万6,000円、節に参りまして委託料同額、説明欄のとおりでございます。8目ダム管理費△64万7,000円、節に参りまして旅費△1万7,000円、需用費△2万7,000円、役務費△6,000円、委託料△18万9,000円、工事請負費△40万8,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

2項林業費、1目林業振興費△608万円、節に参りまして委託料△510万8,000円、使用料及び賃借料△7万2,000円、負担金、補助及び交付金△90万円で説明欄記載のとおりでございます。

7款商工費、1項商工費、1目商工総務費△31万2,000円、節に参りまして職員手当等同額で説明欄のとおりでございます。2目商工振興費4,507万4,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金でございまして、こちらにつきましても国の地域住民生活緊急支援のための交付金でこちらにつきましても、地域消費喚起生活支援型交付金でありまして、プレミアム商品券の発行事業の補助金でございます。4目自然公園施設費97万2,000円、節に参りまして工事請負費同額、説明欄記載のとおりでございます。5目南昌グリーンハイツ費、節に参りまして需用費31万4,000円、委託料27万3,000円、備品購入費6万円で説明欄記載のとおりでございます。

8款土木費、1項土木管理費、1目土木総務費△38万4,000円、節に参りまして職員手当等11万6,000円、共済費△50万円で説明欄記載のとおりでございます。

2項道路橋梁費、1目道路橋梁総務費43万円、節に参りまして需用費30万円、役務費5万円、負担金、補助及び交付金8万円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2目道路維持費1,888万4,000円、節に参りまして需用費288万4,000円、委託料1,600万円で説明欄記載のとおりでございます。3目道路新設改良費補正額6,394万6,000円、節に参りまして役務費1万円、委託料2,122万9,000円、工事請負費1,630万6,000円、公有財産購入費2,370万1,000円、補償補てん及び賠償金270万円で説明欄記載のとおりであります。中段の交通安全施設整備事業の増につきましても、町道白北線の交通安全施設整備に係る事業費であります。

3項河川費、1目河川総務費、財源更正でございまして、補正額はゼロとなっております。2目河川改良費2,000万円、節に参りまして工事請負費2,000万円同額でございまして。南昌温泉線の河川の整備ということで保養センターの西側の部分でございまして。

4項都市計画費、1目都市計画総務費△636万7,000円、節に参りまして給料△1万1,000円、職員手当等△82万4,000円、需用費71万4,000円、役務費2,000円、委託料△507万円、負担金、補助及び交付金△117万8,000円で説明欄記載のとおりでございまして。2目土地区画整理費△39万2,000円、節に参りまして繰出金同額、説明欄のとおりでございまして。5目公園費66万5,000円、節に参りまして需用費90万9,000円、委託料△24万4,000円で、説明欄のとおりであります。

5項住宅費、1目住宅管理費162万5,000円、節に参りまして役務費1,000円、負担金、補助及び交付金162万4,000円で、いずれも説明欄のとおりであります。

9款消防費、1項消防費、1目常備消防費144万9,000円、節に参りまして負担金、補助及び交付金同額、説明欄のとおりでございまして。3目消防施設費△36万円、節に参りまして需用費6万円、備品購入費△38万4,000円、負担金、補助及び交付金△3万6,000円で説明欄のとおりであります。

10款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費△7万6,000円、節に参りまして旅費同額、説明欄のとおりでございまして。2目事務局費△17万3,000円、節に参りまして旅費△1万5,000円、役務費1万円、委託料△1万8,000円、負担金、補助及び交付金△15万円で説明欄のとおりであります。3目教育振興費△65万6,000円、節に参りまして旅費△53万1,000円、需用費7万7,000円、役務費△1万円、負担金、補助及び交付金△25万円、積立金5万8,000円で、いずれも説明欄のとおりでございまして。

2項小学校費、1目学校管理費△87万7,000円、節に参りまして需用費78万7,000円、役務費△3万7,000円、委託料△154万6,000円、負担金、補助及び交付金△8万1,000円で、いずれも説明欄のとおりでございまして。2目教育振興費△84万3,000円、節に参りまして報償費△7万円、旅費△1万円、需用費12万8,000円、使用料及び賃借料△8万円、備品購入費17万9,000円、扶助費△99万円、いずれも説明欄のとおりでございまして。

3項中学校費、1目学校管理費△135万1,000円、需用費59万5,000円、役務費3万8,000円、委託料△192万8,000円、負担金、補助及び交付金△5万6,000円で、いずれも説明欄のとおりでございまして。2目教育振興費△19万円、節に参りまして扶助費△19万円、同額でございまして、説明欄のとおりでございまして。

4 項社会教育費、1 目社会教育総務費△70万2,000円、節に参りまして職員手当等△42万5,000円、報償費2万円、旅費△22万1,000円、需用費△5万円、役務費△2万円、負担金、補助及び交付金△6,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。2 目公民館費△148万1,000円、節に参りまして共済費△2万円、賃金△6万円、報償費△2万3,000円、需用費47万円、役務費△8万3,000円、委託料△60万円、使用料及び賃借料△6万円、工事請負費△689万5,000円、備品購入費579万円、いずれも説明欄記載のとおりでございます。5 目史跡公園建設費△47万1,000円、節に参りまして報償費△10万2,000円、旅費△29万6,000円、役務費△7万3,000円で説明欄のとおりでございます。6 目歴史民俗資料館費95万円、節に参りまして需用費同額、説明欄のとおりでございます。

5 項保健体育費、1 目保健体育総務費△109万4,000円、節に参りまして旅費△9万4,000円、委託料△100万円で説明欄記載のとおりでございます。2 目体育施設費△85万5,000円、節に参りまして需用費10万円、委託料△95万5,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。3 目学校給食費△154万4,000円、節に参りまして職員手当等△80万円、賃金△50万円、需用費21万円、役務費△4万8,000円、委託料△27万5,000円、使用料及び賃借料1万1,000円、負担金、補助及び交付金△14万2,000円で、いずれも説明欄のとおりでございます。

11款災害復旧費、2 項農林施設災害復旧費、2 目林業施設災害復旧費△219万円、節に参りまして工事請負費同額、説明欄記載のとおりでございます。

3 項公共土木施設災害復旧費、1 目道路橋梁災害復旧費1億5,282万3,000円、節に参りまして工事請負費同額、説明欄記載のとおりでございます。

12款公債費、1 項公債費、1 目元金、補正額ゼロでございます、財源更正となっております。

以上をもちまして議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 昼食時間を過ぎておりますが、続けます。

提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございますか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 何点かお伺いします。

まず1点目は、歳入のページ数で24ページ、繰入金の財政調整基金の繰り入れで17億五千六百三十……

（何事か声あり）

○14番（川村よし子議員） 基金繰り入れです。基金繰り入れの……

（何事か声あり）

○14番（川村よし子議員） 合計で8,934万円のところなのですけれども、合計で17億円ということなのですけれども、この使い方というのがなかなか見えないのですけれども、今回この補正は最後ではないですよということをお聞きします。

それから、2点目は、ページ数で31ページ、総務管理費の企画費のところですが、国の地方創生先行型ということで先行型と減塩改善型販路拡大のことで予算が1,448万円と2,450万円ついているのですけれども、その説明も少し説明、ちょっともう少し説明していただきたいと思います。

それから、3点目は、ページ数で43ページ、環境衛生費のところですが、環境施設組合費負担金が549万円減額になっているのですけれども、この理由というか、ごみが減量したからこうなったのか、ちょっとそこら辺を教えてください。

それから、同じ43ページの同じところなのですけれども、農業費の中の新規就農総合支援事業補助金5名、1夫婦ということなのですけれども、そのところももう少し詳しくお願いします。どこの地域でどのような農業をしようとしているのか、そういうのを提出していると思いますけれども、そのところを教えてください。

それから、もう一点、最後なのですけれども、ページ数で56ページ、体育施設費ということで減額、補正が減額85万5,000円になっているのですけれども、体育館のトイレとかが敬老会のお手伝いをしたときに、やはり便器という、洋式トイレを希望した方がたくさんいると思いますけれども、どのようにそういうのを議論されているのか教えてください。

○議長（藤原義一議員） 秋篠企画財政課長。

○企画財政課長（秋篠孝一君） お答えをいたします。

まず1点目の関係ですけれども、先ほど申し上げましたのは、財政調整基金をこれだけこちらのほうにくれますと、残高がそのぐらいになりますという意味で説明をしたものであります。

それから、補正は最後になるかということですが、まず基本的には最後とは一応考えてはおりますけれども、多少専決では出てくる可能性はあると思いますが、一応実績ベースで出させていただいているものでございます。

それから、31ページの地方創生型の先行事業の内容ということでございますが、まず1つは、地方版総合戦略、いわゆる矢巾町の総合戦略をつくるのに1,044万8,000円を予定してございまして、これらの内容であります、委託料が大きいものであります65万5,000円で人口動態とか産業構造基本調査とか、そういったものが考えられます。それから、印刷製本費200万円ほど見込んでおります。それから、旅費あるいは民間からの有識者も会議等に入れたということで報償費40万円、旅費31万円ぐらい予定をしております。

もう一つは、いわゆる減塩の改善加工品の開発研究あるいはそれらの販売拡大ということで、これまでヘルスアップ事業等でいろいろご指導などをいただいております岡山先生のほうで生活習慣病予防センターの代表を務めております岡山先生のご協力をいただきながらそういった商品の開発あるいは研究等、それから販路の拡大等の事業を計画しているものでございます。

私のほうからは、以上お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまの3点目のご質問にお答えいたします。

環境施設組合の負担金が減った理由につきましてですが、ごみ処理手数料が当初見込みよりも大幅にふえたということと、あと財産収入ということで回収有価物売却収入というのですけれども、これは何かといいますと、鉄くずやアルミ缶プレス、ガラニウム等、これらを売却しているわけなのですが、これらの単価が高かったために、非常に収入がふえたということによりまして減額になるものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） 4点目の新規就農者の支援金の関係につきましての詳細ということでございましたので、お答えいたします。

まず全体では、繰り返しになりますけれども、5人と、あとは夫婦1家族ということでなっておりますけれども、それでまず平成24年度にこの事業はスタートしたわけですが、そのときに認定した方が3人おります。その方につきましては、広宮沢の方がお二人でございまして、30代と40代でございまして、それで主要な経営の部分につきましては、西洋ネギある

いはあとは花卉、そういったふうな経営を取り入れた方でございます。広宮沢の方でございますが、あとは太田の方でございますが、40代がお一人でございます、この方につきましては、水稻を中心といたしまして、ネギ、キュウリ等野菜の複合経営ということで計画しておる方でございます。そして今年度新規に認定した方でございますけれども、まず和味の方が、これはご夫婦で申請された方でございますけれども、20代の方でございます、水稻、ネギ、そしてまた畜産をやっておりますので、そういったふうな飼料作物等ということで経営に組み込んでおります。次、もう一人でございますけれども、この方は、下矢次の方でございます、30代でございます、繁殖牛、牛の経営と、あと水稻と、将来的に野菜ということの計画を持っている方でございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 立花社会教育課長。

○社会教育課長（立花常喜君） 5点目の体育館のトイレの洋式の導入の考え方はということでございますけれども、敬老会の際に、体育館を使用された場合に、高齢者の方々が利用しづらいというご要望は承っておりますが、現在のところ改修等の計画については、具体的にはなっておりません。今後検討をしていきたいというふうに考えております。

以上、お答えとします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

5番、川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） 商工観光に関する部分になりますけれども……

○議長（藤原義一議員） ちょっとページ数を教えてください。

○5番（川村農夫議員） いや、ページは特にありません。まずパストラルバーデンの件でございますが、いずれ閉館に至ることについて、その企業体の状況調査といたしますか、そういう予算は必要ないのでしょうかという点であります。仄聞いたしますに、仙台高裁で訴訟、敗訴して、その損害賠償を支払った結果、債務超過に至っているという話も聞いております。それでもノンバンク、資金調達はほぼ限界、ノンバンクに頼らざるを得ないという状況も伺っております。そういった点をきっちり調査して、書面で交わしたからというだけではなくて、そういった調査をきちっとやって、それでとるべき対策が必要となれば、取り組むという姿勢が必要かと思っておりますが、その点についてお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 山本商工観光課長。

○商工観光課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

確かにご指摘のとおり、まだ年数でいけば4年間ほど売買代金の部分の支払いはまず残っているというような状況は確かにございます。議員さんお説のとおり、もし何かあったときの、いわゆる企業調査、そこにかかわる部分の対応なり、予算化、または実際そうなったときのいわゆる賠償関係含めての対応ということになるわけですが、一応今うちらで把握している部分につきましては、あくまでも営業、経営している部分の1つをまずやめたいというふうな状況そのものを確認している状況でございますので、今後もしもそのような状況等なった場合というよりも、状況見えてくるような状況にあった場合につきましては、急遽で恐縮なわけですが、それなりの予算措置、補正含めましてお願いするというふうな状況にはなろうかと思っておりますけれども、現在のところ状況としては、前話したとおりの状況確認の中で進ませていただいているという状況でございますので、ご理解のほうをお願いしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 川村農夫議員。

○5番（川村農夫議員） 答弁の限界というところもあるかと思いますが、いずれそうした要は、自治体としてのセーフティーネットといいますか、やっぱりそういう調査を、裏づけをきちんと持って進めていただきたい。大きなリスクを残しかねない状況ですので、ぜひそういった方向で取り組んでいただきたいと思っております。これは要望です。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） それでは、何点か確認させてください。22ページの再生可能エネルギーの補助金の減というのは、どういう意味合いなのかと。

それから、23ページ、次のページです。土地貸付収入の増、これは具体的にはどこなのかと。

それから、24ページの土地売却収入の増、歳入は以上です。

それから、歳出のほうで40ページの委託料の増なのですけれども、園児数が増ということなわけなのですけれども、何人がふえたのかと、当初の予定より、その確認と。

それから、45ページ、これが農地費の農家自主施工補助金△2,770万円なのですが、これの具体的な内容と。

それから、46ページ、最後になりますが、これは林業病虫害等防除委託料500万円の減なのですけれども、これはそれこそ話1回出ましたけれども、例の松くい虫の被害等々がおさま

っているというか、落ちつきかけているみたいなのですけれども、本当に減でよかったのかという確認です。

以上です。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目の再生可能エネルギーの減でございますが、これは今年度矢巾町では、県の10分の10の補助金が出る、防災拠点に太陽光装置をつけるという事業を実施しておりまして、矢巾町公民館とさわやかハウス、煙山保育園、3カ所に設置をいたしました。それぞれ矢巾町公民館は700万円ほど、さわやかハウスが410万円ほど、煙山保育園が420万円ほど入札減になったものでございまして、この分、歳出のほうも同額減額となっているものでございます。以上、お答えといたします。

4点目の園児数のほうもお答え申し上げたいと思います。この委託料なのですけれども、児童数が基本にはなるものなのですけれども、ほかに休日保育や延長保育をやっているかどうかということ、その実績も加味されて委託料は決定されるものでございます。当初予算では、全ての保育所で延長保育、休日保育をやるであろうということを見込んで予算はとってございました。そして、園児数でございますけれども、北高田保育園ですが、平成26年の見込みでは、これ延べ人数なのでございますけれども、1,356人に対して1,623人、267人の増ということになってございます。やはば保育園については、756人に対して795人、39人の増、北川保育園は、一方減っておりまして、960人の見込みに対して848人、112名の減、不動保育園につきましては1,368名に対して1,354名でマイナス14人の減。徳田保育園に関しましては1,428名に対して1,478名、50名の増。こずかた保育園につきましては648名、これは平成25年度4月の実績をもとにして見込んだものでございます。これに対しまして865名ということで大きく217名の増となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） 2点目の23ページの財産の土地貸付収入の増ということでございますが、これについては、かなりの項目がありますが、工事の作業現場とか、工事の関係で資材置き場とか、それから駐車場に利用したいというふうなことがかなりありますので、そういった企業に貸した、一時的に貸したもの、あるいはヤハボックスの関係等々がここに入ってきてまして、当初では予想できなかったわけですが、そういったものが積み重なってこの

くらいの額ということになってございます。

それから、24ページの土地売払収入の件ですが、これについては、駅前地区の区画整理の関係で202平米を売買したための土地の売払収入、これが主なものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 高橋農林課長。

○農林課長兼農業委員会事務局長（高橋和代志君） お答えいたします。

まず45ページの農業体質強化基盤整備事業の関係の2,770万円の減の理由でございますけれども、この分、当町の部分につきましては、30ヘクタール掛ける定額補助の部分、15万円になっているのですが、その部分につきまして要望しておった経緯がございました。そして、前にもちょっと触れた経緯があったのですけれども、近年の部分につきましては、非常に県内のほうで要望が多い事業であるということがありました。それで、それぞれ取り組みの状況を見ながら、年度末まで待って見たわけではありますが、結論的には、それぞれ多い分がありまして、配分の部分が面積で6ヘクタールの、30に対して6ヘクタールの決定と、内示の部分がありまして、それに伴いまして減額とするものでございます。これは、10割補助なものでございますので、歳入歳出、それぞれイコールということになっておるものでございます。

次、2点目でございますが、病虫害の関係の部分でございます。これは、松くい虫の関係でございますが、約500万円ほど減額したわけでございますが、この分につきましては、当初それぞれ推計値の部分の形の中で拡大している分については、残念ながらそのままなわけでございますけれども、それらを踏まえまして、ある程度推計値で予算措置をした経緯がございました。そして、実際には、それぞれの申請なり、取り組んだ樹数、面積あるいは立米の関係の部分の中で、それで精査した関係で今回の減額ということになっております。それで残念ながら被害状況が減少した経過の結果であればよろしいのですが、その分は、ちょっと違った形の中で当然ながら次年度のほうの部分にも発展する部分がございます、そういったふうなこともありまして、今回は精査ということでございますので、よろしく願い申し上げます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 13番、藤原梅昭議員。

○13番（藤原梅昭議員） 関連で1つだけ確認させてください。土地の貸付収入なのですが、そこの矢巾中学校のところに貸している資材置き場、これはどのぐらいの金額になっ

ているかということと、いつまであそこに貸して、あの状態にしていくのか、その辺のちょっとめどをお聞かせください。

○議長（藤原義一議員） 星川総務課長。

○総務課長（星川範男君） ただいまの質問にお答えをいたします。

幾らの金額、ちょっと手元に今ございませんが、あその場所につきましては、今月いっぱい、河川の工事をやっておりますので、その関係で今月いっぱいということになってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

1番、齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） プレミアム商品券なのですけれども、8月に発行予定ということでお聞きしているわけなのですけれども、これは有効期限はいつまで使える分で発行しようとしているのかと。もう一点、発売枚数はすごく多くなると思いますけれども、従来どおり列をなして購入する買い方を考えているのか。それとも予約方式であまり混まないような部分で考えているのかお聞きしたいと思います。

それから、もう二点です。繰越明許費なのですけれども、町道改良舗装工事で5万円という繰り越しがあるので、これはちょっと金額が少額ですけれども、事情があると思いますけれども、その事情は何だかと。

もう一点、確認です。保育園の部分で先ほど梅昭議員の質問あったわけなのですけれども、さきに同僚議員が煙山保育園は、ほかの保育園と違う事業は何をしているかという部分の答弁で、たしか休日保育や時間延長、それから障がい者保育をやっているという話で私ちょっと聞いたのですけれども、ここのところをもう一度、ほかの保育園ではやっていない事業なのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 山本商工観光課長。

○商工観光課長（山本良司君） ただいまのご質問にお答えいたします。

まず1点目でございますけれども、プレミアム商品券の関係でございます。まず1つ目としまして、いつまで実施というふうなことですけれども、有効期限でございますけれども、27年8月1日から28年1月31日まで予定。一応期間が6カ月規定がございますので、ぎりぎり期間を使いたいというふうには考えてございます。

それから、購入方法、予約関係を含めた形でございますけれども、これから商工会さんと

協議、契約締結のほうなるわけですがけれども、基本的には、いままでと同様な形になるかというふうには予定はしてございますけれども、こちら辺はこれから協議になりますけれども、対応については、その行列、並ばなければならないのかというふうな形あるわけですがけれども、これから検討させていただきたいというふうな内容になってございます。

それから、枚数的には、今回は総額48万枚、こちらの発行を考えているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） それでは、繰越明許費の5万円の内訳でございまして、これにつきましては、町道新川6号線の中に未相続の分がございまして、2名分でこれは用地等補償がございまして、それで、これにつきましては、年内に相続登記を終了するという事でお聞きしております。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

煙山保育園の特色ある事業としてということで稲垣園長のほうでお答えしたとは思いますが、実際のところ、町内の私立保育園では、ほとんどのところで延長保育も休日保育もやることは可能となっております。ただ、不動保育園は、休日保育はやれるのですがけれども、需要がないということでやっていないというような実態になっておりますし、あとは矢巾中央保育園、この間新設になりましたけれども、こちらについては、休日保育あるいは延長保育については、実施をしていないところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 40ページ、煙山小学校パソコン移設委託料225万円ということですが、これの内容についてお聞かせください。

あとページ数にして49ページ、一番下の住宅耐震改修、この事業が減ということで耐震診断のほうは使われたということでよろしいのでしょうか。これ減ということは、診断をして、それで必要なかったということなのか。この使い方についてちょっとお伺いしたいと思います。

あともう一つ、この中で町自体が診断してはどうかということをしているという住民がいたものですから、そこら辺、業者が回って、そういうふうに使えるから今のうちに予算があるから使ったほうがいいよということを行っているというのを聞いたものですから、そこら辺お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 村松住民課長。

○住民課長（村松康志君） お答えいたします。

矢巾町立煙山小学校パソコン移設委託料の内訳でございますけれども、まずは今プレハブにあるパソコンを煙山小学校校舎の4階のほうに移設します。38台でございます。そして電源を確保いたしまして、そしてその電源を確保した後にネットワーク構築まで行うという内容となっております。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

耐震診断は26年度1件やっておりますけれども、あそここの診断につきましては、結局1件を見ていたのですけれども、耐震改修、申請がなかったという形でございます。

あと一応耐震診断、まず1件か2件という格好で予算化していただければ、それでやっているのですけれども、どうしても昭和56年以前の建物ですので、増改築していれば該当しないという格好になりますので、一番最初にかなりの件数は過去にやっております、その中で耐震改修したいという方があれば、補助金等を要望したりしているのですけれども、本来昨年1件やりたいという方が、ちょっと都合でできないという形でしたので、今回減額としたものでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（藤原義一議員） 昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 町側で直接診断どうですかということを行うのでしょうか。何かそれを聞いたものですから、お伺いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） 広報関係とか、いろんなところでは診断事業ございますよという形で説明等はしております。あと年度末でやっぱり急遽診断する予定の方が亡くなった場合、急遽やめるという場合、やはりその場合は、こちらでも探さなければ、検討がございますので、それらでお話しした例はございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 48ページの矢巾スマートインターチェンジ整備事業の増、もう少し詳しく教えてください。

○議長（藤原義一議員） 藤原道路都市課長。

○道路都市課長（藤原由徳君） ただいまの質問にお答えいたします。

測量調査関係が2,254万1,000円ですけれども、この内訳につきましては、本体の測量関係が432万円、あと関連します附帯でいきます町道安庭線の測量関係が1,844万1,000円、堤川目線が200万円、一部スマートインターの関係で本体の測量分が△222万円の内訳となっております。そして、土地購入費2,702万1,000円ですけれども、これにつきましては、繰り越しのほうでもあれしましたけれども、県の事業用地負担金分が2,235万円、あと町のほうでどうしてもスマートインターの分で一部残地が出ます。これについてが1,250万円を計上しております。それに伴いまして、安庭線の用地につきまして用地取得1,691万円を減にしているところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第33号 平成26年度矢巾町一般会計補正予算（第6号）については原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため休憩いたします。

再開を1時45分といたします。

午後 0時47分 休憩

午後 1時45分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第15 議案第34号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業
特別会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第15、議案第34号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第34号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

主な歳入といたしましては、2款県支出金の土地区画整理事業補助金、3款財産収入の不動産売払収入を増額補正し、1款国庫支出金の土地区画整理事業補助金、3款財産収入の利子および配当金、4款繰入金の一般会計繰入金、6款町債の土地区画整理事業債を減額補正するものであります。

次に、主な歳出といたしましては、2款土地区画整理事業費の矢幅駅西地区事業、3款基金積立金の土地区画整理事業基金積み立て事業を増額補正し、1款総務費の総務事業、2款土地区画整理事業費の矢幅駅前地区事業を減額補正し、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,944万2,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,357万3,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

大変失礼いたしました。訂正をさせていただきます。歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ、私24億円のところを14億円と今申し上げたようでございます。大変失礼いたしました。

24億4,357万3,000円とするものでございます。以上、訂正をお願いいたします。

○議長（藤原義一議員） 細川区画整理課長。

○区画整理課長（細川賢一君） 町長の命により、議案第34号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の詳細についてご説明申し上げます。

なお、説明に際しては、一般会計と同様とさせていただきます。

4ページをお開き願います。繰越明許費について説明をいたします。2款土地区画整理事業費、1項土地区画整理事業費、矢幅駅西地区事業1,807万5,000円、矢幅駅前地区事業11億6,969万円、計11億8,776万5,000円。なお、駅西の分につきましては、造成分1,100平方メートル、駅前につきましては、区画道路10路線、補償費上堰水路、公園、駅前広場、複合施設、都市計画道路を繰越明許するものでございます。

次に、5ページ、地方債補正について説明をいたします。限度額の補正でございます。起債の目的、矢幅駅周辺土地区画整理事業、補正前限度額10億4,560万円、補正後限度額9億9,910万円、精算による減でございます。

次に、13ページをお開き願います。歳入でございます。1款1款国庫支出金、1項国庫補助金、1目土地区画整理事業費補助金△6,560万5,000円、節に参りまして土地区画整理事業費補助金同額でございます。駅前の分の40%の補助につきましては増でございますが、55%が三角となって、トータル三角の補正でございます。

2款県支出金、1項県支出金、1目土地区画整理事業費補助金800万円、節に参りまして土地区画整理事業費補助金同額でございます。県道分の電線共同溝の補償費の増による県からの補助金でございます。

3款財産収入、1項財産運用収入、1目利子及び配当金△2,000円、節に参りまして利子及び配当金同額でございます。

2項財産売払収入、1目不動産売払収入1,505万7,000円、節に参りまして土地区画整理事業保留地売払収入、同額でございます。305平方メートル売却してございます。

4款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金△39万2,000円、節に参りまして一般会計繰入金同額でございます。

次のページ、6款町債、1項町債、1目土地区画整理事業債△4,650万円、節に参りまして土地区画整理事業債同額、説明欄記載のとおりでございます。

17ページに移ります。歳出でございます。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費△44万9,000円、節に参りまして需用費同額、説明欄記載のとおりです。

2 款土地区画整理事業費、1 項土地区画整理事業費、1 目矢幅駅西地区事業費598万2,000円、節に参りまして委託料△44万9,000円、工事請負費790万円、補償、補填及び賠償金△146万9,000円、駅西につきましては、26年度で最後の面整備となります。したがいまして、擁壁、上水道の取り出し、舗装復旧等の工事費が増になるも、補償費につきましては、電柱等の精算による減でございます。

2 目矢幅駅前地区事業費△1億569万8,000円、節に参りまして委託料△1億494万8,000円、使用料及び賃借料△75万円、これは当初で見込んでおった国からの交付金が減額になったことに伴って、これを27年度の予算のほうで対応するために、主に矢幅駅黒川線の表層工、歩道工、駅前広場の分を次年度で整備するもので減額するものでございます。

次のページ、3 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目土地区画整理基金積立金1,072万3,000円、節に参りまして積立金同額でございます。26年度末の積み立ての残高が5,739万1,000円となります。

以上をもちまして議案第34号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）の詳細説明とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。歳入歳出一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第34号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、議案第34号 平成26年度矢巾町矢幅駅周辺土地区画整理事業特別会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第35号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第16、議案第35号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） 議案第35号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち収入の1款水道事業収益、支出の1款水道事業費用をそれぞれ増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の1款資本的収入を増額し、支出の1款資本的支出を減額するものであります。これによりまして収益的収入及び支出のうち収入の1款水道事業収益を2,637万6,000円増額して、総額を6億8,130万円とし、支出の1款水道事業費用を1,597万1,000円増額して総額を5億5,723万5,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入を1,016万8,000円増額して、総額を4,829万円とし、支出を1億1,574万1,000円減額して、総額を4億5,538万2,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして、議案第35号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細について説明いたします。

なお、説明に当たりましては、6ページの明細書で行いますので、6ページをお開き願います。

平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算明細書（第3号）を款、項、目、補正予定額の順に説明いたします。それでは、収益的収入及び支出の収入、1款水道事業収益2,637万6,000円、1項営業収益2,592万9,000円、1目給水収益2,404万1,000円、節に参りまして水道料金同額でございます。2目受託工事収益2万5,000円、節に参りまして受託工事収益同額でございます。3目その他の営業収益186万3,000円、節に参りまして他会計負担金△18万3,000円、手数料127万5,000円、雑収益77万1,000円。

2項営業外収益44万7,000円、1目受取利息及び配当金3万5,000円、節に参りまして預金利息同額でございます。2目長期前受金戻入29万円、節に参りまして長期前受金戻入同額でございます。3目雑収益12万2,000円、節に参りまして、その他雑収益同額でございます。いずれも年度末の収入見込みによる補正となっております。

ページをめくっていただきまして、支出1款水道事業費用1,597万1,000円、1項営業費用△1,374万8,000円、2目配水及び給水費△582万1,000円、節に参りまして委託料同額でございます。こちらは、マッピングデータの更新料を見直しまして減額としたものでございます。5目減価償却費△101万5,000円、節に参りまして有形固定資産減価償却費同額でございます。6目資産減耗費△691万2,000円、節に参りまして固定資産除却費同額でございます。

2項営業外費用2,971万9,000円、3目消費税、節に参りまして消費税、いずれも同額でございます。こちらにつきましては、消費税の納税額を試算いたしました結果による補正としてでございます。ページをめくっていただきまして、資本的収入および支出の収入1款資本的収入1,016万8,000円、1項負担金974万5,000円、1目工事負担金984万9,000円、節に参りまして受益者負担金995万7,000円、工事補償費△10万8,000円、2目他会計負担金△10万4,000円、節に参りまして他会計負担金同額でございます。2項国庫補助金42万3,000円、1目国庫補助金、節に参りまして国庫補助金、いずれも同額でございます。こちらは、いずれも年度末収入見込みによる補正となっております。

次に、支出1款資本的支出△1億1,574万1,000円、1項建設改良費同額、2目受託工事費△108万円、節に参りまして工事請負費同額でございます。3目第3次拡張事業費△1億1,466万1,000円、節に参りまして委託料△7,765万2,000円、工事請負費△3,700万9,000円、この委託費の減でございますが、平成26年度中に更新計画を策定しておりますが、これによりまして26年度実施と予算では組んでおったものを27年度以降に実施したほうがよいというふうに判断されたところがございますので、そういった関係で減となりました。

それから、もう一点、水源開発ということでテストボーリングを予定しておりましたが、

こちらのほうもテストボーリング不要で本ボーリングが可能だというふうに判断されてまいりましたので、それは27年度実施しようということになりまして、その分も減額したものでございます。工事請負費につきましては、先ほどお話ししましたように、対象部分を減らしたということになります。

以上で議案第35号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入、支出及び資本的収入、支出を一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 3点についてお伺いします。

まず1点目は、ページ数で7ページ、雑収益の広告料のところなのですけれども、前回の補正から127万円の広告料が入ったということなのですけれども、どういう広告、レシートとか、いろいろ裏に広告されているのですけれども、その詳細をちょっとお聞きします。

それから、2点目は、ページ数で10ページから11ページ、収入のところなのですけれども、工事請負費の前回補正からの補正予定額、受益者負担のところなのですけれども997万円ということなのですけれども、この受益者負担は、件数ではどのくらいなのか。それから、どの地域なのかお伺いします。

それから、3点目は、同じページなのですけれども、先ほど説明がありました第3次拡張事業費の中の平成26年に更新計画を立てたけれども、平成27年にやるということなのですけれども、その地域というか、どこにやるのかお伺いします。

それから、テストボーリングということだったのですけれども、やらないで本ボーリングということなのですけれども、その予定地もお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） ただいまの3点の質問にお答えいたします。

1点目、まず7ページの広告というふうなお話でございましたが、広告のほうは、雑収益

77万1,000円の補正のほうになります。こちらにつきましては、ホームページのバナー広告のみとなっております。それ以外にこの雑収益に入っておりますのは、駅西地区の水道工事につきましては、こちらが委託を受けて実施しているという関係がございまして、その分の事務委託ということで、その分の金額をここで収入として計上しているものでございます。

2点目の11ページの負担金の件でございますが、こちらにつきましては、給水申し込みがありましたときに、取り出しの口径によって金額が違うものですから、ちょっと総額だけで申しわけございません。件数についての情報は今持ち合わせておりませんが、通常の場合ですと20ミリ、一般家庭の場合、20ミリで取り出すケースがほとんどなのですが、20ミリの取り出しの場合で5万9,400円というふうな形で受益者負担金を徴収しておりますので、そういったものの1月末時点の収入済額でもって今回補正を計上しているものでございます。地域につきましては、ほぼ矢巾町全域でございます。

3点目の工事請負費の減の部分の地域ということでございますが、こちらにつきましては、何カ所かございますが、主なところにつきましては、城内から岩清水にかけてのラインをやる予定しておったのですが、更新計画で来年度以降というふうにしまして、実際27年度のほうには計上いたしておりますが、そういった関係がございまして。

あと本ボーリングはどの場所かということですが、東部エリアにつきましては、下田工業団地内ということで、これたしか当初予算のほうでもご説明いたしましたが、下田の工業団地内に1カ所、それともう1カ所は大白沢のほうということでご説明しておりました。そのとおりでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

1番、齊藤正範議員。

○1番（齊藤正範議員） 詳細説明の9ページの消費税の増額補正なのですけれども、金額が大幅にちょっと違い、消費税といえば、ちょっと簡単に考えれば、支出ですから、物を購入したときにかかったものかなとは思いますが、ちょっと見解が違うかもしれないもので、教えてもらいたいと思います。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） ただいまの質問にお答えいたします。

補正額としてちょっと大きな金額になってしまったということに関しまして、私どももちょっと反省しておるところでございますが、当初予算の見込みの段階ですと、実は消費税そ

のものは、従来でありますと、預かり消費税ということで料金収入に消費税が加算された状態で徴収をさせていただいておりますが、その預かった消費税から実際に今度は支出のほうで消費税を払っておりますので、その差の分が一般的には、納税すべき消費税というふうな形に計算されます。ですが、これは実際のところは、それほど単純ではございませんで、しかも特に水道、下水道のほうも両方そうなのですが、資本的収入及び支出のほうの入りと出が大きくなってまいりますと、先ほどお話ししたような、ちょっと単純な計算では合わなくなってまいりますので、26年度当初予算時点では、割と単純、シンプルなほうで計算して計上しておったものですが、こちらにつきましては、見込みが立ってまいりましたので、こういった金額になったというところでございます。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

6番、小川文子議員。

○6番（小川文子議員） 先ほどの受益者の負担でございますけれども、この近隣市町村との比較では、どのようなことになっているかお知らせください。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 正確な数字につきましては、済みません、今持ち合わせておりませんが、通常の20ミリ、25ミリ、一般家庭のケースの場合ですと、そう大きな開きはないと思っております。ただ口径が大きくなればなただけ割と市町村によって考え方が相違してございますので、平均的なものというのは、余りございません。かなりばらばらな状態であります。

以上、お答えいたします。

○議長（藤原義一議員） ほかにありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第35号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第35号 平成26年度矢巾町水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第17 議案第36号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について

○議長（藤原義一議員） 日程第17、議案第36号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

(職員朗読)

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに補正予算案の詳細説明を求めます。

川村町長。

(町長 川村光朗君 登壇)

○町長（川村光朗君） 議案第36号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）について提案理由の説明を申し上げます。

補正の内容であります。収益的収入及び支出のうち、収入の1款公共下水道事業収益並びに2款農業集落排水事業収益、支出の1款公共下水道事業費用並びに2款農業集落排水事業費用をそれぞれ増額するものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の公共下水道資本的収入並びに2款農業集落排水資本的収入、支出の1款公共下水道資本的支出をそれぞれ減額するものであります。これによりまして収益的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道事業収益を957万円増額して、総額を8億9,809万2,000円とし、2款農業集落排水事業収益を366万7,000円増額して、総額を5億8,121万3,000円とし、支出の1款公共下水道事業費用を34万6,000円増額して、総額を6億3,027万1,000円とし、2款農業集落排水事業費用を63万1,000円増額して、総額を4億2,796万6,000円とするものであります。

次に、資本的収入及び支出のうち収入の1款公共下水道資本的収入を1億3,200万円減額して、総額を4億3,152万円とし、2款農業集落排水資本的収入を190万円減額して、総額を2,782万円とし、支出の1款公共下水道資本的支出を1億2,314万円減額して、総額を6億9,201万5,000円とするものであります。

詳細につきましては、担当課長からご説明申し上げますので、よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 藤原上下水道課長。

○上下水道課長（藤原道明君） 町長の命によりまして議案第36号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細について説明いたします。なお、説明に当たりましては、水道事業会計と同様とさせていただきます。

それでは、8ページをお開きください。平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算明細書（第3号）を説明いたします。

収益的収入及び支出の収入1款公共下水道事業収益957万円、1項営業収益1,162万9,000円、1目公共下水道使用料△520万円、節に参りまして公共下水道使用料同額でございます。3目雑収益1,682万9,000円、節に参りまして雑収益同額でございます。こちらは、流域下水道維持管理負担金返還金と備考欄にございますが、公共下水道につきましては、汚水処理は、全て県の流域下水道のほうで実施しておりますが、それに対しまして、汚水処理に係る経費として1立方メートル当たり39円の単価で県に維持管理負担金ということで納付しておるものがございますが、これは3年置きにこの単価を見直し等をしてございますけれども、これもその3年間の間に一定額以上の繰り越しが発生した場合には、還付をするという協定を結んでございますので、それに伴う還付ということになってございます。毎年あるものでは、通常はございません。

それでは戻ります。2項営業外収益△205万9,000円、4目雑収益、節に参りましてその他雑収益、いずれも同額でございます。

2款農業集落排水事業収益366万7,000円、1項営業収益、3目雑収益、節に参りまして雑収益、いずれも同額でございます。

次に、支出1款公共下水道事業費用34万6,000円、1項営業費用、3目総係費、節に参りまして補償費、いずれも同額でございます。

2款農業集落排水事業費用63万1,000円、1項営業費用、2目管渠費、節に参りまして動力費、いずれも同額でございます。これらは年度末の支出見込みによる補正となっております。

ページを返していただきまして、資本的収入及び支出の収入1款公共下水道資本的収入△1億3,200万円、2項企業債△8,040万円、1目企業債、節に参りまして企業債、いずれも同額でございます。

3項国庫補助金△5,090万円、1目国庫補助金、節に参りまして交付金、いずれも同額でござ

ございます。当初予算では、要望額に対しての計上しておりましたが、最終的な国庫補助の交付決定による減額補正となっておりまして、企業債についても、その裏負担分の減額ということになってございます。

4項国庫負担金△70万円、1目国庫負担金、節に参りまして国庫負担金、いずれも同額でございます。

2款農業集落排水資本的収入△190万円、4項国庫負担金、1目国庫負担金、節に参りまして負担金、いずれも同額でございます。

次に、支出1款公共下水道資本的支出△1億2,314万円、2項建設改良費同額、1目管渠建設改良費△9,630万円、節に参りまして委託料△550万円、工事請負費△9,080万円、この委託費及び工事請負費でございますが、補助事業の交付決定に対応して減額となったものでございます。2目流域下水道建設費△2,684万円、節に参りまして施設利用権取得費同額でございます。

以上で議案第36号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）の詳細説明を終わります。よろしくお願いたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由並びに詳細説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

お諮りします。収益的収入、支出及び資本的収入、支出を一括して質疑を行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議ないようでありますので、一括して質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。議案第36号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、議案第36号 平成26年度矢巾町下水道事業会計補正予算（第3号）については原案のとおり可決されました。

日程第18 発議案第1号 矢巾町議会基本条例の制定について

○議長（藤原義一議員） 日程第18、発議案第1号 矢巾町議会基本条例の制定についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

8番、廣田光男議員。

（8番 廣田光男議員 登壇）

○8番（廣田光男議員） 発議案第1号 矢巾町議会基本条例の制定について提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町基本条例制定の趣旨は、矢巾町議会及び矢巾町議員の役割及び責務を明らかにするとともに、議会に関する基本的事項を定めることにより、町民の負託に応え、もって町民福祉の向上と公正で民主的な町政の発展に寄与することを目的とするため、矢巾町基本条例を制定するものであります。

矢巾町議会基本条例の制定に当たっては、町民への周知についてであります。これまで過去3回の議員の懇談会の際に、議会改革、議会と町民の懇談会の際に、議会改革特別委員会報告の中で議会基本条例会派制導入及び政務活動費の交付などについて、委員長報告を重ねてきていることや議会だよりへの掲載により、取り組み状況が周知されているものと理解しておりますが、今後4月15日発行される矢巾町議会だよりの特集記事を組むなど、一層の周知を図ってまいります。

なお、この条例は、平成27年4月30日から施行するものであります。議員各位のご賛同をお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 質問いたします。第11条に関して、議員は、議会活動に資するた

め、会派を結成するということができるとありますが、その内規の中には、3人以上ということがあります。それで矢巾町の定数は18名ですから、12分の1の議案提案権があるわけですが、私たちが共産党は2人ですが、2人を認めていただきたいと思ひまして質問いたします。

○議長（藤原義一議員） 8番、廣田光男議員。

○8番（廣田光男議員） 委員長に対する質問のようでございますので、お話をいたします。

川村議員には、再三委員会の席にもお話をしておるとおりでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。これでは、ちょっと足りないかと思ひますが、それではちょっとだけ補足をします。

内規は、あくまでも内規でございます、今提案しているのは条例でございますので、その辺についても十分にご理解をいただき、内規の件につきましては、それぞれの内規の運用に当たっては、いろいろご質疑があるかと思ひます。ただ、3人以上とするということは、代表者会議の規定でございます、ここにはそういうたい方をしておりませんので、ご理解をいただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第1号 矢巾町議会基本条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第1号 矢巾町議会基本条例の制定については原案のとおり可決されました。

日程第19 発議案第2号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の制定

について

日程第20 発議案第3号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の制定

について

日程第21 発議案第4号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の制定

について

○議長（藤原義一議員） 日程第19、発議案第2号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、日程第20、発議案第3号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の制定について、日程第21、発議案第4号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の制定について、この3つの議案は、関連がありますので、会議規則第37条の規定により一括上程したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第19、発議案第2号から日程第21、発議案第4号までは、一括上程することに決定しました。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

8番、廣田光男議員。

（8番 廣田光男議員 登壇）

○8番（廣田光男議員） 発議案第2号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の制定について、発議案第3号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の制定について、発議案第4号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の制定についてを一括して提案理由のご説明を申し上げます。

本条例などの制定の趣旨は、地方自治法第100条第14項から第16項までの規定に基づき、矢巾町議会議員の調査研究、その他の活動に資するため必要な経費の一部として議会における会派に対し、政務活動費として交付することに関し必要な事項を定めようとするものであります。

なお、条例施行に伴う実施に当たっては、政務活動費の交付の趣旨を十分に理解し、いやしくも町民の疑念を招くことのないよう厳しく使途基準を定めておりますが、一層慎重な取り扱いに配慮してまいります。また、政務活動費の交付に要する予算措置であります、現

在議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例第4条に支給されており、委員会に出席した際の日当として食事などの提供に、支給に一日当たりの日当支給を廃止しようとするものであります。かつては4,000円支給され、現在も2,000円支給されている費用弁償は、町内には矢巾町と金ヶ崎の1,000円のみであります。この費用弁償を廃止して、矢巾町予算書の議会費の総額の範囲内において、調査研修事業が行われるものであり、施行に伴う新たな予算の増額はないものであります。

したがって、町民に対しては、この実施と新たな予算増額ではないことを今後十分に説明していきたいと思っております。

なお、この条例は、平成27年4月30日から施行するものであります。議員各位のご賛同をお願いを申し上げまして提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。

討論に入ります。

2番、藤原由巳議員。

（2番 藤原由巳議員 登壇）

○2番（藤原由巳議員） 議席番号2番、藤原由巳です。先ほどの基本条例制定に係りますまでの議員各位のいろんな研さん、努力には敬意を表するものでございますが、しかしながら今提案されました関連条例案3件につきましては、まだまだ議論が足りない、町民への説明も不足しているということから、反対の立場で討論をさせていただきます。

まず本日、冒頭での廣田委員長の議会改革委員会報告と先ほどの提案のありました議員発議においては、その趣旨等については、ほぼ理解をできますが、会派制度にかかわる政務活動費関連条例については、よく理解できず、町民にもよく説明をできかねておるところでございますので、今までの委員会におきましても再三反対の意見を述べてまいりましたが、それぞれの委員からは、今回の提案には全く問題はないというふうな話の中で協議が進められて、本日の発議ということになったというふうに私は理解しております。

今まで再三お話してきておりますので、きょうは要点を簡単に絞りまして討論をさせていただきます。まず1点目、政務活動費の1人2万円、これはそれぞれの積算根拠は示されてございますが、納税者である町民には、今現在この額に対しては、一切説明がなされてお

ません。先ほど委員長からは、議会改革の要旨については、詳しく説明しておるというお話はありましたが、活動費、その額2万円という額については、当然予算審議の過程でもなかったと思いますし、2月ごろからこの話が出てまいっております。そういうことで町民に説明いたしましても、なかなか理解が難しいのではないかなと私は考えるものであります。

仮に説明をいたしましても、去年日本国中あるいは世界にまで話題提起しました政務活動費、ある県の県会議員のお話でございますが、そういったこともありましたし、あわせてこの2万円という額は、県内町村議会におきましては、破格の額とも言える額というふうに私は理解しております。そういうことで、これを町民に理解していただくには、かなりの時間を要するというふうに私は考えるものであります。

そして2点目でございますが、我々議会では、討論にもありましたけれども、予算委員会におきまして長時間かけまして本日決定しました予算を審議したわけでございます。先ほど委員長からもその旨のお話ありましたが、全く根拠のない政務活動費が、と申しますか、ということになりますと、先ほどまでの予算審議の過程はどうであったのかということも町民に対して疑念を持たれる部分ではないかなと私は思います。

そして今委員長からもこの政務活動費は、費用弁償から組み替えあるいは流用と申しますか、そういう形でその範囲内で今後活動していくというお話でありました。仮に1人2万円、18人の議員がフルに使いますと、活動しますと、とてもどこにも及ばない額です。そういった曖昧の額の中で、本日この2万円という単価を設定することには、私は反対ですし、町民にも説明がつかないというふうに私は思います。

それから、3点目でございますが、関連しますけれども、例えば平成27年度、選挙がありますので、12カ月フルに活動費を行使できるとは思いません。仮に10カ月といたしましても2万円掛ける18人掛ける10カ月、360万円、今年度の議会予算の積算数字をちょうだいしましたが、こんなふうに細かい数字がありますが、どこにもその額はございません。あてのない額をここで2万円を設定するということは、私は我々議会としては、到底許されるものではないというふうに思うわけでございます。

そして先ほども委員長から話ありましたこの条例ですが、議会の議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例の第4条ということで先ほどお話ありましたから、この後の説明は省略しますが、25年度の決算で見ますと、費用弁償164万円、支出されてございます。26年度はまだ途中でございますから、あれですが、これが一気に皆さんが毎月のように活動して満額ということになりますと、膨大な400万円を超える額になります。果たしてこれが先ほど来お話あ

るように、今回の基本条例の理念で冒頭お話されましたが、町民と一体となって開かれた議会を目指していこうという我々の取り組みに果たして合致していますでしょうか。

あわせて関連条例でございますが、いわゆる先ほど申し上げました費用弁償に関する条例の第4条、廃止条例案、まだ出ておりません。いわゆる今回の活動費の条例が可決されますと、やや趣旨の異なる条例2つが存在することになります。参考までと思って、ある先輩からお伺いしましたが、一方が廃止されない場合は、前の条例がそのまま継続されるよと、こういうお話もいただきました。そうしますと、廃止をしない中で本日の活動費関連条例を定めるということが、本当に我々議会人として今後町民に説明できるものでしょうか。

そういうことを含めまして、私はこの活動費に全く反対するものではありません。今まで申し上げましたように、今後すぐ改選になるわけでございますが、改選後の新たな構成の中で、それぞれ住民懇談会等で説明をしながらご理解をいただき、そして28年度の予算にきちっと積算をして、予算要求をお願いして、そして決定してから執行すべきというふうに私は思います。そういったことで今回の当初予算には、反対されました議員もおられますけれども、今まで申し上げました内容を十二分に議員各位にはご理解をいただきまして、賢明なる判断を望みまして反対討論を終わります。

ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。発議案第2号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、発議案第2号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する条例の制定については原案のとおり可決されました。

次に、発議案第3号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、発議案第3号 矢巾町議会政務活動費の交付に関する規則の制定については原案のとおり可決されました。

次に、発議案第4号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立多数であります。

よって、発議案第4号 矢巾町議会政務活動費の運用に関する規程の制定については原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） ここで町長から挨拶の申し出がありますので、これを許します。

川村町長。

（町長 川村光朗君 登壇）

○町長（川村光朗君） ただいま議長さんのお許しをいただきましたので、貴重な時間を割愛いただきまして、一言御礼のご挨拶を申し上げます。

まずもって本定例会3月会議は、2月24日から本日までの25日間という長丁場で行われました。議員の皆さんには、大変ご苦労さまでございました。そしてまた、一般質問から始まりまして、それぞれ単行議案の審議、そしてまた最も重要な27年度の予算の審議がなされたわけで行われています。特にもこの予算審査特別委員会におきましては、今度新たな常任委員会ごとの審議ということでそれぞれなされたわけで行いまして、我々執行部も係長以上、それぞれ常任委員会ごとに出席いたしまして、いろいろご答弁を申し上げたわけで行いますが、振り返ってみますと、職員たちも大変勉強になったのではないかなというように思っております。そしてまた、一般質問なり、単行議案、そしてまた予算審査特別委員会でいろいろ議員各位からはご提言、そしてまたご意見を賜ったわけで行いますし、さらには、予算審査特別委員会の報告書には、11項目の附帯意見がなされたわけで行いまして、今後これらに意を体しましてしっかりと取り組んでいかなければならないように思っております。実は私もお案内の来月の29日までが任期でございまして、30日には新たな、新しい町長が誕生するわけで行いますので、そうしたことをそれぞれ引き継ぎもしっかりしてまいりたいと。そしてまた、議員各位のそうした考えにも意を体してまい

りたいというように思っておりますので、今後ともよろしくご指導のほどお願いを申し上げます。

そしてまた、来月は議員の皆さんも改選期でございます。全員当選されますことを心からご祈念申し上げますとともに、そしてまたこの矢巾町の発展、そしてまた町民の幸せのために多くのご尽力を賜りますことをお願いを申し上げる次第でございます。そしてまた、ご勇退される議員の皆さんにおかれましては、健康には十分留意されまして、日本一健康な町を目指しておる矢巾町の先輩として健康には気をつけていただければなというように思っておりますのでございますし、そしてまた、いろいろ先輩として町政に対しましてご指導を賜ればなというように思っておりますのでございます。

以上、申し上げまして御礼のご挨拶にかえさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（藤原義一議員） ここで暫時休憩をします。

なお、町長以下参与の方々は、退席されて結構です。

再開を3時20分といたします。

午後 3時07分 休憩

午後 3時20分 再開

○議長（藤原義一議員） 再開をいたします。

日程第22 発議案第5号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について

日程第23 発議案第6号 矢巾町議会予算決算常任委員会規程の制定について

日程第24 発議案第7号 矢巾町議会広報広聴常任委員会規程の制定について

○議長（藤原義一議員） 日程第22、発議案第5号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について、日程第23、発議案第6号 矢巾町議会予算決算常任委員会規程の制定について、日程第24、発議案第7号 矢巾町議会広報広聴常任委員会規程の制定について、この3つの議案は関連がありますので、会議規則第37条の規程により一括上程したいと思います、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） ご異議なしと認めます。

よって、日程第22、発議案第5号から日程第24、発議案第7号までは一括上程することに決定しました。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

16番、高橋七郎議員。

（16番 高橋七郎議員 登壇）

○16番（高橋七郎議員） 発議案第5号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例について、発議案第6号 矢巾町議会予算決算常任委員会規程の制定について、発議案第7号 矢巾町議会広報広聴常任委員会規程の制定についてを一括して提案理由の説明を申し上げます。

矢巾町議会委員会条例の一部を改正する内容であります。1つは、常任委員会の所管事項を分野ごとに指定していたものを執行者側の所属課ごとに改めるものであります。

2つ目として、今まで予算決算の審議は、特別委員会を設置してあっておりましたが、今回からは議長を除く17名の委員で予算決算常任委員会を構成し、通年会期でありますことから常設して、補正であっても、いつでも審議できるようにしたところであります。これによりまして、予算決算常任委員会の運営に関して規程を定めるところであります。

3つ目として、議会だよりの特別委員会も同様に常任委員会化するものであり、委員定数を9人として、議会広報紙を編集する広報分科会と議会報告会等を担う広聴分科会を定め、その運用を定めるものであります。

4つ目として、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正により、新教育長であることによる文言の整理をあわせてするものであります。

なお、この条例等の一部改正は、一部を除き次の議会議員の任期である平成27年4月30日から施行するものであります。

議員各位のご賛同をお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

14番、川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 質問いたします。1点ですけれども、予算決算常任委員会がこの条例で決まるわけですけれども、補正予算のときに提案される期間が短いのですけれども、

それはどのように考えているのかお伺いします。

○議長（藤原義一議員） 16番、高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） この件については、議会運営委員会で日程等を調整しながら進めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（藤原義一議員） 川村よし子議員。

○14番（川村よし子議員） 日程等の調整するということですがけれども、例えば平成26年の3号議案は、昨日4時に提案されたわけですがけれども、その場合は、どのようになるのでしょうか。

○議長（藤原義一議員） 高橋七郎議員。

○16番（高橋七郎議員） それ相当の時間をとりまして分科会ごとにやらなければだめだと思っておるところでございます。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

11番、昆秀一議員。

○11番（昆 秀一議員） 参考資料の新旧対照表の19条、これはどこが変わって、このアンダーラインになっているのか教えてください。

○議長（藤原義一議員） 訂正なそうですが、よろしいですか。

○11番（昆 秀一議員） 要らないということですね。わかりました。

○議長（藤原義一議員） 要らないということです。よろしいですか。

○11番（昆 秀一議員） はい。

○議長（藤原義一議員） ほかにございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第5号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第5号 矢巾町議会委員会条例の一部を改正する条例については原案のとおり可決されました。

次に、発議案第6号 矢巾町議会予算決算常任委員会規程の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第6号 矢巾町議会予算決算常任委員会規程の制定については原案のとおり可決されました。

次に、発議案第7号 矢巾町議会広報広聴常任委員会規程の制定についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第7号 矢巾町議会広報広聴常任委員会規程の制定については原案のとおり可決されました。

日程第25 発議案第8号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出について

○議長（藤原義一議員） 日程第25、発議案第8号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを議題とします。

職員に議案を朗読させます。なお、朗読は表題のみとさせます。

（職員朗読）

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明を求めます。

12番、村松輝夫議員。

（12番 村松輝夫議員 登壇）

○12番（村松輝夫議員） 提案理由の説明をいたしますが、けさほど審査意見で申し上げた内容のとおりでありますので、議員各位の賛同をいただきますようお願いをいたしまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（藤原義一議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 質疑なしと認めます。
討論に入ります。

（「なし」の声あり）

○議長（藤原義一議員） 討論なしと認めます。

採決に入ります。発議案第8号 「手話言語法」制定を求める意見書の提出についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（藤原義一議員） 起立全員であります。

よって、発議案第8号 「手話言語法制定」を求める意見書の提出については原案のとおり可決されました。

○議長（藤原義一議員） 以上をもって3月会議に付託された議案の審議は全部終了しました。
これをもって平成27年矢巾町議会定例会3月会議を閉じます。
大変ご苦労さまでした。

午後 3時33分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員

署名議員